

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 12

庫	交	閣	内
函	五 一 三 七	九	和 書
架	冊	號	類

5-8299

282
9

朝鮮の姓名族に關する研究調査

朝鮮總督府中樞院版

省者實之實	老	子
省之與實形之與影也	顏子家訓	
自生民以來有物存者	禮	名
物死留皮人死留名	王	章
即管石埋名	白氏文集	

序 文

本書は本院囑託今村鞆氏の編纂に係る、本院に於ける風俗慣習調査の一部を成すものにして。其内容は朝鮮の姓名竝に氏族に關係ある事項に付て。現情の記述と共に其歴史沿革等に就て。數百家の古典を獵涉して、考據證説し。某る部分は是を法律學的に或は民族學的に、また史學的に觀察したるものにして。稍備はれりと謂つべく。従前未だ本事項に關して斯る纏りたる著述あるを見ざるの時。本書に據りて其不備の幾分を補ひ。學問上の參考資料たると共に。官衙公私團體等姓名に關係深き方面の實用に供せらるゝを得ば。獨り本院の幸のみ



に非ざる也。篇中著者の意見を發表したる箇條多きは。研究てふ題目上當さに然るべき所にして、是亦一家の私見として參考に資すべきなり。

昭和九年四月 日

中樞院書記官長 牛島省三

例言

- 一、本篇は朝鮮の姓と名と、氏族に關する事項に關し。其概要を調査攷究して記述したるものなり。
- 一、此の調査は主として、現状の觀察を目的としたれども。其必要ある部分は、山來沿革等の古事に涉りても亦説を進めたり。されど本來史學的に闡明するを目的とせず。故に其點は唯切要なる範圍に止めたり。且つ各箇條に多少は編者の私見を加へたるは。此種の著述上其必要ありと考へたと共に。觀閱者の參考に利便あるを想到せしに出づ。
- 一、本篇は素より朝鮮のことを記述するものなり。茲に朝鮮と稱するは、箕子遼東の朝鮮のことに非ず。また李氏朝鮮のみを指せるに非

ず。現在の朝鮮の地域を基本として。其區域内の古代より現今迄の當該事實を記すもの也。而して事の關聯上より、或は比較参照の必要より。支那及日本の同一事態に涉りても記述し。且つ對比参照を試みたり。また高句麗の姓氏に關するものは其系統を引ける者に、泉氏井氏の如きものありしも、今亡し。總じて比較的朝鮮には關係薄きを以て、之が引照を省略せり。

一、從前朝鮮に於ける姓氏の書に、梁誠之の『海東姓氏錄』、洪汝河の『海東姓苑』、趙仲耘の『氏族源流』、丁時述の『諸姓譜』等あれど、今傳はらず。近代著述のもの二三あれど、考證的記述少なく。多數の族譜はあれど、皆其一族の記録に係れり。また姓名氏族に關する零言片語は、正史野史に散見あれど。統一抽象して記せるもの無し。本篇は僅かに半年有餘の調査研究に係り、記述の分量も亦多からず。未だ以て

素より完全なりとは謂ひ難きも。朝鮮に於ける姓名氏族の大體を會得するの資料たるを得ば幸とする所なり。猶其不備の部分は後人の補足を待つのみ。

一、祖先崇拜は東洋道德の根底を爲すものにして。氏族思想、家門の尊重、姓名の敬避等、直接間接に是れと關係あり。近時の朝鮮は新舊思想の過渡期に屬し、此等古來傳統の美風漸く失はれんとせり。又一面より觀察すれば、それ等舊慣の中には新らしき社會の情勢と相容れざるもの無きに非ずして。舊態より漸く方向を轉換せんとする趨向あり。此際に於ける本題目の研究調査亦徒爾ならざるものあらん歟。

昭和九年四月 日

編者 中樞院囑託 今村 鞆 識

附記

本書校正中に於て總督官房臨時國勢調査課より『朝鮮の姓』の出版あり、其姓別と總數に付ては相對照して本書第三章第一節中に兩者の異同を説明して追加せり。猶同書は専ら現狀を精細に記述せるを以て本書と相參照して閱覽せらるれば利便多かるべし。

古き戸籍帳

京城帝國大學圖書館藏

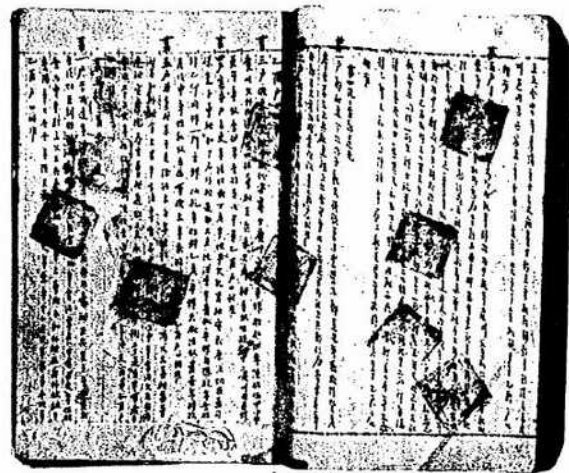
(上) は宣祖十年蔚山府の戸籍

(下) は宣祖三年山陰縣の戸籍

昔の戸籍は式年と稱し。子卯、午酉の歲即ち三年に一回調査

成册せり。此二册は現存せる最古のものにして。貴重なる

史料の一なりとす。



史林の一六〇三

如根也。此二種は果ては古のものにして、貴重なる
昔の可備な手本なり。千原、西の筆蹟を三本に一回臨書

- (1) 和宣 三平 山崎 藤の可備
- (2) 和宣 十平 山崎 藤の可備

古き可備

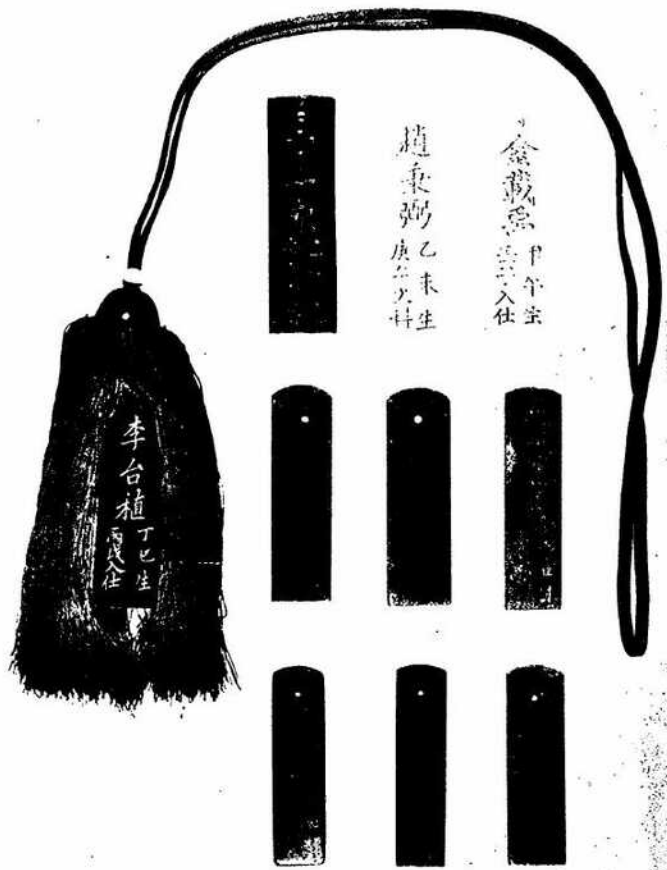
京樂帝國大學圖書部

號牌

號牌は一般士庶の男子に佩用せしめ。其人の職別身分證明の用に供せしものにして李朝の初期より李太王甲午改革の前迄施用せしも。其實行は時に改廢弛張あり。様式も亦時に變改ありしも。後代は庶民は木製、兩班の中、二品以上は象牙其下は水牛角製を用ひたり。

泉平其子利水半出跡を用心に
 二體知るに「」と。翁引利源引利水跡、兩源の中二品以上は
 御遊遊用せしむ。其實行利源に如難難遊より。翁夫と亦親
 の用ニ辨せしむの「」了卒時の時限より卒太王甲半如革の
 覽辨利一強士湖の畏下ニ辨用せしむ。其人の難限長衣體即

覽
 辨



清風金氏族譜

京城帝國大學圖書館藏

清風金氏は名門の一にして。本譜は高麗門下侍中大猷の子孫を合録せるもの。英皇二十六年。後孫金在魯の刊行せしものに係る。

朝鮮の姓名氏族に關する調査研究

目次

序言

第一編 朝鮮の姓名

第一章 姓と氏	一
第二章 朝鮮に於ける姓名の變遷	二
第一節 總説	二
第二節 主として貴族士人	三
第三節 一般庶民	三
第四節 姓名の異例	三
第三章 朝鮮の姓	四
第一節 朝鮮の姓別並總數	四
第二節 現在の姓別並其數	五

第三節	戸籍面に誤記せられたる姓	三〇
第四節	従前の文獻に見當らざる姓	三〇
第五節	稀珍姓	三〇
第四章	姓の享有及姓名の得喪變更	三三
第一節	姓の享有	三三
第二節	姓名の得喪變更	三三
第三節	姓の創立	三三
第五章	朝鮮の姓名の字數	三六
第一節	姓の字數	三六
第二節	名の字數	三六
第六章	名の撰定並命名の時期	三九
第一節	兒名總説	三九
第二節	兒名の緣起	三九
第三節	兒名の特質	三九
第四節	兒名の種別	四〇

第五節	兒名の一般的用字	四〇
第六節	兒名の命名緣由による區別	四三
第七節	冠名	四六
第八節	冠名の撰定に於ける支那思想の影響	四六
第九節	冠名の撰字	四八
第七章	實名以外の名	五三
第一節	字 <small>ナリ</small>	五三
第二節	別號	五六
第三節	證號附徵號	五三
第八章	職業的名稱	五七
第一節	僧名	五七
第二節	妓名	五九
第九章	名の忌避	六〇
第一節	支那に於ける緯名	六〇
第二節	朝鮮の諱名	六三



第三節 外國主權者に對する諱名	四〇
第十章 姓名に關する神話傳説	四一
第二編 氏族	
第一章 總説氏と姓との區別	四二
第二章 朝鮮の姓氏	四七
第三章 本貫	五七
第一節 總説	五七
第二節 本貫の性質と種別	六五
第三節 本貫の變例	六九
第四章 本貫と姓氏並族との關係	七一
第五章 姓氏の數及其名稱別	七五
第六章 外國系の姓氏	七九
第一節 日本系	七九
第二節 滿洲國系	八三

第三節 蒙古系	八二
第四節 渤海系並契丹系	八四
第五節 回鹘系	八五
第六節 中央支那系	八六
第七節 南方西方支那系	八六
第七章 系譜の書	八七
第一節 譜書の起原	八七
第二節 譜書の作成	八八
第三節 譜書記載の價値並作譜の弊害	九〇
第八章 同族部落並地名と姓氏	九一
編外 餘説	
第一章 姓名氏族に關する觀念の近代的趨向	九六
第二章 社會性より觀たる朝鮮の姓名	九八



朝鮮の姓名氏族に関する研究調査

第一編 朝鮮の姓名

第一章 姓と氏

姓と云ふ文字も氏と云ふ文字も支那に在ては、時代により其對照と使用の範圍を異にせり。日本に於ても亦同一たりし。特に氏と姓との關係と區別に付ては、日支共に學者間に論議あり。各説く所一様ならずして遂に歸一する所無し。現行日本民法に於ては是を氏の一稱として制定し、亦姓なるものを認めず。今此れが字形を見るに、姓の字は女の生む所たるを表はし。古文は姓にして古代女系母權時代の族稱の傳統を意味せることは、支那上古の八大姓と稱せらるゝ者に、姬、姜、嬴、姁、婁、婁、婁、婁等女の文字多きに徴すべく。氏の字は『說文解字』段玉裁の注に、巴蜀の山崖の岩石崩落し、其聲數百里に聞えし。其岩形千に象どりしとあれど。此說承認し難し、何となれば、象形文字の發生せし商殷の領域と、最遠き巴蜀の地の岩形に

象どりしとは考へられず。また殷墟甲骨文字よりも未だ斯る説に適合すべき者を見出ざればなり。氏の字古文^々にして民の古文^氏とも關聯あり。二者共に孕めることに或は生れることに縁由ありとすべきも。結局其象形の眞は不明なり。是を支那古典の用字例より検討するも。二者の間に姓質上の區別無きこと、第二編姓氏の部に詳説せり。朝鮮に於ては、其族制の分岐其稱へ方支那日本の昔の如く複雑なるもの無く。随つて姓と氏の區別に付ても割合に簡單なり。されど猶説明すべき點無しとせず。それ等は第二編に譲り。茲に本篇に於て姓と稱するは普通の意味に於ける姓。即現行民法の規定による氏と同一の意味を以て取扱ひ解説すること、すべし。

第二章 朝鮮に於ける姓名の變遷

第一節 總 說

有史以來朝鮮に於ける人名の稱へ方を觀れば、大樣是を三期に分つことを得べく。即ち初期は朝鮮固有の風習に依りて之を表示呼稱せる時代にして。次に支那文化

の影響を受け、支那樣式に變更を試みし時代あり。此期に於ては純支那式のもの朝鮮色のものと支那折衷のものとの相混淆せり。終りに支那樣式に概ね固定したる時代あり。以上三期の區別は大體の見方にして劃期的のものには非ず互に相交錯せり。故に現今に於ても猶戸籍簿には朝鮮固有色を帯べる庶民の名の多く殘存あるを觀る。

而して兩班と庶民との間に於ては、稍其趣を異にせるものあり。是畢竟支那文化の被及は主として上府階級に留まり。下府には餘りに多く浸潤せざりしに職由す。朝鮮の姓名の様式は上に述べたる如く。三國以降支那文化の影響を受けたる以外には。自國の内部より起りたる政治的經濟的社會的による動搖の爲に。變遷を來したる如き事態は之を看出すことを得ず。依然として七八百年來の舊態を保存持續し來れり。蓋し其兩班式名稱の不變は中華心醉の思想に流末し。土俗式人名の持續は社會進化の遲展に由來するものなるべし。

第二節 主として貴族士班

第一期 朝鮮の固有名稱を以てせし時代

凡そ人の名の最も原始的なるは、他人と識別指呼の必要上聲音に依る認識符號を設くるに起り。此の稱號が社會の進化發達と共に變遷して遂に固定様式化したるものにして。古代何れの民族に於ても、人あれば必ず名あり。社會上の優族には、名の外に、其血族の一團を表示すべき氏族名(tribe)あり。また別に血族の關係無く、單に政治的團體たる部族名(tribe)も亦某る民族には存在したり。朝鮮に於ける太古よりの經過も、亦大體右の如くなりしこと蓋疑無き所なるべし。されど今日より之を考ふるに年代遠く史料も甚乏しく茫乎として其血族團體たる名稱並に各人の名の命名様式の定型風習。及血族團體名を有せし者と、有せざりし者との範圍區別。部族團體名の有無等を明確に知り得ることを得ざれども。古典の記載により上流者の姓名の如何なりしかは、大體之を知るを得べく。以下に例示すべし。

(1) 三國史記の記載

西紀二五年頃より同七七〇年頃迄に當る年代の人名を摘録す。但百濟の人名は(1)(2)共に除外し別項に掲ぐ。

△孟 召	馬韓の將	脫解王	△吉 門	阿准	脫解王
△羽 烏	角干	同上	△允 良	波珍准	婆娑王

△陶 鄒	昔汁伐の主	婆娑王	△居 柒夫	伊 准	眞智王
△昕 連	波珍准	祇摩王	△弩 里夫	上大等	眞平王
△朴 阿道	葛文王	逸聖王	△首 乙夫	上大等	同上
△眞 忠	一伐准	奈解王	△思 眞	伊 准	善德王
△于 老	大將軍	助實王	△眞 珠	沙 准	同上
△阿 晉夫	骨伐國主	同上	△金 仁問	波珍准	眞德王
△良 夫	伊 准	味芻王	△品 口	大驛將軍	武烈王
△伐 智	級准	慈悲王	△竹 旨	貴曠總管	文武王
△德 智	左右將軍	同上	△眞 福	上大等	神文王
△實 竹	將軍	矧智王	△元 宣	大阿准	孝昭王
△異 斯夫	軍主	智證王	△孝 貞	伊 准	聖德王
△比 助夫	伊 准	法興王	△金 順	伊 准	惠恭王
△金 仇衡	金官國主	法興王	△廉 相	伊 准	同上
△金 武	新州軍主	眞興王			

(2) 三國遺事の記載

西紀一年(?)頃より同七五〇年頃迄に當る年代の人名を摘録す。

△調平	闕川楊山村主	始居祖	△竹旨郎	副帥	孝昭王
△蘇伐都利	李氏祖高墟村主	同	△弓巴	俠士	神武王
△俱禮馬	突山祖大樹村主	同	△處容	東海龍子	愍康王
△智伯虎	孫氏祖支村主	同	△居陶知	軍士射手	眞聖王
△祇范	芻山祖利村主	同	△未尸郎	國仙	眞興王
△虎珍	金山祖高耶村主	同	△努勝夫得	佛教信者	聖德王
△金堤上	薛氏祖高耶村主	同	△恨々朴々	同上	同上
△朴娑覽	高句麗に赴きし使者	奈勿王	△一伐	將軍	奈解王
△鼻荆	日本に赴きし使者	同上	△勿稽	同上	同上
△朴夙清	鬼神を役せし人	舍輪王			
	波珍准	神文王			

以上主として新羅の古代人名を抜記せり。其人名に宛てたる漢字は借音多かるべく。中には姓と名となるや。名のみなるや不明のものもあり、また敬稱と混一せる者もあるべく。歴史紀年の繰上もあり。史筆の修飾もあるべく。是を以てしては朝鮮古代の姓名の様式を踏納するを得ず。

史記の朴阿道の如きは、妃を朴氏としたる關係より故らに朴姓を冠したりとも見られ。異斯夫居柒夫の金姓なるは、王姓の金たる關係より、延ひて金姓に作りしとも考へらる。また遺事の金堤上は史記には同一人を朴堤上とせる等、史筆離離の痕を見るべし。唯名の末字に智又は知の音ある文字を付せる者多きは一の定型と見るべく。此事後段第六章に説きたり。

(3) 支那古典の記載

- 西紀前一二〇年頃より後五〇〇年頃迄に當る年代の人名を摘録す。
- △南閩『漢書』…天朔元年の秋、東夷葦君南閩等口二十萬人降る…。
- △王調『後漢書』…韓に三種あり。馬韓、辰韓、辨辰…。建武二十年、韓人廉斯、廉斯人蘇馬、蘇馬等樂浪に至り貢獻…。
- △廉斯、蘇馬…。魏略に曰ふ…。王莽地皇の時に至り、廉斯、蘇馬、辰韓の右渠師となる…。

△餘句『晉書』東晉簡文帝、咸安二年…。百濟王餘句を拜して、鎮東將軍樂浪太守と爲す。

△餘暉『同上』光武帝大元十一年、百濟王子餘暉を以て、百濟王とす…。

△餘映 △餘眺 『梁書』晉の義熙中百濟王餘映。宋の元嘉中同王餘眺使を遣はして生口を獻す……。

△荷知 『南齊書』太祖建元元年……加羅王荷知來獻す……。

△餘映 『宋書』義熙十三年に百濟王の名として出づ。

△餘慶 『同上』大明三年に同上。

△贊首流 △沙法名 △解禮昆 △木干那。『南齊書』永明八年に百濟將軍の名として出づ。

支那の古典には馬韓、辨韓、辰韓、濊等に関する記事の分量相當に多く出であるも、其割合に人名の記載甚だ鮮なし。

(4) 日本古典の記載

西紀前三三年頃より、同後六二〇年頃迄に當る年代の人名を『日本書紀』より摘録す。

△蘇那曷叱知 崇神天皇六年に來朝せし任那の使者。

△天日槍 垂仁天皇三年に來朝せし新羅の王子の名。此名『古事記』にも出づ。

△汗禮斯伐 △毛麻利叱智 △富羅母智 神功皇后攝政五年に來朝せし新羅の使者。

者。

△微叱許智伐早 右年代より以前に來りし新羅の質子。

△真毛津 應神天皇十四年に貢せし百濟の縫衣工女。

△阿直岐 同十五年に來りし百濟の使者。

△莫古解 △古爾解 顯宗天皇三年の記事中にある百濟の將軍。

△洲利即爾 △姐彌文貴 △木笏不麻甲背 繼體天皇の七年に來朝せし百濟の使者。

△段楊爾 同上百濟の五經博士。

△彌騰利 同二十三年に來朝せし百濟の使者。

△伊叱久禮智 同上の記中にある新羅の上臣。

△已洲已流 安閑天皇元年に來朝せし百濟の使者。

△鼻利莫古 △木笏味淳 欽明天皇二年の記中にある百濟の人名。

△真牟貴文 同上四年に來朝せし百濟の使者。

△沙宅己斐 △木笏麻那 △木尹貴 同上の記中にある百濟の人名。

△真慕宜文 同上八年に來朝せし百濟の使者。

- △怒利斯致契 同十三年同上。
- △彌至己知奈末 同二十一年に來朝せし新羅の使者。
- △久禮叱及伐早 同二十二年同上。
- △枳叱政奈末 敏達天皇八年に來朝せし同上。
- △竹世士 推古天皇十八年同上。
- △首智買 同上任那の使。
- △北叱智 同十九年に來朝せし新羅の使者。
- △親智 △周智 同上任那の使者。

以上人名の中には敬稱官名等も混淆せるものもある。古代朝鮮に於ける人名の眞實を比較的によく傳へたりと考せらる。

要之するに以上日支鮮三國古典の記載のみを以てしては、唯固有の古俗名を稱へたりと云ふこと、百濟の數姓以外には支那様式の姓名無かりしを知るの外に出でざるを遺憾とすべし。

新羅古代の人名に付ては二三學者により考證を試みられし者あり。中には傾聽すべき者もあれど、何れも個々のものなれば茲には是を引照せず。

第二期 漢字を用ひて在來の族名を表示すると共に、名も亦漢様化せんと試みし時代。

秦の亡民の投入漢の四郡の設置引續いて其後に於ける。半島と支那中央部並接壤地との接觸交渉に於て、彼が文化の波及を受け、彼が風習の傳來ありしとするも六朝の前に於ては、社會進化の階段に於て兩者の間に著しき徑庭ありしを以て姓名の様式迄も直ちに模倣する程には影響を蒙らざりしと觀るべく。また古代の東流移住者にして、其本來の支那式姓名を、一千五六百有餘年以上連綿として持ち傳へたる者ありしと云ふ事は、史學上よりも、また事實に於ても、是を認むるを得ず。此點に付て然か有りしとして記述せる朝鮮の古典並譜書の文字は、唯傳説若くは史筆の因はれ或は粉粧としてのみ觀照すべきものとすべし。

古代式族名を漢様式に改めんとする試みは、新羅よりは遙に早く、支那文化に接觸したる百濟に於て最初に行はれたり。『北史』の記載は其重要なる資料たり。同書東夷傳百濟國の部に……國中大姓有族沙氏、燕氏、劬氏、解氏、眞氏、國氏、木氏、苗氏……とあり。また王姓餘氏とあり。

『隋書』は眞を員に、『唐書』は眞を貞に作れり。眞を正しとす。『隋書』殘缺に引ける括地志には

苗を首に「隋書」には苗に作れり。首を正しとす。また木と勃とは。木勃の複姓を二字に誤り分ちしこと確實なるべし。

右の八姓を試みに古典中より拾録すれば

△沙氏	沙 仇首王長子	三國史記	燕 會	將軍	聖王	三國史記
沙 豆	左將 阿莘王	同上	燕 文	扞率	法王	同上
沙 烏	達率 武寧王	同上	△解氏			
沙 若思	內臣佐平 文周王	同上	解 婁	大輔扶餘人	東明王	三國史記
沙 乞	將軍 法王	同上	解 須	上佐	腆支王	同上
沙 叱	大佐平 濟末	扶餘在唐平百濟碑文	解 丘	兵官佐平	同上	同上
沙 法名	將軍 東城王の時	南齊書	解 忠	達率	同上	同上
沙 宅己婁	聖王の時	日本書紀	解 仇	佐平	文周王	同上
△燕氏	叛臣 三斤王	三國史記	解 明	武將	武寧王	同上
燕 信	兵官佐平 聖王	同上	解 鱒	佐平	法王	同上
燕 實			△苜氏	將軍	東城王の時	南齊書
			解 禮昆			

首 加	佐平	三斤王	三國史記	真 勿	左輔	古余王	三國史記
首 奇	達率	法王	同上	真 可	內臣佐平	同上	同上
△木勃氏				真 義	內臣佐平	比流王	同上
木 勃滿致	重臣	蓋南王	三國史記	真 淨	朝廷佐平	近肖古王	同上
木 勃不麻甲背	使者	武寧王の時	日本書紀	真 高道	內臣佐平	同上	同上
木 勃味淳	使者	聖王の時	日本書紀	真 嘉談	達率	辰斯王	同上
木 勃麻那	同上	同上	同上	真 武	左將	阿莘王	同上
木 勃今敦	使者	同上	同上	真 男	佐平	三斤王	同上
木 勃施德文次	同	威德王の時	同上	真 老	兵官佐平	同上	同上

△真氏				真 虎	既堂の外甥	新羅末	同上
真 會	右輔	多婁王	三國史記	真 毛津	任那の縫女	古余王の時	日本書紀
真 之	大輔	同上	同上	真 牟貴文	使者	聖王の時	日本書紀
真 果	武將	蓋南王	同上	真 恭宣文	使者	同上	同上
真 忠	右輔	古余王	同上	△國氏	無し		

百濟の王姓に付ては『三國史記』には始祖高溫祚の項に……其世系高句麗と同じ

く扶餘に出づ。故に扶餘を以て氏と爲す……とあり。『周書』には百濟王姓夫餘とあり。『晉書』『梁書』『魏書』には王の姓を餘とし。『宋書』『隋書』には余と扶餘との二様に出で。『日本書紀』には餘又は余と出で。『三國史記』腆支王の内臣佐平に餘信あり。新羅武烈王の時に建立せし扶餘の唐百濟を平げし碑文中には。百濟王を扶餘義慈。外王餘孝とあり。右は外國に對しては扶餘の複姓を高尙ならすして一字姓の餘として稱したるか。史の略書なるか、また二様にありしかは明かならず。余の字は餘の略字たること明かなり。

以上に記せし百濟に於ける八姓國姓の者は高麗朝に至は扶餘族固有の族名を漢風に翻譯せること、推定せられ。其様式の整へること新羅古代人名と一段の差あることを見るべし。而し其翻譯には支那漢族以外の土族が固有名稱を漢字姓に改めし例より觀て。漢字に借音表現せし二字以上のもの。同上の頭一字を取り用ひしもの。或は訓義に譯せし者等の別ありと雖も。百濟の姓は其何れに依りしかは今日より是を知ることを難し。

此姓の變更を試みしは王室と之を圍繞せる貴戚重臣の徒儻に限られしこと前掲の如し。猶右八姓の外に『三國史記』には乙音、屹于、莫古、解豆、知優、永因、支王、辯那、祖彌

架取、黑齒當之。『日本書紀』には姐彌文貴等の姓名あるを見る。

朝鮮に於て最古く由緒の明かなる。此等百濟の姓は其國の滅亡と共に解消して傳はらず。『世宗實錄』地理志。『東國輿地勝覽』『增補文獻備考』其他朝鮮の文獻に右十數姓を掲げあるは。各書其編著の當時悉く其姓の存したるに非ずして。唯古典の記載を収録したるものなり。また中間の文獻に燕眞、沙扶餘、餘等の姓の人の存在を記せるものあれど。百濟系なるや否は明かならず。現今に於ては右古姓の中燕余の二姓のみ實在すれど。是を百濟の傳統なりとする證無し。

(參考)

百濟の諸姓が支那の姓の製借に非ざること

本為祖彌首扶餘等の四姓は支那の文獻に出でざる姓なり。余は南北朝に余齊民あり。餘は春秋吳に餘祭あり、後燕に餘崇あり。解は漢に解延年あり、後漢に解奴率あり。晉に解系解修あり。眞は漢に眞武あり。後漢に眞慶あり。燕は孔子の弟子に燕伋あり。沙は唐に沙吒利あり。其前には無く、何れも最も鮮なき姓にして皆後族には非ざること之を證すべし。

次で新羅に就て古姓を検討せんに。『三國史記』『三國遺事』に記されたる新羅金朴、昔三姓始祖説の如きは、何れの國の開闢説にもある如き神話の領域に屬し、史としては承認すべからざるものにして。『世宗實錄』地理志に右三姓を天降姓としたる

を適當とすべし。駕洛の始祖の金姓説の如きも亦同じ。其神話と歴史の接觸點に付ては大に攷究を要すべきものあるなり。唯『三國史記』法興王十九年(西紀五六年)出たる金官國主金仇亥の金姓の如きは、史學上より承認し得べきもの、一なるべし。

新羅は國の成立新らしく支那文化の吸收攝取高句麗百濟よりは遙に遅れたるを以て、其姓氏に付ても他二國とは趣を異にせる者あり。『梁書』新羅傳によれば：「宋の時新羅と曰ふ、或は斯羅と曰ふ。其國自から使聘を通ずる能はず。普通二年(梁武帝西紀)王募名は泰法興王始めて使をばして百濟に隨つて來る……文字無し、木を刻んで信と爲す。語言百濟を待つて而して後通ず焉……とあり。試みに朴、昔、金三姓に就て詮索するに、『三國史記』の新羅に關する敘述は新羅の古記録を資料として高麗に於て金富軾の手に於て編纂したるものにして、其新羅の史料も既に羅末の學者の手に依つて修飾粉裝せしものと推定せられ、猶新羅系貴族の末裔たる編者の手に於ても更に相當按排を加えられたる者あるべく、此書の右三姓に關する上代の記載は考據とすべからず。是を支那の史籍に見るに『北齊書』世祖河清二年(西紀)に新羅王金眞興を冊したる記載あり。『隋書』新羅傳に……其王は本と

百濟の人海より逃れて新羅に入る。遂に其國に祚を傳へて金眞平に至る。開皇十四年(西紀)使を遣はして方物を貢す……とあり。『新唐書』に……王姓金、貴人の姓朴氏。民に氏無く名有り……とあるものを、古き新羅の支那様式の姓の記載としての確實なるものと認むべし。

『日本書紀』には孝德天皇大化三年に新羅の使者として金春秋、金多遂の名出で、次で天智天皇七年に金東嚴の名出でたるを、日本の古典に支那式姓名として新羅の人名の現はれし最初のものとす。

是を朝鮮の金石文に就て考するに、彼の有名なる眞興王(西紀五四〇年)年代の境土擴張並巡狩の紀念黃草嶺北漢山昌寧に發見せられし三碑中の石刻人名中、黃草嶺碑に法藏慧忍の如き僧名ある外は、居七夫智、俊智、内夫智、麥夫智等等の在來式土名のみにして、此等の人は何れも當時の大官、上流者のみなるに支那式姓名は一も是れ無し。慶州甘山寺彌勒菩薩造像記(西紀)に、金志誠の名あり。同寺阿彌陀如来造像記(西紀)に、金志全、慶州聖德王神鐘銘(西紀)に、金驥源、金弼奚、金良相、朴韓味等の名あるを、支那式姓名の石文にある最も古きものとすべし。

以上に述べたる史籍金石文により、此三姓は餘りに古きものに非ざることを知り

得べく。古き氏族名を或は尊稱名を漢樣式に懸案して稱したるか。或は又何等かの緣由に據り、創造せしかば。未だ遂かに斷案を下すを得ずと雖も。右三姓は、支那の同一姓とは何等關聯無きこと、それが當代の名門雄族たりしことだけは認め得べし。

(參考)

昔姓は『風俗通』に邑名周の大夫昔に封ぜらる、因つて氏とす焉。朴姓は板楯の七姓に此姓ある外に無し。金姓は『風俗通』に少昊金天氏の後とあり。『前秦錄』に錢鏐の豫名を避けて劉姓の者金と稱せしこと用づ。

猶注意を要すべき點は、新羅の王たる朴、昔二姓の『三國史記』の中期以前の記載は、唯王姓としての表示、若くは王妃の姓の表示としての記事以外に多く現はれざるは、縱令其書總體の記述が甚だ簡潔なりとするも、猶鮮きに失するを異とすべく。是を『三國遺事』の記載と併せ見るも、朴堤上、朴沙覽、昔諱奈麻、朴夙清等指を屈するに過ぎず。まだ昔姓の者が中期以後顯門として現はれざるは、『新唐書』の記載に：「王姓金、貴人の姓、朴とあり昔姓を擧げあらざることに一致し。是また奇とすべく。金姓に付ては王姓としての外には、『三國史記』に眞興王時代に新州軍主に金武、武烈王代に伊資に金剛、惠恭王代に伊資に金順侍中に金隱居等に過ぎざるは上代三姓の

實態と史筆の關係を考ふべく一着眼點なりとすべし。

猶昌原鳳林寺眞鏡大師(眞聖王時の人)塔碑文に。大師諱は審希、俗姓新金氏とあるは。金氏に新舊二派ありしを想はしめ。芻洛の金氏と之を亡したる鷄林金氏との經緯、而も姓稱に關する經緯を考ふべく。意を注ぐべき文字なるべし。

第三期 唐の姓名に倣ひ其變更を試みし時代並其仕事の完成せし時代

新羅の一統前後より所謂夷變華倣すべく。萬事唐の文物輸入に汲々たりしこと。恰も我維新當時に歐化思想の横溢せし如きもの有しなるべく。眞興王の時、金春秋の唐より歸國後男子衣冠の唐樣化。文武王の時、女服の唐風採用。景德王より景德王の間に於ける制度の唐式實行。景德王の地名を大變改して支那風化したる等は、社會的變遷として一エポックを劃せるものと謂ふべく。斯る雰圍氣の裡に在つては、人の姓名も亦例外たる克はざりしなるべし。是より前既に其唐化は行はれ、其動機は冊封を受くる爲めに或は入唐の必要より。まだ好奇趨新より爲せし者もありしなるべし。されど因襲は容易に捨て難きものなれば。人耳に奇異に響く新樣人名は社會上に通用せずして。其數の多からざりしを推察す。然るに唐化の機運熾烈に勃興するや、滔々として競ふて其新樣に趨りし事に想到す。それ等の經過は史

の記載甚だ簡單にして詳細を悉くすを得ざれと六村賜姓説の如きは此間の消息を見るべき有力なる史料なるべし。

『三國史記』新羅本紀、儒理尼師今五年に……六部の名を改め、仍ほ姓を六部に李、崔、孫、鄭、裴、薛と賜ふ……とあり。時は後漢光武帝建武八年、西紀三三年に當る。此時代新羅の國稱すら無し。また一般の社會が姓を尙ふ迄に發達せりと考えられず、また其巨室が姓を賜ふと云ふ、支那帝王と同一の感覺ありしとは到底信するを得ず。假りに此記事を何等かの附托とし、且年代を繰下げて考ふるも、此六姓は當時の雄族と觀ざるべからず。果して然らば其賜姓したりと云ふ年代以降其姓の人が顯出すべき筈なるに、左記の如く寥々なり。而して伐休王、奈解王時代の薛姓二人を除く外は遙かに賜姓の年代より五六百年の後に至つて現はれ羅末に至るに従ひ其數を増加せり。

△李 景德王の時李純あり、景哀王の時李儒あり。

△崔 憲德王の時崔雄、景文王の時崔賀あり。

△孫 神文王の時孫文あり。

△鄭 閔哀王の時鄭年あり。

△裴 聖德王の時裴賦あり。

△薛 伐休王の時左軍主に薛支あり。奈解王の時、腰車城主に薛夫あり、神文王の時薛聰、眞平王の時薛剛あり、薛氏の女あり。文聖王の時薛烏儒あり、武烈王の時國士博士に薛因宣あり。

右の六姓は何れも唐代の名門、大族、隴西の李氏、清河、博陵の兩崔氏、樂安の孫氏、滎陽の鄭氏、河東の裴氏、同上の薛氏に必當すること、既に稻葉博士の着眼考説あり。亦以て唐化思想の大勢を察すべく有力なる一資料なるべし。此賜姓説は恐らく新羅末に於て其學者の手によつて傳會作説せられたりと斷すべく。事實中葉以降此の唐の大姓に模倣作姓せし者多かりしを語るものなるべし。

憲康王二年に建立し、其碑文崔致遠の策に成りし。河東雙谿寺眞鑿禪師の塔碑に、禪師の俗姓を崔氏、其先漢族とあるは、六村賜姓説と比べ見て、研究に價値ある文字なるべし。

新羅姓名の支那様式化の工作は其の末期に於て稍や完成したることは、左の例示により知るを得べし。

高麗太祖創業功臣の姓名『高麗史』所載。

金行濤	黔剛	林明弼	崔汝	堅衍
朴仁遠	金言規	康允珩	歸評	林曠
陳原	閔莢	林湘	姚仁暉	香南
能惠	申一	能駿	孫迥	秦勁
曠弼	權塞	調鉉	倪言	曲矜
崔汝堅	金壇	英俊	劉吉權	

右多少の朝鮮固有色を帯べるあり。△符の如きは、在來名を二分して上一字を姓としたるか。或は原從功臣には卑賤出身あるを例とする者なれば、姓無く名のみを擧げたるが其解釋に惑ふものあり。

また能惠能駿の如きは本と僧出身にして、併名其儘を用ひしかとの疑あれど。大體に於て支那様式人名に革めたるを觀取さる。爾來高麗朝の中期以降、學問の獎勵、支那文化の浸潤により、姓名も層一層整頓せられ。特に縱系並排行に一定の命名法を用ゆる風行はれてより、一層好文字を撰定せしこと。冠名の項に述べたる如く、以て近代に迫べり。

第三節 一般庶民

第一目 總 說

上古より近代迄朝鮮の庶民階級は、貴族士人とは全然別箇の存在たりしこと恰も内地の昔に於ける王朝時代と同様の状態を續け來れるが故に、姓名の表示と其變遷に付ては、士人とは大に趣を異にせるものありしなり。畢竟古に於ては何れの國に在ても、貴族の氏稱は其一族の榮譽權とも謂ふべきものにして、庶民は此れと名を競ふことを得ず。新羅の昔時に於ては、『新唐書』に記せる如く……民に名有つて氏無し……とある如き實狀なりしならむ。李重煥の『擇里志』には……我國寧んぞ士大夫有らんや。中原は五胡裔を除き皆聖賢帝王の後、堯舜文武周孔の法制を修む。之を真正の士大夫と爲す、乃ち我國の士大夫は皆本國人の苗裔のみ。我國は中原の外に處り、禹貢錫土の時に參するに及ばず、乃ち一東夷也。但だ箕子の後を鮮于氏と爲す。高句麗を高氏と爲す。新羅の諸王、朴、昔金三姓及忽洛の國君、金氏は俱に王者を以てし、自から其姓を命ず。然して只仕宦の士族略ぼ之れあり。民庶は皆有る無き也。高麗に至つては、三韓を混一して始めて中國の氏族に倣ひ、姓を八路

に類つ。而して人皆姓あり……とあり。右圈点の部は實に要を得たる敘述なれど、後段の文は實を盡さざるものあり。新羅の末葉に於ても庶民に姓有し者も多少あり。高麗に至り王命により姓を八路に頒ちたる史實無く。此時に於て人皆各姓ありしに非ず。却て反對に庶民に姓無き者の多かりしこと後段に記すが如し。唯其庶民の姓無き者が年代と共に漸々減少せるのみなり。

高麗以來の典籍文記等に徴するに。庶民の姓名は大體左の四樣式に區別する事を得べし。

一、姓名共に兩班と同じく支那樣式のもの。卽康允紹、白善淵、金英甫、朴春得等々の如し。

二、姓のみ(以下李)支那樣式にして名は在來式土名を用ひしもの。卽金介老味、崔小岩、尹介米致等の如し。

本項の土名を用ひし者の中には。兩班の名字に使用せざる朝鮮の俗字。歪劍、拏龍等の文字を充てし者多數にあり。或はまだ漢字の中に諺文を混へし者もあり。それ等は後段兒名の部に詳説せり、参照すべし。

三、姓無くして名のみもの者。其名は兩班式のもの。卽貞順、義謙、豆休、莫玉、廉長、孝德、萬

年、甲得、英甫等々の例の如し。

四、前項に同じきも其名在來式土名を用ひし者。卽今晉山、撈叱、同吾、乙未等々の如し。本項一、二の土民の姓の中には、斤、全、金に於て、白、施等名の頭字を取り、名を二分して其姓としたりと考察すべき者も混雜せり。また名に付ては兩班の名と異なり。晉義によらず訓義によるもの甚多し。それ等は兒名の項に詳説せり、併せ見るべし。如何なる原因により又は情勢により、以上の如く前掲四項別の如く岐れたるかに付ては。別に確たる原因ある無く。只中華模倣途上の未成品、又は支那折衷の成り行き作品と見做すべきが如し。

李朝に至つて一特に後期に庶民の姓ある者が増加し。其姓名も兩班式の風ある者多き傾向を生ぜるは。蓋し以下に述ぶるが如き原因に基くものなるべし。

一、李朝に於ては儒教を以て立國の要義とせしより麗朝よりは一層學問も隆興し。文化も一段と向上して其幾分は庶民階級に染潤したること。

二、號牌並(一) 殿人が姓名を記戸籍式年(二) 殿に帶ぶるものの制度(三) 三年一四等の實施による刺戟が興つて力ありしこと。

三、壬辰役後、人口の移動と籍帳の亡失(四) 兵籍簿、案戸籍により、身分不明となり。庶民の中

に身分の僭稱者多かりしこと。
四、壬辰役中政略と功勞により、庶民を破格拔擢任用したる者多く、それ等が兩班式姓名に改めしこと。

五、且兩班となれば徭役を免がるゝが故に、紀綱の紊亂と共に、種々の手段を弄し兩班を冒稱する者多く、それ等は皆兩班式姓名に變更したること。

六、古籍帳並野史によれば奴婢の逃亡者甚多し。此等の者他地に定着し、其踪を晦すべく、姓を改稱したる者もありしこと。

七、黨爭其他により兩班の零落し又は籍晦し庶民に伍したる者、犯罪により刑罰として庶民に貶されし者も多かりしこと。

八、社會の進歩により庶民の中に於ても生存上兩班式姓名の必要ある者を生じたること。

右の外近代に於ては李太王甲午の改革は、庶民の姓名に影響を與へたる一原因なりとすべし。其時尚閩を打破して従前の如く門地黨派に由らず、才能ある者は廣く用に任する旨の敎書を發せられたり。茲に於て任用に與からんとする者にして姓を作り或は姓名を高尙に變更したる者も多かりと傳ふ。

第二目 庶民以下の姓の有無の比例

再說す古代に於て庶民に姓ありしや否の問題に付ては、此地の人士中に於て、悉く姓有りしと説く者多く、また之と反對に内地の學者中に全部姓無かりしと説ける者あり。兩説何れも當らずとすべく、是を高麗以來の石文典籍文書等に就て詮索するに、其姓有し者と無かりし者との割合の大體は以下に記すが如し。

(1) 高麗時代の石文文書の所載

一、聰敏(令鏡)。香淵。奘規(鏡)。公葢。貞順。宣父。義謙。豆休(以上在家弟子)。高麗太祖二十二年建京畿砥平大鏡大師塔碑文。

二、仍乙希(石)。同光宗二十年建京畿驪州高達寺元宗大師塔碑文。

三、仍尸依(石)。富島(鏡)。同光宗時代建忠清延豐豐淵寺通一大師塔碑文。

四、廉長。順行。宣金。德貞。其豆。昕京。位剛。偏平(以上庶民の人名と)。顯宗元年

建慶尙醴泉開心寺石塔碑文。

五、光顯(郡百)。作隣(兵)。會文(鏡)。信貞(漆)。居等達(鏡)。稟柔。應律。肯禮(以上副戶長)。或

長(人樂)。德積(奴)。嵩嵩。或莫(以上)。新達男。吉奉男。志典郎。

右姓無き者にして庶民階級と思料せらるゝ者。

李元敏(仁明) 柳瓊(長) 金甫(肅) 成允(正)

右姓ある者にして士人階級と史料せらるる者。

戒仁。助高。昱明。阿召。廉富。女。川德。女。金富多支。金漢多支。金助烏。

右女名階級不明なれど姓無き者は庶民階級。姓有る者は士人級なるべし。

高麗顯宗二十二年慶尙漆谷郡若木淨兜寺石塔造形形止記(總督府蔵)

以上大體に於て庶民に姓無き者多かりしを知る。

(2) 太祖より宣祖迄の歴代實錄の記載

一、常民には忘金浪得里卜石乙德加都知等等の如き姓無き者稀に出づ。

二、奴婢には實仇知每邑同水山小古末莫同(奴)以上。英生仇奇燕脂(婢)以上の姓無き者甚

多く。稀に鄭龍朴於乙伊李亡吾安莫同丁々同(奴)等の如き者出で。婢には姓あ

る者奴よりも著しく鮮なく。極めて稀に金小斤朴花同生の如き者出づ。

三、奴婢よりも猶下層に位せし白丁には李牛知與朴吾乙末毛乙乎里於乙非等の如く

姓ある者と姓なき者出で總體に奴よりは姓ある者多し。

(3) 東國輿地勝覽の記載

本書は前項實錄よりも猶庶民の記載甚だ鮮き古典なるが。其中に旌表せられた

る庶民の孝子節婦中姓有る者もあれど。また有今千年多勿植培(孝子)四月内隱伊玉

今玉只(女)等(節婦)の姓無き者出づ。

(4) 萬曆年間安州龜城鎮管編伍冊(兵籍)の記載

庶民には姓有る者多く。中に點々往論石守於夫松凍天己等の姓無き者も出づ。

奴には岩回佛同小斤同黃伊等の如く姓無き者多く。間々洪亡龍金叱同の如き姓あ

る者も出づ。

(5) 宣祖三年慶尙道山陰縣籍帳及同十八年同道蔚山府籍帳の記載

常民には姓無き者多く間々朴貴年金斤等の姓有る者あり。一般に姓ある者多し。

奴には姓無き者多く間々朴貴年金斤等の姓有る者あり。海尺には姓無し。

(6) 肅宗以降の蔚山大丘の籍帳英祖以後の尙州の籍帳の記載

大抵前項と同じきも漸次姓無き者の數を遞減して。李太王元年の籍帳には姓無

き者無し。

以上により其大體をトすることを得べく。割合に一般庶民以下に姓の普及した

るを看る。されど隆熙二年(明治四年)民籍法施行の際姓の無かりし者も相當の數に上

り。其當時姓を作りし者ありしは該事務を管掌せし編者の實驗したる所なり。猶

其證左として具體的に二三の實例を舉示すれば。忠南青陽郡内某農民の吳朱宋の姓は其時に作りしもの。平北慈城郡内の姜梁玄も亦同一のものなり。また全北鎭安郡内には其當時姓無き者に對し。警察より姓を命ずる際本人の希望により其身地の門閥に擬し。全州生れの者は李慶州方面生れの者は崔金等の姓を作りし事あり。(以上三は各其管轄警察署の調査による)猶精査せば此類各地にも多かりしを推定す。

茲に一言附記すべきは。右の姓無かりし者の中には。昔は姓有りしも是を忘失したりと申出し者もありし一事なり。亦以て庶民が姓と云ふものに無關心にして之を役立てるに意義なかりし一面ありしを知る。

(6) 庶民に姓ありし者の據典

△崔老	開城坊民	顯宗	△白善淵	官奴	毅宗
△孫順興	求禮縣民	成宗	△金提	鞋工	元宗
△車達	雲梯縣民	同上	△康允紹	家奴	同上
△鄭康俊	延日縣民	同上	△李真	賤隸	忠烈王
△崔幸	軍卒	睿宗	△金英甫	金箔工	忠宣王

高麗朝(高麗史)

△裴佺	婢の子	忠宣王	△權金	淮陽縣民	恭讓王
△孫琦	商人	忠肅王			

李朝前期(李朝各代實錄日記)

△金夫介	永興縣民	太祖	△李石他乃	白丁	成宗
△李夫介	盜	同上	△朴吾乙末	白丁	同上
△金小斤	官婢	太宗	△金花同生	私婢	明宗
△金奴介	寧越の民	同上	△尹介米致	常民	宣祖
△吳今晉山	光州の民	世宗	△林巨叱正	白丁盜	同上
△申丕伊奴	奴	同上	△洪亡龍	奴	同上
△朴於乙伊	大君の奴	端宗	△宋於叱同	常民	同上
△金所乙	司直	世祖	△康仇智金	白丁	同上
△黃伊叱介	奴	同上	△姜叱山	白丁	同上
△金石虛乃	常民	同上	△金文林介	常民	光海君
△羅撈叱同	常民	同上	△鄭介叱	逆賊	仁祖

本節の終りに特記すべきは。新羅以來の貴姓とせし金朴。續いては權李崔鄭等

の名門閥族の姓を。高麗朝以來―或は羅末以來?―庶民賤人に於て呼稱することを認容せし一事にして。是を内地の昔と比較するに。王朝より室町覇府に至るまでの時代に於て。其各代の貴姓たる藤原源平北條足利等を血統の關係無き者が名乗ることは。容易に認容されざりしこととの風習の差異なり。

日本に於て姓氏の紊れたるは應仁以後のことにして。『東國南洋治亂記』に……秀吉公天下を制するに至りて國々の古制も成く廢りて新法行はる。人物部類上中下の分ある事も此時より廢れり。上代には其の戸を僞り其祖を易ふる者には罪あり。奴婢功あつて其主人より名字を許さるゝ事あり。又凡民の俊秀なる者他人の姓を乞ふ事あり。私に名字を作る事は不成もの也。近隣の人之を糺明する故也。王制の衰ふる故に凡人にて作り名字を爲す。秀吉自から木下藤吉郎と云ひ羽柴筑前守と云ふが如し。是を手本として作り名字をなし。又它姓を奪ひて己が氏とすれども世之を咎むる人無し。王化の衰ふること淺ましき事なり云々。……とあるが如し。

朝鮮に於ては、金海金氏、慶州李氏と謂ふ如く。庶民賤民が兩班の氏稱を名乗ることとは許認されざりしも(第二編第七卷參照)。單に金、李、崔、朴と云ふ如く兩班との同姓を名乗ることは毫も支障無く認容されたり。彼是此の風習の差異は蓋姓の本質と姓の歴史的差異に由るものなるべし。

第四節 姓名の異例

(1) 蒙古式姓名

高麗忠烈王の時代より蒙古の威力高麗を壓して遂に其附庸となるや。歴代蒙古の公主、王女を尙せられ。王以下開剃して蒙古の服を纏ひ。宮廷には蒙古語を使用する等蒙古化の氣風甚しく濃厚となり。王以下大臣等蒙古の姓名を用ゆるに至れり。即ち左の如し。

- | | | | |
|---------|------------|---------|-------------|
| △益智禮普化 | 忠宣王 | △伯顔不花 | 奇徹忠宣王の時の人 |
| △塔兒帖木兒 | 忠宣王の子德興君 | △賽因帖木兒 | 奇徹の弟忠宣王の時の人 |
| △仕伯顔秃吉思 | 闕人忠宣王の時人 | △八思監朶兒只 | 忠穆王 |
| △阿剌訥咸失里 | 忠肅王 | △廷思監朶兒只 | 忠定王 |
| △哈刺帖木兒 | 忠肅王の時の臣蔡河中 | △伯顔帖木兒 | 恭愍王 |
| △普塔失里 | 忠宣王 | △朴不花 | 恭愍王弟 |
| △帖木兒不花 | 崔瀟忠宣王の時の人 | | 以上『高麗史』による |
- 右の外、元の順帝の妃となりし奇氏の如きは、蕭良哈、完者勿都と先方に於て蒙古の

姓名に變更せり。如此先方にて改姓名せし者男女共相當に多かりしなり。また李朝太祖の股肱の臣に董吾魯帖木兒(後李原基)あり。(董は女)其外史に漏れたる蒙古式姓名を用ひし者多かりしなるべし。而して此名稱は衷心より好んで用ひしに非ず。時勢順應に出でしものなれば。蒙古の勢力衰退するに及び。恭愍王の時代頭髮の開剃を禁じ。狄風を一掃せし前後より、自然解消に歸せり。

(2) 女眞式姓名

李朝太祖の功臣たる修豆蘭(後と改む)の如きは純然たる女眞の姓名也。凡そ高麗の初期より李朝世宗の頃迄は北東の地は女眞の勢力と相出入して疆域判然たざりし時代あり。此時それ等地方に住せし女眞人の本來の姓氏を稱せし者多かりしなるべく。また李朝中葉以後鴨綠江沿岸廢四郡の地に潛入居住せし女眞人も亦同様たりしなるべく。また愛親覺羅氏滿洲に勃興し朝鮮と事端を生ずるや。李朝仁祖の前後より先方に内應潛入せし者多數あり。此等の者此の女眞式姓名に改めし者ありたり。

(3) 以上皆國內に於ての改稱と謂ふを得ざる者なれば、茲には一々是を擧げず。

基督教名

近代基督教の信者増加するや。洗禮の後教籍に登録せらるゝに當り在來の名を捨て、其教名を用ゆる者を生ぜり。例へば、

△李 彼得 △鄭 美理士 △金 瑪利亞

△康 愛羅 △宋 腓立

等の如し。近來此風廢れたるも。戶籍には此種の名點々登録せられあるを觀る。

(5) 内地式姓名

李太王の年間政變により、内地に亡命したる人士の中には、姓名を内地式に變じたる者多し。保護政治となるに及び。或は同化心より。或は好奇心より、或は爲す所あるべく。姓名を内地様式に變じたる者あり。皆大抵庶民階級の人々にして。中には門札に票示し、名刺に印刷し。内地人との關係に於て専ら其姓名を使用せり。併合後に於ては此類を各地に生じ特に平安道には多くして。其中、伊藤長谷川等の姓を稱する者多かりしが。後に内牒を發して之を禁じ。何れも元の姓名に復せしめたり。現今の戶籍簿には一切斯る例無きも。内地人を妻とせる者は其妻の本名は戶籍に。金鑑浣妻大井深雪。安商鴻妻山口イソと云ふ如くに登録されあり。事實に於ては右本人等は他人に對しては金深雪安イソと自稱し、名刺にも右の如くし。

社会的には夫の姓を稱せり。蓋し今日の内地人の觀念に於て夫と姓の異なるは正式の妻たらざる如き感あればなるべし。
また此地の人にして戸籍とは別に種々の必要により。内地式姓名を實際に用ひ居る者。内地並鮮内に於ても多數ありと謂ふ。

第三章 朝鮮の姓

第一節 朝鮮の姓別並其數

昔時より今日迄朝鮮の姓。即ち姓として使用せられたる漢字名稱中には朝鮮に於て造字したる幾許の漢字を含むゝが幾百を算するか。また其姓字別に付て、正確完全に調査し記録されたるもの未だあらず。『世宗實錄』地理志『東國輿地勝覽』『增補文獻備考』等に姓氏として掲げられたるものあり。其大體を盡しあれども。多くは士人を目標とし、且つ各書其編著の當時亡びたる姓をも収録あり。之を以て各其當時の實數なりとは言ひ難し。右三書の外に朝鮮の姓を掲げたる者に。肅宗の時の人李宜顯の『陶谷叢說』と正宗の時の人李德懋の『益葉記』あり。此二書比較

的新らしきを以て茲に其記載を掲げ。『増補文獻備考』の記載は第二篇氏族の部に掲載することゝすべし。

(1) 陶谷叢說の記載

〔著姓十二姓〕

李 金 朴 鄭 尹 崔 柳 洪 申 權 趙 韓

〔著姓に次ぐ者十六姓〕

吳 姜 沈 安 許 張 閔 任 南 徐 具 成 宋 俞 元 黃

〔右に次ぐ者二十五姓〕

曹 林 呂 梁 禹 羅 孫 盧 魚 睦 蔡 辛 丁 裴 孟 郭 卞
邊 慎 慶 白 全 康 嚴 高

〔稀姓四十一〕

田 玄 文 尙 河 蘇 池 奇 陳 庚 琴 吉 延 朱 周 廉 房
方 潘 孔 王 僕 劉 秦 卓 咸 楊 薛 奉 太 馬 表 殷 余
卜 芮 牟 魯 玉 丘 宜
右に次ぐ者十九姓

都 蔣 陸 魏 車 邢 韋 唐 仇 邕 明 莊 葉 皮 甘 鞠 承
公 石。

〔僻姓三十八〕

印 昔 龔 杜 智 甄 於 晉 伍 拓 夜 賓 門 于 秋 桓 胡
雙 伊 榮 思 邵 貢 史 吳 陶 龐 溫 陰 龍 諸 夫 景 强
扈 錢 桂 簡。

〔右に次ぐ者百三十六姓〕

段 彭 范 干 片 葛 頓 乃 間 路 平 馮 翁 童 鍾 鄭 宗
江 蒙 董 陽 揚 章 桑 萇 程 荆 耿 敬 霽 京 苟 非 原
袁 萬 班 員 堅 騫 燕 時 傅 瞿 嵇 米 艾 梅 雷 雷 柴 聶
包 何 和 賀 花 華 賈 夏 麻 牛 付 侯 曲 栢 翟 畢 谷
弓 種 邦 涼 良 芳 卿 刑 永 乘 登 昇 勝 信 順 俊 潘
端 鮮 辛 牙 水 彌 吾 珠 芥 甫 部 素 附 凡 固 台 才
對 標 肖 那 瓜 化 壽 祐 價 尋 森 占 汎 克 郁 翌 宅
直 則 澤 綠 赫 冊 濯 骨 獨 律 物 別 實 綱 合 也 喬

〔複姓十二〕

南宮 皇甫 鮮于 石抹 扶餘 獨孤 令狐 東方 西門 司馬 司空。

以上總計二百九十八姓。
此の材料は何に據りたるか。其調査の方法は如何にして行はれたるかは明かならざれども。全體の記載振より觀て。最も正確に近く當時の實際を調査せしものと認めらる。

(2) 益業記の記載 音韻別(京城大學藤塚氏所藏本による)

同書に……今上(宗正)十三年己酉修輿覽檢漢城府帳籍諸姓采以韻編次而貫鄉繁不能記……とあり。即ち漢城府の戸籍に載せられありし姓として左の如く擧げあり。右本文に付ては疑點あり。左に掲げある四百七姓は當時漢城府戸籍の姓數としては多きに過ぐ。本文漢城府帳籍の下に或は脱字あるべきか。

〔東姓十三〕 洪 馮 公 宮 空 卯字書無卯字俗音作季 工 弓 童 東 充 通。

〔冬六姓〕 龍 鍾 修 宗 邕 冬。

〔江三姓〕 邦 胤 江。

〔支姓十三〕 池 皮 奇 追 箕 知 司 施 伊 慈 玆 丕 蒔。

〔微二姓〕	韋非。
〔魚八姓〕	徐余魚諸餘盧於盧。
〔虞姓十四〕	吳盧俞朱胡都蘇夫蘆虞于湖烏輸。
〔齊四姓〕	齊奎神西。
〔佳一姓〕	柴。
〔灰六姓〕	崔襄梅槐來雷。
〔眞姓十三〕	陳申秦辛賓荀彬莘仁銀眞春。
〔文五姓〕	文殷雲翠芸。
〔元九姓〕	孫元門溫吞論袁恩敦。
〔寒八姓〕	韓潘安干竿盤檀單。
〔刪二姓〕	班間。
〔先二姓〕	全權玄田干宜甄邊錢延連燕堅專天。
〔蕭二姓〕	鮮。 遷先遷年。
〔肴一姓〕	姚要。

〔豪四姓〕	曹高毛陶。
〔歌五姓〕	河羅多阿禾。
〔麻四姓〕	車花麻沙。
〔陽六姓〕	張黃姜方梁楊倉昌王康強唐章房營。
相 菲	良羗長襄商菴皇蒼陽。
〔庚九姓〕	明成程平彭貞庚荆京。
〔青六姓〕	竈丁邢廷青星。
〔蒸十姓〕	承勝僧昇曾應冰升弘能。
〔尤八姓〕	劉周秋牟仇丘由矛。
〔侵九姓〕	金任林陰琴壽禁深壬。
〔覃一姓〕	甘。
〔鹽四姓〕	廉嚴閻占。
〔咸三姓〕	南凡咸。
〔董二姓〕	董孔。
〔腫一姓〕	奉。



〔紙六姓〕 李 史 水 起 使 仕。
 〔語二姓〕 許 呂。
 〔慶八姓〕 禹 魯 扈 杜 庚 午 豎 武。
 〔齊三姓〕 啓 米 禮。
 〔貽四姓〕 乃 采 每 海。
 〔珍二姓〕 閔 尹。
 〔阮一姓〕 飯。
 〔早一姓〕 俾。
 〔潛三姓〕 簡 板。
 〔銑四姓〕 扁 善 軟 件。
 〔篠二姓〕 趙 表。
 〔皓二姓〕 好 老。
 〔架一姓〕 果。
 〔馬四姓〕 馬 舍 夏 乜(俗音作哇)
 〔養四姓〕 蔣 仰 浪 廣。

〔梗四姓〕 景 井 秉 永。
 〔有三姓〕 柳 守 早。
 〔寢一姓〕 沈。
 〔琰一姓〕 奄。
 〔曠一姓〕 范 範。
 〔送四姓〕 貢 鳳 瓮 凍。
 〔宋一姓〕 宋。
 〔寘七姓〕 智 季 異 泗 自 穗 遂。
 〔未一姓〕 魏。
 〔御二姓〕 跡俗音作無跡字 楚。
 〔遇六姓〕 具 路 遇 素 庫 戊。
 〔霽五姓〕 芮 桂 契 衛 裔。
 〔泰五姓〕 太 艾 蔡 泰 柰。
 〔卦一姓〕 介。
 〔隊一姓〕 菜。

〔震八姓〕 印 晋 舜 慎 震 順 俊 信。
 〔顯三姓〕 頓 萬 憲。
 〔翰四姓〕 段 判 炭 漢。
 〔霰二姓〕 卞 片。
 〔嘯三姓〕 邵 召 育。
 〔號一姓〕 號。
 〔箇一姓〕 佐。
 〔禡四姓〕 賈 夜 化 價。
 〔濂五姓〕 尙 將 唱 旺 壯。
 〔敬四姓〕 鄭 慶 孟 正。
 〔宥三姓〕 后 富 句。
 〔斃一姓〕 念。
 〔屋八姓〕 陸 睦 卜 鞠 伏 復 木 獨。
 〔沃三姓〕 玉 燭 薦。
 〔覺四姓〕 朴 卓 濯 學。

〔質二姓〕 吉 弼。
 〔物一姓〕 鬱。
 〔月三姓〕 曰 骨 發。
 〔曷一姓〕 葛。
 〔屑五姓〕 薛 決 僕 雪 哲。
 〔藥四姓〕 郭 霍 雀 鶴。
 〔陌四姓〕 白 石 昔 釋。
 〔錫二姓〕 喬魯古文俗 狄。
 〔職四姓〕 國 墨 直 稷。
 〔緝一姓〕 什。
 〔葉二姓〕 葉 業。
 〔複姓七姓〕 東方 司空 西門 鮮于 皇甫 南宮 獨孤。

以下を合はすれば三百七十九となる。
 同書には……輿地勝覽較今帳籍加録者另載于下。可驗氏姓古今有無之不同……
 とあり以下の七十六姓を列舉せり。茲に帳籍とあるは前項と異なり漢城府を除き

其他鮮内一般の戸籍を指したるものと認む。何となれば左の諸姓何れも興覽中の地方の中に加録せられればなり。

- 〔東二姓〕 翁蒙。
- 〔支一姓〕 時。
- 〔虞三姓〕 珠瞿吾。
- 〔齊二姓〕 稽堤。
- 〔灰一姓〕 苔。
- 〔元二姓〕 潘原。
- 〔寒二姓〕 桓端。
- 〔先二姓〕 員霽。
- 〔蕭一姓〕 標。
- 〔歌三姓〕 那何和。
- 〔麻二姓〕 華瓜。
- 〔陽六姓〕 在揚莨涼芳桑。
- 〔庚二姓〕 榮卿。

- 〔青一姓〕 刑。
- 〔蒸二姓〕 登乘。
- 〔尤一姓〕 牛。
- 〔侵一姓〕 □。
- 〔震三姓〕 甫斧伍。
- 〔皓一姓〕 草。
- 〔梗一姓〕 耿。
- 〔有二姓〕 部。
- 〔宋一姓〕 種。
- 〔寘一姓〕 位。
- 〔遇三姓〕 傅固附。
- 〔嘯一姓〕 尿。
- 〔徑一姓〕 霽。
- 〔宕一姓〕 祐。
- 〔陷一姓〕 汎。
- 〔屋三姓〕 六郁谷。

〔沃二姓〕 曲 緣。
 〔賀三姓〕 畢 律 實。
 〔物一姓〕 物。
 〔月一姓〕 礪。
 〔辱一姓〕 別。
 〔藥二姓〕 深 拓。
 〔陌六姓〕 席 柏 宅 益 冊 赫。
 〔錫一姓〕 翟。
 〔職四姓〕 翌 則 力 克。
 〔緝一姓〕 人。
 〔複姓二姓〕 司馬 令狐。
 右小計七十六となる。
 以上總計四百五十五姓となる。
 また同書には……陶谷叢說載二百九十八姓而間有帳籍勝覽所未錄者今抄記……
 とあり。即ち『陶谷叢說』の所載二百九十八姓中、一般の戸籍帳及『輿地勝覽』に録せ

ざる十三姓を掲げあり左の如し。
 〔東一姓〕 鄧。
 〔冬一姓〕 奠。
 〔江一姓〕 雙。
 〔支二姓〕 思 彌。
 〔灰二姓〕 台 才。
 〔歌一姓〕 牙。
 〔紙一姓〕 几。
 〔有一姓〕 壽。
 〔葉一姓〕 蕪。
 〔複姓二姓〕 扶餘 石抹。
 已上帳籍四百七姓、勝覽七十九姓、叢說十三姓。
 右總計は上記と符合せず。蓋寫本に脱あるべし。
 此の『叢說』の姓數四百八十六姓は、『世宗實錄』地理志の姓數二百六十五姓に比し、二百二十一姓多く、『陶谷叢說』の姓數二百九十八姓に比し、百八十八姓多く。現



海 ^{カイ}	何 ^カ	於 ^オ	袁 ^{エン}	永 ^{エイ}	于 ^ウ	尹 ^{イン}	異 ^イ
해	하	어	원	영	우	윤	이
hai	ha	eu	won	yeong	woo	yun	yo
艾 ^{ガイ}	夏 ^カ	恩 ^{オン}	衛 ^{エイ}	葉 ^{エフ}	禹 ^ウ	陰 ^{イン}	伊 ^イ
애	하	은	위	엽	우	음	이
ai	ha	eu	wi	yep	woo	eum	yo
康 ^{カウ}	賈 ^カ	濫 ^{ラン}	要 ^{エイ}	延 ^{エン}	雲 ^{ウン}	殷 ^{イン}	郁 ^{イク}
강	가	온	요	연	운	은	욱
kang	ka	on	yo	yeun	woon	eun	wok
高 ^{カウ}	河 ^カ		燕 ^{エン}		芸 ^{ウン}	韋 ^{エイ}	乙 ^イ
고	하		연		운	위	을
ko	ha		yeun		woon	wooy	eul
庚 ^{カウ}	介 ^{カイ}		閻 ^{エン}				印 ^{イン}
경	개		염				인
kyong	kai		yeun				in

皇 ^{クワウ}	具 ^グ	斤 ^{キン}	强 ^{キョウ}	仰 ^{キョウ}	弓 ^{キョウ}	魏 ^キ	季 ^キ	咸 ^{カン}	黄 ^{カウ}
황	구	근	강	앙	궁	위	계	함	황
whang	koo	keun	kang	ang	koong	wi	ke	ham	wuang
后 ^{クワウ}	虞 ^グ	銀 ^{ギン}	曲 ^{キョク}	姜 ^{キヤウ}	牛 ^{キウ}	宮 ^{キウ}	奇 ^キ	簡 ^{カン}	郭 ^{カク}
후	우	은	곡	강	우	궁	기	간	곽
hoo	woo	eun	kok	kang	woo	koong	ki	kan	kwak
化 ^{クワ}	俱 ^グ	玉 ^{キョク}	許 ^キ	菊 ^{キョク}	邱 ^{キウ}	紀 ^キ	韓 ^{カン}	霍 ^{カク}	
화	구	옥	허	국	구	기	한	kwak	
wha	koo	ok	her	kook	koo	ki	han		
薰 ^{クン}	瓜 ^{クワ}	金 ^{キン}	魚 ^{キョ}	鞠 ^{キョク}	丘 ^{キウ}	起 ^キ	漢 ^{カン}	葛 ^{カク}	
훈	과	김	어	국	구	기	한	갈	
whoon	kwa	kim	eu	kook	koo	ki	han	kai	
槐 ^{クワイ}		琴 ^{キン}	龔 ^{キョウ}	吉 ^キ	仇 ^{キウ}	箕 ^キ	干 ^{カン}	甘 ^{カン}	
괴		금	공	길	구	기	간	감	
kwai		keum	kong	ki	koo	ki	kan	kam	



蔡 ^{サイ} 채 Chai	佐 ^サ 좌 Choa	黑 ^{コク} 흑 heuk	鴻 ^{フウ} 홍 hong	扈 ^フ 호 ho	胡 ^フ 호 ho	嚴 ^{ケン} 엄 eum	嵇 ^{ケイ} 해 hai	桂 ^{ケイ} 계 ke
菜 ^{サイ} 채 Chai	柴 ^{サイ} 채 Chai	權 ^{クワン} 권 kwon	江 ^{カウ} 강 kang	顧 ^コ 고 ko	吳 ^ウ 오 oh	涓 ^{ケン} 연 yeun	慶 ^{ケイ} 경 kyung	京 ^{ケイ} 경 kyung
在 ^{サイ} 재 jai	采 ^{サイ} 채 chai	喬 ^{キョウ} 교 kwook	孔 ^{コウ} 공 kong	公 ^{コウ} 공 kong	湖 ^コ 호 ho	堅 ^{ケン} 견 kim	甄 ^{ケン} 진 jin	景 ^{ケイ} 경 kyung
莊 ^{サウ} 장 jang	西 ^{サイ} 서 sur	洪 ^{フウ} 홍 hong	貢 ^{コウ} 공 kong	伍 ^ウ 오 oh	元 ^{ケン} 원 won	元 ^{ケン} 원 won	邢 ^{ケイ} 형 hyung	
曹 ^{サウ} 조 jo	崔 ^{ツイ} 최 choi	國 ^{クク} 국 kook	候 ^{コウ} 후 whoo	虎 ^フ 호 ho	玄 ^{ケン} 현 hun	敬 ^{ケイ} 경 kyung		

倉^{サウ} 창 chang 削^{サウ} 삭 sak

曹姓の曹字皆曹に作らる。其縁起に付て正和の時文臣を抄啓するに當り。王より西日は東日に如かずの言あり。爾來曹姓一輩を滅すとの傳説あり。鼎足山本實錄にも此曹字を姓のみならず他にも使用せるより觀れば此傳説は妄なるべし。

慎 ^{シン} 신 sin	順 ^{ジュン} 순 soon	承 ^{シヨウ} 승 seung	諸 ^{シヨ} 저 jer	舍 ^{シヤ} 사 sa	慈 ^シ 자 ja	史 ^シ 사 sa
申 ^{シン} 신 sin	徐 ^{シヨ} 서 ser	荀 ^{シヨウ} 순 soon	昇 ^{シヨウ} 승 seung	章 ^{シヤウ} 장 jang	秋 ^{シウ} 추 choo	施 ^シ 시 si
森 ^{シン} 삼 sam	汝 ^{ジュ} 여 yer	舜 ^{シユン} 순 soon	勝 ^{シヤウ} 승 seung	尙 ^{シヤウ} 상 sang	周 ^{シウ} 주 joo	芝 ^シ 지 ji
辛 ^{シン} 신 sin	秦 ^{ジン} 진 jin	淳 ^{ジュン} 순 soon	昌 ^{シヤウ} 창 chang	蔣 ^{シヤウ} 장 jang	車 ^{シヤ} 차 cha	時 ^シ 시 si
晉 ^{シン} 진 jin	仁 ^{ジン} 인 in	俊 ^{ジュン} 준 joon	鐘 ^{シヨウ} 종 jong	朱 ^{シユ} 주 joo	謝 ^{シヤ} 사 sa	茲 ^シ 자 ja

ナ	ト	テ	ツ	チ
奈 ^ナ 내 nai	頓 ^ト 돈 don	杜 ^ト 두 doo	田 ^{テン} 뎌 jien 丁 ^{テイ} 당 dang	池 ^チ 지 chi 棧 ^{チヤク} 장 chang 椎 ^{ツイ} 퇴 toe
南 ^{ナム} 남 nam	屯 ^ト 툰 toon	都 ^ト 도 do	典 ^{テン} 뎌 jien 程 ^{テイ} 정 jeng	沈 ^{シン} 심 sim 智 ^チ 지 chi
	斗 ^ト 두 doo		鄭 ^{テイ} 정 jeng	陳 ^{チン} 진 chin 蓄 ^{チク} 축 chok
	董 ^{トウ} 동 dong		趙 ^{テウ} 조 jo	鎮 ^{チン} 진 chin 張 ^{チヤク} 장 chang
	獨 ^{ドク} 독 dok		天 ^{テン} 천 chen	陣 ^{チン} 진 chin 長 ^{チヤク} 장 jang

タ	リ	セ	ス
陶 ^{タウ} 도 do 陶 ^{タウ} 도 do	太 ^{タイ} 태 tai	遜 ^{ソン} 손 son 楚 ^ソ 초 cho	錢 ^{セン} 전 jen 薛 ^{セキ} 설 set 成 ^{セイ} 성 seng 水 ^{スイ} 수 soo
卓 ^{タク} 탁 tak	泰 ^{タイ} 태 tai	蘇 ^ソ 소 so	全 ^{セン} 전 jen 僕 ^{セツ} 설 set 芮 ^{セイ} 예 ye 隋 ^{スイ} 수 soo
彈 ^{タン} 탄 tan	大 ^{ダイ} 대 dai	宋 ^{ソク} 송 song	鮮 ^{セン} 선 sen 千 ^{セン} 천 chen 邵 ^{セウ} 쇼 so 鄒 ^{スウ} 추 choo
段 ^{ダン} 단 dan	乃 ^{ナイ} 내 nai	宗 ^{ソク} 종 jong	芋 ^{セン} 천 chen 占 ^{セン} 집 jem 石 ^{セキ} 석 set
單 ^{タン} 단 dan	唐 ^{タウ} 당 dang	孫 ^{ソン} 손 son	宣 ^{セン} 선 sen 昔 ^{セキ} 석 set



梁 梁 Ryang Ryang	李 李 리 리	羅 羅 라 라	余 余 여 여	俞 俞 유 유	夜 夜 야 야	木 木 목 목
柳 柳 류 류	利 利 리 리	羅 羅 라 라	豫 豫 예 예	庚 庚 유 유	揚 揚 양 양	默 默 묵 묵
龍 龍 룡 룡	劉 劉 류 류	雷 雷 뢰 뢰	雍 雍 옹 옹	楊 楊 양 양	門 門 문 문	
林 林 림 림	陸 陸 릭 릭	浪 浪 랑 랑	姚 姚 요 요	陽 陽 양 양		
	良 良 량 량		邕 邕 옹 옹			

東方 東方 동방 dongbang	諸葛 諸葛 제갈 jekal	公孫 公孫 광손 kongson	乙支 乙支 을지 eulji	王 王 왕 wang	六 六 륙 ruk	呂 呂 려 rye	廉 廉 렴 ryeum
獨孤 獨孤 독고 dokko	西門 西門 서문 seomon	司空 司空 사공 sakong	夏侯 夏侯 하후 hahoo	復姓之部	路 路 로 ro	連 連 련 ryun	
南宮 南宮 남궁 nangkong	鮮于 鮮于 신우 sinwoo	司馬 司馬 사마 sama	皇甫 皇甫 황보 whangbo		魯 魯 로 ro	盧 盧 로 ro	老 老 로 ro

計三百二十六姓。戸籍面に誤記と認められたる姓をかぞへれば三百三十一姓。其姓數多からすと謂ふべし。『世宗實錄』地理志の姓數二百六十五姓に比し六一姓を増し。『陶谷叢說』の數二百九十八姓より二十八姓を増せり。凡て古典の記載より其數の多きは古の調査の不完全と其後の増加によるものなるべし。『增補文獻備考』に出たる朝鮮の古代よりの亡姓をも加へたる姓の總數は四百九十六姓なり。之を宋の邵思『姓解』に出たる支那の姓數二千五百六十八に比して縱令其地域の狭きによるとするも猶少きの感無くんばあらず。畢竟するに朝鮮の姓は少數の創造ありとするも。其大多數は成り立ちが支那の模倣に出で。其士人の支那式模倣を庶民が再模倣せしもの甚多く。上下を通じて總てのものが社會的に個性の發達が抑制せられし結果は姓を多様に分岐せしめざりしに職由するものなるべし。之れを今回發表せられたる國勢調査の結果を編輯せし『朝鮮の姓』に出でたる總姓數二五〇姓と較べ七十六姓多し。

國勢調査にあり本院調査に無き姓十五
 肖 濂 應 剛 星 凡 道 襄 鮑 鹽 君 端 旁 眞 先。
 本院調査にあり國勢調査に無き姓九十一

鞍 都 乙 衛 於 何 干 霍 槐 庚 瓜 龔 仇 起 季
 曲 紀 銀 菊 仰 邱 牛 虞 薰 涓 貢 皇 江 顧 虎
 湖 黑 伍 侯 俱 敬 魯 京 宮 鴻 削 在 勝 時 芝
 仁 森 玆 推 陪 芋 鮮 遜 陣 裴 長 鎮 斗 屯 典
 蓄 獨 泰 北 波 培 傅 甫 般 苗 戊 範 牧 獸 穆
 乜 木 門 揭 陽 良 六 利 老 羅 豫 央
 夏 侯 公 孫 乙 支 司 馬。

第三節 戸籍面に誤記せられし姓竝
 誤記と推定すべき姓

現在の戸籍簿は、大正十一年十二月總督府令第五百五十四號、朝鮮戸籍令により定められたるものなれど。其前隆熙三年（明治四十四年）韓國の法律第八號により發布せられたる民籍法による民籍簿を其儘襲用したるものにして。其民籍簿は編成の當時警察の配置薄く、暴徒の殘黨山間僻地に出沒せる際現在の半數にも達せざる巡査の手によつて。危險を冒し僅に一ヶ年有餘の短期間に於て行はれたり。其材料は各戸主

の届出によるものなれど。口頭申告をも許し、逡巡が聴取して記録したる者甚だ多く。粗漏誤謬ありしも故無きに非ず。爾來修正せられしものあるも、猶其誤記を殘留せるものあり。今回本院の調査に於て其誤記竝誤記と認定すべきものを發見せり、左に一括して之を掲ぐ。×符の者は掲載を省き數に入れず。

△單于 ×

此姓全羅南道長城郡森溪面黃海道鳳山郡德山面に有り。支那の文獻にも此の如き姓無し。復姓鮮于を音同じきにより誤記せしものと認む。

△司公 ×

此姓京畿道高陽郡恩平面にあり。支那に於ては司功、司寇、司鴻等の姓あるも、此姓文獻に出でず。朝鮮には司空は有り、其誤記と認む。

△藩

此姓の中京畿道高陽郡漢芝面の者は。本貫密陽とあり。密陽潘氏は『増補文獻備考』にも掲記されたる兩班なり。藩は潘の誤記と認定す。

△雍

此姓朝鮮の文獻には無し。慶尙南道昌原郡熊南面に多數あり。又鎮海邑にもあ

り。支那に於ては『風俗通』に文王の子雍伯の後とあり。『姓氏辯證』に黃帝の後、商周間雍に食采する者因つて氏とす焉とあり。『山海經』にも此姓出づ。漢以來より宋、明迄に此姓多く史に出づ。されどこれとの關係は認められず。昌原郡熊南面の回答によれば、民籍調査の際邑姓を誤つて雍としたりとあれば、同面のものたゞは誤記なること明かなり。

△慕 ×

此姓京畿道高陽郡碧蹄面の者は。本貫咸平とあり。朝鮮の文獻には此姓無し。支那に於ては『路志』に慕容氏の後慕氏ありとあり。『姓氏辯證』に今開封慕氏ありとあり。此れとの關係は認め難し。『東國輿地勝覽』『増補文獻備考』には咸平牟氏あり。同音なるにより、慕は牟の誤記と認む。

△陣 ×

此姓京畿道龍仁郡遠三面の者は。本貫驪陽とあり。朝鮮、支那共に文獻に無き姓也。『増補文獻備考』によれば驪陽陳氏あり。陳を陣に誤記せしものと認む。

△單

此姓京畿道富川郡靈興面の者は。本貫延安とあり。支那の古文獻には無きも現

在には有り。朝鮮の文獻には無き姓也。『東國輿地勝覽』『増補文獻備考』共に延安段氏あり。同音なるにより段を單に誤記せりと認む。

△穆

此姓忠清南道公州郡新下面全羅南道咸平郡羅山面に有り。共に本貫泗川とあり。朝鮮の文獻には無し。支那に於ては、『元和姓纂』に宋の穆公の後支孫諡を以て氏と爲す。『路史』に穆は炎帝の後『魏書』官氏志に後魏丘穆陵氏改めて穆氏と爲るとあれど、此れとの關係は認められず。『東國輿地勝覽』『増補文獻備考』に泗川睦氏あり。同音なるにより睦を穆に誤記せしと認む。

△葵

×

此姓慶尙南道晉州郡大坪面の者は、本貫平康とあり。朝鮮の文獻には無し。支那に於ては『左傳』に有葵氏あり、葵丘地方に封を受けし者に葵氏あれど稀姓也。之と關係は認め難し。『東國輿地勝覽』『増補文獻備考』に平康蔡氏あり。葵は蔡の誤記と認定す。

△菜

此姓忠清北道永同郡永同面にあり。本晉州とあり。朝鮮の文獻には無し。支那

の文獻にも此姓無し。『東國輿地勝覽』『増補文獻備考』に晉州蔡氏あり。同音なるにより此の菜だけは蔡の誤記と認む。

△泳

此字字典に無し。此姓全羅南道光陽郡津月面にあり、本慶州とあり。同面回答によれば民籍調査の時に於て氷を誤記したりとあり。支那の文獻には氷姓は無きも氷姓は稀姓としてあり。朝鮮にては文獻にも現在にも氷姓はあるも氷姓無し。慶州附近には(氷庫の關係者なるか)氷姓多し。氷は氷の誤記と推定す。

△謝

此姓各地にあること第四節に記せる如し。其中京畿道漣川郡北面の謝萬瑟は、大正六年一家創立の際、史を謝に誤れりと同面より回答ありたり。

△邱

此姓慶尙北道金泉郡農所面に有り。本貫恩津とあり。朝鮮の文獻には無き姓也。支那に於ては邱姓は文獻に無く、丘姓は春秋戰國以來明清にも多し。其中に孔子の諱丘を避けて邱と改めし者あり。されど之との關係は認め難し。『東國輿地勝

覽』『増補文獻備考』には瓮津に罹姓あり。之の者丈は誤記と推定す。以上の諸姓猶攷査して、若し誤なること確實ならば之を訂正すべく。其儘と爲し置くに於ては、其謬譌傳はつて。後世姓氏を研究する者を惑はすに至るべし。

第四節 従前の文獻に見當らざる姓

今回の調査により現はれし者、左の如く十六姓を算せり。

△謝

此姓京畿道漣川郡北面、忠清北道忠州郡滄味面、慶尙北道永川郡新寧面に有り。本貫は晋州安東、昌寧等區々なり。支那に於ては、『姓譜』に周の宣王の時申伯謝に作邑す、後氏と爲る。『唐書』文苑傳に謝偃の祖孝政、本姓直勒氏、改めて謝となす……とあり。此姓漢以來明、清迄の史書に甚多く見はる。或は支那東入者の裔か。

△屯

此姓の者咸鏡北道慶源郡安農面に居住したることあり。支那に於ては、『姓苑』に渾沌氏の後、水を去つて屯と爲す、とあれど極めて稀姓也。之れとの關係は認められず。

△雍

此姓各地にあり、其中邕の誤記なる者ありしこと前節に説けり。されど全部の者誤記とは認められず。支那に於ては、『風俗通』に、文王の子雍伯の後とあり。『姓氏辯證』に、黄帝の後、商周間に雍に采食する者因つて氏と爲す、とあり。春秋以來明に至るまで稀に史籍に出づる姓也。或は東來者の裔か。

△牧

此姓全羅北道益山郡熊浦面に居住せし者あり。支那に於ては、此姓『風俗通』に、黄帝の臣力牧の後、『路史』に、唐叔の後、牧氏ありとあり。春秋戰國より明に至るまで稀に史籍に見はるる姓なり。之との關係は認め難し。

△彈

此姓江原道江陵郡邱井面及同平昌郡大和面にあり。後の分本、海州とあり。支那の文獻に出でざるも、實際には有る姓也。今より三十餘年前、京城武官學校助教授に彈元基なる人あり。稀姓として存在すること確實なり。

△虎

此姓全羅南道長城郡森西面に有り。本貫公州とあり。支那に於ては『風俗通』に八元伯虎の後として虎氏ありど。之と關係は認め難し。

△斗

此姓黃海道金川郡西北面にあり。本貫羅州とあり。京畿道高陽郡龍江面にもあり。支那に於ては夷姓として稀に存在す。之と關係は認め難し。

△斤

此姓忠清南道扶餘郡場岩面にあり。本貫清州同道青陽郡より移り三代居住せり。支那に於ては『姓解』に帝堯の子亡斤後以て氏と爲す。又夷姓後魏の者斤氏、奇斤氏の後改めて單姓となるとあれど。之れと關係無しと認む。朝鮮の土俗、人名の頭字に斤、今等のもの多し。或は姓無き者が昔し名を二分して作りし姓なる歟。

△苗

此姓平安南道安州郡安州邑にあり。本貫正善とあり。慶尙南道統營邑、及全羅南道濟州島舊右面にもあり。同面よりの回答によれば、支那より東來者の姓なりとあり。支那に於ては『風俗通』に楚の大夫伯棼の後、賁皇晋に奔つて苗に食采す因て氏と爲すとあり。此姓唐宋明清の史籍に多く出づ。前掲二邑一面のもの、皆東

來者の裔なるべし。

△利

此姓平安南道安州郡立岩面にあり。本貫全州とあり。數年前に絶家す。支那に於ては『路史』に老子の後に利氏あり、老子の祖名利貞を後に利とす。『元和姓纂』に楚の公子利に食采す因て以て氏となす『魏書』官氏志に後魏叱利氏あり、後改めて利氏と爲る。とあれば極めて稀姓なり。之との關係は認め難し。

△涓

此姓慶尙北道榮州郡、同奉化郡乃城面、同伊山面にあり。伊山面の分、本貫天安とあり。涓姓は『抱朴子』に黃帝金谷に入つて涓子に謔るとあり。漢の司隸に涓勳あり極めて稀姓也。之れとの關係は認め難し。

△左

此姓慶尙南道蔚山郡東面にあり、慶尙北道慶州郡陽南面にもあり。支那に於ては『呂覽』に黃帝の小臣に左徹あり。春秋魯の大夫に有名なる左丘明あり。爾後明清迄各代史籍に多く出づる姓なり。或は東來者の裔なるべし。

△鞍

此姓全羅南道靈光郡落月面にあり。支那の史籍にも見えざる姓なり。

△薰

此姓京畿道水原郡麻道面。平安北道厚昌郡東興面。慶尙南道泗川郡正東面。咸鏡南道永興郡鎮坪面等にあり。支那の史籍にも見當らざる姓なり。

△汝

此姓平安北道義州郡加山面にあり。本貫安山とあり。慶尙北道尙州郡内にも此姓多し。支那に於ては『姓源』に周平王の小子汝州に封せらる。其後汝氏ありとあり。稀姓なり。或は支那東來者の後裔か。

△豫

此姓京畿道龍仁郡水餘面にあり。本は江東とあり。失踪者なり。支那に於ては春秋戰國時代に豫讓あり。『呂覽』高誘の注に、晋の畢陽の孫、因族氏と爲すとあり。稀姓なり。或は東來者の裔か。

第五節 稀珍なる姓

古今朝鮮の姓中最も稀珍の姓を以下に列擧して解説す。其中現存せるものは齋

也。の二姓のみなり。

△復寶

江原道江陵地藏禪院朗圓大師塔碑に。大師の母を復寶氏とあり。此姓最も珍らしき復姓にして此外に無し。此碑高麗太祖の時建立せしものに係る『朝鮮金石總覽』。

△旁

『益業記』に……江華誌旁姓を載す、字書を案するに劫字あり。音轄旁字或は劫字の縦割か……とあり。『東國輿地勝覽』には江華の姓氏の部に吉力と二姓に記されあり。何れが是なるかを知らず。

△泓

『正宗實錄』に賊の姓名として泓徴なる者出づ。

△へ

『増補文獻備考』には唯……へ念切……とのみ出づ。漢字へとは似たるも別にして朝鮮の造字也。『益業記』に……興陽の牧子にへ姓あり、姓貫密陽音唱。李原庵運文獻備考を増補するに方り余を訪ひ語るに奇姓を以てす。此を以て之に應ふ

……と奴園遯劣等の姓と共に答へたること出づ。鮎貝房之進氏『雜攷』には此字
型 (Brom) と發音せしものにして。朝鮮語に拇指と食指の引長を稱する型なる語
あり。此字も拇指と食指の引長の象形字にあらざるかとの考説あり。

△餘

同『雜攷』に餘音田 (Eo) 又 E) 古き時代の假造字なりとあり。

△卯

『増補文獻備考』には……文川卯氏未詳……とのみ出づ。『晝永篇』には、姓卯氏あ
り音……と出づ。『雜考』には朝鮮語膨脹の形容詞を *mao* (long long) と云ふ。象
形の造字なるべしとあり。

△喬

『芝峯類説』に淳昌喬氏あり、喬音權億切。其始め自から出る所を知らず。或云喬
本と胡姓なりとあり。『益業記』に我國喬姓有り、其音權億の切音 善山に喬氏村
あり、蓋し士夫多し。字甚だ稀僻音亦詭異故に人或は郭氏を嘲つて同譜と爲す。
其音相近きを以て也。亦東國親造の字と爲すは非也。訂正篇海を按ずるに、音鳳
五音正音正韻、喬古文鳳。喬字の音義却て是平常なるを識らす……とあれど『雜

攷』には鷹鶴の一種に充てたる造字なるべし。今二歳の鷹を稱して *kochin* (Kochin)
と云ふ……との考説あり。此説の如く朝鮮の造字にして、支那の古文に暗合せる
ものなるべし。

現在に於ては此姓は左の各地にあり、

- 全羅北道全州郡參禮面 慶尙南道統營郡二運面
- 忠清南道天安郡天安邑 同 上 牙山郡仁草面
- 右 同 保寧郡周浦面 同 上 釜川面
- 右 同 青陽郡定山面 同 上 斜陽面
- 京畿道 水原郡長安面 同 上 龍仁郡遠三面
- 右 同 龍仁郡器輿面

此姓に關する傳説に付ては第十章を參照すべし。

△也

『増補文獻備考』には唯……也氏……とのみ出づ。朝鮮よみ又叶と音讀せり。
此字『玉篇』には彌也切、蕃姓也とあり『康熙字典』には、集韻母也の切並音呼眼也斜
也、又西夏語巫を以て斯也と爲す。遼史に見ゆ又姓とあり。

南北朝の時北狄の姓として列河鐵勒部あり。明の孝宗の時に也富架あり。前掲斯也はサマ教のサマなるべく。現在に於ては此姓慶尙北道安東郡禮安面に數戸あるのみ也。其由來に付ては猶深く研究を要すべきものあるべし。其傳説に付ては

也姓に付ては平安道より徵せられし一戌卒として南漢山城に在り、仁祖李迺の亂に遭ひ、難を避けて入城する時、也之を負ひて功あり。後其闔を描きて之に與へ。子孫闔を作りて之を奉安代々其奉奉となれり……云々の民間傳説あり。

△遐

『增補文獻備考』に……遐反仍仍氏……とのみ出づ。『益業記』には延安に遐姓あり、音暄應切と出づ。此字支那の字典に無き字也。

△闔

『增補文獻備考』に……闔反羅羅氏……とのみ出づ。此字『唐韻』『韻會』にあり『說文』には馬の門を出づるの貌ちとあり、延ひて人の突然首を出す貌に用ゆる字なり。朝鮮造字の暗合なるや否は明かならず。

△闔

『益業記』に……廣州闔姓の人あり。自から稱す、音臥臥の切と。諺音音。字彙闔音場。小門、而して闔字無し。乃ち本と闔姓にして諺つて闔と爲るか……とあり。闔は玉篇に烏古の切とあり。闔は篇海に、魚烈の切音闔とあれば、益業記の説當らざるべし。

△羣

『芝峯類說』に……東方の僻姓、星州に羣氏あり。羣音小。蓋し方言牛を呼んで小と爲す故也。東國史に石末天衢なる者あり。疑ふ石末の二字訛して羣字と爲る也。但宛委餘篇復姓に石牛氏あり疑ふ即ち此也……とあり。『益業記』に我國の僻姓羣氏あり音小、義無し。羣の字石の下に牛故に音小諺音羣。俗牛を以て羣と爲す故也。而して姓苑に石牛氏即ち復姓也、羣本と石牛氏。而して合して羣氏となるか。金氏國語解、石抹漢音蕭と曰ふ。按ずるに石抹石末と稱す。末の字牛字に訛作し合して羣と爲る。因つて音蕭か。蕭亦諺音羣……とあり。

△姪

『益業記』に高麗に姪姓ありとのみ、其奇僻姓の記事中に出づ。

△牆籬

『蓋葉記』に……南原齋籬なる複姓あり。其自稱人之を呼ぶに及べば必ず談籬と云ふ。方言籬の訓は談籬は籬なる故也。文字を以て之を書けば齋籬と稱す……とあり。現今にても練躰の如きものを尊高粱の幹にて繞らせし垣を籬と稱せり。

第四章 姓の享有及姓名の得喪變更

第一節 姓の享有

古代朝鮮に於ての今日の姓に相當るもの、享有得喪が如何にして行はれたるかは前に述べたる如く茫乎として不明也。今後學者の研究に待つべし。爾後三國鼎立以降に於て既に上流に於ては漢字の使用も行はれ。支那思想に同化融合したる後に於ては、姓は血統により父より子女に傳はるものとなつて、出生と共に之を享有したり。但左の如き例外ありたり。

- 一、父の知れざる時は母に従ふ。随つて自然母に姓あれば母の姓を享有することゝなる。
- 二、婢の子は時により事により父に従ひ或は母に従はしめしも、母に従ひし者多し。

奴婢は姓無き者多かりしも、間々姓を有する者ありたり。右母に従ひし場合姓ありし時は母の姓を享有することゝなる。

三、良賤相婚して其間に生れし子は父に従はしめしことも、母に従はしめしこともあり、此場合前項と同じ。

故に父或は母が姓無き者なるときは、随つて其子女も姓を享有することを得ず。隆熙三年に於て民籍法發布せられ續て戸籍法の施行により、姓無かりし者も姓を作りしにより、今や生れて姓無き者は絶對に之れ無きことゝなり。人は出生と共に其家の姓を享有することゝなれり。

右の如く姓は家に附屬せずして、血族的に一身に附屬するものなり。故に特殊の事由なき限り、父より或は稀に母より傳へられたる姓は、運命的に生涯變更無く之を保有し。縱令異姓の家に入るも、決して變更すること無し。即ち婚姻により、女が他家に入るも依然として生家の姓を稱し。又收養子により他姓の家に入る者亦同じ。彼の宦官の如きは、異姓の者を收養子として其後を繼がしめ、己の死後に其財産は相續せしむるにも不拘、姓を承繼せしむること無かりし。

以上の習慣は現行民法の規定並に内地の習慣とは著しく異なる點にして、亦根

本の思想に於て異なるものあり。内地の戸籍は一家一姓なるも、朝鮮の戸籍は一家數姓を包容せるものあり。

(參 考)

明治の初年戸籍編成の當初に於ては、古來よりの傳統に従ひ、妻は皆生家の姓を以て登録せられたり。此點は現在の朝鮮の戸籍と同一たりしなり。

第二節 姓名の得喪變更

姓の得喪變更は、古來種々の原因により行はれたり。之を略叙すれば、支那皇帝の特賜特命によるもの、國王の特賜特命によるもの、法令の規定によるもの、出願して變更するもの、自己の創稱によるもの、他姓を冒借稱によるもの、他姓の族譜に潛入したる者等にして、名に付ては上項と同じく特命特賜によるもの、自己の隨意變改によるもの、他人よりの慣稱が遂に本名と爲りし者等あり。以下順次之を略述すべし。

(1) 賜姓、賜名

支那に於ける賜姓記事の最古きは『尙書』禹貢に……四海會同す、六府孔だ修り、庶土交々正し、底だ財賦を慎む。土姓を錫ふ……とあり。蔡沈の注に……土姓を賜ふ

と言ふは、之に土を賜ふて以て國を立て、之に姓を賜ふて以て宗を立つ……とあり。

『左傳』隱公八年に……無骸卒す、羽父諡と族とを請ふ。公族を衆仲に問ふ、衆仲對て曰く、天子德を建て生に因て姓を賜ひ、之に土を胙し以て之に氏を命ず。諸侯は字を以て諡と爲し以て族と爲す。官に世功あらば則ち官族あり。邑亦此の如し。公命くるに字を以てし展氏と爲す……とあり。周以來天子諸侯が姓氏を賜へる風ありしを知るも、それ等記載の全部を採つて據典とは爲し難し。『漢書』高帝紀に……項伯等四人を封じて列侯と爲し、姓を劉氏と賜ふ……とあり。又班婕妤傳に、成帝が侍者李平に姓を衛氏と賜ふ。王莽傳に、嚴尤廉丹に姓を徵氏と賜ふ……とある如きは、確實なる記事とすべし。爾來歷代の史に此の例甚だ多し。要するに賜姓は名譽の典親愛の表彰として、懷柔若くは賞賜に用ひられたものにして、又別に嫌名に因るものもあり。朝鮮に於ける賜姓も亦以上述べたる支那思想の流を汲むことに由來せり。

朝鮮に於て支那皇帝より賜姓を受けたる者は、『高麗史列傳』に……李子淵新羅の大官、唐姓を李と賜ふ。『東國輿地勝覽』に文幹本姓全、中朝に入る、文章を以て名を著はす、姓を文と賜ふとあり。同書姓氏の部に文と出づ。『增補文獻備考』に……金高

裴は關智の後中朝に入る文章を以て名あり、亦文氏を賜ふ、是を甘泉文氏と爲す……とあり。以上唐宋の事蹟は幾干まで傳説にして、幾干まで史實とすべきかは、猶研究を要すべきものありとすべし。

朝鮮王者よりの賜姓に付ては、檀君が濃君に、又新羅の六村賜姓説の如き記事あり、本篇第十章傳説の項に記載す。確實なるは高麗の太祖が朴僾に王氏を賜ひ、新羅の末裔金幸に權氏を賜へるが如きを最初として、爾來歴代辛禰に至る迄王氏を賜へる例頗ぶる多し。姓名を併せ賜へる例は、文宗が東女眞の歸化人の都領古刀化に、孫保塞と賜ひし如し。

以上の類『高麗史』に出たる者甚多數に上れり。

李朝に至りては、太祖の時野人修豆蘭に、太祖が姓を李と賜ひしこと、『東國文獻備考』『芝峰類說』『藥坡漫錄』等に出づ。日本人に對しては、太祖、太宗の時降附の海賊に、平道全、禹原之、藤六、藤尾、張望、林温、吳文三等賜姓名の例甚多く、各其實録に出づ。又來投の野人に姓を賜へる者も多かりしなるべし。壬辰の亂後降附の將日本人沙阿可釵の戰功により、姓名を金忠善と賜ひしこと、『備局謄錄』に出づ。此等皆第二編外國系姓氏の部に詳説せり。

以上の類は甚多かるべく、賜姓名は本國人には姓名の變更となり。又姓無き者及國外の者には、姓の創立とも中間享有とも見做され得るものなり。

名のみを賜ひし例も亦高麗以來頗多し。其中平凡ならざる二三を擧ぐれば、『林下筆記』に思簡公安省は、性來一目小にして、自から小目なる名を以てせしを。朝に立つに及び、命じて省と改めしめしとある如き、『見諱錄』に李朝の初め、南謙が深く隱遁、翰晦せしを。太祖物色して漸く之を得、其猶在りしを喜び在と賜名せし如き、『林下筆記』に平城府院君金乙寶が、太宗の朝雨を禱つて、輒ち應驗ありしより。太宗喜んで承靈と賜名せし如き例なり。

(2) 帝王の特命によるもの

此類のものは新羅聖德王十一年王の諱隆基が唐の玄宗の諱字を冒せるにより。玄宗より勅して興光と改めし例を最初のものとする。高麗に至つては、顯宗二十年王の嫌名を避けて、姓荀の人を孫と爲さしめし如き。宣宗即位の初、翰林院より……凡そ内外の州府郡縣寺院公私門館號及臣僚以下の名、御諱を犯す者及音同じき者は請ふ之を改めん……と奏し。制之に従ふ……とあり。神宗元年にも有司の請により……諸姓の卓なる者、外家の姓に従はしめ。若し内外の姓同じければ、内外祖母の姓

に從はしめし……如きものあり。

李朝に至り此類の特命無かりしは、國初の法典たりし『經濟六典』に既に王諱の規定ありしより觀れば、此思想普及し王諱を避くること風を爲せしを知る。宣祖の朝歴代の王及追尊王の名の代用字を定め。且歴代の王何れも普通に使用せざる字を選んで諱としたる外、王諱の適用範圍を狭くしたること。竝明律李朝の國法と忌諱の規定は側面的にも効果ありしに因るものならん。詳細は諱名の項に説明せり。王命により賜姓を剝奪したるは『高麗史』に忠宣王が其龍陽の寵ありし王鑄忠に對し、子の意を聽かず違忤する所ありとし、嘗て賜ひし王姓を剝り去りし例あり。

李朝『太祖實錄』三年に中外に令して大に王氏の餘孽を索め盡く之を誅し。其翌月前朝の賜姓王氏なる者皆本姓に從はしめ、且つ凡そ姓の王なる者は前朝の裔に非ざる者も、亦母姓に從はしむ……とあり。此令の一時的のものなりしは『世宗實錄』三年に。丹陽君禹成範の妻王氏高麗王氏より申訴して。恭讓王陵の室旁近の奴子一戸を復して、守陵せしめんことを請ふ。之に從ふ……とあるにより明かなり。

『東國文獻備考』に今上英祖三十八年中外の民庶幼時父母を失し他人に育せらるゝに仍つて其姓を冒す者甚だ多し。特に命じて竝びに本姓に復せしむ。教に曰く、噫、

五倫の中父子を首と爲す。噫斯の世に生れ其父を知る莫し、豈正政有つ所ぞ。京兆の堂上を召し先づ都下を問ふ。一日の内得る所の者六十人噫、此を以て之を推せば、京外に此等の類其幾干あるやを知る莫し、噫、父無く姓無きの人は是の如く、夥然なる若きは、一は則ち孝を以て之を導率するの致す能ふ無し。一は則ち年歳若りし飢餓、政は都聖の云ふ所の若く、父子相保つ能はず。若し其由を問はば、答は一人に在り……登科の人は兵曹に令して榜目及紅牌本姓を以て付標し。其他京兆に分付して特に復姓せしめ。自今式年の帳籍を蓋正し皆復姓せしむべし……とあり。

(3) 自己の意志による改名

改名に付ては高麗朝以前に於ては別に制限なかりしが如し。御史の唐愈が李資謙の徒を論駁して、後兆基と改名せし如き。李資謙の弟資訓が至誠と改名したる如き。金富軾の弟富徹が富儀と改名したる如き類『高麗史』に多く出づ。

李朝に至つては『經國大典』に凡そ名を改むる者、本賈東賈啓し藝文館に移し文移の置簿し文を給す……とあり。『大典續錄』に……大小人員改名せんと欲する者の名其祖上及宗宰宗宰罪人と明白に同名已むを得ず改名する者の外聽す勿れ……とあり。

『六典條例』には……大小人員の改名は則ち本曹啓し藝文館に移し置簿給文。其祖先と同名或は大君王子君と同名或罪人と明白に同名なる者の外聽す勿れ後娶の妻の父同名なる者許す勿れ。朝士生進(生員と進士のこと)及庶人の在官者改名の時本館牒を給す……とあり。

則ち改名出願には前項の條件を備ふるを要し。出願により吏曹より上啓して裁可を受け之を藝文館に通牒し同館は帳簿に記入して其許可證を與へ。本人は式年の戸籍に『改名』として登記し族譜に記載し且號牌を變更したり。

右法令の規定の實行振に付ては光緒元年乙亥十月二十二日承政院日記に左の如き記載あり。

吏曹啓曰兵曹佐郎尹現、名字改以瑛。副司果韓圭、學、名字改以圭晉。出身金浩、名字改以商皓。出身徐師發、名字改以教。出身沈夏、名字改以眞澤。出身尹升、名字改以承鉉。出身金祖熙、名字改以樂熙、事爲等如告狀、依例、令藝文館給帖、何如、判付啓依允。

従前改名者の甚多かりしことは『備局謄錄』に李太王二十六年明治二年領議政沈沈又啓する所。謹で大典を按ずるに改名の條に曰ふ有り。大小人員名を改むる者其

祖先或は宗宰或罪人と明白に同名なる者の外施す勿れと。夫れ何ぞ近年改名の諸れを朝紙(朝報と同日)に頒つ殆んど日として之無きは無し。豈に猥屠を許すの甚しき者に有らざらん乎。凡そ諸れを君に告ぐ宜しく謹畏を存すべし。而して惟だ改名尤も防限無し、國綱に關する有り寧ろ寒心せざらんや。自今大典に載する所の外如し端無く改名の啓本あらば、則ち施す勿く當該堂上施すに違制の律を以てす、恐らく宜からん。故に敢て達す、上曰く式に依り別に飭むる可也……とあり。古諺の窮士日に名を改むるの類には非ざるべし。

以上法令の規定は、士人に對する制限なれば、一般庶民には其制限行はれず。隨意に改名したる者多かりし。

改姓名の異例として、『列朝通記』に其例あり、曰く……晦齋少き時、賄する所あり、身める有るを知る。知事曹潤孫、卜して妾と爲す、子を生む玉缸と名く。晦齋曹に戯れて曰く、妾は則取るに任す、何ぞ我子を踏さざるやと。曹笑つて已む、曹卒す。玉缸其母に問ふ、母曰く、汝は實に李贊成の子なりと。玉缸遂に贊成の誦所に赴き、名を全仁と改め己の子と爲す……とあり。

姓を變更することは絶対に許されざりしも、其誤りなること明白なる者は出願

により之を許したり。

『東國文獻備考』に……秦世樞なる者上言して其祖秦鶴は本姓金麗季左侍中を以て元に朝す。元人之をして下列に立たしむ金武鶴恥ちて位に就くを肯せず。元帝怒つて高麗に送置して之を誅せしむ。王陰かに藏し姓を變じて秦と爲す。復姓し金と爲すを乞ふ朝廷明据無きを以て許さず……とあり。

惡意による姓名の變更竝偽名呼稱も亦行はれたり。其最も甚しかりしは庶民の兩班を冒稱し爲めに随つて姓名の變更を爲すことなり。其原因は一旦兩班と成り了る時は徭役を免がるゝを以てなり。『高麗史』忠肅王十二年の教に……開城府五部及外方州縣百姓を以て兩班と爲し。賤人を以て良人と爲し戸口を偽造する者法に據り處斷……とあり。同恭讓王二年都堂の啓にも……近來戶籍の法廢れて唯に兩班世系の尋ね難きのみならず。良を賤して賤と爲し賤を以て良に従ふ。遂に訟を致し獄盈つ……とあり。此の如き行爲は爾來李朝となつても常に止まざりしことは。今現存せる萬曆以降の戶籍帳を検するも。幼學閑良等の數常民の數に比例して甚多きことなり。『牧民心書』戶籍の部にも……幼學を冒稱し父を換へ祖を易ひ官爵を僞載す……云々とあるによりても察知せらる。

犯罪人が跡を晦まし罪を免るべく。又逃亡の奴婢が他の地に至り前の身分を蔽ふべく。姓を作り或は名を易へし者も甚多かりしを推測せらる。

また科擧に應ずる時庶孽にして其身分を蔽ふべく名を變更したる者あり。或は又其答案を一人にて名を易へて二以上提出し。其變名のもの合格し遂に其名が本名となりし者もありしと云ふ。

肅宗己亥司馬の試に登り英祖乙巳文科に擡し仕へて延日縣監となりし嚴宅周は。もと全義の公賤李萬江なること。同乙丑五月正言洪重孝の疏に因て發覺し黑山島に竄流して奴と爲し。其名を大小科榜目より削りしこと『英宗實錄』に出づ此等は著しきもの、例なるべし。

王室に於て便宜上假りに他姓を稱したる例は。『三國史記』に新羅昭聖王の母金氏を其父金神述の神字を取り略して申氏となし。哀莊王の母金氏を其父金叔明の叔字を取り叔氏としたる如きは。唐との交通により同姓相娶るの俗を夷風せらるゝを懼り。冊封等の關係上糊塗したるに出でたるものなるべし。

『高麗史』に惠宗が長公主を以て王弟昭に妻はすに方り。外姓皇甫を稱し爾來兄妹婚の時皇甫等外姓を稱せしは當時儒教倫理漸く浸潤せんとして。世の批難あり

しにより其體裁を作りて同姓婚に非ざるが如く外面を粉飾塗糊せしに出づ。
現今に於ける姓名の改稱に付ては明治四十四年十月總督府令第二百二十四號により面長邑長府尹に就願し。面長邑長府尹は道長官に理由を付して進達し其許可を受くるを要し。同大正四年四月政務總監の通牒により改稱の必要を認むる者のみ許可する事となれり。

第三節 姓の創立

(1) 棄兒

朝鮮に於ては姓は男系の血族關係を表示するものなり。故に同系血族の者が異姓を稱することは法令の上よりも習慣としても絕對に認められず。従つて姓を創立するが如き事は發生せず。唯一の例外として姓の創立として見るべきものあり。即ち棄兒を收養したる場合に於て其收養者の姓に従ふ習慣法是れなり。

光武九年五月に發布したる刑法大全には此習慣を法文とし……遺棄社三歳以下小兒ニ異姓ヨリ收養セザル其姓ヨリ從テ立嗣ハ得不得ヨリ……と規定したり。此場合に於て棄兒は便宜上養父と同文字の姓を名乗るに過ぎず。決して其家の人

となりしに非ず。若し後年に至り父が判明したる時は其父の姓に従はざるべからざる條件を保有せるもの也。之を法律學的に見る時は一家の創立と見做すべく。内地の戸籍法に於て棄兒が一家を創立する際其氏は市町村長が定むることに規定せるものと少しも異ならざるものなり。

此の習慣は儒教の倫理により血族を餘りに固守し人情自然の發露を省みざるものと謂ふべし。高麗時代に於ては棄兒を收養したる時之を子と見做す習慣ありしことは『高麗史』文宗二十二年の制に凡そ人後なき者兄弟の子無ければ則ち他人三歳前の棄兒を收養つて以て子と爲す即ち其姓に従ひ戸を繼ぎ籍に付す已に成法あり。其子孫及兄弟の子あつて異姓を收養する者一に禁ず……とあり。寧ろ此方人情に近く。現行民法第八百三十九條に法定の推定家督相續人たる男子ある者は男子を養子と爲すことを得ず。但女婿とする爲めにする場合は此限に在らず……とあり。其立法の精神相近きものと謂ふべし。

(註) 内地にて棄兒と稱するは嬰兒の遺棄を指すものなれど。朝鮮に於て従前の文獻に棄兒と稱するは嬰兒の遺棄と共に相當に生長せし小兒を他郷に置去りにすることを併せて稱するの用字例也。

(2) 姓を創始せしもの

庶民奴婢等に於て、從來姓無かりし者が、兩班の文化に均霑すべく、姓あることを欲し。自から隨意に姓を作り之を稱有したる者の多かりしは。高麗より李朝李朝の初期より後期と、漸次下等階級に姓ある者を増加したること、戸籍典籍等により明かなり、此等も皆姓の創立と稱すべきものなり。民籍法施行の當時姓無かりし者が新に姓を作りし者ありし。此等も亦同じ。

第五章 朝鮮姓名の字數

第一節 姓の字數

支那に於ては國大にして、歴代多數域外の民族を包容したるにより。自から中華と稱したる中央部以外風習の異りたる外域の民族が服屬したる後、中央とは全く別箇固有の姓稱を漢字の借音により表示せるものなり。複姓として、三字以上の者多く史乘に散見す。例へば、

△叱呂引

『隋書』

△突騎施

『唐書』

△夫利波羅

『寰宇記』

△地駱拔

『魏書』

△骨崙盧骨志

『路志』

△阿史那

『通志』

△乙毘沙鉢羅葉護可汗

『唐書』

△達步干

『周書』

△巨辰經

『潜夫論』

△乙速孤

『唐書』

等の如し。朝鮮に於ては今回の調査に依る姓數三百二十六姓の中。一字姓三百十四、二字姓十二の外、古代よりも三字姓の者無し。

第二節 名の字數

名の字數は、大體一字若くは二字に一定せり。而して複姓は、一字名を普通とす。但三國時代に於ては、黑齒常之の如き二字のものあり。又高麗穆宗の時代に皇甫愈義あり、永川皇甫氏の始祖に皇甫善長あり、高麗恭愍王の時石抹天英あり、皆稀例に屬す。一字姓の者は、二字若くは一字の名を用ゆ、其一と二の割合は、新羅末より高麗朝にかけて比例的に一字名の者多く。麗末より李朝に入るに隨ひ、其比例漸次減少す。特に高麗中葉より排行を用ゆる者多きに隨ひ、二字名を便利とし。又二字共に排行を用ゆる者は、必ず二字たるを要するが故に。二字名の者漸々増加し、李朝中葉以後

甚しく増加せり。

茲に異例とすべきは、陽川許氏は世々單字を用ゆる家風あり即ち左の如し。

〔陽川許氏〕

許京—許遂—許珙—許冠—許陌—許綱—許錦—許禧—許屏—許董—許瑗—許砥—許磁—許樞—許番—許程—許翽—許炯—許溥—許楨—許倬—許儻—許翼以下略之。

又清州韓氏、全州柳氏の如く、隔世に單複交錯の式を用ゆる者もあり。即ち左の如し。

〔清州韓氏〕

韓康—韓謝奇—韓渥—韓公義—韓脩—韓尙敏—韓忠—韓緹美—韓巖—韓亨允—韓紀以下略。

〔全州柳氏〕

柳季潭—柳堪—柳永立—柳穡—柳允昌—柳炫—柳世憲—柳震—柳泰明—柳懋—柳義—柳養詠—柳琬—柳正秀以下變更せり。

右の如き例は他の氏にもあり。又各氏中には終始單名を用ひざる者多し。

平民以下の者の名に至つては、男女共に介老味(男)角骨嶋(男)獨甲房(女)守連非(女)等々姓の有無に拘らず三字名の者多く。又林末同伊(男)者斤老味(男)丙隱加伊(女)米應加伊(女)每邑吐伊(男)征仇丐乙介(女)童毛多吾赤(男)等四字五字の者も亦少なからず。詳しきは見名の章に就いて見るべし。

又特別として高麗時代蒙古名を用ひたる者及近代の基督教徒の名は字數多き者あり。皆各其項に於て説示せり。

結局現在の戸籍面より見れば、兩班の姓名及兩班に倣へる常民の姓名は、合せて二字又は三字を普通とし。兩班の命名に倣はざる常民並びに基督教徒名を用ゆる者は、姓名を合せて四字五字に或は六字に達する者あるなり。

總て朝鮮の姓名の字數は内地に比して少なく三字の者を以て十中の九を占む。此字數の少きことは、書寫記録に便なる長所あれど、一方に於て單調に流れて個性味を缺くの短所無きにあらず。

(參 考) 内地人氏名の字數

現代に於ける内地人の氏名の字數は、二字姓二字名の者多く、二字姓三字名一字名の者之に次ぎ。一字姓二字名三字名また之に次ぎ。二字姓四字名の者之に次ぐ。其以外は甚だ鮮なし。最も字數多く甚長き者の極端なる異例として、徳川期と今日に於て左の如き者あり。

- △一二三四五六……………
 - △七寸五分刑部左衛門……………
 - △松崎日出度左衛門……………
 - △勅使河原四郎九郎十三郎兵衛……………
 - △竹串傳角左衛門……………
 - △長曾我部源太郎左衛門……………
 - △野田江川富士一二三四五衛門助太郎……………
 - △十二月甲乙丙丁戊己庚辛壬癸之助……………
 - △澤井麻呂女鬼久壽老八重千代子とす……………
- 享保年代幕府より諸侯に命じ珍姓名を書き出させし者の中に出づ
- 明治初年代土佐長岡郡の人
- 大正年代岡山縣住人
- 昭和年代栃木縣下都賀郡藤原村の人
- 奈良縣生駒郡矢田村の人昭和年代に改名千代子とす

第六章 名の撰定並命名の時期

第一節 兒名 總説

凡そ人生る、や之に兒名を命ず。兒名一つに乳名とも假名とも稱し。又支那流に小字小名とも稱せらる。其命名の期日に付ては別に社會的の風習規範有る無く各人の隨意なるも士人の家に於ては三日以内或は七日以内に命名するを普通とせり。或はまだ出産の即時之を命ずるあり、稀には出産前男女二様の名を作り準備し

置く者もあり。或は幾週幾月の後に命ずるあり甚しく緩漫なるは、數年の後に命ずるありて區々に涉れり。近來は民籍法次で戸籍法の實施により、出生の届出を要するが故に、大抵は其届出前に命名するに至れり。

兒名を用ゆる期間は従前は兩班と庶民に於て、大に其趣を異にしたり。即ち兩班は男子に在ては冠禮を行ひ冠名を付する迄の間に之を用ひ。一旦冠して本名あるに至れば、兒名は捨て之を用ひず。但父母祖父母等より呼ぶことも稀にあり。女子は笄禮の間迄にて此笄禮は婚禮の當日之を行ふ風習なれば、隨つて婚禮の日より幼名は捨て、用ひず、人妻となるを劃期として、本來の幼名は消滅するものと觀念にして、其日よりして生家の姓に氏を附して稱號せらる。例えば金氏李氏の如し。戸籍文記、官よりの指令、公文等總て公私の書面には右の稱を用ゆるも、氏は敬稱を意味するを以て自稱せず。

昔時に於て王に上書する時に於ては、氏稱は用ゐず、官階ある者は官某妻、之無き者は幼學某妻と云ふ如く書する例なるも、自身一個を表はさざれば、他と判別し難き己を得ざる場合に於ては、李某、金某と幼名を稱することもありたり。而して兩班の妻たる者の氏の稱は、其特權とも云ふべきものなりしことは、第二編に於て詳説せり。

嫁女は生家に赴きし際其夫の姓の下に室の字を付して李室金室と呼ばれる。但尊屬親よりに限る。単族親は其嫁女の夫官職あれば其官名の下に宅の字を付し參奉宅被理宅と呼び官無き者は唯金書房宅科書房宅等と呼ぶの風習ありたり。

男子冠禮を行ひ冠名を有するに至れば。族譜に記入せられ又戸籍にも登録せらる。女子は族譜には單に女(ムスメの意味)と記され出嫁の後はその女字の下に夫の姓名を(官階あるものは其名無)記載され。出嫁先の族譜には夫の次に配何氏と記さる。

庶民は冠禮を行はず故に兒名冠名の別無く本名即ち兒名にして生涯是を稱呼使用す。古き戸籍竝古文獻古文記及現在の戸籍にも此の兒名即ち本名の者多數あるを見る。但男子は中途に於て隨意に之を變更して。野卑ならざる名に改むることも行はれたり。女は出嫁の後代名稱呼を以て呼ばれ名を呼ばるゝことなきも戸籍には金姓女李姓女等生家の姓又干蘭伊貞順召史等々の本名を記載せらるゝ等區々に涉れり。近代に於ては兩班に非ざる者も崔氏閔氏等氏を自由に稱する者あるに至り。それ等の名現戸籍簿にも多數に登録せられあるを見る。

第二節 兒名の縁起沿革

兒名は元來古代に於ける人名其物にして。社會の進化により人の名稱が社會上

に有意義となるに至り。

更に一定の時期に改名するの風を習成し。それが男子元服の式と結合して冠名なるものを發生したりと推定せらる。之を支那の例に見るも『禮記』曲禮に冠して字いふとあれど別に冠名を命ずるの規範無し。其劃期的年代のこと不明なり。唐の陸龜蒙の『小名錄』には春秋戰國漢代以降に於ける人の小名を擧げあり。(本章の項を參照)『五朝小聽雨紀談』には……古の人小名あれば必ず小字あり。離騷に云ふ……屈原の名平而正則靈均は即ち其の小名小字也……『南齋書』に王晏に對し從弟思遠が阿戎と稱へし記事あり。此等古代の一二の例を以て本名諱名の外に小字又は小名を命ずる風一般に存せしとは認め難きに似たり。

陸放翁『湖老學庵筆記』に周宇文の父に與るの書に自から薩保と稱せり。『燕閒錄』に蘇易簡が及第の時母に與ふるの書に自から眠帳と稱せしこと出づ。宋の王鉉に『侍兒小名錄』あり溫豫洪遠張邦畿共に『小名錄』あり。陳思に『小字錄』あり。『聽雨紀談』には予嘗て宋の進士同年録を見るに皆小字小名を書す。尙古人の意を存す……とあり。唐宋時代に此風の廣く行はれしことを知る。

日本に於ける幼名は何時頃よりか明かならず。『日本書記』『日本後記』『續日本

記『三代實錄』『日本逸史』『東大寺文書』等に後段に表示せし如き甚雅ならざる人名の而も相當上流者の名として現はるゝより見れば上古幼名を別にするの風一般に之れ無かりし如し。また一方王朝時代の物語類には幼名と見るべき者散見せり。降つて源平時代に至つては何九何千代九と云ふ如き幼名を作るの風行はれ。之をオツナ名ともワラハ名とも稱せられ。爾來士人の間には徳川時代より明治の初期迄此風は持傳へられて。元服の時に實名を附するの慣習を成せり。現に東北地方には鳥帽子名、鳥帽子親(命名たる)なる語と其風習ありて、古代元服の名残を存せり。朝鮮に於ける兩班階級に行はれたる兒命の沿革を考ふるに前に述べたる如く元來兒名は朝鮮固有の人名の姿にして。古代に於ては階級間に其差無かりしに支那の文化を受け其文字を採用するに至り。上流社會が支那様式の名を作ることゝなりてより名が二様となり後にはそれが冠禮の式と結び付き。兒名冠名と時期を劃して對稱するに至りしものにして兩班階級全部に此風習浸潤成せられしは、李朝に入りての後たるべし。と推定せらるゝも。文獻上に於けるそれらの沿革は記載審かならず。

本件に關しては冠名及字の項に於ても亦それとの關係に付説述せり相参照すべし。

第三節 兒名の特質

一、古代色豊富なること。

支那名様式化したる壽福信得繼業昌學(男)貞順淑姬鳳姬貴徳(女)等と云ふが如き者を除き第五節中に記せる者は、何れも古色蒼然として純眞の感情流露して質朴愛すべき者あり。此等現在の戸籍簿にある名を、萬曆年間以降の舊戸籍帳と照合するに、同一名の者甚多く殆んど其時代のものとの大差無きより考ふれば、蓋し古き傳統にして中には新羅時代よりのものもあるべしと推定す。

二、個性的に非ざる一般的名稱のものあること。

第五節(13)の項に記せる如く内地にて言へば御嬢さん、娘、息子、ポツチャンなど言へる如き抽象的名稱を名と爲せる者相當に多きは、特に女の名に多きは、家庭と名との關心名と社會との交渉上の必要價值、及女の社會上の地位等を觀察するに於ても、亦社會學上人名の出上る経過を知る上に於ても重要な資料たるべく、趣味津津たるものありと謂ふべし。

三名にアテ字即借音甚多きこと。

庶民の名に於て現今の戸籍簿を見るに所謂宛字即借音字甚多し。例えば

△マの音を現はすに馬、麻、每、梅、磨等々

△ヤの音を表はすに良、洋、羊、兩、陽等々

△ウの音を表はすに同、童、東、冬、動等々

△ケの音を表はすに犬、狗、開、介、皆等々

△シの音を表はすに世、劍等々

右例示の如き者他の音にも甚多く、加之訛音あるが故に似寄りたる音の字も亦用ひられ、字の上より見れば全然別箇の名たる感あるものあり。例えば富良童は火賊、松下芝は積。梧桐は黒色等の如し。

内地の名の中には雪を由基、春を波留、虎を登良等と故らに別字を用ゆるもの無きに非ざるも、現在アテ字の名は殆んど皆無なること、比較して甚しく相違せり。畢竟其稱呼は音の上を主として字の上を主とするものに非らず。農民労働者等の目に一丁字無き輩は自己及家族の名其音聲の名は知るも其字としての名を知らざるもの多く。其名を文字の上に役立てる機会甚少なりしに由るものなるべし。今

後教育の普及と共に此の如き風は消滅するに至ること必然たり。

昔時に於ても音を主とし字を主とせざりしことは左の例によつて知るを得るべし。

(参 考)

康熙乾隆年代戸籍の單子に同一人を別名にて書ける例

△乾隆十五年 吾郎。乾隆二十四年 五郎。(永川)

△右 同 千今。右 同 千金。(永川)

△右 同 日德。右 同 日得。(永川)

△康熙三十四年 晋陽。乾隆十八年 晋良。(晋州)

△乾隆十八年 介晋。同 二十年 介真。同 三十年 介進。(晋州)

單子右の如し、其單子を本とせる式年一回の戸籍も隨て人名の文字不確實なり

しを推断し得べし。

此例は新羅の昔に於ても亦是を見ることを得即ち左の如し。

△聖德王年代慶州甘山寺彌勒菩薩造像記中の女の名觀。背里は同一人を官背里とも記せり。又其古。巴。里。古。老。里は同寺阿彌陀如來造像記の古。寶。里。古。路。里と

等しく同一人なるべく。男子に於ても眞興王、黃草嶺巡狩碑中服冬知、内夫知等の知字、升夫智、北只智等二様に出であるを見る。

(附記一)

兒名は兩班も庶民も大體に於て異なる無く、唯兩班は少しく高尚なる名の多きと、甚しき卑賤名、惡名を命ぜざるのみなり。宮中に於ては幼名は世子册封の時迄又大君號、君號、公主、翁主等の封稱あるまで形式的に附するのみにして、誰も之を呼ばず、記録にも記さざるが故に之を知る者渺なしと云ふ。

晉宗 兒名 元範

李太王 命福、開東、開東はケートン即犬の義

李太王即位後、開東の幼名は庶民に於て憶かりて命せざりしとの民間傳承あり。

(附記二) 幼名に使用するを忌む文字

一般に不幸、不祥に關する文字は之を避けて命せず。殊に病、死、亡等の字其類字は之を用ひず。四の字も死と同音とし、病、死等は病字と同音且類字たるより之を忌む。辛の字は俗間苦きにも酸はきにも通じ使用する故辛、苦酸は困苦難避と同意味として之を用ひず。但し右は智識階級のことにして、庶民以下は上記の如き字を忌まず用ゆる者もあり。

第四節 兒名の種別

以下數節に記す人名は皆全部現在の戸籍簿に取れり。文中古代のものは特に其事を附記せり。

朝鮮の兒名並幼名を其儘本名とせし者に付ては、其見方により三種に區別するを得べし。

第一 兒名に充てられたる文字の種類より觀察せし區別

兒名に使用せる文字は、朝鮮に於ける一般の通用文字と同じく、純漢字、朝鮮創造の漢様文字及諺文の三種にして、其組み合せにより左の如く岐る。

- (1) 漢字のみを以てせしもの。例慶喜、甲順、介童、壽姬、淑達等の如し。
- (2) 漢字に朝鮮造字を交へたるもの。例耳孫、斗恩、飛龜、芝鐵、法、諺、祿、菴、赤、世、芝等の如し。
- (3) 漢字に諺文を交へたるもの。例世、몽、치、조、왕、劍等の如し。
- (4) 朝鮮の造字のみもの。例丕、丕、丕、業等の如し。
- (5) 朝鮮の造字に諺文を交へたるもの。例막、丕の如し。
- (6) 諺文のみもの。例방、을、되、살、이、핀、쇠、머、심、이、等の如し。

(附記一) 人名に使用せられある朝鮮獨特の造字

△ 達	을	△ 丕	을	△ 丕	발	△ 丕	물	△ 丕	갈
△ 應	을	△ 丕	을	△ 丕	탈	△ 丕	을	△ 丕	를

右の造字は例(一)右の訓トルに乙のルを付し訓としての讀方をトルと示したるものと(例二)斗と諺文の斗との二音を併せてトクとせしもの、如き二様の別あり。萬曆年代より康熙年代迄の籍帳竝に李朝歷代實錄中にも内斗伊年豆乙孫と云ふ如く別々にせるものもあり。蓋是れが最初の姿にして後に二字を合して一字に作りしものなるべし。右の外

△餘 叫 △个 叫 个又个个にも作れり
等の如き造字を使用せる者もあり。

(附記三) 人名に使用せられある朝鮮の略字

△亨	△亨	△亨	△亨	△亨	△亨	△亨	△亨	△亨	△亨
△悲	△悲	△悲	△悲	△悲	△悲	△悲	△悲	△悲	△悲
△兎	△兎	△兎	△兎	△兎	△兎	△兎	△兎	△兎	△兎
△總	△總	△總	△總	△總	△總	△總	△總	△總	△總
△誌	△誌	△誌	△誌	△誌	△誌	△誌	△誌	△誌	△誌
△亨	△亨	△亨	△亨	△亨	△亨	△亨	△亨	△亨	△亨
△亨	△亨	△亨	△亨	△亨	△亨	△亨	△亨	△亨	△亨
△亨	△亨	△亨	△亨	△亨	△亨	△亨	△亨	△亨	△亨
△亨	△亨	△亨	△亨	△亨	△亨	△亨	△亨	△亨	△亨
△亨	△亨	△亨	△亨	△亨	△亨	△亨	△亨	△亨	△亨

△曹 曹 △來 祿 △煥 煥 △雙 雙 △益 益
△幸 學 △過 邊 △旺 國 △仗 儀 △叔 儀
△社 福 △吟 齡 △還 還 △琴 羅

右の如き朝鮮獨特の字劃省略字を以て届出、其儘戸籍に登録せられし者あり。古き籍帳には右の如きもの、外に左の如きものあり。

△皿 殿 △卩 隨

第二 讀み方による區別

其讀み方に付て、漢字の音にて讀むべきものと朝鮮の訓により讀むべき者との別あり。之を内地の例に引けば、要吉憲太郎(漢字音)。春代實盛(訓よみ)。松藏安八(音訓混合)の如き區別のものあると同一なり。

- (1) 漢字の音にて讀むべきもの例
本項の中風虎、正月七峯、貞順淑姫等の如く其漢字の意義を表せしものと。行吉(即社)大きな道路(可梅)升叫(即頭部)旋毛(六孫)孫は合即チ手指羅貴は(斗)即驢馬の如き類の借音のものもあり。
- (2) 朝鮮の訓を以て讀むべきもの例

黃狗は누렁개と讀むべく即茶色の犬。虎伊は범이と讀むべく虎の義。石石は돌々と讀むべきもの、如し。

(3) 前項(1)と(2)を交へたるもの例

山猪は산도야지。加平介は가평계。半月は반달と讀むべきもの、如し。

之れを内地と比較するに所謂宛て字甚多く。其字も一定し居らざる故に、同一名詞を四様五様に書かれたるもの多く。且其漢字の意味通りに釋解すべきか或は借音なるかの區別判明せざる者ありて最複雑なり。此地の人すら之を讀むに惑ふもの亦鮮なからず。

第三 文字の意義より見たる區別

(1) 其名前の漢字が有つ意義通りに解すべきもの例

禮順、貞姬の如きは女の名として、其文字通りの意義を表現せり。慶信、文喜と云ふ如き男の名亦同じ。或は十干の甲年に生れしを甲得とし。虎を夢みて生れたるを夢虎とし、妊娠中夫の死して後生れし女を遺腹女とせる者の如し。

(2) 其名前の漢字の意義には關係なく借音によるもの例

五章は카마스の鮮語오정이다。邊乙は鷄の子の鮮語명아리。方乙は鈴の鮮語방울。

那貴は驢馬の鮮語나귀。末童は馬糞の鮮語말똥等の借音なる如し。

(3) 前項(1)と(2)を合したるもの例

雙劍(劍は劍堅き) 丙午占(占は神より授かるの意) 洋介(介は犬)等の如し。

第四 命名者の主觀より觀たる區別

命名者たる父兄及命名の依頼を受けたる者が、人名を撰定するに當りし其時の意思を忖度するに。(1) 其名に某る意義を持たすべく命名せしものと。(2) 唯無意義に文字を列べしに過ぎざるものとの二あり。(1)に該當すべく見ゆる者も、月並化したる名は唯無意義に命せし者もあり。又醜惡なる名も實は却て親愛の意より出てし者もあり。或は迷信により子女を思ふの至情より出てし者もあり。第三者が唯其文字を一見して輕率に判斷を下すことを容さざるものあり。以下數節の説明により是を曉るを要す。

第五節 一般的用字

兒名に付ては前節に於て述べたる外に、以下例示の如きものに付ては、注意して之を觀るを要するものあり。

△介の字専ら男に使用せられ。多くは□□介と云ふ如く末字に使用せらる。但し其介の中には、犬(即犬)を意味するものと、介の音ある他語に使用せられたるものと、唯無意味に介の字を以て男たるを表示せしものとの三様あり。

△剣の字多く男の名の末字に使用せらる。剣は、劍即金の土語にして、或は鐵の意味にも用ひらる。本人が鐵の如く堅かれと祝福したるものと、牛の訓讀劍に充てたるものと、劍の他の字の音に宛てたるものと、無意味に男たるを表示せしものとの四様あり。

△弗此音善は翠丸の語に當る末弗とあるは、馬の翠丸の意、又末の男の意にも用ひらる。兄弟二人に大弗、小弗と名付けたるもの、如きは翠丸の大小に非ず、其大小は序次を示す、弗は單に男と云ふ意味を表現したる者もあり。

△丕即ち丕は石の土語也、此字専ら男に使用せらる。其中子を祝福し石の如く堅固不變を意味せるものと、石に祈り子を得たるものと、丕の石以外の他語に宛てたるものと、無意味に男たるの意味によるものとの四様あり。

△伊即ちイは多く女の名の末字に使用せらる、唯語尾に附したる字と、イの音ある他語に用ひられたるものと、語尾の變化によるものとの三様あり。

△年の字多く女の名の二字以上の者の一字に用ひらる。年は即ち女の兒を意味するものなり。

△又の字は繰返す意味にして、又女が生れた、又三月に生れた。と云ふ如きものと、單に次ぎの男、次の女と云ふ如き場合に用ひられ、更に同一の事重なりたる時又、又として用ひ、以上必らず頭字に用ひらる。

△老馬、善伊、魯味、老味、奴等の字は皆善イ又善イにして男に必ず用ひらる、内地語に例せば、ヤツ又ヤローと云ふ如き賤稱に當れども、親よりは親愛の情を含むものなり。又單に男と云ふ意味にも用ひらる。

△阿其、牙只等は元來小供の稱イナれど、今多くは女に使用せらる、□□阿其、阿只□と云ふ如きは、女子たるを示し、其上下の□□の字には意味無きもの多し。又岳の字の中には、此阿只の別字たるもの多し。

詳細は第六節に説明せり。但阿其の用字中に、イの音ある他語を意味する者も稀にあり。

△以上の外、淑蘭、月順等の字は主として女に、龍虎等の字は主として男に用ひらる、等の風習あり。細岐に渉るものは省略す。

第六節 兒名の命名緣由による區別

凡 例

一。は男の名・は女の名。は男女雙方に使用するもの。

二。本項のみ男女の區別を示し他項は之を省略せり。

三。漢字の音にて讀み且其漢字の意義を以て解すべきものは該文を付せず。

(1) 生れたる時を以てせるもの。

- △正月。 △又正介。 △正得。 △正龍。 △正彦。
- △一月。 △正月劍。(以上正)
- △二月。 △二月劍。(以上二)
- △三彦。 △三月劍。(以上三)
- △五月。 △五得。 △五彦。 △五介。(以上五)
- △六月。 △六月彦。 △六月劍。(以上六)
- △七月。 △七月劍。(以上七)
- △八月。 △八月彦。(以上八)
- △九月伊。(以上九)
- △十月。 △十月彦。(以上十)
- △端午介。 △夏至。

- △秋夕。 △七夕。 △九日。(陽)
 - △臘日女。 △冬至。
 - △春分。 △春香。 △冬至。(冬至即冬至月は十一月を指す十一月生れ)
 - △臘月。(亥は即十)
 - △除夕。 △春成。 △富春。
 - △春班。 △蘭春。 △頰春。 △秋介。 △秋彦。(以上春分秋分に)
 - △海都之。(時に生れたるもの)
 - △夜生。 △夜女。(夜間に生れ)
- 以上の中二得三得の如きは、二人目、三人目の序次にも使はれ。蘭春、富春の如きは、時期に關せず命名せられたる者もあり。また正月より臘月迄の稱は古代の婢名に最も多し。

(2) 生れし歳の干支を用ひしもの。

- △甲辰。 △甲戌。 △甲男。 △甲得。 △甲劍。
- △甲龍。 △甲成。 △甲順。 △甲姫。 △甲知。
- △甲木。 △甲午。 △甲孫。 △甲娘。 △甲魯味。
- △甲老味。 △甲寅女。
- △乙劍。 △乙伊。 △乙末彦。 △乙童。 △乙男。

△乙龍。	△乙順。	△乙孫。	△乙大。	△乙石。
△乙娘。	△乙牟。	△乙巳占。	(占は櫻の意)	△乙女。
△乙分。				
△丙鐵。	△丙男。	△丙孫。	△丙午占。	△丙亥。
△丙喜。				
△丁龍。	△丁男。	△丁順。	△丁八。	△丁孫。
△丁亥丕。	△延戊。	(延は丁)		
△戊劍。	△戊得。	△戊伊。	△戊寅。	△戊申。
△戊戌。	△戊介。	△戊男。	△戊吉。	△戊姫。
△己男。	△己順。	△己出。	△己得。	△己孫。
△己陰。	△己發。			
△庚得。	△庚辰。	△庚孫。	△庚出。	△庚出女。
△庚寅山。	△庚順。	△庚姫。		
△辛生。	△辛女。	△辛孫。	△辛丑丕。	
△壬妃。	△壬孫。	△壬順。	△福壬。	△元壬。

(3) 生れたる地名並其地の山川名をとりしもの。

△氏壬。	△壬淑。	△壬得。	△癸童。	△癸順。
△癸男。	△癸媛。	△癸準。		
△癸淑。	△癸孫。			
△子龍。	△丑得。	△丑龍。	△丑孫。	△丑生。
△丑劍。	△丑丕伊。	△丑同。	△寅龍。	△寅童。
△卯男。	△卯順。	△卯得。	△卯孫。	△辰得。
△辰男。	△辰孫。	△午劍。	△午男。	△午蘭。
△午孫。	△午吉。	△未己。	△未孫。	△申童。
△酉孫。	△酉得。	△戌伊。	△戌孫。	△亥孫。
△亥男。				
△錦山。	△鳳山。	△兎山。	△長連。	△好禮洞。
△開城。	△牧溪。	△新溪。	△果川。	△馬山。
△井川。	△密陽。	△治谷。	△玉山。	△芳川。
△南村。	△月灘。	△佳山。	△金海。	△關東。

(江原稱道)

- △熊山。 △番洞。 △長安。(那城の地名)
- △黄山介。 △松山介。 △茂朱介。 △昆陽介。 △方洞。(以上地名のみを)
- △文山介。 △加平介。 △威安介。 △開寧介。 △統營介。
- △新昌介。 △木洞伊。 △西伊。 △穩城童。 △清州介。
- △船村。 △富寧女。 △鍾城女。 △泰安女。 △蔚山。
- △靈岩女。 △江景華。 △京城女。 △龍安阿。 △新昌女。
- △京得。 △京伊。 △水得。 △順得。 △京城丞。(以上地名に一字を加へたるもの)
- △晉得。 △興姫。 △丹淑。
- (以上は地名の一字を略し其地にて得たる意味京は京城)
- △摩尼山。 △大白山。 △三角山。 △萬頭山。 △萬花峯。
- △千頭山。 △北岳山。 △八峯。 △千峯。 △南山。
- △九月山。 △七峯。 △桃里山。 △鶴龍山。 △漢江。
- △芳川。(以上山川名其山川の附近に生れしもの)
- (4) 生れし場所を以てせるもの
- △舍郎劍。 △舍郎方。(方は房の) △舍郎世。(世は劍と)

- △舍郎介。 △舍郎伊。(以上五何れもイ即ち客間)
- △後房。(部屋の) △小房伊。 △小斤房。 △上房。(以上三越房又)
- △大房。(大きな) △新房。(新らし) △新家岳。
- △下房。(口の部屋) △内家岳。(内家は下人の居る行廊より主人の部屋を指す)
- △他房。(自分の部屋の) △中房。(中の) △古房。(古き)
- △前房順。 △内房女。(夫人の) △封堂。(屏風を大抵中央に板張りの間あり之
- に代へたるを云ふ) △夫億。 △浮億丞。 △浮億劍。
- △厨介。 △厨孫。(以上何れも厨房の) △厨間介。 △厨介。
- △厠生。 △付出伊。(便所の板) △行吉。(大なる道路)
- △路中伊。 △馬場金。 △場牛。 △麻場介。 △場伊。
- △馬當禮。(以上五叶にし) △橋子。(乗物のカゴ) △可梅。
- △背馬。(子に同じ) △草堂。(別) △五洋女。(牛養即ち牛小屋の宛字)
- △道里。(野原) △馬乙。(村の意) △菜田伊。(野菜)
- △他官。(他官は郡を単位と) △他官世。(世は宛字) △他關。(關は宛字)
- △内洞。(裏の)

(4) 序次を以て兄弟姉妹に名けたるもの。

本項に該当するものに付ては。名の頭字に。大中小。大小長次長仲(或は)次先後。二三四五等を以て順次排列するあり。先出を元長先孟初上等に止め次に及ぼさざるあり。元長先孟初上等の次を再且又末等と排するあり。斤自斤(次と小の借字)とするあり。何等序次の意味無き名を持てる兄弟の次に再且末等を配するあり。又の次に又又を付する等の別あり。但以上の字又の外は順次と全く關係無くして命名することもあり。

- △長男。 △長女。 △長孫。 △長姪。 △長年。
- △長岳只。 △長剣。 △長介。 △元彦。 △元剣。
- △元得。 △元市。 △先童。 △先同伊。 △先伊。
- △先劍。 △先姫。 △先妃。(妃は姫のあて字)
- △初岳。 △初兒。 △初男。 △初出。 △初生。
- △初才。 △孟出。 △大者。 △大女。 △大岳伊。
- △大老味。 △大也知。 △大牙只。 △上女。 △次孫。
- △次彦。 △仲伊。 △仲康介。 △中岳。 △中間。

- △重介。(重は中の充て字)
 - △小干蘭。 △小年。 △小老味。 △小岳只。 △小点伊。
 - △小彦。 △小匡之。 △小也知。 △小獨得。 △小雙女。
 - △小ト伊。 △今安。 △小者。 △小干暖。 △小連伊。
 - △自斤龍。(自斤の意)
 - △自斤吉。 △自斤岳。 △自斤劍。 △自斤男。 △自斤彦。
 - △自斤業。 △自斤奉。 △自斤童。 △自斤順。 △自斤分。
 - △自斤房。 △自斤南。 △自斤天。 △自斤山。 △自斤徳。
 - △自斤順吉。(此人の兄の名順吉)
 - △介聲。(介は小の意)
 - △又岩伊。 △又伊。 △介男。 △又得。 △又介。
 - △又介同。 △又毛介。 △又一男。 △又郎。 △又順伊。
 - △又劍。 △又男。 △又分。 △又多男。 △又岳只。
 - △又夢劍。 △又方發。 △又正介。 △又夢牛。 △又夢生。
 - △又八十。 △又命出。 △又江牙之。 △又温房。 △又昆女。
 - △又達莫。 △又順。 △又判彦。 △又命女。 △又晉之。
 - 命せる △且彦。 △且百。 △且古培。 △且男。
- △又伊は女が續けて生れ次男の生れることに稍希て生れ意を以て

- △且凡伊。 △母女。(末)
- △末世。 △末女。 △末犬。 △末順。
- △末出。 △末福。 △末拂。 △末生。 △末攝。
- △末伊。 △末吉。 △後童。 △末岳。 △末得。
- △後老味。 △季男。 △季女。 △後男。(前童後童前出後出前男後男等は雙生兒にも命名す)
- △一丕。 △一清。 △一用。 △一才。 △一男。
- △一錢。 △一得。 △一劍。 △一龍。 △一星。 △二丕。
- △二男。(此名は往々次に男を生むことの希望より)
- △二龍。(女兒にワザト男名を命ぜしものもあり)
- △二才。 △二斤。 △二得。(上同)
- △二百。 △三丕。 △三劍。 △三男。 △二萬。
- △三次。 △三阿只。 △三杜伊。 △三男。 △三孫。
- △三億。 △三千。 △三亥。 △三岩。 △三萬。
- △三節。 △三才。 △三只。 △三龍。 △三分。
- △三八十。 △四劍。 △四千。 △四才。 △四分。
- △四不伊。 △四孫。 △五年。 △五里。 △五才。

- △五竹。 △五介。 △五丕。 △六才。 △六生。
- △七六佑。 △七金。 △七岳。 △八劍。 △八里。
- △八所宇。 △八伊。

以上の外智識階級に於ては兄弟に兩班冠名の排行に似たる

△元達。 △亨達。 △利達。 △貞達。 と易の元亨利貞。を排し又△仁壽。 △義壽。 △禮壽。 △智壽と仁義禮智を排列せる者其他此れに類するものあり。

(5) 生兒の將來を祝福し並に其兒女の爲に美名佳名を撰びたるもの。

- △九十。 △三八十。 △小八十。 △八十岳。 △八十數。
- △三千。 △四千。 △二萬。 △三萬。 △三億。
- △億萬。 △巨萬。 △壽童。 △壽同。 △壽介。
- △禮壽。 △壽吉。 △又壽。 △義壽。 △智壽。
- △壽姬。 △壽山。 △貞壽。 △信壽。 △壽萬童。
- △壽命。 △壽岩伊。 △萬壽。 △無強壽。(強は繩の)
- △壽老味。 △壽康。 △千壽。 △壽萬。 △壽福。
- △德壽。 △命童。 △命山。 △命長。 △命吉。

△長命。	△命長介。	△百齡。	△億齡。	△百世。
△千世。	△五福。 <small>(壽富貴子孫多康寧)</small>	△福達。	△巨福。 <small>(強にも通ず)</small>	△福至。
△福伊。	△福介。	△福任。	△福姫。	△加福。
△福同。	△福童。	△福禮。	△福丹。	△多福。
△福順。	△福順伊。	△福男。	△福萬。	△壽福。
△昌福。	△舍郎福。	△福男。	△福壽山。	△福女。
△介福。	△福老伊。	△福徳伊。	△富貴。	△富貴童。
△大福。	△福得伊。	△富吉。	△富貴。	△富貴童。
△富貴同。	△富貴妻。	△富季。 <small>(季は貴の宛字)</small>	△巨富。	△富興。
△富全。	△大富。	△富春。	△富伊。	△富至。
△貴妻。	△貴徳。	△貴介。	△貴男。	△貴達。
△貴童。	△貴禮。	△貴女。	△寶物。	△寶貝。
△寶培。	△市倍。 <small>(以上二寶)</small>	△金伊。	△貯石。 <small>(石はカマスの意、貯蔵すること)</small>	△金至。
△金徳。	△萬石君。 <small>(以上二寶)</small>	△二千石宮。 <small>(君宮は地方農民が其地の收穫多きを富貴を呼ぶときに付する借的敬稱)</small>		
△露積。 <small>(禾穀を野積にすること)</small>				

△長者。	△多錢。	△長流水。 <small>(晝夜絶えず)</small>	△化水粉。 <small>(斗今き即之を用ひて盡きず之を用</small>
△萬年運。 <small>(取る無窮の意味を) 持てる傳來の俗語)</small>	△無去。 <small>(去は種々の宛字又は去は死の去死無しの意?)</small>	△東方朔。 <small>(以上二東方朔の長壽による)</small>	△萬吉。
△萬達。	△順吉。	△吉伊。	△昌喜。
△文喜。	△慶喜。	△昌劍。	△昌姪。
△榮姫。	△安然。	△温全。	△平安。
△而順。	△大平。	△繼英。	△英傑金。
△特伊。	△特實。	△一等。	△伶俐。
△文章。	△文孫。	△神童。	△信通。 <small>(以上二神通の宛て字)</small>
△天童。	△才烈。	△奇得。	△希顔。
△英得。 <small>(以上四人並遊ひスグレンシ者)</small>	△奇妙。	△卵吐伊。 <small>(卵を吐く特なる形容詞)</small>	△士羅。 <small>(斗天晴丈夫の氣像ある者)</small>
△妙童。	△奇分。	△奇男。	△奇分。
△守分。	△知分。	△守徳。	△守業。
△修信。	△勤業。	△耐忍也。	△思謹。
△宜順。	△心順。	△順至。	△順伊。
			△順牙只。

△順灘。	△魚眞。	△於眞。 <small>(以上二イ即賢淑に當る土語)</small>	△忠達。
△忠得。	△忠甲。	△忠吉。	△忠男。
△昌石。	△昌敬。	△昌信。	△昌學。
△奄金禮。	△也岩川。	△暗田。 <small>(以上四イ即温麗の形容)</small>	△普全。
△也妙致。 <small>(以上二イは性マジメ顔カタケ健全の形容)</small>	△孝男。	△孝彦。	△孝童。
△孝善。	△忠順。	△忠媛。	△忠愛。
△忠子。	△孝順。	△孝貞。	△孝淑。
△玉順。	△今順。	△順姫。	△禮順。
△甘龍。	△才龍。	△者龍。	△水龍。
△龍男。	△龍女。	△白龍。	△風伊。
△鳳姫。	△皆風。	△鶴伊。	△鶴得。
△鶴男。	△龜吉。	△龜岩。	△麟得。
			△每邑同。 <small>(麗の形容)</small>
			△也妙岳。
			△孝成。
			△忠喜。
			△孝婉。
			△龍伊。
			△黃龍。
			△小龍。
			△龍阿。
			△鳳鶴。
			△鶴女。
			△億劍。

△劍命。	△昌劍。	△大劍。	△小劍。	△高頭劍。
△古島劍。	△古頭劍。	△高斗劍。	△古代劍。	△高度劍。 <small>(以上六は皆古平品銀製男兒襁褓に佩ぶる祝詞又朕勝の意あるもの)</small>
△劍多滄。 <small>(用する大鋼)</small>	△鐵滄。	△鐵岩伊。 <small>(劍鐵は堅き意味劍は即)</small>	△劍達伊。 <small>(達は香即細紐類の稱以上二鐵)</small>	
△一色。 <small>(美人の稱)</small>	△美妙。	△美姪。	△美多。	△葉分女。 <small>(葉分イ)</small>
△立分德。 <small>(上)</small>	△立分伊。 <small>(上同)</small>	△憐牙。 <small>(上)</small>	△憐非。 <small>(上)</small>	△妍々伊。 <small>(妍々イ)</small>
△古元岳。 <small>(古元イ)</small>	△妍丹。 <small>(妍丹イ)</small>	△入粉。 <small>(以上三)</small>		
△粉阿其。 <small>(粉イ)</small>	△面分伊。 <small>(面分イ)</small>			

以上十五皆美人の形容的の稱。前列舉の外に堅牢不動の意味より岩石の土語たる語即彦字を使用せるもの左の如く甚多し。

△彦東。	△彦孟。	△彦劍。	△彦彦。	△彦介。
△彦岩。	△彦義。	△彦伊。	△彦男。	△彦風。
△彦夢。	△彦明。	△彦達。	△彦命。	△彦憑。
△彦生。	△彦貴。	△彦作。	△彦福。	△彦奉。
△彦金。	△彦長。	△彦昌。	△彦禮。	△彦百。

- △丕分。 △丕燈。 △丕世。 △丕文。 △龍丕。
- △貴丕。 △京丕。 △福丕。 △玉丕。 △章丕。
- △干丕。 △銀丕。 △金丕。 △介丕。 △鐵丕。
- △石丕。 △不丕。 △判丕。 △童丕。 △末丕。
- △米丕。 △劍丕。 △廣丕。 △命丕。 △且丕。
- △快丕。 △眞丕。 △葉丕。 △五丕。 △楊丕。
- △順丕。 △萬丕。 △奢丕。 △海三丕。 △丕丕伊。
- △毛訥丕。 △浮億丕。 △昌可丕。 △馬當丕。 △美丕伊。
- △模丕伊。 △富貴丕。 △丕成伊。 △小扶丕。 △小丕燈。
- △付丕伊。 △丕木勝。 △未邑丕。 △丕蒙馳。 △蒙丕伊。
- △又岳丕。 △頰丕伊。 △丕岩介。 △也文丕。 △貴丕伊。
- △玉方丕。

但し以上の中岩石に祈願して生れたるもの、及トル、トリの音ある他の語のものを包含するも。其何れなるかは分別し難きものあり。

(6) 身體の特徵によるもの。

- △点女。 △点廉。 △点分。 △点姫。 △点伯伊。
- △点博伊。 △点百。 △点順。 △点劍。 △点童。
- △点禮。 △点丹。 △点丕。 △点福。 △点吉。
- △点壽。 △三点伊。 △点市。 (以上皆身體の一部にアザ又はホクロある者にして借音翻譯は其点のある場所により吉凶ありとせらる其吉なるもの)
- △雙加梅。 △雙可馬。 △雙釜。 △雙背每。 (以上皆頭旋毛のニツあるもの、オを盗み來る風あり。ば外祖父母の家より密かに食也)
- △六手。 △六指。 △六足。 △六孫。 △六發。 (以上手足の指の六を手足首より先の俗語。發は雙足首より先の俗語)
- △外藏。 (下) △巴藏伊。 (皮膚にシロ斑あるナマツと稱) △乾唇。 (上に捲れ齒の露出するもの、或は)
- △昆女。 (陰門の無き者、昆) △於稱。 (鬼唇) △毛白。 (頭髮に白毛を交) △亞祿。 (ハカスあるもの)
- △四八。 (外即ちミヤ) △熊市。 (其面上に痘痕のあるもの) △作貴。 (耳の不揃ち左右のもの)
- △作弗。 (股内に止まり落下せざるもの) △大弗。 (其是是)
- △小弗。 (其小なる者)

以上の中、大弗、小弗は單に男の意味として兄弟二人の名にも命せらる。

(7) 姿勢、身體の形狀等を以てせるもの。

- △奥木伊。 △五木里。(以上三、五等イにして顔の形容を爲せるが如) △納符。 △納作。 △五獨伊。(顔の中央が凸狀を爲せるが如)
- △芳竹。(以上五、七等イにして顔の形容を爲せるが如) △刀土里。 △道吐里。(以上二、三等イにして顔の形容を爲せるが如)
- △同古里。 △同屈禮。 △登屈禮。 △東九里。 △登九里。(以上五、七等イにして顔の形容を爲せるが如)
- △富九里。 △富口里。(容貌の福々しく生れたる者の俗語)
- △富老伊。 △富長。(以上二、三等イにして顔の形容を爲せるが如)
- △巨墨伊。(イ、イイ) △巨墨介。(イ、イイ) △巨馬松。(イ、イイ)
- △黔崇。(以上五、七等イにして顔の形容を爲せるが如) △黄忠。(イ、イイ) △老梁。(イ、イイ) △老郎。(イ、イイ)
- △魯娘。(以上三、五等イにして顔の形容を爲せるが如) △翁宗。(イ、イイ) △少骨。



(即圖の下ブクレのこと、イ、イイ)

△蒙骨。(以上二、三等イにして顔の形容を爲せるが如)

△昆塔。



(ス器具に圖の如きものあり此の名に因る)

△獨亞面伊。(イ、イイ) △外托。(容貌形態母方)

△勺達。(イ、イイ) △多發。(イ、イイ)

△足吉孟。 △祚金旺。(イ、イイ) △未力。 △密易。

△彌勒。 △未力將軍。 △將軍。 △丈軍。(將軍)

△將軍劍。



(以上七、八等イにして顔の形容を爲せるが如) △古不伊。 △古粉。(以上二、三等イにして顔の形容を爲せるが如)

△俯大。



(イ、イイ) △古不伊。 △古粉。(以上二、三等イにして顔の形容を爲せるが如)

馬

△王介。(母即ち最)
 △叔皆。
 △雄犬。
 △場狗。
 △門狗。(野の犬即ち)
 △野狗。(野の犬即ち)
 △丁郎介。(便所の犬即ち)
 △介拂。
 △開童。
 △姜兒只。
 △榮羅九。
 △羅貴。
 △愚。(馬即ち)

△往介。(大なる犬)
 △宿介。(以上三、今即ち雄犬の稱)
 △朴斗介。
 △海狗。(以上二、今即ち雄犬の稱)
 △麻當介。(以上三、今即ち雄犬の稱)
 △黃狗。(茶褐色の犬)
 △米介。(肥つた毛の短かき犬)
 △奉介。(便所の犬)
 △介不伊。(以上三、今即ち雄犬の稱)
 △開東。
 △康牙只。
 △江牙之。
 △江生。(子地方語)

△胡浪介。(如く猛き犬の意)
 △庭狗。
 △挿沙里。(以上二、今即ち雄犬の稱)
 △黑狗。(黒子即ち)
 △半狗。(夜の犬即ち)
 △皆佛。
 △介助之。(犬の陰聲)
 △可野之。
 △强牙致。(以上六、今即ち雄犬の稱)

△當羅九。
 △羅九。
 △羅久。
 △那貴。
 △老塞。(馬の稱)
 △千里駒。
 △萬里駒。
 △千里駒。
 △千里駒。

牛

△梅兒只。
 △馬也之。
 △馬草。(馬同)
 △黃牛。(茶色の牛)
 △牛伊。(只の牛)
 △松下馳。
 △松阿只。(以上九、何れも牛の稱)
 △劍童。(牛の號即ち)

△馬支。
 △馬之。(以上七、何れも馬の稱)
 △末童。(馬の號即ち)
 △野牛。(野の牛)
 △松牙之。
 △松下芝。
 △同佛伊。(積の地方語)

△買地。
 △末弗。(馬の號即ち)
 △馬蹄。(馬の號即ち)
 △岩牛。(牛の號即ち)
 △松阿致。
 △牛兒。

△虎伊。(以上二、虎の稱)
 △風範。(迅き虎の如き)
 △猛虎。(虎の號即ち)
 △好郎伊。(虎の號即ち)
 △葛範。(於ては昔より虎と豹とを同一物とす)
 △虎郎。
 △胡浪。(虎の號即ち)

△都也之。
 △都也池而。
 △道也之。
 △東牙只。

猪

△道牙之。
 △都也之。
 △都也池而。
 △道也之。
 △東牙只。

△豚夜至。 △度只。 △道治。 △豚伊。(以上七何れもエトヤのこと)
 △金豚。 △群豚。 △洋豚。 △又豚。 △百豚。(百は白のこと)
 △山猪。(サエヤジ即)
 猿
 △元崇。 △猿崇伊。(猿す即)
 熊
 △古美。 △古味。 △故美。 △熊伊。(以上三音のこと)
 △자근곰이。(熊小) △큰곰이。(熊大) △昆不伊。(音부리熊の誤)
 鹿
 △思審伊。 △師是味。(以上上三音のこと)
 狸
 △奴九尼。(即ち于理)
 象
 △象。(호미리と訓讀即) △半猫。(밤고양이即) △兎江伊。(토강이と訓讀す)
 羊 △염소。 △兎江伊。(토강이と訓讀す)
 猫 △考梁。(고양이) △朝音芝。(음리鼠) △鼠

鳥類

△엿줄이。(雁の) △幸介。 △獨述伊。 △述而。(以上三音又)
 △國々鳥。(一に布衣鳥と稱す開古鳥の際に似たり或) △水鷄。(音국이) △鶴鶴(泉) △富興。 △夫應。(此鳥は鳴けば紫鳥一種類は因鳥とせらるる)
 △加馬貴。(即ち鳥) △濟妃。(제비即) △志任。
 △斗老味。 △斗林。 △杜路伊。 △志老味。 △鶴伊。(以上六何れも)
 △邊乙。(변이리即ち) △鷹女。 △鸚鵡。
 蟲類
 △蝮蟾。 △頭巨丕。 △斗劫。 △蠶劫。 △斗巨飛。(以上四音)
 △명망이。(兩) △蟬伊。(명망이) △金蟬伊。(音명망이) △蟋蟀。(크물이) △智龍。(지룡이) △智龍。(지룡이) △智地(即ち蚯蚓)
 △辰得。(진득이即) △巨北。
 △南生伊。(남생이即) △巨魚。(북이) △北魚。(북이) △北魚。(북이) △智龍(智龍のこと)
 △魚眞。(이치と音讀) △鮒魚。 △北魚。(북이) △智龍(智龍のこと)

△魚物。(魚の總稱) △望東魚。(飛魚の)

△宋士伊。(河中に棲める小さい魚の名)

(參考) 日本古代に於て人名に禽獸蟲魚を用ひし例
凡例 天皇の御名は『日本書紀』の共紀。續は『後日本紀』後。は『日本後紀』。續後。は『續日本
後紀』。三は『三代實錄』。逸は『日本逸史』。文は『文德實錄』。常は『常陸風土記』。東は『東
大寺文書』。嘉は『嘉祥古券』。正は『正倉院文書』

△鳥

〔神功〕 羽白熊鷲
〔雄略〕 膳臣斑鳩(ルカ)
〔舒明〕 吉士赤鳩
〔雄略〕 平群朝臣真鳥
〔續〕 藤原朝臣真鷲
〔後〕 紀朝臣真鷲
〔舒明〕 三輪君小鷓鴣(コギ)
〔後〕 日下部忌寸阿良多加(鷹荒)
〔文〕 紀朝臣野鷹
〔皇極〕 國勝吉士水鷄(ナクヒ)

△獸

〔孝德〕 蘇我田口臣川堀(編) 〔敏達〕 大鹿首小熊
〔續〕 日下部使主荒熊 〔天武〕 坂上直熊毛
〔天武〕 置始連菟 〔常〕 中臣部兔子
〔天武〕 曾彌連韓犬(イヌ) 〔崇峻〕 櫻井田部連膳淳(ヌイ)
〔孝德〕 中臣連押熊
〔推古〕 土師連菟(ウサ)
〔續〕 奏大藤呂
〔東〕 若帶部羊賣

〔東〕 卜部首羊
〔欽明〕 許勢臣猿
〔天武〕 小墾田猪手
〔續後〕 佐伯宿禰伊多智(麴)
〔舒明〕 高向臣宇摩 〔崇峻〕 東漢直駒
〔推古〕 平群臣宇志 〔續〕 宗形部堅牛(カツ)
〔天武〕 石川朝臣蟲名(ナムジ) 〔光仁〕 刑部直蟲名
〔續〕 忌部宿彌蟲名 〔正〕 中臣部刀良賣(メラ)
〔持統〕 生部虎 〔續〕 別部大虎
〔正〕 物部刀良 〔後〕 察刀良
〔續〕 縣犬養宿彌虎子
△貝
〔續〕 石川朝臣枚夫(ヒラ) 〔續〕 忌部朝臣比良夫
△魚
〔三〕 刑部造真鯨 〔舒明〕 大伴連鯨
〔天智〕 河内直鯨 〔續後〕 粟田朝臣鯨
〔三〕 藤原朝臣鯨子
〔續〕 吉野連久治良

- 〔天武〕 民直鯨
- 〔續〕 大春日朝臣赤兄(エカ)
- 〔雄略〕 吉備海部直赤尾(魚)
- 〔天武〕 堺部宿禰鯨魚(シヨ)
- 〔續〕 紀朝臣鯨魚
- 〔逸〕 伴宿彌直堅魚
- 〔聖武〕 石上朝臣勝雄
- 〔天武〕 民直小鮪(ビツ)
- 〔續〕 錦部連針魚女
- 〔續〕 大豆飼麻呂
- 〔續〕 田中朝臣大魚
- 〔逸〕 都宿禰腹赤(ハラ)
- 〔三〕 粟宿禰鯨麻呂
- 〔皇極〕 蘇我臣入鹿
- 〔欽明〕 難波玉造部鯨魚女
- 〔天武〕 廣井連鯨
- 〔三〕 漢人貞魚
- 〔天武〕 蘇我赤兄
- 〔雄略〕 鹽尾齒
- 〔天武〕 大春日朝臣赤兄
- 〔續〕 大連物部尾與(オ)
- 〔欽明〕 田口朝臣佐波主
- 〔續後〕 縣犬養宿禰堅魚麻呂(續後)
- 〔後武〕 大伴宿禰雄堅魚
- 〔後〕 安部朝臣堅魚
- 〔後〕 林宿禰婆婆(サバ)
- 〔續後〕 大伴宿禰祐信備
- 〔天智〕 吉士小鮪
- 〔嘉〕 秦忌寸鯨女
- 〔續〕 凡直黑鯛
- 〔續〕 大神波多石持
- 〔續〕 船連大魚
- 〔逸〕 桑原公腹赤
- 〔三〕 粟凡直鯨麻呂
- 〔續〕 鴨朝臣小鮪
- 〔續〕 阿部朝臣櫻龜
- 〔續〕 村國連蟲
- 〔續〕 村國連蟲麻呂
- 〔續〕 布勢真蟲
- 〔續〕 美濃直玉蟲
- 〔續〕 尾張須受枳(キズ)
- 〔逸〕 吉備部真須(スマ)
- 〔後〕 粟田朝臣入鹿
- 〔應神〕 吉備品連部雄鯨(オ)

- 〔天武〕 舍人造藤蟲
- 〔續〕 井上忌寸蜂麻呂
- 〔續〕 安藝宿禰日女蟲
- 〔續〕 村國連子蟲
- 〔晉明〕 阿曇連賴垂(盛)
- 〔後〕 刑部藤蟲
- 〔續〕 村國連蟲
- 〔孝德〕 粟田臣飯蟲
- 〔續〕 物部毛蟲咩
- 〔續〕 阿部朝臣櫻龜
- 〔續〕 村國連蟲麻呂
- 〔續〕 布勢真蟲
- 〔續〕 美濃直玉蟲

(8) 植物名を以てせるもの。

- △布斗又(五)
- △朴達(オノオレカン)
- △櫻桃
- △紅梅
- △桃李似
- △松山
- △擇栗(以上三粟は)
- △山芝(等のヘタを指す)
- △彩蘭
- △毛難
- △毛難伊
- △檟稜(以上三)
- △櫻桃仙(以上二)
- △無空
- △無窮花(以上二種)
- △春梅
- △桃里子(重は李)
- △松葉
- △竹實
- △桃花春
- △青桃玉娘
- △松葉
- △桃花枝
- △小松
- △大松
- △栗苞
- △松丘
- △桂阿
- △桂枝
- △芝出
- △蓮花
- △寶蓮花
- △綠豆
- △蘭香
- △蘭乙仙
- △午蘭
- △蘭實

△種子。(香子、醬油等を盛り食卓上に出す)

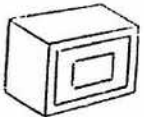
△銅伊。(音)方九里に同じ但大)

△木枕。



(木にて作りし)

△退枕。



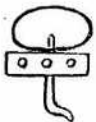
(木枕のよき言葉又)

△木鐸。(木魚のこと)

△爭班。(器をのせる盆)

△蒙致。(音)打板)

△高頭來。



(音)如(羊)杖の頭にハメル道具)

△光質。

△光之里。

△儂乙。

△光秩里。(以上四音可)柳又はハギ製のカゴ)

△菟石。(音)丁字の如きもの)

△壁丕。

(音)レンガのこと近代に出来し言葉)

△彭介。(音)石の形を)

△彭伊。



(音)木製の如(圓)樂(紐)にて叩きて廻すもの)

△粉。(音)オイ)

△方席。(音)突に敷く方)

△造。(音)松葉)

△松引。(音)カキ)

△朴阿只。(音)水波に用ゆるもの)

△奉宅伊。

△奉泰其。



(以上二音可)笠(笠)即ち奴戀)

△貴夫里。

(音)昔殿等を以て小三角形のもの)

△昆培。

△坤斐。(以上二音可)農具)

△德席伊。

△德石。(以上二音可)

△公石伊。(音)三多(多)牛の背に)

△同金。

△斗應金。

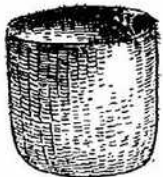


(以上二音可)禾草又は紙糊を以て編み作りしもの(器)物を入る器)

△吾長。

△五將伊。

△五莊伊。



(以上二音可)小(小)さきカマス)

△梯箕。



(ケマリ) 紙に紙片を通して遊ぶ小児が)

△老積。

△露積。(以上二歳秋時野)

△眞珠。

△珊瑚。

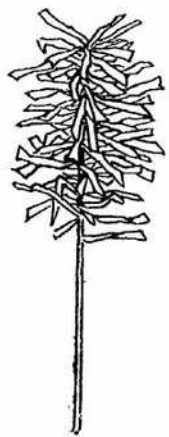
△時計。

△玉。

△良琴。(良は洋の冠字オルガンのことす近代的名稱)

△寶玉。

△紙錢。



(佛前又は鬼神の前に捧ぐる木の如小)

△梅壺。(石臼)

△雪梅。(梅)

△築垣。(木根りし垣)

△外子。(漬物の)

(10) 特殊の事情により名けられしもの。

A 父又は祖父の高齡の時の出生

△回甲童。

△還甲。

△甲年。

△甲姫。

△甲吉。

△限甲。

△漢甲。(漢は還)

△甲順。

△祖甲。(以上九)

△辰甲。

△陳甲。(甲以上二歳)

△八孫。(祖父八)

△七旬。(祖父七)

△六旬。(父六)

△五十童。(父五)

△晚妾。

△晚得。(以上二父五)

B 父死して後生れしもの。

△遺腹。

△遺腹女。

△留腹。

△有腹。

△有腹女。

C 雙生兒。

△雙童。

△雙劍。

△雙兒。

△後出。

△先男。

△後男。

△先女。

△後女。

D 兒を賣ることの假作。

兒の育たぬ時は他人に依頼して其賣買を假作す。如此すればよく成育すと稱す。

買ひ人は代價に擬し其兒の佩ふる五斗勺と稱する銀の棒を交付す。

△販岩。 △販芟。 △八老味。 △販木。 △判劍。

右の販木は鬼神木に賣りしもの販岩は岩に賣りしもの？

E 捨子を装ひしもの。

△五章伊。(Dと同じく兒の成育せぬ時カマスに入れ山邊に持)

(參考)内地に於ても昔より此風習あり。其小兒に捨吉男捨姫(女)など命名せり。

F 厭勝によるもの。

△青童。 △紅童。

某る鬼神の被害を防ぐ爲めに生れてより八九歳の頃迄衣類着裝等總て青又は紅色を着け置くもの、名也。近來此風殆ど廢り如此小兒を見ず。

△草瘡。

痘瘡に死せし。兒は野外に棚様のものを作り其上に屍を置き上に藁を覆ひ置く風あり。此れまだ草瘡の一種あり。此名により痘神の來襲を防ぐの意ならん(?) 此名極めて稀也。

△五章伊。(カマスに入れ山に持行き髪を爲し連綿る風あり此子に命ぜし名)

G 病により危く死せんとし奇蹟的に助かりし者。

△道沙里。(可也)

H 夢兆によるもの

父又は母がある夢を見娠せし兒には、或は受胎中にある夢を見し時に命する。名に左の如きものあり

△夢龍。 △夢石。(石音) △夢彦。 △夢麟。 △夢生。

△夢得。 △夢古里。 △夢愛。 △夢姫。 △夢蓮。

(11) 祈願先きの名を以てせるもの。

子を得べく神佛星辰山川等に祈願し。其靈願により得たるにより名けたるもの。此項に屬する者は皆男のみにして、女は一人も無し

△七星童。 △七星女。 △太星。 △太乙。 △老人星。(以上其星に祈)

△山川劍。(山川に祈り) △竈王劍。 △造王劍。 △早王福。

△朝旺劍。(以上四は家屋内にある厨主又は厨神或は厨王厨王と稱する厨房の鬼神に祈りたるものにして。厨王は五身なり二三四は其詭り。此神には毎朝飯の初穂をさぐり)

△帝釋。(釋は民家に紙護又は陶器に懸る鬼神を) △聖主。 △聖主童。(以上二は厨主を司

る神にして新築の時は最初先づ此) △城隍童。(城隍神即ち守祠は山頂又は阪し

神を迎へ入る。常に上棟に在す) △三神。(三神は産) △佛童。

△國寺童。(寺は師の宛守師) △雙佛伊。 △佛淑。 △佛童。

△石佛。 △彌勒。 △密易。(彌勒) △密億。(彌勒) △彌力。(力は勅) △宛守勅。

△彌勒岩。 △彌勒福。 △彌勒普伊。 △彌勒同。 △佛丕。(以上皆佛、佛像、物に祈りしもの)
 △點佛。(即ち普佛の御授け下されしの意味) △於非。(以上三、業、即ち農神にして、蛇のオブ、佛のオブ、赤子のオブの三あり、内庭遺物、物の邊に瓶を埋め込み米を入れ上は礎石にて覆ひ祀る鬼神、是に祈りしもの)
 △自斤業。(次の意) △百鶴。(白鶴の) △青鶴。(以上三、寺名にして、れしもの) △大監童伊。(大監は屋内に宿れる鬼神、其家) △丕。(俗語の)の字又は方干。(俗語の)又は丕(石塊の俗語)等の字を用ひし者多く、特に丕の字を使用せる者甚多し。例、丕東丕孟丕劍丕丕丕丕丕丕丕丕丕丕丕丕丕丕丕等々の如し。以上何れも男兒に限り用ひらるゝ字也。岩石等は堅固長久等を意味し、其子の將來を慶祝しての命名なれど。又一方に於ては、鮮内各地普通の大石又は陰又は陽形を爲せる石を崇拜し。之に子を祈るの風最も廣く行はる。江原道海金剛の邊には大なる陰形の岩石あり。之を子を祈るべく、略ば陽形の小石に衣物を着せて奉納する風あり。而して之れに因て同地には魯叶母(即ち石の父なる語あり。右の如き縁により丕の字を用ひしものも甚多しと雖。其何れに當るかは判別し難し。

(12) 出産に對する感想、希望を表現せしもの。及其他の記念。

(a)

出産多く内地俗語の所謂貧乏人の子澤山に苦しみ、是を止めんとする意志の現はれしもの。但此中唯末女として名けしものもあり。まだ女は此れにて畢りとし、男を得んとする希望を表せるものもあり。

- △畢年。 △畢老味。 △畢順。 △畢女。 △莫末同。
- △莫同伊。(以上三、同じ) △莫竹。 △莫得。 △莫斗里。(斗里、同じ)
- △末童。 △末娘。 △末丕。 △末伊。 △末拂。
- △末不伊。(以上三、同じ) △末金。 △末順。 △終末。
- △高滿伊。(止めるの意) △高滿伊。(止めるの意)

以上の中年は、母にして女の意。莫は、母にして終りの意。△莫音伊。 △麻余。(以上三、共に、即ち磨粉のことなり。磨粉は支那唐宋代より官使用せられ。民間に於ては清根即ち總清算と云ふ意味に使用せらる)

(b)

男の出生を欲する意志の現はれしもの。本項に列示せし名は、皆女に限り命ずるものなり。また前項女は畢りと云ふ意味の名の中には本項に該當するものをも包含す。

- △希男。(次、男の意)
- △吉女。(女は吉き女にして、次に)

- △可望。 △小望兒。 △望生。 △望祥。(以上何れも男の)
- △魯馬。(即ち叶にして男の稱内地俗語のヤツ又野郎に相當す)
- △古代。(苦待の)
- △仁諸斗。(礼今度コソは必ず男たるべしと自備の意)
- △確實。 △斟酌。
- (c) 男の出生を期待して信じ居たるに女が生れ失望の意思を表示せるもの。
 - △攝云。(き)
 - △西云。(き)
 - △西粉。(以上二)
 - △涉々。(念以上五種)
 - △通粉。(痛憤の)
 - △絶痛。(痛極りなし)
 - △遺憾。(痛憤の)
 - △遺憾女。
- (d) 前に二三人續きて女が生れ。次に男を欲せしに希望の通り男が生れ喜悦の満足感情を表示せしもの。
 - △上快。 △新通。 △新奇。 △新々。 △解願。
- (e) 安産の喜びの感情を表せるもの。
 - △佛慮。(子易々と突き出るので安産母苦ま)
- (f) 女兒のみを續けて産み失望と自嘲の意味を諷せし命名に左の如きものあり。
 - △甘司。(三胎産)
 - △更生。(産難)
 - △兒可。(小児の稱)
 - △兒戲。(小児の稱)
 - △者斤阿只。 △大阿只。 △中阿只。 △小阿只。 △牙只。(以上皆)
 - △阿氏。 △阿其氏。(以上二)
 - △召史。 △金召史。 △朴召史。(以上二の頭字)
 - △中召史。

- △一可。 △二或。 △三笑。 △四恥。(以上四人の續きて生れし)
- △一喜。 △二甚。 △三恥。 △况四。 △五述。(以上五人引續き)
- 吳産。 △千得。(同上千一の)
- △倒生。(産倒)
- △角久里。(逆産)
- △天命。(上同)

(13) 一般的抽象的名稱を以て個人的人名の稱とせしもの。

- △兒可。 △亞佳。(以上三、小)
 - △兒戲。(小児の稱)
 - △者斤阿只。 △大阿只。 △中阿只。 △小阿只。 △牙只。(以上皆)
 - △阿氏。 △阿其氏。(以上二)
 - △召史。 △金召史。 △朴召史。(以上二の頭字)
 - △中召史。
- 以上の人名に付ては下段に於て別に考説せり。
- △於仁年。(小児の稱)
 - △於仁山。(頂の訛り)
 - △言然。
 - △小連伊。(小連或は次女)
 - △彦連。(以上二、小女)
 - △言連伊。(幼なき娘)

△小根。(오손이, 小) 이にして女の稱 小は小さいの意 △干蘭伊。 △小干暖。(以上三の干蘭暖) 以上三の干蘭暖

△老馬。(노마) 노마 奴と云ふ意 △彦老味。(연노미) 연노미 幼なき △乙伊者。(이명) 이명 同上の意

△乙羅。(을라) 을라 同上 △於里崇。(이리) 이리 同上にして小なき

△立分伊。(일분) 일분 美なる親の意 △古邑丹。(고읍단) 고읍단 同上

△總角。(총각) 총각 宋だ結髪せず垂髪せる男子の稱 結せざるは結婚せざるを表示

△사비。(사비) 사비 普通男 △總女。(총녀) 총녀 總て男の子供を稱する地方語 △발탁이。(발탁이) 발탁이 假裝

△處女。(처녀) 처녀 少女を가이와稱する對語 △處子。(스메) 스메 以上二ム

以下に記すものは皆女の名にして民籍法施行の際土民下流の輩にして中には全く名無く。取調の官吏が左の如く記録したる者にして。明治三十八年頃より同四十年頃迄の出生の者に最多し。

但し金氏李氏朴姓女鄭姓女と云ふ如きは古き籍帳にも記されあり。

△鄭。 △李。 △權。 △崔。 △金處女。 △李姓女。

△朴處女。 △閔處女 等等。 △金姓女。 △李姓女。

- △曹姓女 等等。 △柳女。 △張女。 △南女 等等。
- △李姓。 △孫姓。 △宋姓 等等。 △李氏。 △金氏。
- △沈氏。 △閔氏 等等。

(1) 召史の名に付て併せて女名末字の伊里に付て。

召史の語原に付ては種々の俗説あり。召史は處子の訛にして即ちムヌメの俗字なりと曰ふ者あり。又一説に昔某の時支那よりの詔使來鮮せし時。其客館に於て某る女が懇切に周旋せしにより。詔使は是に感謝して詔使の二字の畫を割きて召史なる名を與へしに遷鶴せりと曰ふあり。また甚しく穿てる者に、漢史の作者後漢の班固の妹班昭が兄を助けて史を修めしにより昭史と稱せるを傳へたりと謂ふあり。以上皆附會の説たること明なり矣。

召史の漢字を朝鮮の音讀にすれば、ムヌとなる。然るに實際は此を然か讀まず、ムヌと讀めり。此字借音たること疑か也。蓋し新羅時代? 或は高麗時代よりの古き名稱なるべし。

現在に於て此召史の名は甚多く。其多くは寡婦の名に用ひられ。(兩班に) 其中に夫の姓を冠せるものと自己の姓を冠せる者との二様あり。前者は夫の死後女戸主

の如く家政を司り、營業を管掌せる者に多し。又間々稀に娘の名にも、夫ある妻の名にも用ひられて戸籍に登録されあるを見る。萬曆以來の現存せる舊戸籍を見るに、總て女の名に用ひられ、一戸の中に二人又は三人の同一名なる召史の名の登録あるものも亦間々之れあるを見る。

由是觀之ば此稱號は個的人名に非ずして、もと總括的抽象的に女を現はす名稱たりしことを考ふ。『正宗實錄』庚戌夏四月の條に……咸陽御史崔顯重復命……今本郡の奴婢案を以て之を觀るに、男は岳只を以てし、女は助是を以て稱と爲す。一案載する所殆んど二百口に近し。而して全く是同名……云々とあり。此の助は音讀、是は訓讀にして、召史のミと同一たること一點の疑無し矣。此記事により此時代下層者には各々個的人名無く、簡單に男の子、女の子と謂ふ如くに呼稱せしを知り、現在に於て召史なる女人名の多きも、それが個的人名の類同に非ずして、抽象的一般的古代女子名の昔のナゴリたる事を曉るべし。

また此召史の名に付ては第二編第二章中にある如く、『白沙集』に……庶女に至る何ぞ敢て氏を稱せん、其召史と稱する金石撓め難し……とあること。及士人の妾の死したる時、柩の銘旌に金召史、李召史等本人の姓を冠したる召史名—本人の名に非

ず—を用ひし風習ありし事等に考ふれば、兩班の妻、金氏、李氏(實家姓)等と稱するに相對して、士人の庶女、及妾並庶民の妻が公けに使用する名稱にも用ひられしことを知る。蓋し其借音文字の召史が高尚なるより、遂に公けに採り用ゆるに至りしものなるべきか。

また女の名の末尾に、イの音ある字を用ひし事は、新羅聖德王十八年の慶州甘山寺彌勒菩薩造像記中の女名に、觀背里、官背里、古巴里、古老里、首盼買里、阿好里、同王十九年の同上阿彌陀如來造像記の古寶里、阿好里、古路里等女の名に悉く里を付せり。此の傳統なるべく、萬曆以來の戸籍に女の名として其末字里、又は伊の字、即イの音ある字を付せる者甚多く、現在の戸籍にも亦同一なり。其中の幾分を左に例示すべし。

丹九里、光之里、相之里、小道里、小九里、雄九里、柳沙里、斗西里、道吐里、淑九里、名區里、道里、加里、蒙古里、廣九里、豆乙里、富九里、白加乙里、巨九里、順伊、順男、伊香田伊、小房伊、今伊、金丹伊、萬丹伊、萬金伊、玉順伊、北述伊、干蘭伊、立粉伊、朔不伊、點分伊、點伊、下伊、咄々伊、葉々伊、業伊、奧木伊、言述伊等等あり。

朝鮮語の名詞は、其語尾、用ひ様によりて變化する場合あり。此里、伊等は、其變化とは見られざるに似たり。蓋し新羅に於て、日本の昔のヒメと同じく一種の敬稱たり

しに非ざる歟。

(2) 阿只の名に付て併せて男名末字の智知介に付て。

此阿只の名も亦現在の戸籍に登録せられある者甚多し。其音は或はアヲ訛りてアロヨクにして用字には阿只阿己阿奇阿箕阿其愛奇亞其亞奇亞箕牙只岳只岳其岳伊岳奇岳岳知阿智亞智亞知等にして。其發音のツヅマリたりと思はるゝ者にア列あり。阿志阿之阿氏等種々の借音字を用ゐらる。また上の阿只等の上は大中小又金朴(此の金朴は姓の金朴)新家新前家者斤守豆内家喜粉判命業根占初等の字を冠せる者あり。下に多の字を付せる者もあり。萬曆以來の古き戸籍の記載も亦大抵同一なり。此字は現在に於ては大抵女の名として使用せられあり。極めて稀に男の名にも使用せらる。萬曆以來の舊戸籍の記載亦同じく。今日に比して男名に使用せる者多し。現在の戸籍に一家に二人三人の同名なるものあり。例之姪阿只長女阿只三女小阿只等の如し古き籍帳には單に阿只なる者一家三四人を記せる者もあり。知るべし此稱は一般的にヨドモを指せる昔しより呼名にして個的名稱の類同に非ざること。此事は召史の項に述べたる正宗時代の威陽御史の復命中にある數百口男の名の岳只の同名とあるに據るも明かなるのみならず。現在に於ても猶ア一ギ

一、エーギーなる總括的名稱は男女何れの嬰兒小兒の名にも用ひられつゝあり。又阿只氏或は阿氏は王女の宮中の稱呼にも用ひられ。阿氏は兩班の女並婦の敬稱内地語の御嬢さん奥さんと云ふ如き意味と同一にも用ひられあり。

是を古き文獻の記載に見るに『三國史記』の脫解尼師今九年始林の下の金櫃より出たる小兒を收養したる條に……長するに及び聰明多智略乃ち閔智と名く……とあり。『三國遺事』金閔智の項に脫解王始林の中の金櫃より小兒を得閔智を以て之に名く。閔智即郷言小兒の稱……とあり。同書駕洛國記に坐知王あり。王妃阿躬阿干の孫女に阿志あり。金庾信の妹寶姫の小名阿海文姫の小名阿之あり。『高麗史』列傳文元大王貞子千秋君光宗の女阿志君に尙す……同辛曉の項に同人を刑殺せんとし給きて王命として召還せんとする條に……曉喜んで曰く今日の召還蓋し阿只の我を思ふなり。阿只方言小兒の稱曉の婢般若牟尼奴を生む王以て己の子と爲す是を禍と爲す。阿只牟尼奴を指す也。水原府使朴東生曉の前に泣いて其情狀を陳ぶ。成林叱して之を退く。曉刑に當つて手を束ねて撲に哀を乞ふて曰く願くは公阿只に見へて我を活かせ。乃ち之を斬る……とあり。

『史記』匈奴列傳に……單于太子有り名は冒頓後愛する所の閔氏有り……索隱に……閔氏舊音曷氏匈奴皇后の號也……習鑿齒燕王に興ふるの書に曰く……云々……

匈奴妻を名けて閼氏とす。今烟支と音すべし……とあり。蒙古に於ても小兒にア
ーキーの稱語あり。清室に於ても王子を封號ある迄は阿哥と稱せり。朝鮮の現在
の戸籍中にも阿可なる名あり。宋の孫穆の『鶴林類事』に父呼其子曰丫加と云ふと
あり。即アガたること疑無し。

此アーキー又アカなる語は、新羅以來の土語方言なるや、蒙古語と偶然の合致なる
や、或は其語系なるやに付ては猶攷究を要すべきものあるべし。
現在に於ける此等の語の使用例を重ねて記せば左の如し。但し地方により少異
あり。

△アギ 或はアギ總で幼なき男女小供の稱幾分敬稱、又親愛の意を含める言葉、祖
父母、父母も亦之を以て呼ぶ。

△자근아씨 或はアギ外、兩班の處女を敬稱する語内地語に御嬢様と云ふのと同
じ。又は花嫁さんもアギ外と稱するも、然る場合は애아기外と必ず애を冠す、애
は即ち新と云ふ意なり。

△아외兩班の既婚婦の敬稱、然るに之は大概年若き婦人に對する稱呼なり。老婦
になれば又別に마넛と云ふ敬稱あり。この마넛は實は昔より云へば其夫の官
階正三品以上より稱する語なれども、然し斯る位階なきものも、老婦に對して아

외と云ふは、釣合はざる故に普通마넛を以て稱す。故に幾ら年若き婦人と雖も、
既に마넛の敬稱を受くる丈のその夫の官階あらば、아외とは云はず마넛と敬稱
す。
アーキー又アチとも訛言せらる。之を古典の記載に見るに、新羅の古代より男の
名の末字にチの音ある者甚多く。彙に述べたる閼智を始とし、以下に列示する如き
者あり。

△金石文 眞興王黃草嶺碑、服冬知、比知、分知、等等あり。同昌寧碑に、居七夫智、星
夫智、竹夫智等等十數人皆同じく。同楊州碑に、内夫智、末智あり。敦賀常宮神社
に在る、晋州蓮池寺の鐘銘(觀中)に、忠舍知、行道舍知あり。

△『三國史記』に、伐智、德智、焯知、麻立干、眞智王等等あり。
△『三國遺事』に、忽洛國坐知、村努衣尼叱、今、脱解齒叱、今、眞智大王、居隨知、向得舍知等
等あり。

△『日本書紀』に、崇神紀阿利叱智、早岐、蘇那易叱智、繼體紀に久禮爾師知、神功紀に
毛利麻叱智、富羅母智、微叱許智、伐早。欽明紀に彌至己知、奈末。推古紀に比叱智。
齋明紀に……高麗沙門道顯、日本世紀に云……春秋智……同別項に……或本
に云、新羅王春秋智……とあり。

△「三國史」馬韓の部に……各長帥あり大なる者自から臣智と名のる……とあり。日本の昔の麻呂彦等の如き男子の敬稱と同一のものなるべし。また此のチは狗の兒の嘗アジ、馬の兒の嘗アジ。牛の兒の嘗アジ。雞羅明アジ及豚のトアジ(本と豚の兒を)等の語原とも關係あるべし。

(14) 雜

- △老來。(ノ事則明)
- △竹支萬。(奇事即ち死ぬる勿れの意)
- △嚴禁。
- △半達。(月半)
- △泰山。(大山)
- △天動。(雷)
- △地動。(震地)
- △河水。
- △大門伊。(大門は兩班の外門現在は庶民の家)
- △國竹。(寺) 雞炊飯。
- △解多。(人心の善惡を知る)
- △海泰童。(上同)
- △國竹。(寺) 雞炊飯。
- △解多。(人心の善惡を知る)
- △海泰童。(上同)
- △莫難伊。 △望浪伊。
- △草寮。(山に解)
- △幕蘭。(時上三時昔し死刑執行の時)
- △介童。(犬の養子太玉殿下の御)
- △馬同。(馬の)
- △劍童。(牛の)
- △付出伊。(便所の板即ち)
- △問童。(呼ぶ處尙道地方レブラの方言親友を)
- △草寮。(山に解)
- △幕蘭。(時上三時昔し死刑執行の時)
- △付出伊。(便所の板即ち)
- △問童。(呼ぶ處尙道地方レブラの方言親友を)
- △草寮。(山に解)
- △幕蘭。(時上三時昔し死刑執行の時)

(15) 故らに醜惡の名を用ひしもの。

△富良童。 △不良童。(以上二事皆即ち火賊と稱し) 此等の惡名の中には、鬼神の襲來を防ぎ成育を希望する厭勝の意味に出たるものもあるべし。

(參考) 一

『拙字錄』に……歐陽公の家の小兒に小名僧哥と名くる者あり……公笑つて曰く、人家の小兒、長育し易からんことを要し、往々賤物を以て小名と爲す。狗、羊、犬、鳥の類の如き是也……とあり。『廣益俗說』に……俗間に幼兒のよくそだつまじなひとて、大牛、猪の如き名を用ゆる云々『蒲田雜記』にも……邪鬼を逐はんが爲に人名尿九等の穢なきを撰べり……とあり。

- (用明紀) 押坂史、毛尾
- (古今集) 讀人鏡
- (推古紀) 錦織首、久倍
- (源氏物語) 右近君こそ
- (孝徳紀) 倉區小屋
- (袋草紙) 衆名濱古曾
- (日本逸史) 阿都朝臣男屋
- (九代實錄) 藤原頼通の妻小忌古曾
- (三代實錄) 卜部乙尿麻呂
- (遊女記) 神時の孤蘇
- (三代實錄) 五勢朝臣尿子
- (竹取物語) には養をコソと言へり
- (支那に於ても尿字を用ひし例は『廣東新語』に……東莞多く尿を以て小兒の乳名と爲し之を賤むるは之を賞ふ所以男を尿哥と曰ふ女を尿妹と曰ふ……とあり。

(附 錄) 朝鮮舊樣式人名の網羅

前節に於ては朝鮮舊樣式人名に就て略ぼ解説を試みたれども、僅かに其二班に過ぎず。此の小冊子を以てしては到底其全豹を解説し盡すを得ず。茲に次第不同にそれ等の人名を網羅して列擧し専門學者の研究資料に資するに共ニ。將來此種人名の滅滅すべき時あるを豫想して、其時に於ける必要なる記録たるべく留載し置くものなり。左記の中音讀か訓讀か不明のものもあり。又訓音何れにするも猶讀み方不明のものあり。便宜推定に従へり。

(以下全部現在の戸籍に訂正せらるるもの)

△叶

- 王妣 阿也 五月 八粉 牛兒 牛伊 一斗 五三 外出 億丕 業得伊 牙伊行郎
- 又道治 龍介 年伊 二百 二斤 一荷 一得 一龍 又八十 任丕 阿可多 一寸
- 瓮中 又大安介 又劍 又判岳伊 又命出 我知 五介 也無致 龍方干 雄九里
- 牛夫里 香全 岩 於東熊伊 熊丕 二次 玉丕丕 雅已丕 乙孫 王孫 午孫 酉孫
- 乙男 穢城童 於福女 雅土里 五洋女 午蘭伊 龍房兒 五介丕 魚德也 我根丕
- 岩惣角 丕福 億尺 一丕 二丕 安然 阿只 五目 五將伊 良古伊 五十童 雄犬
- 牛岩 二萬 遺腹 牛沙亞 元不 入分武劍 言老味 言連伊 又豚 億志 一曰

- 二日富 五丕 容于爾伊 於叱丕 仁語都 五叱獨伊 伊丕 又江牙之 猿崇伊
- 銀郎壽 嶺項占 暗劍 有腹劍 英傑金 乙巳占 奄全體 五木禮 愛頂多 譽是大
- 如丕伊 熊孫 有感 如突 龍星 葉分女 岩回 五竹 藥水女 兒吐伊 將守
- 於平突 牛圓 玉山口 坦實 有北女 愛男伊 愛廉 五岩 愛怒味 冶谷 耶岩田
- 於仁年 岳伊 安邦 伊可 也分 兒孟 伊斯倍幹 牙馬多 仰實那 五莊伊 岩爲石
- 陰判 凹方 要挾非羅 於稱 窺劍 宜底只 二千石宮 汝屈 攸萬羅 五音牌伊
- 窺同 億萬 蒼丕 良介 洋琴 與介 也金 尼四別伊 馮麻理 日川 五木里
- 右房 五風伊 忍耐 岳只 也根順 也根女 遺感 伊粉 熊山 龍丕 龍奉 乙伊老
- 藝奉 悅劍 岩石 龍山 有明 有投伊 我可多 亞羅 外齋 月奉 龍安阿 安阿多
- 業我 於利沙別 然伊 云伊 伊分伊 也音分 五獸伊 也口 於屯伊 嚴存其
- 元丕伊 茫連 以利沙白 矣迪之 有妻時 愛羅 永老末 玉山 揚實 玉兒 業女
- 盟禮多 彥連 利伊 乙末 燃月 義氏 於氏 銀丕 玉丕 玉皇金 乙劍 葉葉伊
- 又舞頓 也末 一丕 二丕 五督伊 野短 億劍 也德 兒美 於里崇 仁諧斗 也之
- 一二三 謀劍 良金伊 夜石 夜劍 一色 億水童 業同伊 龍龍 五陽 又甚
- 仰可發 阿可托 五齋 五通 也音分 野信婉 有腹 二者 雲音 一星 烏水伊
- 一錢 日劍 五黑 業妃 月出 五木 溫全 葉分 所謂 英特 梧目 龍女 牛介

越金 汝出 惡發 五十丹伊 二才 五才 알놀이 良順 雄介 永杜理 又光時
 又福順 又甘龍 又介同 又岳只 又判齊 又寧世 五福 壽明介 又郎 漁物 五吾
 野田 又本長 又順伊 也勿 牙的 又牙 阿更 岩雨 也妙樂伊 玉方復秩思利
 又岳吾 日吾 又命石 伊介 野牛 野狗 又介 又夢牛 外非 又夢生 業非
 又夢劍 億萬 業吾 宜寧介 耶無洛 妍丹 又正介 又夢吾 月伊 元心 又卜介
 也問世 熊金 又方友 元通 熊不 岩劍 五木伊 岩伊 又岩伊 於非 日任 安得
 業德 玉岩 玉豚 又多南 又金 於屯金 二月 於也分 玉童 又瀝房 又昆女
 外托 遺腹介 呂内介 又小房 又光節 又毛介 也無禮記 又又伊 午作伊 乙羅
 陽之 乙大 牙石 如文世 又判吾 外生 有卜介 汝文吾 又世音之 也無德
 牛玉致 也模致 又命介 五毛只 又北介 元吾 月分 安家岳 凝石 又一男
 又達英 以利沙伯 而分伊 言連 言老伊 五突光 耶舞 又方又 言羅 乙娘 也文
 我邦多是 一色 一吾伊 二吾伊 仁然 熊甫 鬪發伊 夜女 利吾 阿伊 億之
 鈴老味 耶友甫 安羅 野門伊 約同 陰陽外同 玉南伊 阿可 哀史 阿氏 業伊
 乙童伊 億吾 乙石 乙石 又岩 於明女 乳女 乙未吾 二月劍 立分伊 五目女
 櫻桃仙 玉仁女 五福女 五吾 遺腹女 遺腹子

△介

開東 宅女 可馬 古孟伊 更生 干爾 介吾 江牙之 巨福伊 甲娘 佳娘 甘吾
 高滿伊 古一味 金孫 甘壽子 貴也目 蕊各 開天 開佛 加馬貴 金不 奇男
 甲吾 可多利兒 可羅伊 貴女 金總伊 貴男 貴童 京城 金童 個佛 加于劍
 可七阿其 鬼神 群豚 甲戌 金岳 簡耶 屈官 加五 金出 甘每 錦山 介兒
 今石今 九十 橋介 江伊 弓九伊 古萬達伊 九生 甲知 甲乙 江之 古不 介同
 苜目伊 加莫伊 金雙任 古香不 介川 蕊介 乾斗方 昆培 團伊 角久里 可伏介
 貴切 九隻 已出 介九里 今方干 起 坤裝 高頭來 緊贊伊 九山 甲木 國々鳥
 屈々伊 渴馬 巨斗 貴德 舉石 加香不 貴岩又 乞方伊 加外 加知 屈女
 貴夫里 江牙之 介童 巨富 斤得 金吾 古斗劍 介拂 可阿只 介不伊 古來介
 古萬伊 加童 忽占伊 桂里阿 高貳多 乞狗 居墨伊 居武崇伊 江介走也支
 癸吾伊 巨福 蕊石 鷄龍山 加福君 故味 乞貴 奇似伊 葛丹 古代劍 佳達而羅
 巨盛介 可野之高長 葛篋 庚寅山 皆至 加香同 開門 苦彭 古芝 已陰
 金方蔚伊 羨兒知 介佛伊 古頭劍 介千 公石伊 君守 加香水 惟恩 九月
 皆實知 開地 甘女 甘直伊 加吾 加只 古香然 皆香 光八 加里沙 奇允伊
 皆美 九斗劍 鴨崇 巨馬松 吉意 葛範 金劍 奇峰 加同 甲辰 加里 可里耶
 加磨劍 可刻 國山同 可樂兒 加他伊羅 襦器 奇得 廣九里 甲午 奇吾叶 甲劍

溪時阿 可曹 加平介 京伊 介萬 吉伊 皆八 古梅谷 金一金 皆集尼 介東方石
 背男 大養女 國守吾 國師童 貴吾 甲孫 已孫 庚孫 癸孫 古旁女 古粉女
 甲寅女 庚子突 京吾 庚出女 古元岳 九月山 京城女 京城吾 廿長 刈等
 斗子司 介弗 甲年轎子 加多利 九日 古萬 古草 古利 骨童 開城 可馬 甲得
 江景華 狗閑 古邑丹伊 金德 嘉爾 可達娥 國水童 勾咎女 高孟伊 古業坦
 國時岩 廿吾 可梅 佳爾女 加枚當市 國寺童 金女 崑女 才烈 赤赤伊 卒鳴伊
 貯石 將突伊 重介 삼동이 眞石 長連水 朝玉突 長流水 居旬 佳山 光之
 乾介 乾架 金根 眞非 介目 今安 古時利 介老味 檢束 加馬 景童 古滿
 甲魯味 介聲 季五 也女 固留夫 季女 昔順 根牙只 季先 貴兒 金苗 昆陽介
 巨九里 加介 困不 志木介 九時 九十歲 光質 貴福 舉仁 介不伊 龜吾伊
 家僧兒 谷沐牛 光至伊 九月 古非 金蒙致 金岩 谷項介 曲之 己發 其妙
 金手 廣節伊 強牙致 江生 古尼 考梁 金石 金時 古分岳 廣吾 開沙里
 江阿知 刈等이 古英達 金小阿只 貴吾伊 勸劍 勾劍 金豚
 △斗
 蘇秦 新出 西云 小連伊 氏吾 劍吾 石吾 三吾 修理所回 氏種伊 上快 斯爲
 水吾 所回 成吾 壽同 鍾殺 攝々 順伊 朔佛伊 順道致 叔皆 四吾 劍佛

顯老味 石佛 石所回 時實女 劍命 小兒只 小愛己 小伊兒 秀吾 水仙阿 紗羅
 設麻 劍同伊 三道治 小古滿 壽快 劍奉 水雞 先劍 三角山 所爲劍 順豐
 新通 茅山 所壽里 新々伊 神道 石石 小蘭 小干爾伊 舍郎方 三洞介 四分伊
 小老味 蟻伊 先同伊 三月 石時里我 鍾史里 松丘之 劍童 首山我 小羅貴
 四羅貴 生金 劍健 小業 壽女 新令 小玉爾 所篤 雙女 首介 新江 西便村
 先納峴 壽山羅 西可多 山吾 姓女 甚述 小都知 三只 小斤劍 劍岩 朔弗
 劍作之 斐拂 小ト伊 書堂介 小光節 石夢 小岳伊 松牙之 小防九 壽介 氏童
 石方九 劍拂伊 挿使里 小斤遠 四月 薪々 三早里 小未去利 氏王 三萬 西西
 小望兒 石方千 實巾劍 實根 小道治 四無親伊 三百 小日守 三杜伊 小守大
 小道里 小斤岳 雙出 沙室 三大安介 石拂 相之里 小九里 小斤業 小斤女
 小斤崇 石女 小劍 實彦 召郡岳只 矢項介 삼호司 雙世 小齒 三道介 小阿伊
 小房伊 新家岳只 小点伊 三分 勾劍 氏 小女 小獨得 沙斤不 小斗給
 新前家岳 石介 上女 時也 設同 小光尙 世稱仁 小金斤 舍郎伊 淑加里
 小目壽 小樂伊 小斤介 姓女 小点岳 山青介 三方友 實經 小松牙 劍同
 小松治 四曲 小九 心介 三億 上達 塞疊 小吾伊 劍多達 小同七伊 攝々伊
 蟻 小八十 小作之 鼠糞 松葉 雙童 朔佛 小雙 尙云牛 小房 松萬致 城內介

松致 城外介 四八 新房 先童 舍郎世 舍郎介 劍岩又 心通 劍高利 劍建伊
 召玉池 先伊 世同伊 雙加馬 三千里 昔飛 小分 小突每 水皮道 順至 小斤守
 小奉令 是吾 是好 三判龍 述石匣 小斤石 小斤述 四不伊 士占伊 三八十
 小斤房 順元世 守岳只 士卜 劍根 小拂 實介 祿支 紙錢 劍伊 涉々 上房女
 聰角 小姐 思審伊 三孫 螺翁 小斤者 辛生 辛女 心通 小末介 蟬 四友
 生角 雙劍 心伊 小同 挿沙里 氏弗 姓吾 仙女 小發 西雲 信通 氏吾長伊
 劍童伊 山北女 信業 付司 石孫 西粉女 世彩 城隍女 生三庫指 小島女 壽岩
 西浪童 小方外 小比雅 雙可梅 王玉女 先王女 星月 小斤廉 聖主童 壽命
 世人 三節 修吾伊 守分 小區里 雙可馬 上房 順灘 先妃 朝草 三鼎 削草
 世仁 斜別伊 三神 雪梅 三才 四者 小者 雙甘每 三次 朔不伊 山川劍
 所當劍 時斗伊 先童 衰邦伊 前點伊 辛孫 戌孫 新星 小同 色別 信壽英
 砂別 三約 召史 西突 四月劍 三月劍 辛丑至 宋士伊 削不利 時治 壽至
 逃而挿使里 思發 芝出 小岩又 所富伊 順產 松牙只 三岩 神通 小言老味
 色金 瑞云女 首先亞 時計 小雙童 順牙只 色不 順吾 三繼業 氏出 上方
 四千 三千 思郎伊 濱德伊 淑九里 西雲又 小蒙致 蛇示尾 舍郎金 船村劍
 上末劍 挿失劍 西野伊 小佳 三亥 僧頭 新昌禮 新昌劍

△才

点伊 長流水 長命 朝旺劍 正坪介 占介 点吾 占阿只 占兒 点岩 仲伊
 池洞介 小扶吾 小匡之 小茗燈 小墓任 德伊 揚牛 庭介 揚賣 作拂 自菲花
 作之 揚世 揚犬 作九 質介 点佛 眞吾 支平伊 点岳只 点劍 再吾 自惣伊
 厨介 切痛 雜事利 珍寶 七岳 贊岳 雜蓋 揚童 中古孟 早古孟 作肖 帝釋
 將軍 陳伊 長時 長年壽 厨孫 正月 点伯伊 自葛 辰得 濟密 廷茂 智龍
 才童 者斤山 点白伊 長劍 再恩 自斤至 自斤福 者斤順 辰甲 点童 点廉
 仲康良 者斤愛其 点女 之娘 中岳伊 自近江 將軍劍 点分伊 足富伊 自斤奉
 自斤順吉 者斤分 自斤業 自斤云 長安 者斤極 會孫 長孫 佛箕 除秩女 章吾
 錚各女 勺達 爵達女 節墨 爵大 中間 爭班 足古萬 將軍童 正月劍 前房順
 長軍 足古孟 眞珠 自凡同 張智善 子斤男 造物德伊 絕痛 長介 者斤天 長延
 叱吾 自斤萬 自斤學 自斤龍 子斤老味 左手 者斤劍 長至 中間 才同 丈軍
 長命 中房女 丁月 陳甲 祿金旺 中干爾伊 竹下 中道治 六月 自斤萬伊
 咄々伊 自斤述伊 自斤鳳伊 濟妃 占百 鼎岩 自斤文 点伯伊 鎮村劍 地谷金
 祖甲 自根龍 作碓 才龍 自坪 者斤得 在不 自作 占順伊 自斤出 自斤德
 竹實 點童 繪得 点甫 自斤之 質老味 点順伊 丁八 自斤守 占丹 自斤任

△斗

点伯 点色 竹支萬 点牙
 此斗 千命 青龍 千石 千金 孝子總角 且老味 千年運 千里駒 千峰 賤童
 千年劍 青劍 草箭德 青桃玉娘 清州劍 千年岩 泰安禮 千頭山 總角 千湯
 千萬 春色 且斗 千至 青童 此伯 川葛理 千根 處女 彩蘭伊 初出 青千劍
 著閑伊 千劍 七劍 天命 淺童 七戸 清明 七星 春班 賤東 車至伊 添研
 初才 草嶺 千世 七介 且始介 次老味 爾間介 七岳 祝摺伊 村介 奏喜イ
 次至 千介 且士郎金 昌寧介 昌原介 築塔介 千里狗 且凡伊 築淡伊 賤得介
 初兒 處才 惠伊 且古塔 爾生 爾介 處子 秋至 秋夕 青至 秋介 初岳知
 七月介 草堂 青石 且郎 千年 且百 丑劍 賤介 七金 千壽 千金至 丑至伊
 丑孫 千孫 鐵至 昌可至 七月劍 丑童 千良劍 川龍生 千金女 初男 七星童
 次孫 差至 七夕女 草盛 天至 千復風 昌至 七峰 春分 七夕 殘開
 △斗
 屯質伊 至邦佑 東九里 大下 大中 大而 同同介 老任 種子 桃里山 芝來
 斗里 道也之 達丹 斗里劍 斗里致 同金 終末 芝禮 道治良 至翠 至赤伊
 斗至 德席伊 斗老味 至作之 憤伊 至生 至劍 至南伊 道沙里 同至伊 部分

多葛馬致 斗乙南 至惡 大道治 主乃 大女 多達 大葛 大富 桃花枝 都水龍
 達岩伊 道南伊 道德化 至明 桃李紗 至作 至費 至石 道治 大岩又 東江牙只
 同骨 多古萬 同屈南 賭地 洞狗 至夢 道那有 大雙童 宗末 咄咄 東間伊
 斗窟伊 斗伊規 大心伊 大牙只 斗字之 昔起 至伊 至至伊 斗業 同佛伊
 道牙之 斗側伊 至男 至鳳 德岩 大老味 童不童 德孫伊 大言例 多男 斗間伊
 大男 東方守 斗間伊 至毛地 多發 冬至 得席 至金 都也之 斗應金 番洞
 豚夜至 突明 德石伊 道理他 大者 太女 多物 同屈禮 年召伊 斗西里 道下止
 斗致箕 登屈又 至奉伊 東方朔 長古島劍 達古滿 道吐里 桃花春 堂販 曇至イ
 突涉 大監童 當童伊 當重伊 東開 至燈 達金安 當羅九 大也之 芝南 斗劫
 大根 豆岳 至木勝 杜路味 德魯味 斗宜魯味 杜路治 道狗 獨々 突每 豆伊只
 豆乙里 德介 法介 東牙只 粘義 達岳 多達伊 銅伊 斗末 蠶去法 至里介
 大雙 至岩牛 至世 洞内介 可川 大房 獨得 達達 周介 至同伊 多夫皆
 倒道伊 同七介 芝老尼 洞七水介 同七甲 至年 道士里 至毛致 至岩介 東劍
 丁郎介 得迷伊 斗間 道致 斗於致 洞介 達英伊 達單 至伊 至文 豚 斗只
 大岳伊 多南 至白伊 德石伊 露迷 道長介 茶至伊 至太 斗伊 東南 達介
 端午介 斗乃 至介 斗阿 同古伊 至相介 豆金 至不伊 至武德 至達 都老伊

目刈 多談 同伊 達摩 吾岩 道也知 吾吾 吾成伊 吾昌 吾吾イ 斗切伊 德劍
 敦尼亞 單々 刀致 同知 東蒙 吾福伊 吾禮 道香禮 吾山 大年 多馬里侍
 大娘 三司斗 同古里 來乃 多多味 道里 督基 吾百 道只 吾公 德乙羅 吾壽
 吾分 大可榮 道可 大成氏 吾毛赤 達義羅 太老味 獨基劍 多錢 吾老味 登屈
 吾孟伊 德理史 大元故 道多尾 大小爾 吾水介 朱伊 詔詰 吾長 自斤南 齋比
 豚伊 吾東 榮羅九 同來介 吾孟 獨迷伊 多芝磨治 倒生 獨々伊 篤個 丁亥吾
 丁孫 辰孫 吾老味 童吾 鍾城女 吾義 答答 龍王石 造王劍 精神吾 早王福
 仲男 獨其劍 冬至劍

△斗

鐵石 鐵吾 鐵杖 通始介 太平 他官金 他官 鐵岩子 他官世 鐵達 統營介
 天幸 鐵童 天狗 天童 泰山 鐵方九 胎邦九 胎志 太吾 特伊 他房 彈實
 通粉 太山 太白山 通知 特實 統首介 投扮 鐵伊 太星 吾々 卓卓 太乙
 天動 天年 退枕

△叶

老郎伊 南南 羅久 老來 老甫 羅無得 女莫 南室岳 南伊 能達 念世 南莫達
 男兒 內家岳 內洞 寧伊 內房女 老世 山刈 南斐 仍竹 納爵 老愛 老郎伊

老仰女 累貴 蘭乙仙 納當女 綠豆 露積 老郎金 芳赤 樓葛 老佛禮 老郎
 老味 蘭出 南山介 雷聲 甘奇イ 介川伊 奴九尼 羅穴 納作 魯兒 羅五美
 羅貴 也岩全 老馬 蘭堂 老娘伊 南生 男男

△哥

王人女 鶴山得 黑岩 後童 咸安介 玄夜可保 胡千玉 後房 河斤不 晦介 海印
 黃山介 學校介 喜阿只 下房 黃牛 黑等 希伊 好餘 化仁金 活人世 後男
 黃龍 黃劍不 後家岳知 后呂氏 興介 後老味 呼也 學房 鶴伊 漢江 唛卯
 禾刀老 黃白伊 胡浪介 紅奇大 黃童伊 何不男 夏至 虎狼伊 限甲 頰春
 合節女 蛤地禮 好禮洞女 黃寒食 黃忠伊 解頤 海都之 平末劍 化水粉 漢甲
 好卜 紅兒 行吉 紅梅 湖洲 鶴洞 黑介 確實 虎郎 紅童 興吾 王土伊 海邦
 悅惚 黃介 蒙傑 海狗 勸農小 刈刈 月伊 月來 汗當 學吾 黃月 希顏 忽來
 黃伊 婚東 行路 亥孫 海泰童 黃良女 回甲女 會峯女 海三吾 後房劍 黃童
 臥人吾

△叶

壁巖 福吾 福伊 方爵 木村 非卓 露露 不淑 方愛 富億劍 富興女 佛童
 不破吾 百豚 富金劍 富興伊 方介 別老味 福遠伊 丙午占 富春紅 浮億吾

不良童 富良童 丙孫 糞粉女 芳陰閨 寶培 寶同體 不廷 富貴廷 富寧女
 富石女 北越而 福佳地 寶采廷 不良女 富廷 富伊 保羅 婦田 北孫 北魚
 北積 扶興 夫應 達男 伏廷 寶貝 佛冠 寶婦 福實 方技娥 保廷伊 壁廷伊
 半介 方佛 方望伊 百壽 瓶谷介 伯蓋 扶杜禮 保利劍 忿通 奉八 富理崎
 福江生 不範 半達 福達 寶通 盤石 不古爲 夫億伊 伐伊 不出 北郎伊 白狗
 扶廷 夫介 非他里 代理市 範伊 不堅 普廷伊 奉九利 兵伊 非廷 放介
 非宅伊 百生 卜金 不大不 卜出 發旺 分岳 不介 比託 奉宅伊 方洞 浮野里
 北實里 邦九 奉泰其 保至亂 釜 朴阿只 甫至安 分女 苞周 分兒 分今
 寶蓮花 扶淡 糞挿 富季 邦石 糞狗 粉支 北九里 百世 白岳 粉守 福兒
 富九里 粉廷 不億 兵廷 夫伊其 半貓 寶物 寶玉 方則於 方之可 芳川 博伊
 保於龍 方乙里 不劍 夫億劍 朴金 百通班 付出伊 方壽劍 分來 伯劍 法錫
 鳳山 卜廷 方支 甫道吾 碑理施 發々阿 陪又劍 煩開 飛々阿羅 佛廷 佛爾
 氷々 惣孫 甫倍 北術 富全 福同 富億星 富屯劍 富億禮 福老味 富典 木大
 房府 普廷伊 鳳伊 鳳岩 粉阿其 朴達 封堂 芳字 卑澤 卜德 卍 卍 百廷
 發々牙 卜伊 百石 北岳山 百吟 方九 半達 富口里 卍 卍 粉通 盤石 夫億
 佛波

△耳

八十岳 八十金 畢老味 判点俊 八月 八十介 板達 判世 判同七 判廷 判阿只
 判岩 龍岳 判介 判守 板刀致 卷列 八劍 八里 豐年 八木 八峰 八岩回
 八老味 八所宇 八伊 八月劍 廷廷 八十數 風雲 彭介 判達 婆壽 判々叫々
 八伊子 巴羅伊 風廷 品知 八千代 彭 畢順 布斗又 風虎 判吉 畢年 平安
 畢女

△叶

無衰 文甲 名區里 莫得 武全 馬草 蜜易 閃光 每物 望東魚 毛叱伊
 未力將軍 命吉 馬之 瀨勒 木孫 馬乙 無防 望浪義 墨石 彌力女 模核
 瑪智羅 毛叱伊 毛雜伊 馬蹄 巫山女 模忠 瑪利壽山羅 寬石 彌勒福 馬查童伊
 毛雜童伊 蜜花女 馬號伊 馬乙女 梅女 牧溪 末童 萬石 末美 馬堂劍 明月
 毛里介 末不 莫多羅 馬泰五 糞股益可 未是也 麻里阿 萬年運 莫難伊 夢托
 夢致 謀廷 莫末童 末出 孟出 未邑沙里 萬年劍 萬花峰 萬石君 母真蓋
 馬也之 萬頭山 慕真金 牟佳 莫晉伊 末犬 蒙古伊 民廷 馬場金 萬億兆 夢實
 毛古 夢兒之 每也之 某女 某廷 木洞 夢点 毛方 毛石 末石 末岳 毛乃
 福介 夫介 福廷伊 莫達乃羅 妙童 末廷 夢骨 莫同伊 每邑山 無強壽 謀土里

末同 戊劍 無窮花 蒙實 末弗伊 莫娘伊 某魯劍 蒙唐伊 梅物 馬義多 馬利亞
 苗種女 密億 馬致 戊申 梅里 莫音 萬吾 恣出 猛獸 夫勒伊 邊乙 保之爾
 不朔 馬當介 夢骨 明日 莫來 妙愛 無古諾非 命介 毛伊 萬年 萬金同
 茂朱介 望詳 馬當 夢石 馬同 米金 墨吾 莫守 命長介 川山叶 末七是 夢龍
 悉石 莫達 萬斤 賣中 恣實 毛乙介 毛乙洞伊 賣牛 賣狗 模吾伊 夢骨伊
 恣金 蒙吾伊 夢牙支 蒙致 恣世 夢生 莫同 恣介 明吾 末達 晚岳 夢沈
 毛乙童 莫斗累只 買地 莫竹 夢治味 未昌吾 末世 賣吾 茂岳 末順 命牙只
 末攝 末福 末得 末守 沒同 麻子 末拂 毛突伊 莫根 戊介 萬分 孟杜伊
 恣女 猛虎 恣女 未分世 未分介 馬當禮 甯介 恣達 恣南 莫同 木枕 愚色
 馬堂禮 木鐸 蒙置 遠劍劍 彌勒岩 梅兒只 某宗順 蒙通也 毛診吾 望值劍
 萬金女 幕多伊羅 曆理史 曆里可 恣劍 密調 廊金 莫達禮羅 莫知 夢三里
 彌勒同 命吾 莫多伊羅 末多 暮達禮 茂劍 馬利我 武多伊 馬當 問童 恣禮
 恣成 孟母 末不伊 晚得 末岩 萬年世 夢到 米吾 夢迷 夢吾 馬今伊 恣文
 幕童 瑪理安 無敦 幕爾伊 馬乙多 美五 美分 萬三 摩尼山 美任 妙粧伊
 每午 面二加 馬吉多 莫多餘 無名 某通伊 兎江 密伊 蒙伊 蒙口利 馬太
 末劍 萬里兒 莫多來 末伊 萬里駒 恣多 毛叱伊 毛昌同 末真阿 莫達來羅

馬當劍 毛諸伊 萬金伊 萬述 莫多隱羅 面沙佳 美多 每我之 明岳伊 夢世
 文山介 毛同 莫斗里 馬支 無去 馬我之 恣錄 晚吾 命豚 木澤 木鐵石
 夢杜理 梅禮岩 末去利 金而 馬夫 賣劍 戊寅 毛物伊 恣南 望星伊 密介
 美括 默達伊 夢湯 木石 未已 末丹 恣劍 恣順 妙介 恣伊 末娘 幸而登
 末世 無空 萬壽 毛南 毛發 育工伊 萬方佑 夢斗只 米斗只 恣魯味 末意
 馬當吾 美吾伊 戊戌 卯孫 末孫 模士女 某土女 妙同 模石 苗弗女 末在女
 命介 模吾地 幕同

△斗

六指 龍安羅 恣伊 六生 老末岳只 立粉 憐牙 禮分 憐非 列 連伊 龍伊
 粟伊 力世一 六手 六足 簡岩 禮比犬之 路中伊 老郎 營甫 老赤伊 龍吾
 樂只劍 納的 逆利多 羅時要 六月吾 利日亞 六月劍 龍山得 卯吾 六才 六孫
 瑪耳邪 卯吐伊 卯女 郎多時亞 臘日女 累矢亞 栗吾 老塞 立分德 靈岩禮
 者似 六月論劍 樓大吸 理事 論出伊 岩劍 老味劍 關春 老劍 龍門 粟分
 伶例 老味 樓視亞

△斗

宛通伊 圓早里 元崇 月古味 丹九里 往介

第七節 冠名 總説

『禮記』曲禮に……十年を幼と曰ひ學ふ、二十を弱と曰ひ冠す。同禮弓に……幼にして名いひ冠して字いふ……とあり。古は男子二十を以て成年期とし。此時に至り始めて冠禮を行ひ。字を命じ、社會上の人格を認めたり。之を土俗學上より觀れば、未開の域に在る蠻人にも大抵皆一種の成年式あり。程子が……禮の器たるや民の俗に出づ、聖人因りて節して之を文るのみ……と謂へる如く。周の絢爛たる文明的儀禮の中には、古き土俗の風習を統制文飾せる者あるべく。冠禮も蓋し其一なるべし。

『禮記』冠義に……故に曰く冠は禮の始めなりと。是の故に古は聖王冠を重んず。古の冠禮は目を笠し笄を簪す。冠事を敬する所以なり。冠事を敬するは、禮を重んずる所以なり。禮を重んずるは、國本たる所以なり。已に冠して之に字す、成人の道也……とあるは、世の綱紀保持と、士人の家禮との間に重要なる關係あることを説示せるものと謂つべし。爾來社會の進展と共に、此の冠禮は一屑文飾されて、士家の重要なる儀式となれり。而して其冠時の年齢に付ては、唐代の法制に男子十五にして

冠し得るの規定あるより觀れば、後世には必ずしも二十歳に限らずして、區々に涉りたる如し。

朝鮮に於ては、高麗景宗元年に王子に、元服を加へしこと出で。同睿宗十六年正月、王太子に元服を壽春宮に加へたること。『高麗史』に出でたるを、此記事の最初のものとするべし。同書禮考には、太子加元服の儀式の規定あり。其中に勅字を奉るの文あり。此規定は前より行はれ來りし不文の慣例を、高麗後期に於て法制化したるものなるべく。王室に於ける元服の式は、既に睿宗の前よりも支那に倣つて行はれ。其時併せて字を命じたりと解すべし。而して王室既に斯の如し、大臣、巨室亦之に倣ひて、冠禮を行ひし者ありしと推考すべきも。一般士人に迄普及せしには非ざるべし。また李朝後期の如く冠禮の時に字を命ずる外に、冠名を命ずること行はれしや、否やは明かならず。蓋し此風は未だ有らざりしなるべく。其點は第七章字の項に説ける、高麗時代の字に關する記述を参照せらるべし。

李朝に於ては儒教を以て經國の要義とし。國初より儒教の定めたる儀禮を重んじ、前朝に比して一段と其實行に考慮を費せり。其規範たるべき禮書の刊行は、國初既に權近の『禮記淺見録』あり。爾來世宗、成宗に及び、幾種の著述刊行あり。仁祖

の朝に『家禮諺解』の刊行ありしによれば、儒教的儀禮を一般に普及せしめんとする施政方針なりしを知る。其後李太王の年代迄にも、亦禮書の刊行せられしもの尠ならず。憲宗の時に上梓せし。李緯の『四禮便覽』は近代迄一般に士家が儀禮上の據典となれり。以上により一般士人の家に冠禮の普及するに至りし大體の經過を推知すべし。

王室に於ては『璿源世系』に仁宗以下十二王の冠禮の年號月日を記載せり。其記載なきは端宗の如き廢位のもの、及王世子とならずして王統を繼ぎたる者に限れるより見れば、それが爲めに宮中の文書に登録せられざるものなるべく。皆悉く冠禮を行ひ、字も亦命じたりと推定せらる。仁宗より前のものは古記の亡びし者なるべし。また士人の家に於ける冠禮は、國初に於ては普く之を行ひしとは推定せられず。字と共に冠名を命ずるの風が普及したるは、蓋し中世以降なるべし。

而してまた其年齢に付ては、一定せずして男子官祿を受くる資格ある十六歳を最低年齢とせしものと考へらる。李朝後期に於ても加冠の年禮は一定せず。大抵結婚と同時に之を行へり。故に實例に於ては、十歳以下にて冠せし者も、三十歳にて冠せし者もありたり。其幼年の結婚者は、擧式の日(此結婚の實質は許婚の如く唯、結婚式のみ行ひ同居するに過ぎず)結髪加

冠せしこと青年者に同じ。明治末、大正の初の頃は、十歳前後の兒童にして結髪加冠せるものあるを地方にて間々實見せり。

最近皆幼少より斷髪し、冠り物も一般に西洋風の帽子を用ゆること俗を成し。一方戸籍法上出生届出の關係より、兒名を命ずる者無く。初めより冠名に等しき名を命ずるに至り。冠禮を行ふこと殆んど絶無ならんとせり。加冠の時の冠は、草笠と稱する草製のものを戴き、成年前後に笠(竹の織物と馬尾にて造り、黒漆を塗りたるもの)に代ゆる風なるも、庶民は冠禮を行はざるを以て結婚と同時に笠を戴くを風習とせり。冠名はまた極めて稀には兒名と共に出生の當時命じ置く者もありたり。

近代迄行はれし此冠禮は、本人の社會的地位に重要さを加ふるものにして、其冠名は族譜に登載せられ、式年の時戸籍に登録せられ、號牌に刻して之を帯び、且他人より呼ぶ代名稱呼も、敬意あるものに改められ、社會的待遇一變したり。加冠のことに付ては第七章に於ても亦説明せり。本項と参照すべし。

第八節 冠名の撰定に於ける支那思想の影響

支那古代の人の命名の方式遂として不明なり。般には天干に一字を加へし者多

し。周に至つては諱の法行はれ名を命ずるに一定の禁忌ありし如し。『禮記』曲禮にも……子に名くるに、國を以てせず、日月を以てせず、隱疾を以てせず、山川を以てせず……とあり。『左傳』桓公六年に……丁卯、子同生る、大子生まるゝの禮を以て之を舉ぐ。接するに大牢を以てす……公名を申緝に問ふ。對へて曰く、名に五あり信あり義あり、象あり假あり、類あり。以て生に命ぐ。信と爲す。(子叔虞の如し) 徳を以て命けて義と爲す。(文王の名昌、武王の名發の如し) 類を以て名けて象と爲す。(孔子の首丘、丘に象と云ふに取つて假と爲す。伯魚生る人之に魚を饋るあり故に鯉と名く) 父に取るを類と爲す。(子同の生るに父と同國を以てせず、官を以てせず、山川を以てせず、隱疾を以てせず、畜牲を以てせず、器幣を以てせず) 周人諱を以て神に事ふ、名終れば將に之を諱む。故に國を以てすれば名廢り、官を以てすれば則ち職廢り、山川を以てすれば則ち主廢り、畜牲を以てすれば則ち器幣を以てすれば則ち禮廢る。晋は僖侯を以て司徒を廢し、宋は武公を以て司空を廢す。先君獻武二山を廢す、是大物を以てして以て命ぐべからず。公曰く是れ其の生るゝや吾と物と同くす之に命けて同と曰ふ……(同日月)とあり。其前の桓公二年にも……初め晋の穆公の夫人姜氏。條の役を以て大子を生む。之に命けて仇と曰ふ。其弟干敵之戰を以て生る。之に命けて成師と曰ふ。師服曰く、異なる哉君

の子に名くるや、夫れ名は以て義を制す、義は以て禮に出づ、禮は以て政を體す、政は以て民を正す。是政を以て民聽く。易れば則ち亂を生ず。嘉耦を妃と曰ふ、怨耦を仇と曰ふ、古の命也、今君大子に命けて仇と曰ひ成師と曰ふ、始めて亂を兆せり矣、兄其れ替らんや……とあり。漸く命名の法に規範を生せしを觀る。されど一般に各人は名に拘泥せざりし者もあり。周に顛或天あり、春秋には衛に石惡あり。晋に驪辰あり、齊に陳逆あり、楚に屈蕩あり、周に史佚あり。此等の類他にも多く皆美名とはすべからず。漢以來漸次名に美辭を撰むの風を成すに至れり。以上の外第九章に述べたる如く、諱名思想も漸次濃厚となり、此點に於ても亦一種の拘束を受くるに至れり。以上は支那に於ける命名思想の一般なり。朝鮮に於ては新羅末以來此等の思想を受けたりと雖も、影響する所大ならざりし如く。高麗朝より李朝の中葉迄に漸次學問の隆盛に赴くと共に、此等の思想も亦濃厚となつて、命名の上にも現はるゝに至れり。

第九節 冠名の撰字

第一目 總説

冠名を命ずるに當り、其文字を撰定するには、命名當事者たる父祖等の尊族の觀念に

於て方法を異にす。また其家門並其氏族一派の定めたる方式にも支配さる。其の基本は大別して左の二種に別つことを得。

(一) 別に方則に拘束せられずして、自由に字を撰ぶ者。

但し前項に述べし國君、父祖、近親、近戚、師、其他尊崇する人との同名、山川名、國名、不祥卑辱の文字を避くることは無論なり。

冠名に付ては地方的特色なきも、唯平安道へは杰字、威鏡道には律字を用ゆる者多し。

(二) 同一文字、或は連絡ある意義の文字を用ひて、血族關係を表示する者。此れには亦た左の三様の別あり。

(イ) 縦に歴世相繼ひて連絡ある某る文字、例えば偏傍を同じくせる文字。又は天干を字中に有する文字用は甲、九は乙、炳は丙、寧は丁の如し等々を使用する者。之を輪行とも稱す。

(ロ) 横に兄弟の列に(甲)一個の同一文字又は(乙)文字の構成の一部分の同じき文字、或は連絡ある某る文字を使用する者、及(甲)(乙)を併せ用ゆる者。即ち二字名の上、下何れかの一字を同一文字とし、他の一字に連絡ある文字を用ゆる者。又或は

(乙)(乙)に當る二字を併せ用ゆる者。

本項の方法を排行と稱し、また第行とも稱す。排行には、(a)兄弟のみ排行とするものと、(b)従兄弟にも及ぼすものと、(c)再従兄弟、三従兄弟等、一族悉く同一

排行を用ゆるもの等の別あり。

前項(ロ)の中(甲)(乙)を併せ用ゆるもの、及(乙)(乙)を併せて用ゆるもの。此式を行列と稱す。右は兼ねるの意也。

以上諸種の方法を以下に例示説明すべし。

第二目 排行

排行の始源に付ては、李德懋の『盡葉記』に左の如き記事あり。

兄弟二名、而して其字を一にして用ゆる者、世之れを排行と謂ふ。蓋し左傳の長狄、僑如、焚如、荼如、簡如に始まる。

顧寧の人曰ふ、德宗、德文、義符、義真の類、晋末より起る。水經注に、北平侯王儼、王莽の政に同せず、子の興、五子を生む、並びに亂を避け、隱居す。光武位に即き封して五侯と爲す。元才、益才、顯才、仲才、季才、是れ後人の追撰妄説。東漢の人二字名の者亦少なし。單名偏傍を以て排行と爲す、戰國『鬲冠子』、胤煥、弟煥に始まる。

柳惠風嘗て此二人を指す。顧炎武曰ふ劉琦劉琮に始まると。又聲韻を以て排行と爲すは、周の八士、伯達、伯适、仲突、仲忽、叔夜、叔夏、季隋、季騶、副相と古副相近しに始まる有り。

品物を以て排行と爲すは、楚の熊渠の後伯霜、伯雪に始まる。『盡業記』の右の説は、支那に於ける命名上排行の起原と爲すが如し。されど、こは史上に見はれたる兄弟名排行の古き記載としてのみ見るべく。命名の一般風習として見るを得ざるに似たり。又論語に出でたる周の八士は成王の時の人と爲し、或は宣王の時の人と爲す。其同韻の四組、各組の二人を以て各兄弟なりとの證無し。漢以後の帝王家を見るに左の如き者あり。臣民の之を用ひしものも亦史上に散見す。宋明に至ては此風習の命名一層増加せしを見る。

『朱舜水全集』には……中國從兄弟再從三從、族兄弟有りて。宗族中衆盛なる者上下別無きを恐れ、故らに一二字を用ひ以て之を排す、之を排行と謂ふ。故に行幾ばくと曰ふ。一より百或は百外に至る者あり……と。あれど排行は必ずしも上下の別無きを恐れたるの理由にのみ基くものには非ざるべし。

前漢 (同韻の例)

孝元帝 | 孝成帝 翳
| 恭王 康
| 孝王 興

後魏 (旁偏同一の例)

孝文帝 | 宣武帝 恪
| 敬王 懷
| 穆王 懷

隋 (同上)

煬帝の孫 | 恭帝 侑
| 恭帝 侗

南北朝齊 (同字の例)

廢帝 | 王昭業
廢帝 | 王昭文

北齊 (同上)

高歡 | 文襄王 澄
| 文宣帝 洋
| 孝昭帝 演
| 武成帝 湛

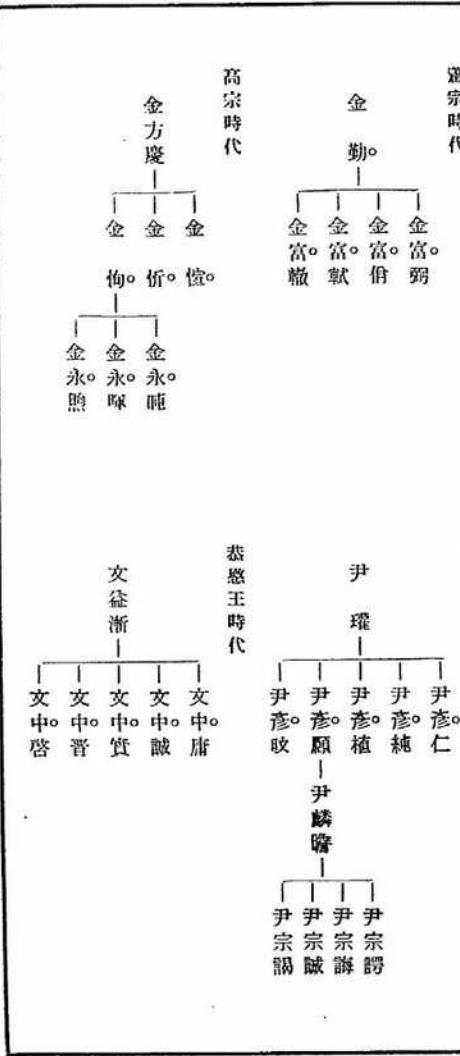
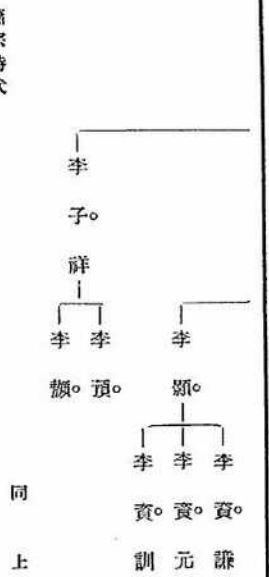
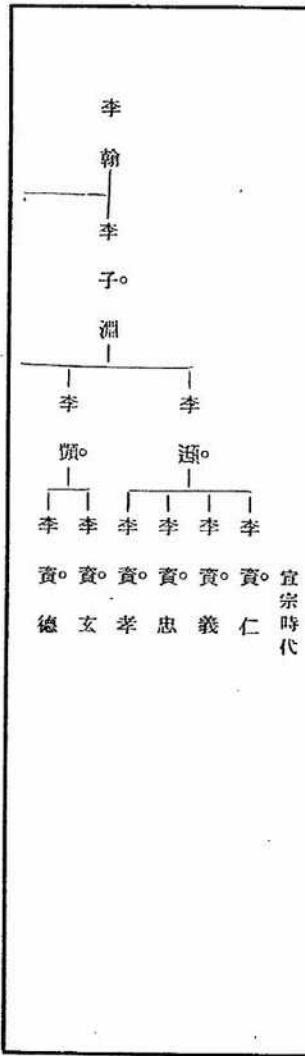
宋 (同上)

度宗 | 恭宗 焜
| 端宗 昱
| 衛王 晷

朝鮮に於ては、新羅金庾信の子に三光、元光、元直あり。後百濟甄萱の子に神劍、金剛、

良劔龍劔あり。此等は範を支那に取りたる排行なりと爲すべからざるに似たり。何となれば、兄弟は元來顔貌の相似たるものにして、親が之に命名するに當り、各似寄りたる名を命ずるは、人情自然の發露にして、古代何れの地にも此れに似たる風習あり。又朝鮮の兒名にも第六章に説ける如く、頗る排行に似たる古き傳統あればあり。高麗朝に至つては、排行甚多く、左に其數例を擧ぐ。皆支那を模倣せること無論なるべし。

△文宗の子七人 煦。杰。愔。忱。蕙。蕙。愉。
△肅宗の子五人 倂。備。倂。僑。僑。



〔慶州金氏〕
 金 金 金
 奎 非 星
 男 男 男

〔晉州鄭氏〕
 鄭 鄭 鄭
 應 應 應
 軫 斗 非

〔揚州趙氏〕
 趙 趙 趙
 箕 台 斗
 淳 淳 淳

(2) 卦名を用ひしもの。

六十四卦の名の中より履乾成隨晉濟鼎恒震豐觀渙益字井節艮瀆坤謙師升復明臨泰等等の文字を撰み用ひ。損離妹解賁夷蹇剝畜等等不詳卑惡の字は用ひず。

〔全州柳氏〕

柳 柳 柳 柳 柳
 鼎 謙 復 升 泰
 明 明 明 明 明
 漸 臨

〔幸州奇氏〕

奇 奇 奇
 大 大 大
 鼎 恒 升

〔慶州李氏〕

李 李 李 李 李 李 李 李 李
 裕 師 非 厚 錫 濟 顯 顯 全
 明 佐 男 坤 孚 萬 益 震 豐

(3) 支那名山の名を用ひしもの。
 岱 嵩 恒 岳 崑 華 衡 等の字を用ひ。

〔東萊鄭氏〕
 鄭 鄭 鄭 鄭 鄭
 載 載 載 載 載
 崑 岳 恒 嵩 岱

〔潘南朴氏〕
 朴 朴 朴 朴
 齊 齊 齊 齊
 華 嵩 恒 岱

〔德水李氏〕
 李 李 李
 衡 泰 嵩
 鎮 鎮 鎮

(4) 洋々たる水名を用ひしもの。
 沂 洙 泗 濂 洛 河 海 等の字を用ひ。

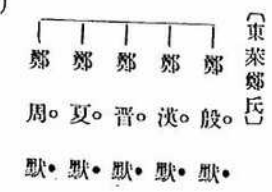
〔韓山李氏〕
 李 李 李
 德 德 德
 泗 洙 沂

〔江陵金氏〕
 金 金 金
 啓 啓 啓
 河 洛 濂

〔安東金氏〕
 金 金
 應 應
 河 海

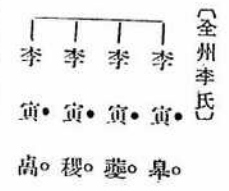
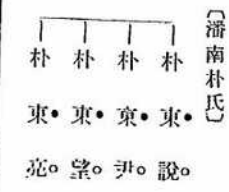
(5) 支那古代國名を用ひしもの。

夏。殷。周。晋。漢等々の字を用ゆ。



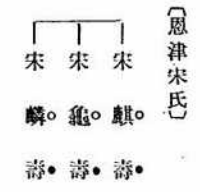
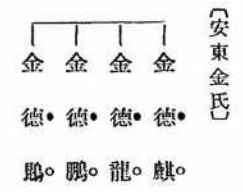
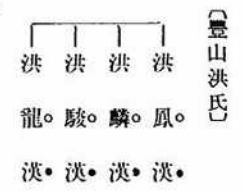
(6) 支那古代賢人名相等景仰すべき人名を用ひしもの。

〔曾子〕 閔。子。懿。等の字を用ゆ。

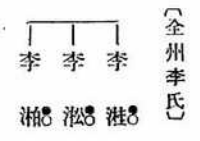


〔高〕(以上四男) 曾。

(7) 靈異瑞祥の動物名を用ひし例。
龍。龜。麟。騏。鳳。鶴。等の字を用ゆ。



(8) 瑞草佳木の名を用ひしもの。
芝。蘭。桂。柏。松等の字を用ゆ。



(9) 珍寶たる玉に關する字を用ひしもの。

〔星州李氏〕
 李 李 李 李 李
 兆 億 萬 千 百
 年 年 年 年 年

〔德水李氏〕
 李 李 李 李
 圭 圭 圭 圭
 億 萬 百 一

〔海州吳氏〕
 吳 吳
 百 億
 齡 齡

(12) 同一偏傍と共に祈福の意味ある文字を用ゆるもの。

〔韓山李氏〕

李 李 李
 址 址 址
 福 祥 禎

〔坡平尹氏〕

尹 尹 尹
 滋 滋 滋
 祿 惠 福

〔光山金氏〕

金 金 金
 必 必 必
 祿 祐 禎

(13) 同一偏傍の字を用ゆるもの。

〔安東金氏〕金
 金 金 金 金 金
 履 履 履 履 履
 鎡 鎡 鎡 鎡 鎡

〔廣州李氏〕土
 李 李 李 李
 克 克 克 克
 均 墩 堪 增

〔大邱徐氏〕雨
 徐 徐 徐 徐
 景 景 景 景
 霽 霽 霽 雨

〔靑松沈氏〕爰
 沈 沈 沈 沈
 進 通 達 述
 源 源 源 源

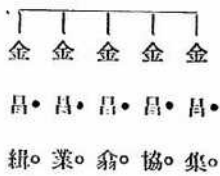
〔慶州金氏〕老
 金 金 金
 洪 洪 洪
 老 蒼 考

〔光山金氏〕人
 金 金 金
 相 相 相
 任 儀 儼

(14) 同一音韻を用ひしもの。



〔安東金氏〕



〔坡平尹氏〕



〔全州李氏〕

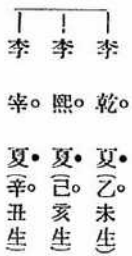


(15) 生年の天干を用ひしもの。

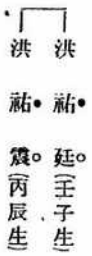
〔坡平尹氏〕



〔全州李氏〕



〔豊山洪氏〕

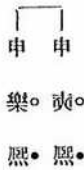


(16) 雙字を用ひしもの。

〔海州吳氏〕



〔平山申氏〕



附記 雙字は往々雙生兒にも用ひらる。右平山申氏の例及憤天朝憤海潮の如し。此二人は母が雙鶴來つて背に坐し一は天上に飛び一は海中に入りしに由るとも傳へらる。『林下筆記』

(17) 文句を成す字を用ひしもの。

〔潘南朴氏〕



以上は大體各氏の取れる排行の方法にして、大抵右の外に出でず。されど間々珍らしく工夫を凝せしものあり。

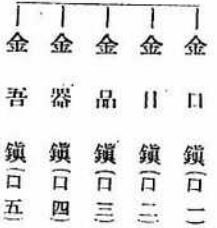
其一例 天干地支五行を皆合せて用ひしもの。

〔登壇趙氏〕



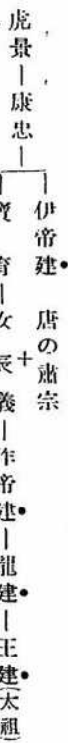
其二例 口の數を増し用ひしもの。

〔安東金氏〕 現在の人



第三目 縦の系統字

朝鮮に於て縦の系統に同一脈絡ある文字を使用すること、何の時代より創まりしか。『高麗史』に太祖の先として記載せしものを系圖とせば左の如くなるものありと雖も。後代の假作とすべく信するに足らず。

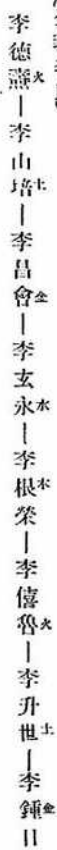


西海の龍女

高麗末より李朝の初に互り。李穀―李穡―李種と禾扁を使用せるものあり。恐らく宋に其範を取れるものにして高麗中期以降より始まりしなるべく。李朝に至りても初期に於ては此流儀のもの少なし。宣祖以後に至つて多く現はるゝに至り。現時猶兩班の家に於て之を用ゆるもの甚だ多し。以下其例を列擧すべし。

(1) 五行

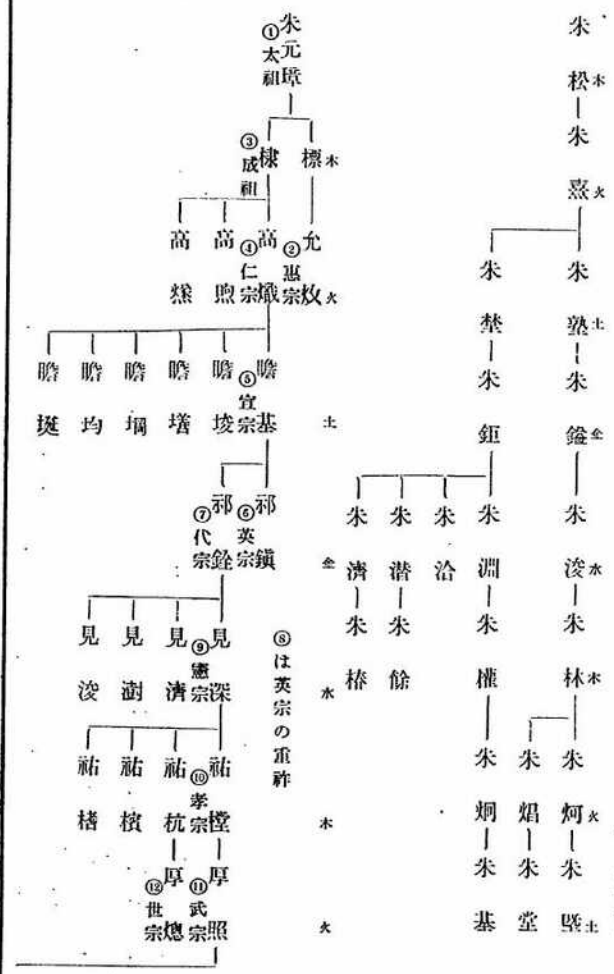
〔全義李氏〕



〔慶州金氏〕



支那には縦系圖に同一類字を用ゆること宋以來甚だ例多し。左に参考として朱文公の家譜と。明太祖の系譜を掲ぐ。



太祖は二十有餘人の男子あり。其子孫皆此五行の字に縁れり。略之。

第五目 姓字に縁故ある名字を以てせしもの

例之ば内地の氏名原田耕。新階登。玉井清。井上柳。大道無門。吉野櫻之助。大山巖等等と同一構想の者あり。されど内地の此例甚多きに比すれば其數鮮少也。蓋し劉崔權鄭等の如く名と併せて或る意味を持たせ難き姓字多く。加ふるに名に高尚なる字を撰び用ゆる爲なるべし。本項に該當する者を例示せば左の如し。▲

- △千一清 (王子年拾遺記黄河干) △河 洛 (洛河)
- △河一清 (上同) △河 緯地
- △河應園 (洛河) △魚有沼
- △魚得江
- △魚海能
- △魚江

- ▲魚 潭
- △池成海
- △池泳鱗
- △池遠源
- △池 淳
- △黃石奇
- △柳 根
- △柳順汀
- △柳 蕨
- △柳希春
- △柳成春
- △柳景深
- △柳尋春
- △楊春發
- △楊應春
- △李 植
- △李連松
- △李新芳
- △李潤雨
- △羅 蓼(新羅人蓼の貌?)
- △羅星遠(西都賦星)
- △金珠玉
- △金千貴(尉不子千)
- △金千鎰
- △田有秋
- △田九曉
- △卞 璧(韓の非子卞)
- △卞相榮(同上)
- △朴光玉(晉書樸玉)
- △獨孤立(荀子善以獨之則百里)
- △南宮垣
- △房貴溫
- △卞應吉
- △南九萬(莊子道遙萬里)

住地の名と姓名とを併せて意味付けしものに左の如き者あり。

▲青松 白雲鶴

▲龍宮 魚得水

▲金海 魚成龍

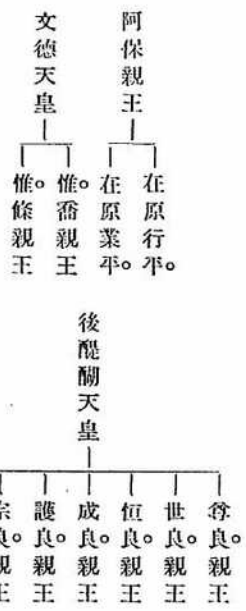
同上支那の例

△羊舌赤	春秋	△牛 牢	後漢	△朱錦楮	元	△白如梅	清
△鳥枝鳴	同	△華 表	晉	△史記言	明	△白色純	同
△百里奚	秦	△皮 豹	北魏	△張四維	同	△馬 驥	同
△天 高	漢	△柳 條	隋	△七希賢	同	△猛如虎	同
△田 昉	同	△顏有意	唐	△八 通	同	△葉 舟	同
△戰 效	同	△高士廉	同	△趙完璧	同	△海潮龍	同
△直不疑	同	△竇新勝	後唐	△馬足輕	同	△楊 枝	同
△陸 續	同	△車安行	宋	△靖安民	金	△馬伯龍	同

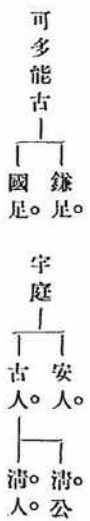
(参考) 日本 の 排 行

日本の昔に於ても朝鮮の排行に似たる命名法行はれたり。其異なる點は、縦にも横にも同一文字を用ひ又中途隨意に變更したるものもあり終始一貫せるもの尠なし。蓋し所謂名乗字と云ふものに使用する字數甚だ少き爲なるべし。之を通り名とも通り字とも稱せられたり『安齋隨筆』には、通り字の起りは中世よりなりとあり。『類聚名物考』には、武家其下の通り字は慶長以後のことなりとありとあれど、其前よりも行はれたり。左に數例を掲ぐ。

〔皇室〕



〔中臣氏〕



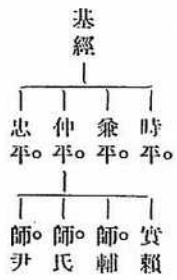
〔菅原氏〕



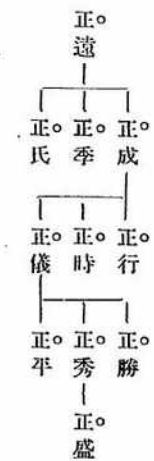
〔安倍氏〕

泰重 | 泰廣 | 泰福 | 泰誠 | 泰連 | 泰邦 | 泰兄 | 泰信 | 泰榮 | 泰胤

〔藤原氏〕



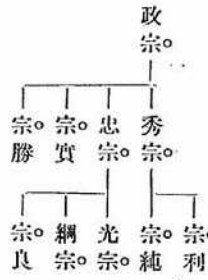
〔楠木氏〕



〔藤堂氏〕



〔伊達氏〕



右の外中世以後に現はれたる氏名の外の稱と云ひし名にも亦排行に似たるものあり。『類聚名物考』には嫡子を太郎と稱し妾腹を小太郎と稱すとあり。『年々隨筆』には兄太郎弟二郎三郎四郎十郎より上は餘二と稱し。之を輩行と云ふ……云々と出づ。

第七章 實名以外の名

第一節 字シテナ 附小字

是を土俗學上より觀れば、人の名を命ずる風習に單名俗と複名俗との二様ありて複名俗の中實名敬避の起原はダブーに出發せり。即ち其人を尊奉畏敬し、是に接觸するを忌み是を見るを忌み。其思想は一層延長されて、其名を言ふを忌むに至りしもの也との有力なる學說あり。東洋に於ける人の別稱は、全部を一概にダブーに起原せりと謂ふを得ざるべきも。新羅の古王名とせられし麻立干、居西干、尼師今、慈充等の如きは尊奉心より出でし實名敬避の稱號なるべく、支那の古代に起りし字も亦實名敬避の趣旨より出しものなるは、『禮記』曲禮に……人生れて十年を幼と曰ふ冠す……鄭注に……冠するは是成人矣、其名を敬ふ……とあり。『事物起源』にも……

冠して字いふ成人の道也。字は名を貴ぶ所以なり……とあるにより明かなり矣。周代に於て名の外に字ありしこと右の如しと雖。孔子の名丘は其首が尼丘山に似たるより名つけられ、其子鯉は生れし時偶ま鯉を遣られしに因るとの説真ならば、幼名と諱名との別無かりしとすべし。後代に至り名を尙ぶの思想一層助長せられ、人生れて小名あり、冠して本名と字を作るの風を慣成せり。唐の陸龜蒙の『小名錄』を見れば、古代人の小名の諸史に出でたる者を百有餘拾搜して記録せり。其中の幾個を例示すれば。

- △桓仲の子 豹
- △淳于公少女 緹 縈
- △王 儉 駒
- △司馬相如 犬 子
- △曹 操
- 阿 瞞
- △劉 湛 斑 虎
- △揚 雄 童 烏
- △王 戎
- 阿 戎
- △慕容冲 鳳 凰

の如く春秋戰國以來南北朝迄の者あり。此等は家庭内の土俗的綽名とも觀るべく、一般に其時代に斯る風習ありしとは見られざるべく。畢竟するに千有餘年の傳統形式たる本名と字の二個を以てしては、人名の社會性に適應せざるものあり。特に大人と幼者との間に於ては名を別つべき自然の要求と在來の慣習が合致して遂に斯る風を發生せしか。或は潜在せし幼名が進出して表面化したるかと觀察すべき

に似たり。

要之支那に於て古代には諱名と字あり。それが冠して字と諱名を命ずるの風は何の時代より行はれしかは不明なり。

朝鮮に於て見名冠名字等の命名法が何時より行はれたるか。按ずるに一定の劃時期無く後世相當の長年月の間に其風を慣成せしものなるべし。先づ字の方より攷說せんに最も古きは『三國史記』の記載に左の如き者あり。

- (1) 金仁問 字仁壽 西紀六五〇年頃
 - (2) 薛聰 字聰智 同 六八〇年頃
 - (3) 熊川孝子問徳の父の字番吉 同 七五〇年頃
 - (4) 金陽 字魏旰 同 八三〇年頃
 - (5) 崔致遠 字孤雲或云海雲 同 八七〇年頃 『東國文獻』には字海天號孤雲とせり
- 後の武烈王たる金春秋にも金庚信にも字の記載無し。此時代上流の人々が皆字を稱する程に唐化せりとは考へられず。前掲崔致遠の外は史筆の修飾か或は在來の本名たる土名を字として記したりと見るべし。されど後期に至つては士人に字を命ずるの風も唐化の一としてある範圍には行はれたりと見るべし。

惠恭王時代の建立慶州高仙寺智幢和上塔碑に大師の字を仲業と記し。景文王時代の建立谷城大安寺寂禪塔碑に禪師字體空とあり。眞聖王時代の建立忠州月光寺郎圓大禪師塔碑に禪師の字を大融と刻せり。右三師の字とせるもの皆法味を帯び僧名を字としたる疑あれど。是により當時既に字の思想存在し、上流階級に於て字ある者もありし事を推定するの資料たるべし。

高麗に至つては太祖王建以降歴代の王には字の記載あれど。創業の功臣には字ある者甚鮮し。凡そ高麗朝を通じて『高麗史』の記載には字ある者多からず。庚黔弼、王式廉、龔直、朴英規、崔承老、崔沆、崔忠獻、李資謙、鄭仲夫等の如き知名の人にして字の記載なし。また『朝鮮金石摭覽』に出でたる毅宗、明宗、神宗時代の知名の人の墓碑銘を見るに字のある者と無き者と相半せり。李朝の初期も亦大抵同様なり。

右の中には字ありて是を史に佚したる者もあるべけれど各士人が悉く字ありしとは觀るべからず。

次に見名に付て考ふるに『高麗史』人名中には初名、小字、字等と實名の記載あり。それ等の名は

△幼名

拔都(蒙古語) 福良 祁同 三哥 廣大

雲來 眩開 砂瑰 王府 究夫

△小字 那海(宋の孫稷の鶴林類事に「男子曰沙喃と云ふ其字」) 小公

福壽 廉允 海莊

△字 叔珍 遠可 處康 益甫 上甫

△實名 小風 堅味 小升 福海 以道

等の者ありて右四項の名相共通せる風格あり。加之庶民奴婢等の名及近代迄使用せられし兒名と同音又は似寄りたる者あるは。後の史家が幼名を取つて字に充てたるか、本人が幼名を其儘字に使用したるかは是を断定するを得されども。朝鮮の字の出來上る経過を示せるものと見るべきが如し。

李朝の初期に於ても字に支那様式の高尙なる者あれど。中には量河、平甫、得休、汝魁、潤物、日三、初名に王八、從河、乙實(以上『國朝人物志』)等の名もありて前に述べたる

所に同じきものあり。

世宗以後に至つては士人は大抵字を有せざる無く。又其用字も皆高尙なる者となれり。爾後文武兩班の家は勿論中人胥吏より、苟くも多少文事ある者は冠名と共に字を命ずるの風一般に普及し且實名を諱んで呼ばざるの禮俗も普及せしより以來、字は却つて本名よりも重要なものとなり。友人相互間は言ふに及ばず、社交上互に字を呼び名を呼ばず、字は世に知らるゝも、名は知られざるの本末顛倒を來し。京城に於て士人の家を訪ぬるに、字を以てするに非ざれば分明せざる時代もありしと云ふ。但だ本人自から字を稱せざるの慣例なりし。

李太王の末年海外各國との交通行はれ、文明の風潮に浸潤するに及び。本名を用ゆるの機會多く、其社會性に重きを加ふるに至り。之を使用することを忌まざるに至りても猶字が使用せられ、取引、社交等の私事より官邊の公事に至るまで、間々字を用ひし者もありしと云ふ。近來は必ず本名を呼びて字を使用する者無く。唯僅かに舊習に囚はれ禮節に拘泥する家に於て間々冠名と共に字を命ずる者あるに過ぎず。

(附記) 支那に於ては女に字ありしことは劉向の『烈女傳』に漢の班固の妹班昭に惠班の字あり

しこと出づ。極めて稀に如此者ありしなるべし。朝鮮に於ては其例は『溪西野談』に……平壤の妓紫鸞字は玉蕭仙……と出づ。

第二節 別號(雅號)

朝鮮に於ける人の別號も亦其範を支那に取れり。別號一に雅號詩號とも稱し。其賜名に係るものは賜號と稱す。支那に於ける別號の起原は不明なれど。後漢末より點々之を稱したる如く、爾來仙道者流、老莊の思想に活きんとせし晋の竹林七賢の如き清談者流。後には佛教に心酔せし居士等何れも俗世と超脱せんとせし亞流が。通稱名を俗として、別箇の名稱を自稱し或は他稱せしものが抱合して其風を爲せしもの、如し。唐宋に至つては詩文の學鬱然として、盛に爾來文事に之を專用する風翕然として成れり。朝鮮に於ては、新羅の末葉に於て、唐との交通により此風を傳へたるならんも。今日に於て史に見出すは、崔致遠の號孤雲(孤雲一に字)の如きものあるに過ぎず。

高麗に於ては宋風に倣ひて漸く別號を稱する者を生じ末期に於て此類大に増加せり。其中より知名のものを左に列示すべし。

△惶齋	崔冲	△雙明齋	李仁老	△益齋	李齊賢
△舜齋	白願正	△菊軒	權溥	△忠順堂	羅興儒
△稼亭	李穀	△易東	禹倬	△石礪梅霞翁	趙云佐
△雙梅堂	李詹	△牧隱	李穡	△騎牛子	李行
△晦軒	安裕	△夢庵	權胆	△潘南	朴尙哀
△仁思齋	僕遜	△蘿菴山人	金濤	△白雲居士	李奎報
△惕若	金九容	△冶隱	吉再	△三愛居士	文益漸

李朝に至つては文運更に隆昌に赴き。文臣儒林、書畫家及武臣の中にも文藻ある者大抵皆別號を有す。醫風水觀相等の技術家並女子、妓生に至つても文事、講事ある者稀に之を有せり。今左に例示として有名なる者の中より數例を掲ぐ。

△陽村	權近	△松堂	趙浚	△浩亭	河崙
△敬齋	許稠	△匪懈堂	安平大君璿	△學易齋	鄭麟趾
△保閑齋	申叔舟	△厖村	黃喜	△訥齋	梁誠之
△儒夫	黃守身	△靜庵	趙光祖	△二樂亭	申用漑
△花潭	徐敬德	△虛白堂	成倪	△佔畢齋	金宗直

- △曉聰老人 沈逢源
- △西崖 柳成龍
- △西堂 金誠立
- △瓢翁 宋英考
- △拭疣 金守溫
- △無爲翁 朴弼琦
- △檀園 金弘道
- △白沙 李恒福
- △芝峯 李晔光
- △花岩處士 李俶
- △藥泉 南九萬
- △尤庵 宋時烈
- △桂田 申應朝
- △退溪 李況
- △栗谷 李珥
- △思任堂 申栗谷氏母
- △竹堂 申濡
- △菴齋 金安國
- △阮堂 金正喜

歴代の王室亦之を有し、太祖の松軒より前李王殿下の正軒に至るまで、皆別號あり。就中最長きは、正宗王の萬川明月主人翁にして、『三朝實鑑』に其緣由を左の如く記せり。……上直提學李晩秀に謂つて曰く。予は萬川明月主人翁を以て自から號す。其義は自序に詳かなり、序に曰く、月は一也、水之類は萬也。水は世之人也、月者大極なり、大極者吾也、朝臣數十人に命じ書して以て進めしめ、刻して燕寝諸處に掲ぐ。即其點畫揮染之間、其人之規模と意象以て彷彿すべし。此れ眞に所謂萬川明月也。……云々。太祖の號松軒は、成桂の桂字に對し共に節義を現はしたるものなりともまた咸興の潜邸に松を手植して之を賞玩せしに緣るとも稱せらる。

別號は大抵居る處の地名に緣由せるものあり。或は某る故事、事實に採りしものあり。身體の特徴に因るあり。又先賢の名を慕ひて其一字を取りしもの。故典の字句を以てせるもの。或は精神修養に資する字句を用ゆるもの。又或は無意味に美句を擇びし者等あり。其風様は古代より今日迄日支鮮皆同一なり。別號はまた一人にて二つ以上を有する者もありて左の例示の如く他と同號なるもの多し。

- △敬齋 許稠、河演、成近、慶世仁、南秀文、李基園、九韶、洪殷。
- △省庵 李佑、李之蕃、金孝元、宋駿成、浩、趙明國、朴弼傳、柳儼。
- △夢溪 宋世琳、金賁顯、任奎、丘永安、金尙相。
- △陶谷 李宜顯、李必重、李養源。

別號は名及字と共に生前に使用し。死後に於ても其人の文集の題籤の如きには必ず是を冠し、碑文の如きものにも、之を記入するを例とす。

其使用の範圍は、斯道に使用する外、社會的には自稱他稱並に書簡口稱に通用するも。親友間並に下級者に對するときに限られ上長には用ひず。但字は名と異なり下級者が上級者に、年小者が年長者の號を呼ぶも不敬とせらるゝことなかりし。而してまた、尊族親より卑族親の雅號は呼ばざるの習慣なり。

第三節 諡 號 附 徽 號

諡は人の死後に於ける名稱なり。即ち人死して其葬前に際し、死後の名を作り、之を本名に易へ且表彰するを諡と稱す。

諡は支那周代に始まりしものにして、實名を貴ぶの風習より起れり。『禮記』郊特牲に……死而諡、今也、古者生而無爵、死而無諡……同曲禮に……卒哭すれば乃諱む……又已れ孤暴かに貴くして父の爲に諡を作らず……同檀弓に……公叔文子卒す、子の孫名は拔公、其子成諡を君に請ふ。曰く日月時有り將に葬らんとす矣。請ふて其名を易ゆる所以なり……故に貞惠文子と謂ふとあり。『文體明辨』に……天子崩すれば則ち臣下諡を南郊に制す。之を天に受くるを明にする也。諸侯薨すれば則ち太子赴いて天子に告ぐ、之を君に受くるを明にする也。蓋し子は父を議するを得ず、臣は君を議するを得ず。故に之を天に受け、君に受くる。卿大夫の如きは則ち有司議して之に諡す……とあり。春秋戰國に至り諡法漸く紊る。秦の始皇に至り之を廢せしむ。雖も漢に至りて復興し。爾來諡法紊れて其權有司の手に歸せしむ。明に至りて始めて古制に復したり。

朝鮮に於ける諡號の記事は『三國史記』に智證王以降の王諡を記せるを古きものとす。其智證王の諡號は梁の武帝よりの賜諡に非ざること明かなり。是れ後代よりの追上なるや、後世史家の修飾なるやは明かなり。百濟武寧王の諡號亦同じ、而して之を追上とするも、否らすとするも、何れにしても諡法を用ひ初めし時期は不明なれども、今残れる太宗の碑に太宗武烈王の碑と刻せるより見れば、また新羅後期の塔碑等の石文に附の諡名を刻せるより推せば、後代に於て諡を用ひしこと明かなり矣。詳しくは第九章諱名の項に述べたり。

高麗に至つては、太祖二年に三代の曾祖に、追諡を行ひしを始めとし、以來歴代の王に諡號あり。光宗二十六年に太祖以下六代の王に尊諡の加上あり。穆宗五年に先王の尊諡加上あり。忠肅王の代に至り、其薨するや元帝の賜諡あり。忠宣王の代に至り、元帝より神宗以降の王に、追諡賜號あり。辛禔十一年に、明の太祖が使を遣はして先王に賜諡ありしを、辛禔が其受冊を大廟に燒きし珍事ありたり。以上皆『高麗史』に出づ。

李朝に至つては、太祖以來宣祖迄、明帝より各代追諡賜號あり。仁祖以降は明朝に對して行ひしと同様、清朝に王の薨を報して諡を請ひ。各賜諡ありしも、系譜には其

記載を省きたり。日清戦争後、大韓帝國となるや、明の賜諡を悉く璿源系譜より除き去れり。

王より臣下に對する賜諡、追諡に付ては、新羅時代のこと詳かならざれども、藝に述べたる如く、石文に附の賜諡のこと記されあるより見れば、後期には重臣に對しては、行はれたるものなるべし。高麗に至つては、定宗四年に大匡王式廉卒して、文明と賜諡し。景宗三年に政丞金傳卒して、敬順と賜諡せし如き。また追諡に付ては、顯宗の時に新羅の薛聰(弘儒)崔致遠(文昌)に對して、行はれたるを最初のものとし。爾來功臣重臣に賜諡追諡したる例甚多し。

李朝に至つては、國初より其法制も定まり、正二品多少の例外あり以上皆死して賜諡ありたり。

諡號の例左の如し

(高麗朝)

- | | | | | | |
|------|-----|------|-----|------|-----|
| △文 明 | 王式廉 | △敬 順 | 金 傳 | △恭 靖 | 金忠贊 |
| △順 恭 | 崔承老 | △匡 彬 | 崔 亮 | △良 寬 | 金方慶 |
| △文 成 | 安 裕 | △文 肅 | 李齊賢 | △文 忠 | 鄭夢周 |

(李朝)

- | | | | | | |
|------|-----|------|-----|------|-----|
| △文 忠 | 趙 浚 | △文 忠 | 河 崙 | △翼 成 | 黃 喜 |
| △忠 翼 | 金宗瑞 | △文 忠 | 柳成龍 | △忠 武 | 李舜臣 |
| △文 忠 | 南九萬 | △文 簡 | 李宜顯 | △忠 文 | 閔台鎬 |

賜諡は最名譽の表彰として尊ばれ、其諡號の下に公の字を附して呼ばれ、墓碣に記入し、墓誌に刻し。族譜に記入し。死後の戸籍にも、父祖の名として、官爵と共に記入せられたり。

諡を請ふには、其資格ある者死したる時、其行狀を作りて禮曹に呈し。賜諡の主管官廳たる奉常寺に於て之を議定するものにして、甚複雑なる手續を要したり。諡法には、周公諡法、春秋諡法、北魏元修諡議、蔡邕獨斷、帝諡、蘇洵諡法、皇明通用諡法等あり。此等を參酌して定められたり。其諡號の文字、一字一字に各定義あり。各諡法之を異にす。例へば、志を立て衆に及ばず公と曰ふ。敬事供上恭と曰ふ等の如し。諡名の如何は其子孫竝一門の榮譽的價値に影響し。また他との權衡にも亦問題となるを以て、其子孫としては大なる關心あり。故に後に至り改諡を請ふことも亦行はれたり。

私諡。諡は元と私諡に出でたること前に述べたる『周禮』の記事の如し。朝鮮には『高麗史』には私諡の例一あり。李朝に至りては高徳の儒者等にして官爵無く隨つて賜諡無き場合友人又は門下相議して私諡したる例あり。『大東韻玉』に鄭之敬に廉義。金克一に節孝先生、金翼虎に篤誠と、友人門下より私諡せしこと出づ。但此例は甚だ鮮かりしと云ふ。

廟號、徽號(は勳號又は尊號)

王及王妃には、諡の外に薨後に上る廟號(太祖太宗等の如き)あり。生前竝に薨後に上る徽號あり。後代屢加上せし者は頗長し、皆支那に範を取れるものなり。左に一例を擧ぐべし。

李朝英宗の例(英宗は明治二十三年英祖と追改す)

英宗(諡廟) 至行純清、英謨毅烈、章義弘倫、光仁敦禱、體天建極、聖功神化、大成禮運、開泰基永、寬明衆哲、乾健坤寧(以上)、翼文宣武、照敬顯孝(以上)、大王。

(附記)

高麗の廟號は、元宗を以て終りとしたり。其故は忠烈王以後は元朝より其使用を禁せられたるに因る。

第八章 職業的名稱

第一節 僧名

凡そ人一たび佛門に入つて僧となれば、爾後は其の本來の姓名は俗名とし捨てて之を用ひず。新に得たる僧名(法名)を用ゆる慣例なること。日本、支那、朝鮮共に古來より今日迄皆同一の風なり。而して其名の用字も亦大抵同一の風を襲倒し來れり。『日本書紀』、『日本諸寺の緣起』、『三國史記』、『三國遺事』、『東師列傳』、『朝鮮金石總覽』、『大東禪教考』等に出でたる朝鮮の僧名を検索するに、兢讓、慶甫、彦機、基弘、奉圭、壯弘、信淳、惟政等の俗人と同様の者もあり。遼、潭、白、波、羊、岳、海、峯等の雅號に似たるものもあれど、大體左に列記の如く、一種の法味を帯べる名を撰むを普通とせり。

(百は百濟。新は新羅。高は王氏高麗。李は李朝)

△曇 曇慧(百) 曇育(新) 曇諳(曇眞) 曇高

△惠 惠仁(百) 惠亮(惠通) 惠珍(新) 惠永(惠居) 惠高 惠義(李)

△法 法義(百) 法空(法雲) 法海(新) 法鏡(高) 法宗(李)

- △圓 圓勢百 圓光圓安圓暗新 圓明圓真高 圓輝季
- △義 義覺百 義湘義安新 義天高 義講義洽季
- △智 智明智鏡智洗新 智宗高 智泉季
- △一 一然高 一禪一玉季
- △普 普雨普愚高 普雨季
- △道 道傾道義百 道洗新
- △慧 慧河慧照慧資新 慧講慧勤高 慧彦季

右法諱の外に尊號を有する者あり。智證國師朗空大師無學王師芙蓉祖師道遙宗師懶庵講師瑞展禪師妙嚴尊者何大士何禪伯何講伯等の生前及寂後の尊稱及封號諡號を有せし者あり。また新羅の昔に於ては般若跋摩の如き梵名を有する者もありたり。

現在の僧名も其用字千有餘年前の昔と異ならず。また僧の法姓とも曰ふべき者に釋あり。此僧姓は晉の道安以來定め用ひられ來りしものと傳へらる。朝鮮に於ても亦用ひられたり。

女僧に付ては『英宗實錄』に假僧の名あり。文献の記載甚だ鮮し。最近に及び僧

尼は社會的には俗名即本名を用ゆる者多し。尤現行法規の上に於ては佛道に入りたる者は本山の證明により僧名に改名し得るの規程あり。萬曆以來の古き戸籍には僧尼は俗名と法名との双方を登録せり。

(參考) 現在京城附近寺院所屬僧尼名

- △僧 雲松 性海 永相 鏡海 聖道
- 普潤 巨述 聖觀 永心 日華
- 愚敏 法心 慈訓 慧雲 圓明
- 性腕
- △尼 妙蓮 松月 妙信 妙相 瓊浩
- 月河 壽松

第二節 妓名

新羅時代の娼名は傳はらず。『三國史記』に……真興王の時源花なる者あり。初め君臣以て人を知る無きを疾む。類聚群遊せしめ以て其行義を見然る後舉て之を

用みんと欲し。遂に美人二人を簡ふ、一を南毛と曰ひ、一を俊貞と云ふ云々……とあり。此記事後世史家の粉修にして、媚に類せし者なるべし。

高麗に至つては『高麗史』に成宗十三年に、契丹に妓を進めし記事あり。顯宗即位の初め教坊を罷むとあり。又文宗二十七年に教坊奏して女弟子を燃燈會に用ひし記事あれど其妓名無し。崔忠獻の傳に、同人の妾として楊水尺なる種族の中の人紫雲仙なる妓名初めて出づ。爾來娼妓は宴樂の必要物となり李朝に傳へ、地方各官府にも官妓を置くの風は日清戰爭の時迄行はれて、史上に妓名が出る者甚多し。試みに『高麗史』、『李朝歷代實錄』及『于野談』、『禮聞叢話』、『備齋叢話』、『溪陰漫筆』、『崎翁漫筆』、『松溪漫筆』、『海東雜錄』、『遺聞雜錄』、『稗官雜記』、『寄齋雜記』、『松窩雜記』、『蓋葉記』等の正史野乘に出でたる其名稱を點檢せば、約一千年來今日の妓名と其風格に於て大差なし。左に其幾分を列舉例示す。

- △高麗
- | | | | | |
|-----|-----|-----|--------------------------|-----|
| 紫雲仙 | 白蓮 | 七點紅 | 玉盤珠 <small>李仁老改楚</small> | 英 |
| 玉肌香 | 千咄 | 花羞 | 小梅香 | 玉緣々 |
| 眞珠 | 燕雙飛 | 碧玉 | 動人紅 | 月娥 |

雪梅 謫仙來 好々々 萬年歡 鳳池蓮

△李朝

右七點紅、小梅香、燕雙飛の三人は辛禔の幸妓、封じて翁主とせり。

- | | | | | | | | |
|-----|-----|-----------------------|-----|----------------------|-----|-----|-----|
| 紫洞仙 | 京妓 | 蓄薇 | 羅州妓 | 動人紅 | 鐵原妓 | 今介 | 公州妓 |
| 梅花 | 谷山妓 | 桂生 <small>號梅窓</small> | 扶安妓 | 巫雲 | 江界妓 | 瀟湘梅 | 江界妓 |
| 一朶紅 | 錦山妓 | 銀臺仙 | 星州妓 | 千拙 | 洪城妓 | 陽臺雲 | 公州妓 |
| 洞庭春 | 平壤妓 | 金蘭 | 忠州妓 | 得玉 | 成川妓 | 玉樓仙 | 洪州妓 |
| 待重來 | 密陽妓 | 洪娘 | 洪原妓 | 論介 | 晉州妓 | 眞伊 | 松都妓 |
| 曠山紅 | 全州妓 | 鳳姬 | 宣城妓 | 福介 | 扶安妓 | 仙香 | 安岳妓 |
| 武貞介 | 平壤妓 | 斷人腸 | 成川妓 | 莫從 | 全州妓 | 石介 | 京城妓 |
| 勝楊妃 | 光州妓 | 無定價 | 平壤妓 | 玉鸞 <small>鸞字</small> | 平壤妓 | | |

以上兩朝の妓、何れも妓中の錚々たる者にして、正史野史に艶名、俠名を飾れり。就中論介の如きは、壬辰の變に於ける烈女として旌表せられ、其名を碑文に傳へらる。以上大抵其名唐宋教坊の妓名と同一にして、現在の妓名亦同じく、其間毫些の變更を見ず。唯例外として論介、今介、千拙、眞伊等は、女の本名を其儘妓名としたる者にて、

今日にも亦此類あり。

妓生は社会的には皆妓名を以て稱呼せられ。戸籍にも妓名を以て記されしこと下に出たる如く。引退の後も猶退妓として、戸籍に妓名を登録せられたり。

嘉慶十五年大邱府戸籍中より、妓生の戸の記載二三を例示として抜萃す。

第二新戸 府妓桂蕙年貳拾貳甲午、本慶州、父學生遇好祖學生慶念、曾祖學生已連外祖李有根本全州、母李姓年六拾九丁未、女年貳甲寅等戸口相準印。

第三戸 營妓玉蘭年貳拾四、四祖不知、婢九月年貳拾貳等丁卯戸口相準印。

第五戸 巡妓生仙喜年貳拾八庚子、父業武崔天根、本月城祖業武洪得、曾祖業武允桂、外祖業武高益和本濟州、婢根烈年四拾七等戸口相準印。

(注) 府妓は都護府の妓。營妓は兵營の妓、巡妓は巡營の妓、各其所屬を指す。印は捺印の印に非ず、單りの意味にして日本の文書に以上と記せる如き意味のもの也。學生幼學業武等の解は第二篇第二章に出づ。

(参考) 現在の妓名

- △京城
 - 梅紅 一徳 珊瑚珠 彩玉 玉仙

- 一枝紅 瓊蘭 雲仙 映山香 綠珠
- 銀玉 蘭紅 蟾紅 桂香 又春
- 山紅 翠香 蓮花 松子 蓮香
- 海中月

右の中又春は兒名を其儘妓名としたるもの。松子は松の實の意味に非ず。近代内地婦女の例に倣ひ、子字を用ひしものなり。

△平壤

- 花中仙 一枝花 銀紅 眞實 一扇
- 花扇 牡丹 山月

妓生の外に昔無くして近代に現はれし、朝鮮娼妓なるものあり。大抵内地人經營の遊廓に所屬す。此等も亦妓生と全く同一風の名を使用せり。

(附記) 妓名と婢名と同一の者あること

『星湖僊説』に……高麗の時楊水尺を邑語に隸し、男を奴と爲し、女を婢と爲す。婢多く守宰の寵昵と爲る。故に飾容歌舞を習ふ、乏を目するに妓を以てす。……余謂へらく、列邑の妓は即官婢……とあり。『輻鼎錄』にも古は妓を稱して官婢と爲し、又官妓と云ふとあり、星湖の説承認し難きも、官婢の中には官妓に紛はしき脂粉の輩存在せしは事實なるべく、斯る沿革ある故にや。

萬曆以來の播磨野史文記の諱名には間々姓名と同一なる。月下仙花仙雪梅卓文兒秀蘭等の如きものあるを見る。

第九章 名の忌避

姓は一族に共通のものなれば之を忌避して言はざるが如き事無かりしは、『孟子』盡心章に

名を諱むも姓を諱まず、姓は同じき所也、名は獨する所也……

とある如く、古來より今日迄不變の風なり。而して其名を諱むの風は周代に起り、後世禮法の繁褥に赴くと共に、其範圍も擴張せられ法制の上より、社會の習慣より、命名稱呼並に記録上種々の拘束を加へられ、其忌避の方法も亦甚だ複雑なるものとなれり。

右の外に禮儀上より、或は單に便宜の上より、また諸種の理由に因り、實際の名を呼ばず。文字に書かずして、之に代るべき名稱を以てするの風は、何れの世に於ても行はれたり。

本章に於てはその中の諱名に關するものを略説せり。

第一節 支那に於ける諱名の歴史

朝鮮の諱名は支那に其起源を徵へり。故に此を説明せんとするには、先づ支那に於ける諱名の歴史を略叙するの要あり。支那に於ける實名忌避の風は君親の名を言はざるに起りしものにして、『禮記』曲禮に……男子二十なれば冠して字あり。父の前には子は名いひ君の前には臣は名いふ……同郊特牲に……冠して之に字す、其名を敬する也……とあり。周代に於ては自から稱するに名を以てし、人を呼ぶには字を以てし、名を呼ぶを非禮とし。唯臣子及び幼者賤者に對してのみ名を呼ぶを禮法とせり。また生前のみならず、死後に於ても本名を稱するを忌むるの風起れり。『同郊特牲』に死して諡す今也、古は生きて爵無く、死して諡無かりき……とあり。『左傳』桓公六年に……周人諱を以て神に事ふ。名終り將に之を諱む……とあり。其の生前並死後の諱名の範圍は、『禮記』曲禮に……卒哭すれば乃ち諱む。禮、嫌名(同字)を諱まず。二名偏諱せず(三字名は)とあり。又同じく……君所私諱無し、大夫の所公諱無し。詩書には諱まず、文に臨んでは諱まず、廟中諱まず……とあり。同禮弓に……二名偏諱せず、夫子の母の名徵在。在を言ふも徵を稱せず。徵を言ふも在を稱

せず……とあり。其の諱名の範圍も極めて狭かりしを見るべし。後代に至りては、漸く虚禮化して甚しく煩雜となれり。秦の始皇の名政の字を避け正の字は悉く之を改めて、正月を端月としたる如きは嫌名の始とすべし。前漢に至つては、皇后呂氏の名雉を諱みて、雉を野雞と改名せし如き。元帝の皇后王氏の父の名を忌みし如き。又宣帝即位の後、其父の諱進を避けて、前の字を以て代へし如きは、外戚避諱、廟諱忌避の始を爲し。吳に至つては、儲嗣の名を避け、唐に至つては、朝廷大臣の家諱を避くるの風を生じ。猶國諱、公諱に對して私諱則ち父祖の名を避くるの風起れり。其禮弊に中毒すること、唐宋の時代を最も甚しとす。李賀の父は晋、肅なるにより李賀が進士の擧に應じたるは、不敬不謹慎なりとして、世の批難攻撃を受け、爲めに轉愈が諱辯一篇を作つて世を啓蒙したる如きは有名的事實なり。蘇軾が祖の名序なるにより、文集の序字を叙字に代へし如きは未だ言ふに足らざれども。宋の劉溫叟が父の名嶽なるにより、終身樂を聞かず。岳に登らず。徐積が父の名石なるを以て石橋を踐まずと云ふ如き、常識を逸したる極端の事例少なからず。元明清に至ては、其弊稍薄らけりと雖も。君父の名を諱むの風は、依然として行はれたり。

秦以降其の忌諱の方法としては、地名物名人名を變更改正し。字劃を缺き、新字を造り、傍扁を加へ、代用字を作る等種々の方法行はれたり。朝鮮に於ても此等の方法を皆採用せるものあり。後世東洋の史を閲する者をして惑はしむること甚し矣。

第二節 朝鮮の諱名

朝鮮に於ける諱名思想は、始め新羅に於て帝王の諱名に付て、唐との交通に依つて之を傳へられたり。其最初の記事は『三國史記』百濟本紀に、麟德二年(西紀六五六年)唐將が新羅王(文武)と熊津に會し、白馬を刑して以て盟ひ。唐の社稷を立て、正朔及廟諱を頒つとあり。同孝昭王即位の年(西紀九六六年)に、左右理。方府の理字、王の諱理。洪に觸るゝとして、左右議方府と改めしこと出づ。是れ國諱實行の最初の記事なり。是れより前、眞興王の時代に之を忌まざりし事、金正喜の『金石遺眼録』に考説あり。按ずるに孝昭王の年代、若くは其少しく前に此支那思想を取入れしものなるべし。また憲康王二年(西紀七六八年)に建立し其碑文崔致遠の筆に成りし、河東雙谿寺眞監大師塔碑文中に：愍哀大王、號を慧照と賜ふ。昭字聖祖の諱を避くる也……とあり。此文は初め眞監大師が慧昭と稱せしを、其昭字聖王の昭を冒すにより、照と改めしことを指すも

のにして。孝昭王以後國諱を實行し、臣子の之を忌諱せしを知る。

新羅の後を承けたる高麗に於ては、其初期より國諱を實行したる筈なるに、是を否定すべき資料あり。蓋し革命の際新羅の因襲の破られし者の一なるべし。鮎貝房之進氏『雜攷』六輯によれば、廣島縣加茂郡竹原町照蓮寺藏靈巖西院鐘の鐘記に、伐昭大王當縣聰規沙干峻豐四年……云々の文あり。年時は高麗光宗十四年に當る。其伐昭大王とあるは無論光宗の諱を稱したるものにして、此伐昭の昭は諱の昭とは自から別にして、光宗未だ在世中にして方言を以て諱を稱したるものなり。云々と詳細なる興味ある考證あり。縱令方言とするも、昭字は明かに王諱の字也。之を鐘銘に記せるは、確かに國諱を云爲せざりし一證とすべし。

高麗國諱の最初の記事は『東國文獻備考』に、顯宗の諱、詢を避け、安東の荀氏が孫と改姓せしこと出づ。次に『高麗史』に、宣宗即位の初、翰林院の奏により、凡そ内外の州府郡縣寺院公私門館及臣僚以下の名、御諱を犯す者、及同音の者之を改む……とあり。爾來同書に以下の如き記載あり。

- 一、肅宗即位の初め、有司の奏により、王諱と同韻の嘘、麤、個、嬰、啞、鳴等の字を避けしむ。
- 二、同五年翰林院の奏により、王諱と同音の字、秘書省をして板に彫し、頒示し、人を

して諱を避くる所を知らしむ。且雍和殿を祥和殿と改む。

- 三、神宗元年、明宗の諱、昕を避け、醴泉の昕氏に權と賜姓す。

四、同即位の初め、王の名を諱に改む。元年、有司奏して、王の嫌名を避けんことを請ひ、諸姓卓なる者に命じて、外家の姓に従はしめ。若し内外姓同じければ、外祖母の姓に従はしむ。

五、忠宣王即位の初、僉議司は請ふて、王の嫌名、元原、源、顯、顯、顯、顯、顯、顯、顯等の字を避けしめ。命じて併せて、遠字を諱ましむ。

六、忠穆王即位の初め、王の嫌名を禁じ、姓氏外家に従はしむ。

右の外、顯宗十二年に建立せし、玄化寺の碑中の文字、堯字を孛として、缺畫したるは、定宗の諱を避けしに出づ。

『叢葉記』には……高麗惠宗の諱は武、益、齋、李、賢、元、に仕へ、漢の武帝の茂陵を過ぐ。蝶戀花の詞を作る、題して曰く、漢虎帝茂陵と。『東文選』仁宗の遣教に曰く、文虎百僚同心協徳と。牧隱、李、鄭母の詩を作つて曰く、西原允虎、允文皆惠宗の諱を回避する也……とあり。

忠烈王時代の著述たる『三國遺事』にも……光虎帝使を遣はして、樂浪を伐つ……

とあり。光宗十年建立鳳巖寺の靜眞大師の塔碑文は、文虎兩班……とあり。文武兩班の稱を龍班虎班と改めしことも、茲に基くものなるべし。

以上の記事により國諱は顯宗の時代より行はれ、爾來其の思想の強調により、漸く支那諱禮の中毒に罹りしを観るべし。されど一方に於ては、

恭愍王が元に表請し、其名祺を顯と改めんとせし表文に……大にしては官師案牘、微にしては里巷の書詞、凡そ字を作る示に従ひ其に従ふ。而して其音相同じく、相近き悉く皆諱避す……自から更むるを便とす……云々。とあるによれば、其不便より臣民を免がれしめんとする考慮ありしを知る。

家諱に至つては其資料とすべき記事無く不明なれど、稀薄ながら多少は一部分には行はれしものなるべし。

李朝に至りても此思想を高麗より承け継ぎし事は、國初の法典たる『經濟六典』に王諱の規定ありしこと出づ、即ち『世宗實錄』に……禮曹啓す、二名偏諱せざる禮律に著く。又經濟六典に載す。近年以來凡そ文書に於て、避字を以て遠字に代ゆ。(註 遠の諱也)遂に格例を成す。唯に古典に合せざるのみならず、實に聖祖の成憲に乖く。乞ふ自今一に法に依り以て臣子諂諛の端を杜かん。之に従ふ……とあるによ

り、窺知し得べく。また『太宗實錄』に上黨君李薏が初の名伯卿、其卿字定宗の諱と聲相近きより、字と改め、又字世子の稱と聲近きより薏と改めしこと出づ。以上により、法令の規定竝、臣子の禮として王諱を避くるの風行はれしを知る。

宣祖の朝に至り、列祖諱の代用字を定めたること、『稗官雜記』に……本國列聖の御諱皆代用の字あり、今人罕に之を知る。度祖の椿を沖に、太祖の且を朝に、太宗の諱二名偏諱せず、世宗の拘を菀に、文宗の駒を琳に、世祖の珠を理に、德宗の崇を明に、睿宗の晝を光に、成宗の婁を欣に、中宗の樛を豫に代ゆ……とあり。此事正史に見えず。太祖以前のものは疑を挟むべき餘地あり。されど國諱實行の漸盛なると共に、一方其不便を除かんとする王者の意志を看るべし。肅宗十四年に宗親の官階名昭徳が、睿宗の妃、章順王后の徽號を犯し、儀賓の官階光徳が、太宗の徽號を犯すを以て、之を改めし如き。同四十四年に世子嬪の諡を溫懿と議定し、其溫字が嬪の先祖、沈溫の名に觸るゝとして、端懿と更めし如き。英宗三十六年に慶徳宮名が、元宗追尊の諡號の名と同音なるにより、慶熙宮と改名したる如き。稍末節に拘はるの弊を見れど、歴代の王の名、太祖の且を除き、他は暉(暉)、禔(禔)、榘(榘)、禎(禎)、燮(燮)、王(王)、太(太)等々の如き、餘りに恒用せざる字を皆選びしは、臣民に不便迷惑を感せしめざる王者の徳意を見

るべし。

英宗三十六年判府事李宗城が其姓名仁祖の嫌諱を犯すを以て。疏を上つて改名を請ひし時の同王の教に、東晋清談の時父子の名兄弟の名の若きは道ふに足らずと雖も、國初の習俗亦此の如し。云々……末世嫌路甚だ廣く重する所の外嫌名を諱む者多し。

心常に慨然たり、今何ぞ必ずしも過中の路を開かん。開く故判書李聖龍の初名は雲龍、故參議李亮臣の初名は宗臣、兩人の名を更ゆる敢てせざるに由ると雖も。余は曰く過てり矣。昔し唐の韓愈の諱辨、其中李賀の爲めに抑揚の語無からずと雖も、大意は則ち誠に是なり。末世嫌路太だ廣く、既にして更む己故の人初に復し難しと雖も。豈此を以て廣く嫌路を開くべけんや。此の後二字名の上字を擧げ、姓に連ねて之を諱む者、一切之を禁す。其の名を製するを以てす亦此れを以て之を諱む勿れ……とあり。

同王の教に……子の幼諱、四十年に近く下教を爲さず、此頃他事に因り偶々諱す。今郷騎士の啓本承旨は讀まざるに因り、予は則ち曰く、此の若きを必せず。此二字は徒らに常人のみに非ず、士子と雖も必ず曉る者の莫き有らん。科榜に於て其の或は

拔去す、父名に於て其れ或は咎と爲す。此豈に四十年諱さざるの意ならんや。此後の文政院に於て付籤し榜に更書し、其れ咎と爲す勿れとあり。

純祖六年の教にも……近年印本書冊御諱の刪畫所見甚だ駭然たり。勅教に勤むと雖も即古に復せず。甚しきは諱稱字音、中間並び諱むに至る以て矯正の端とすべきに非ざるは無し。自今此の習ひに似たるの法一切嚴禁……とあり。

『盡業記』に……頃年文苑の諸公教を奉じ御定の宋史筌を校閱す。沈直學（註）祖建議し、凡そ本朝諱に當るの字石經缺筆の法を用ゆ。（註）顧炎武の金石文字記に唐の石經の虎字帝の諱をさす。此後公私の書籍往々此式を用ゆ……とあり。

儒教學問の隆興と共に利弊相伴ひ、中世以後諱禮稍々盛となりしを見るべし。家諱に付ては其消長と範圍不明なり。國初に於て名に父子同字を用ひし例あるより見れば、忌諱薄かりしを知る。中世以降禮法の發達と共に、忌諱の程度増長せしことは『林下筆記』に柳觀（朝）の子季開が京畿觀察使を拜せし時、其官啣父の名と同字なりとし、辭して赴任せず。遂に柳觀が觀字を寛と改めしこと出づ。是れ稀例なるべきも、唐宋時代の家諱中毒に感染せる者ありしを知り、其思想が漸く彌蔓せしを観る。

近代迄に行はれ、現今に於ても猶舊套墨守の家に行はれ居るものを摘記せば左の如し。

一、子孫に名を命ずる時、父祖の名は必ず諱避して用ひず。二字名中の一字と雖も之を用ひず。諡號と字の字は避けざるも其二字の同名は用ひず。以上總て同音の字も亦之を諱む。

二、書翰中父祖の二字名は必ず諱避して書かず。之れに音近き字も亦同一なり。其場合に於ては字義近き字を代用す。

三、父祖の名は口外せず。同等の間に於ては他人の父の名を言ひ、又之を問ふを非禮とするも、上長より問はるゝ時等の如く之を言はざるべからざる場合あり。此時に於ては例之ば其名宗植ウツキなれば、ウツキに示の字と、木扁ウツキに直の字と云ふ如く稱し。或は宗の字と植の字と言ふ如く答ふ。若し一字名なれば植物の植の字と言ふ如くに答ふ。

四、祖廟祭祀攝行の時、父病む時は子代行す。其時祭文に父宗植病により子某代つて攝行すと云ふ文無かるべからず。其父の名を讀む時、宗と讀み、中間に噓の歌を作し次で直と讀む。若し一字名なるときは唯噓と言ひて讀まず。是廟中諱

ますの本則に反するものと謂ふべし。

併合により國諱は消滅したり。家諱は近代思想の風潮により大變化を來し。必要の時父祖の名を言ふ如き之を以て非禮とせられざるに至れり。

第三節 外國主權者の諱名に對する忌避

上國皇帝の諱を避けたる最古のものは前に述べたる如く、新羅聖德王の諱隆基が唐の玄宗の諱に觸るゝとし、改名を命せられしを初とす。同神文王の時に建てられし文武王の碑、同眞聖王の崇福寺の碑に、共に丙午の干支を景午とせるは、唐の高祖の名、丙字を避けしに由る。高麗文宗九年、生辰回謝使として契丹に赴きし戸部侍郎崔宗弼が、其名の宗字、帝の諱、宗眞の宗字を犯すものとし、詰責せられ、表狀の中の名を崔弼と改め、門下省は斯る場合、點畫を減すべく、諱まゝに表文を代ふるは使命を辱めし罪ありとして、彈劾せし事件あり。また肅宗が遼帝の嫌名を避け、名を顯と改め、神宗が金帝の諱を避けて、名を暉と改めし如き、恭讓王三年に元帝の諱を避けて、元の用字を禁し、源に代へし如き以上皆『高麗史』に出たるより推せば、新羅の中期より高麗朝以後に於て、大に此點に付ては意を注ぎたるものあり。李朝に至つて國

初奏文の用字に不敬ありとして、明朝より嚴責を受け其起草者の引渡を要求され、之を雲南に流されたる大事件を惹起せり。事は諱に關係無かりしも、之に由て奏文の用字に付ては甚大の注意を拂ひしにより、忌諱の事に關しては十二分の關心を持ち、奏文は無論臣僚の名に於ても、明の皇帝の嫌名を避けたること察するに難からず。況んや李朝の律令として、李太王光武九年刑法大全の發布せらるゝ迄、五百有餘年遵用し來れる。大明律の吏律誤犯御名上書奏事犯諱の項に。

「凡そ上書若くは奏事、誤つて御名及廟諱を犯す者杖八十、餘の文書誤つて犯す者笞四十、若し名字觸犯を爲す者杖一百、其犯す所の御名及廟諱の聲音相似て字様の各別及二字有りて止だ一字を犯す者其罪に坐せず」

と法文の儼然たるあるをや。されど國內的には餘りに拘泥せざりし如し。

日本との國交關係に於ては、『肅宗實錄』三十七年に徳川家宣の將軍襲職を賀すべく、正使趙泰億以下を遣はしたる時、日本の答書文中に「書辭且縵其於憾懼、罔馨敷陳」ある其懼の字が、中宗の諱を犯せるとして使臣より云爲し。日本側に於ても朝鮮の國書文中に「竊承殿下光、紹基圖」の光の字が三代將軍家光の諱を犯す者としての反駁あり。遂に双方に於て字を改むることゝして落着したる事件ありたり。

支那の國書が朝鮮の王諱を犯したる例は、肅宗三十八年冬至使として金昌業が北京に赴きし際、禮部の回咨文中、肅宗の諱名を犯せる文字ありしこと。同行金昌業の『老稼齋燕行錄』に出づ、同書には、禮部咨中有御諱字見之罔極……とあれば如何ともする事を得ざりし如し。

(附記)

一、親賢の名を諱みしこと。

△親賢の名を忌避することも亦、支那思想を承けて行はれたり。其特殊なる史料として『林下筆記』に下の如き記事あり。……宣祖壬辰前代の忠賢致祭の文を議定す。鄭夢周に於て、高麗侍中鄭公之墓と稱して名いはざらんと欲す。禮判李廷龜啓して曰く、上を用ひて下を敬ふ、之を尊賢と謂ふ。賢者の爲めに屈するは聖帝明王の盛事なり。鄭某は斯文に功あり、且本朝に不臣之意あり。豈に名を墓前に唱ふるに當るべし。之に従ふ……とあり。

二、俚間庶人等の大臣の名を諱みし資料。

△正宗丙午大司諫沈豐之の語に……近來編紀素亂、解馳街上の兒童宰相の姓名を斥呼す……云々と『正宗實錄』に出づ。

△吏曹より朝報を大官の邸に配達するに當り、其封皮に金○○、李○○、趙○○と云ふ如く名に當る部分に○を付し。之により大抵使喚は見當を付て配達したりと云ふ。

△各人の門標に姓名を表示するは近代の事にして、昔は門標無く大臣等の名は、俚間に於ては知る者稀なり。今より四十餘年前に、讓政李宅と門札を出せしことあり。之

を見る人奇異の思を爲し、怪訝の口を以て之を目撃し中には嘲笑せし者もありしと傳ふ。

第十章 姓名に關する神話傳説

附 諺傳、世傳、譜傳

本項に該當するもの甚多し。其中參考となるべき者を抜記せり。

(1) 新羅朴氏始祖傳説

『三國史記』新羅本記に新羅朴氏起源に付左の如く記せり。
始祖姓は朴氏、赫居世、前漢孝宣帝の五鳳元年甲子四月丙辰月一に曰ふ正位に即く居西干と號す。時に年十三、國號徐那伐。是より先き朝鮮の遺民山谷の間に分居す、六村を爲す。一を關川楊山村と曰ふ、二を突山高墟村と曰ふ、三を背山珍支村と曰ふ、と云ふ村四を茂山大樹村と曰ふ、五を金山加利村と曰ふ、六を明活山高耶村と曰ふ、是を辰韓の六部と爲す。高墟村長蘇伐公、楊山の麓を望む、羅井の傍ら林間に馬あり、跪ひて嘶く。則ち往て之を觀れば、忽ち馬を見ず、只だ大卵あり、之を割く、嬰兒ありて出づ焉。收めて之を養ふ、年十餘歳に及び、岐嶷然として夙成す。六部の人其の生、神異なるを以て之を推尊す、是に至つて立て君と爲す焉。辰人、瓠を謂つて朴と爲す、初め大

卵瓠の如きを以て、朴を以て姓と爲す。居西干、辰王を言ふ或は云ふ、辰人

(2) 新羅金氏始祖傳説

『三國史記』新羅本記、脫解尼師今九年に、新羅金氏の起源を左の如く記せり。
春三月王、夜金城の西始林の樹間に、鶴鳴あるを聞き、遲明瓠公を遣はし、之を見るに、金色の小櫃あり。樹枝に掛く、瓠其の下に鳴く、瓠公還つて王に告ぐ。人を使はして櫃を取る、之を開けば、小兒其中に有り、姿容奇偉なり。上喜んで左右に謂つて曰く、此豈に天に遺るに令胤を以せしに非ざらんや。乃ち收めて之を養ふ、長するに及び、智略多し、乃ち閔智と名く。其金櫃に出るを以て、姓金氏、始林を改めて、鷄林と名く、因つて以て國號と爲す。

(3) 新羅昔氏始祖傳説

『三國史記』新羅本記に昔氏の起源を左の如く記せり。
脫解尼師今立つと云ふ吐解時に年六十二、姓は昔妃阿孝夫人、脫解は本と多婆那國の所生也。其國倭國東北一千里に在り。初め其國王女國の王女を娶つて妻と爲す、娠めるあり、七年乃ち大卵を生む。王曰く、人にして卵を生む、不祥也、宜しく之を棄つべし。其女忍びず、卵を以て卵竝に寶物を裹み、櫃中に置き、海に浮べて、其の往く所に任

す。初め金官國の海邊に至る、金官の人之を怪んで取らず。又辰韓阿珍浦口に至る、是れ始祖赫居世在位三十九年也。時に海邊の老母細を以て海岸に繋ぎ櫛を開て之を見る、一小兒の在る有り焉。其母取つて之を養ふ、壯なるに及び身長九尺、風神秀朗、智識人に過ぐ。或は曰く此の兒姓氏を知らず、初め櫛の來る時、一鵲あり飛び鳴いて之に隨ふ、宜しく鵲字を省いて昔を以て氏と爲すべし。又韞櫛を解て出づ宜しく脱解と名くべしと云々。

以上の三神話は姓即ち支那様式たる姓を核心とせる點に特質を有す。

(4) 濟州島開闢神話

瀨州初め人物無し、忽ち三神人地より湧出するあり、長を高乙那と曰ふ、次を良乙那と曰ふ、次を夫乙那と曰ふ。忽ち紫泥石函を封するあり、浮いて東海濱に至る。開いて之を視れば中に玉函羅衣の淑女三人あり、容貌窈窕且駒積五穀之種を持し來る、東海碧浪國王の三女也。三人即ち潔性を以て天に告ぐ、歲第を以て之を分娶す、泉甘土肥の處に就く、矢を射て地を下す。高乙那の所居第一都と曰ふ、即ち今の濟州牧。良乙那の居る所第二都と曰ふ、即ち今の大靜縣。夫乙那居る所第三都と曰ふ、即ち今の旌義縣。高を以て君と爲し、良を以て臣と爲し、夫を以て民と爲す。國を毛牟と號す、

其後高乙那十五世の孫、高厚高濤等三人海を渡つて耽津に泊す。時に客星南方に見はる、太史奏して謂ふ、異國來朝之象なりと。俄にして厚等來朝す、新羅王厚を以て星主と爲す、濤を以て令して袴下に出しむ己の子を愛する如し、命じて王子東宮と曰ふ、季を以て都内と爲す。國號を改めて耽羅と爲す、子孫蕃盛す世々其職を授く。

右『瀨州志』に出づ『耽羅誌』には右の三女を日本國王の女とせり。

現に濟州には此三神人の出でしと云ふ土穴あり。三姓祠と稱し子孫之を祀れり、

其子孫と稱する高良(梁と改めし)夫の三姓甚多し。

(5) 靺君賜姓傳説

靺君の時余守己濊國君長と爲る、九子諸郡を分掌して衆民に功あり。故に衆人邊に従ひ姓を徐氏と賜ふ、『東國文獻備考』

(6) 始祖支那の名族東來傳説

此種の傳説甚多し。中には歴史とは相容れざるものあり。されど之れを傳説として相傳へ族譜に記入し、其傳統を尊重する、祖先崇拜の風は人の感情生活の範圍に屬し。之を云爲するには該らざるべし。

△韓氏、△奇氏、△鮮于氏

太祖文聖太王箕子より哀王準に至る四十一姓周武己卯に起り漢高丙午に盡く。又馬韓康王卓に始まり稽王に至る八世漢惠戊申より成帝鴻嘉四年甲辰に盡く。温祚の所と爲る竝に其世代名諡紀年續悉載録す、又曰く馬韓元王子三人あり、友平、友誠、友諒と曰ふ。國亡んで友平高句麗に奔り、琉璃王に仕へ、北原鮮于氏となる。友誠は百濟に降り、温祚王に仕へ、德陽奇氏となる。友諒は新羅に歸し、脱解王に仕へ、上黨韓氏と爲る。『德陽奇氏譜』

我が韓氏は箕子の後也……兄弟三人あり友諒姓を得て韓氏と爲る、後に諱蘭あり、清州に居り力穡し饑を致す、家費累巨萬里名今に至つて稱するに務農亭を以てす。蓋し公の故を以て也。麗の太祖甄萱を征す、路清州を過ぐ、公迎へて軍を犒ふ三日……子孫因て籍す……『南塘集』

△柳 氏

夏の禹氏十三世の孫孔甲之弟祖明、劉累と共に龍を擾すことを學ぶ。劉累逃る、や祖明と共に東海中平壤日出之源に避けて居る焉。祖明之后を王受兢と曰ふ、箕子東來し八條之教を設く、國人受兢を薦めて士師と爲す、胄子を教ゆ民を化し俗を成す、姓を王氏と賜ふ。蓋し居る所日出之士、其傍點を升せ横にし之を長くす、受兢五十七

世の孫廉箕準の時柱國と爲る。廉の十三世の孫車无一に初名蒙、新羅始祖に事へて侍中と爲る。時に日出草家王と爲るの諷あり。禍の已に及ばんことを畏れ第七子琳と共に名籍を收め、地理山に入り修道十餘年、又異人の訓を受く。姓名を變するもの三たび、王字初め東西二畫を加へ田と爲す、再び中畫上下を出し申と爲す、三たび天地兩畫を益して車と爲す。蒙の名を无一に改む琳の名を申乙に改む。蒙の第三子式時之后、王建高麗太祖と爲る、其諷此に應ず、申乙の子夫起十四世の孫濟能新羅味鄒王時の丞相子建甲、丞相の子柳穡、初名承穡、新羅哀莊王の時大相となる、上大等彦昇王を殺して自立す。丞穡子司空恭淑と謀つて讎を復す、事露はる其祖丞相儉夫妻楊氏の姓を冒し遼東左翼衛士となる。又母舅金盤に傳告せられ遁れて儒州富箕の家に備はる、姓名を變し柳穡と曰ふ、恭淑柳淑と爲し因つて儒州に家す、今文化縣なり。『典故大方』

△全 氏

公諱德麟字祥卿、其先は夏の禹より出づ。王蒙なる者あり、孔甲の亂東澶氏朝鮮に奔る會ま童謠草家の入當に王たるべしと。乃ち懼れ匿れ姓を變じて全氏と爲る。『全公行狀』

△吳 氏

太伯吳に封せらる、仍つて國を以て氏と爲す。太伯の弟仲雍曾孫周章、周章二十世の孫夫差、夫差の玄孫起、楚の將と爲る。四十五世孫賈、與販を以て業と爲す。新羅景明王の時賈人に從つて東來す。『増補文獻備考』

△黃 氏

顓頊高陽氏之後。一説に漢の光武建武四年、儒臣黃洛あり、交趾に奉使す、漂ふて新羅東北海上に到る。平海郡の東越松浦の上越松峰南麓に居る、自ら黃將軍と號す。三子あり、長を甲古と曰ふ、平海之祖と爲る、次を乙古と曰ふ、長水之祖と爲る、季を丙古と曰ふ、昌原之祖と爲る。我東之黃多く此に出づと。云ふ懷德黃氏之先、黃洛亦元朝の閻老を以て新羅に流さると云、則ち或は相互訛傳ありて然か之ふ歟。『典故大方』

△李 氏

公の諱希烈字は壽卿、虛堂と號す。姓は李氏、其先中朝の人也、諱繁なる者あり、漢の文帝に仕へて諫議大夫となる。其孫某漢武帝朝鮮を伐つ時都護を以て師を率ひ出來る。仍つて朝鮮に居つて固城を貫とす。本貫を改め母夫人柳氏の貫晉州に從ふ。『李公行狀』

△孔 氏

先聖五十二世の孫孔紹始めて東來す。李穡の牧隱集を按ずるに、孔伯恭有り、字説に云ふ、孔氏東來、陝川の咸陰縣に居る。先世上將軍伯恭あり、即ち紹の孫、俯の子、此れ孔紹初來の説と異なるあり。『増補文獻備考』

△嚴 氏

嚴泓の族譜に云、唐天寶年間嚴氏上价と爲り、命を奉じ東來す。仍つて寧越に居り返らず。『典故大方』

△林 氏

本譜に云ふ、中朝翰林學士林八、讒せらるゝに及び、竄逐し來つて本國平澤龍浦里に泊す。新羅敬順王の時吏部尙書となる。忠節公の子孫仍つて居る。我東の林は此れより分派す。『増補文獻備考』

△姜 氏

始祖以式、兵馬元帥、隋の煬帝高句麗の時元帥を以て隋を禦ぐ。或は云ふ、隋の元帥を以て隋の將に亂んとするを知り。仍つて留まつて返らずと。孰れが是なるを知らず。『同上』

△南 氏

始祖南倭本の姓名は金忠、中朝鳳陽府の人。唐の玄宗天寶十四年乙未、按廉使を以て日本に奉使す。海中颶風に遇ひ本國寧海府丑山島に漂泊す。新羅王其事を以て天子に馳啓す。詔に曰く、十生九死之臣は以て臣とすべからず。之を招く依つて倭居之願に従ふ。忠曰く、普天之下王土に非ざるは莫し、願くは之に居らん、王之を許す。其の南より來るを以て南氏と賜ふ名を故と改む。英毅公に封す、其の天姿英俊なるを以て也。始物居を安東英陽縣にトし食邑と爲す。倭の後孫大將軍鎮勇三子を生む。第一子は世傳、英陽の始祖と爲す、第二子は君市宜寧の始祖と爲す、第三子は匡市固城の始祖と爲す。『増補文獻備考』大抵同一の記事『藥泉集』に出づ。

△ト 氏

新羅の末ト學士あり。五季の亂を避けて海に浮んで東來し、沔川唐村に泊す。海賊を剿殺し居民を保聚す、因て家す。智謙は即ち其後孫なり。『増補文獻備考』

△劉 氏

唐朝翰林學士を以て謫せられ東土居昌縣に來る。中世江陵に移る。『増補文獻備考』

△安 氏

本姓は李氏、始祖安瑗は中國の人、唐憲宗元和二年丁亥東して本國松岳山下に入る。三子あり、長を枝春、次を榮春、次を花春。新羅景文王四年甲申の倭亂に三兄弟亂を平ぐ、故に姓安氏を賜ふ。枝春改名邦俊、竹山君に封す、榮春改名邦傑、廣州君に封す、花春改名邦俠、廣州君に封す。海東安氏之姓此に始まる。『増補文獻備考』

△黃 氏

黃氏五代譜安邨府君の行狀、黃氏之望一二ならず、其の最も古きは、箕域に若くは莫し、今の江原道平海郡是也、郡の東七里の濱海越松亭なる亭あり、亦た月松と曰ふ。始祖東漢學士諱は洛建武四年に當る。南國に奉使し、丘將軍大林と新羅に漂到す。實に儒理王五年なり、自から將軍と稱し、因つて亭北嶺山の下に居る。西崖柳文忠公集及郡誌遺墟祭墟碑紀述あり。其後三兄弟あり、或云其子也。仲乙古昌原に移る。季丙古長水に移る、而して伯諱の甲古仍は留つて土姓と爲ると。『頤齋遺稿』

△文 氏

全林幹中朝に入り文章を以て名あり、宋朝姓を文氏と賜ふ、是れを旌善文氏と爲す。金高巖は閔智之後中朝に入り文章を以て名なり、亦文氏を賜ふ、是れを甘泉文氏と爲す。『増補文獻備考』

△張氏

張氏の蔚珍に居る者皆な張翁を以て祖と爲す。諺傳に漢の滄海郡の時張翁槎に乗して九萬村に到る。故に仍つて仙槎を以て縣に名く。今九萬里村あり蔚珍の張は皆な以て祖と爲す。『仙槎志』『見隄録』

△呂氏

咸陽の呂は大將軍林清を以て始祖と爲す。中國萊州の人唐の乾符中黃巢の亂を避けて東に来る。即ち新羅眞聖女主の時也。『呂氏譜』

△朱氏

朱文公曾孫潛宋末東來して錦城に居る。後綾城に移る。遂に綾城朱氏となる。

『増補文獻備考』

(7) 雜

以下に記す如き者甚多し。茲には參考として其中の數例を列示せり。

△強首頭骨異常傳説

強首は中原沙梁の人なり父昔諦黍麻。其母夢に角ある人を見て妊身す生るゝに及び頭後高骨あり。父是を以て當時の所謂賢者に就て問て曰く。此兒の頭骨此の

如きは何ぞや。答て曰く吾れ之を聞く伏義は虎形女禍は蛇身神農は牛頭阜陶は馬口則ち聖賢類を同ふして其相亦凡ならざるあり……王(宗本)驚喜して相見るの晩きを恨む。其姓名を問ふ對て曰く臣は本と任那加良の人牛頭と名く。王曰く卿の頭骨を見る強首と稱すべし……『三國史記』

△金庚信吉夢命名傳説

金庚信は王京の人なり……符玄(金庚信の父)庚辰の夜熒惑鎮の二星巳に降るを夢む。萬明(金庚信の母)亦辛丑の夜を以て夢に金甲を衣るの童子雲に乗じて堂に入るを見る。尋で娠めるあり。二十月にして庚信を生む是れ眞平王建福十二年也名を定めんと欲するに及び。夫人に謂て曰く吾れ庚辰の夜の吉夢に此兒を得る宜しく以て名と爲すべし。而して禮日月を以て名と爲さず。今庚庚字と相似たり辰信と聲相近し。況んや古の賢人庚信の名あり蓋し以て之に命せん。遂に庚信と名く焉。『三國史記』

△神唱空聲命名傳説

佛國寺は吐舍山中に在り新羅人金大城の創むる所なり。初め牟梁里の貧女に子あり大城と曰ふ早く死せり。其死する夜。國宰金文亮の家空に神唱ありて云ふ。牟梁里の大城今汝が家に托すと。文亮の妻果して身めるあり。男を生む因て以て

之に名く、『三國遺事』

△曹氏魯下字文傳説

昌寧曹氏の始祖に繼龍なる者あり、魯下に曹字あり、故に仍つて姓を曹氏と賜ふ。長するに及び、眞平王の女婿となる、昌寧府院君に封す。『典故大方』

昌寧曹氏に關する民間傳説には猶左の如きものあり。

新羅翰林學士李光玉の女禮香は腹痛の爲め苦しみを、ある人の指示により火旺山上の池に祈る中、忽然去る處を知らず。後に池中より湧出して一人の男を生めり、其子の魯下に曹字あり、因て姓とす。

又一説に、富家の女あり、病を得て、昌寧火旺山上の池水に浴せば癒ゆべしとて、日毎轎子に乗じて行ひて浴する中、ある日池中より大貝出で、之と通じ後、娠みて子を生まりと。

△金氏黒痣傳説

南鮮の某金氏の男子には、身體の某る一部分に黒痣ありとの傳説あること、『益業記』に出づ。此事は現今に於ても俚間に傳稱せり。

△魚氏鱗甲傳説

魚贊成有沼の遠祖重翼の本姓は池、生れながら體貌奇異にして腋下に三鱗甲あり。長するに及び麗の太祖に仕ゆ。時の人咸な其三鱗の常人に非ざるを稱す。王太祖之れを見て曰く、汝鱗甲あり反つて是魚也、因つて姓を魚と賜ふ。『東國雜記』『溪西野談』

△魚氏鯉魚祖先傳説

平安南道龍岡郡陽谷面に住する魚姓は、本貫咸從にして、咸從面鳳凰里(舊名魚村)の魚姓は、曠昔にありて、其村落江海に瀕し居たる爲、水族の崇りあり。村内の某る處女に一人の男夜々訪ひ來りしも、娘は其男の何れの者なるかを知らず。之を問ふも答へず。女は遂に娠みたり。其子の出生後の處置の爲め、男の身許を知らんとして、ある夜密かに絹の絲を男の足に繋ぎ置き。翌朝其絲を便りに跡をたどりしに、海岸より海中に入れり。之れを繰りて大魚を見たり。之により其姓を魚とす。其一族今に鯉を食はずとの傳説其附近にあり。

△南平文氏岩穴傳説

南平文氏の祖先は岩穴より出でしとの傳説あり。『益業記』に……南平文氏之先出於巖隙……とあり。其地今の慶尙南道泗川郡南陽面にして、今に其裔係其岩窟に

火を焚きて祭祀を行ふの風を傳ふ。一説に昔し同氏の文泰風なる人某る夜の夢に、白髮の老人出現して、南方に亂起るを告げ、避難の地を啓示す。泰風一族を率ひて其夢告の地たる洞窟に入る。間も無く壬辰の亂起り數里の廣野七千五百の住民跡を絶せしも。此文氏のみ難を逃れて今日子孫綿々として繁榮す……とも傳稱せらる。

△魚氏種傳説

肅宗の朝豆滿江舟中に、魚皮を着たる小兒の遺在せるあり。邊臣以て聞す、命じて取來り京中に長養し軍門に付す。魚皮縫子(黑龍江沿岸に住せし蒙古の一種族の名)の遺種なるを以て仍つて魚氏と賜ふ。『林下筆記』

△書氏自稱傳説

諺傳山中遺棄の小兒あり。姓氏を知らず。自から以爲らく、文字ありて後に姓氏あり。書字を以て姓と爲す。『増補文獻備考』

△天氏自稱傳説

海西の地小兒を遺棄し、人に收養せられ姓氏を知らざる者。自から以爲らく。天は萬物の祖と爲すと、天を以て氏と爲し延安に貫す。『同上』

△襄氏緋衣傳説

慶南の斐姓は太古檀君の時、斐天生なる者あり、緋絳色の袍を着て今の慶尙南海地方に來到す。檀君よつて南海の部長を命ず。爾來緋衣に因みて此姓とす。此民間傳承同地に傳へらる。

△喬氏大鳥傳説

昔しある吏胥戸籍を調査するに際し、己の姓を知らざる者有り。詳問すれば、其母野に出で、某漢に辱しめられ、遂に妊みて吾を産めり故に父を知らず。唯野合の時に大鳥ありクオク、クオクと鳴いて天を翔れりと、母より聞けるのみと。吏胥之に縁て姓を喬とすと。右民間の傳説也。

△畜獸名賜姓傳説

高麗の太祖の時木州の人屢叛す。王之を嫉んで其姓を賜ひ、皆畜獸の名を以てす。後に至り其姓の者牛は子に、象は尙に、豚は頓に、獐は張に、變更したりと云ふ。此説諺傳として『東國輿地勝覽』に出づ、『東國文獻備考』には……參奉牛起聖なる者あり、自から言ふ木とは木州の于姓。高麗太祖の時州人屢叛するを以て之を嫉み、姓を賜ふ。獸畜の名を以てす。于を以て牛となす、尙を以て象と爲す、頓を以て豚と爲す、張を以て獐となす、其後は皆舊姓に復す。而して牛姓中の學儒一派は復して于と爲す。其

餘は尙ほ牛姓に仍る、尙、張諸姓の復せるに依らんことを朝廷に乞ふ。文籍の据るべき無きを以て許さず……とあり。

支那には『南齊書』子嚮傳には……法獄治罪姓趙氏と賜ふ……『梁書』に悻氏、趙氏等、皆懲罰的に賜姓したる例あり、此等の歴史より、ヒントを得て作られし謄傳たるべし。

△鄭夢周夢龍傳説

剛隱の母李氏娠めるあり、夢に蘭盆を抱く驚き墮ち瘡て公を生む。初の名夢蘭生れて秀異肩上に七黒子あり、北斗の形の如し、九歳夢に黒龍園中の梨樹に升る驚き出で、視れば乃ち公也、名を夢龍と改む。又夢周と改む。『高麗史』

△成三間空聲傳説

李朝世宗の時の人、所謂六臣の一たる成三間に付て左の傳説あり。成三間は洪州赤洞の外家に生る。始め生る時空中に問者三たびあり故に名づく。『見睫録』

△麗祖賜名傳説

高麗の太祖南征し馬上に困睡す。一吏あり酒を進む、太祖睡り覺めて乃ち飲む。其吏に名け愁歌と曰ふ。『海東雜錄』

△李氏夢龜命名傳説

縣令李公獐は忠正公朴彭年の婿也。委禽(贅壻のこ)の夕夢に白髮の老翁あり。八子の爲に命を祈る。厨人に詢ふに三大鼈あり、將に以て朝餐に供せずとする也。公獐命じて取來り之を水に放つ。其夜復其翁來つて謝するを夢む。後八男を生む龜鼈、龜、鼈等の風を以て之に名く。皆人に聞するとなる。『林下筆記』

△仁宗幼年傳説

中宗乙亥章敬王后仁宗を誕して三月二日昇退す。薨するに臨み中廟に啓して曰く。上年此兒を娠む時に夢に神人天より一佳兒を授く、語るに明年三月を以て當に人の世に生るべし。須らく億命を以て名とすべし、慎んで忘るゝ母れと。覺めて、之を異む、即ち筆を操つて以て億命の二字を記す、某閣内の第幾窓なり、上之を察す言訖つて天に賓す。中廟親しく往て審す。字畫宛然たり。故に小名此を以てす矣。右『列聖誌狀』『銀溪筆録』に出づ。

第二編 氏 族

第一章 總說、氏と姓との區別

朝鮮の氏に付て説明せんとするには、先づ其稱號の起源たる支那の氏に就て一應説明するの要あり。其大略に付ては第一編第一章に於て説明せりと雖も。更に本章に於て詳説する所あるべし。

支那に於ける氏と姓との區別に付ては學者の説甚多し。されど古代に於ては氏も姓も共に族名の一にして、二者の間に截然たる實質上の區別ありしには非ず。凡そ人類が社會發達の迹より人の稱呼を考ふれば、最古の時代に於ては、各人の名の外に、優族には其族名を表示する名稱ありて、其族名には姓とか氏とか謂ふ如き二様に解釋すべき實質無かりしことは、以下に縷述批判を試みし支那古典の記載、竝に現に近代猶文化未發達の域にありし蠻族の風習に稽へて、其然る所以を立證するを得べし。但だ茲に一言すべきは、其等族名の中には、大別して血族團體を現はす氏族 (clan 或は gens) と。血族には關係無く單に政治的團體たる部族 (tribe) との二

様式ありて。社會形態としてそれが民族進化の道程に發現せし一事は、東洋の姓氏を研究する上に於ても亦考慮の中に加ふべき一要件なりとす矣。

先づ最初に支那の古典に付て、姓と氏の區別明確ならざる事例を擧げんに、『左傳』各篇の中には、支那の古姓姜、嬴、媯等、明かに氏に非ず姓なりとせられし者に、姜氏、嬴氏、媯氏等と記せり。次に『史記』の記載中にも、黄帝姓は公孫名は軒轅とあり、氏を擧げず。夏の禹は本紀には、姓氏を擧げず。贊に詩書に采つて禹を姁姓とし、其後分封國を以て姓と爲す、故に夏后氏……とあり。殷本紀には、契を子姓（殷代の人名、子魚子伐との放証あり）とし、贊には殷契姓を子氏と賜ふとあり。列傳穰侯傳に、姓芋氏、孟嘗君傳に、姓田氏。秦本紀には、始皇姓趙氏とあり。左丘明、史馬遷の筆を以てすら猶斯の如きは。上代に於ても此二者の區別劃然たらざりしを想ふべし。

姓と氏とを最も觀念的に區別し解釋したる——其説は後代支那學者の一部代表説とも見るべき——宋の鄭樵の『通志』の説を擧げて、之を批判せんに、同書に……の三代の前姓氏別れて二となる。①男子は氏を稱し、婦人は姓を稱す。②氏は以て貴賤を分つ所以。貴き者は氏あり、賤しき者は名ありて氏無し……③三代の後姓氏合して一となる……云々とあり。此説の中は支那上古の神話的存在たる、三皇五

帝に關する古典の記載。大皞庖犧氏、風姓。女媯氏、風姓。神農氏、姜姓。黄帝姓、公孫有熊氏。或は軒堯、姓陶、唐氏。舜、姓有虞氏等とあるを歴史事實として承認せるものなれど、文字未だあらざる夏代以前に、豈此姓の字稱あらんや。殷に於ては始めて文字ありと雖も、上流人の名には、子魚、子伐、陽亥等の如き者を除きては、多くは十干の一字の上に某る一字を冠して充てし、盤庚、小辛、小乙、武丁、日丁、日登、妣乙、父乙、祖甲、祖甲等の如きものありしに過ぎざるは、史書の記載と殷墟甲骨文字により瞭然たる事實也。

此等は後代姓氏の解釋の何れにも當らざる也。結局の共に科學的根據無き臆説と稱すべし。④は古代の族名多くは庶民の上に立ちて勢力を揮ひし雄族の專稱たりし事實に適合し。⑤は周以來或は姓と云ひ或は氏と稱するも、實は其實質に差異なかりし事に偶然適合するものと謂ふべし。又同書に……⑥秦六國を滅して子孫皆庶民となる。或は國を以て氏と爲し。或は姓を以て氏と爲し、姓氏の失此に始まる……とあれど、國を以て氏とせし記載は春秋戰國以前にもあり。『史記』殷本紀の贊に……太史公曰く、余頌を以て契の事に次ぐ。成湯より以來書詩に采り契を子姓と爲す。其後分封國を以て姓と爲す。殷氏、來氏、宋氏、空桐氏、稚氏、北段氏、目夷氏あ

り……とあり。此各氏の中幾分は歴史事實として認め得べし。またのほは姓と氏との二者の相關聯したる系統的存在が春秋戰國以前には保持せられ。秦の統一により之が紊亂したりと爲すものなれど。周の時代に於ても、某る族が姓は□、氏は□と双方を併せ稱したるは、僅かの一部分に過ぎず。姓と氏の稱へ方の區々たりしこと、共に前段後段各所に説くが如く。結局此説も亦獨斷的の解釋と謂ふべく總じて『通史』の上の記載は承認し難し。

姓氏の起原に付ては『書經』禹貢に……四海會同、六府孔達、修其庶土、交々正其財賦に慎し、威な三壤を則し、賦を中邦に成す。土姓を錫ふ……とあり。孔安國の注に……天子德を建て生に因て以て姓を賜ふ。有德の人此地に生るれば地を以て之に姓を賜ふ。以て之を顯はすを謂ふ……。蔡沈の注に……土姓を錫ふと言ふは之に土を錫ふて以て國を建て、之に姓を賜ふて以て宗を立つ。左傳の所謂天子德を建て生に因て以て姓を賜ひ之に土地を胙して之に氏を命ずる也……とあり。『左傳』隱公八年に……無駭卒、羽父諱と族を請ふ。公族を衆仲に問へば、衆仲對て曰く。天子は德を建て生に因りて以て姓を賜ひ、之に土を胙して以て之に氏を命ず。諸侯は字を以て諱を爲り因りて以て族となす……『潛夫論』志氏姓にも……昔は聖王象を

乾坤に見、度を神明に考へ、命曆の去就を探り、羣后の德業を省み。而して姓を賜ふて氏を命ず。因つて徳功を彰はす……云々とあれど。以上は皆古典の神話的記述を根據とし。或は凡そ事實の起原を皆三皇に歸するに非ざれば憚らずとする、崇古思想の現はれにして。また或は周代以降に行はれし天子賜姓の一斑の事實を擴げて全豹を推定するものと謂ふべし。元來族を表示する名稱は最古に於ても之を有せし者あるべく。天子の賜號により始めて發生するものに非ざること究めざるの説と謂ふべし。

氏と婚姻との關係に付ては『路史』に……太昊伏羲氏、姓氏を正し、媒妁を通ず……以て其禮を嚴にし、合姓の難きを示し、人情を潰れざらしむ……『史記補』劉恕外記に……上古男女の別無し、太昊始めて嫁娶を制し、儷皮を以て禮と爲す。姓氏を正し、媒妁を通じ、以て人倫の本を重んず。而して民始めて潰れず……とあり。以上の説皆同姓不婚の目的より姓氏を正したりとするものなれど。現在の蠻族中には同姓不婚の俗が嚴格に固守せらるゝあり。最近親の血族婚を敢てして憚らざるあり。文化の發達したる民族中にも古今同姓婚を忌むものと、忌まざるものとの二様ありて。姓氏の族稱と婚姻形態とは何等因果的の關聯あるに非ず。凡そ人類が社會發達の

途上に於ける男女關係の迹を視れば。大略之を四期に分つことを得べく。即第一期は亂婚時代とも謂ふべきもの第二期は女權女系の時代第三期は男權男系の時代第四期は前期の後代に至り一夫一婦制の確立したる時代是なり。

支那の古代に於ても『呂氏春秋』恃君覽に……昔太古には嘗て君長たる者無し其民聚りて生き群りて處り。母を知りて父を知らず。兄弟夫妻男女の別無く上下長幼の序無く進退揖讓の禮無く……云々とある如き第一期の時代もあり。次で女系相續の行はれしことは、『詩經』大雅生民に……厥れ初め民を生ず時れ維れ姜嫄民を生むは如何克く禮し克く祀し以て子無きを弗ふ……とある文字。『書經』『詩經』中に后の字を帝王の意味にも使用せること。家の後繼者の意味にも后の字を使用せること。『易經』中に出でし王母の文字。『穆天子傳』にある女酋長と見るべき西王母の稱。殷商に於ては周代と異なる特に先妣を祭る風習ありしと。等に徴すべく。また男系確立後の周代に於ても同姓婚の行はれしことは、『左傳』襄公二十八年……慶舍の士盧蒲葵に謂つて曰く男子姓を辨つ。子は宗を辟けざるは何ぞや。曰く……余獨り焉んぞ之を辟けん……云々同書昭公元年……僑又た之を聞く内官（内官）同姓に及ばざるにあらざれば其生殖せず。美先づ盡さば疾を相生す。君

子はを以て之を惡む。故に志に曰く妾を買ふ其姓を知らざれば之をトす。此の二者に違ふは古の慎行也。男女姓を辨ずるは禮の大司也。今君内に四姬あり（同姓の）其れ乃是とする無らん乎……同書僖公二十三年にも……叔詹曰く。臣聞く天の啓く所人及ぶ弗き也。晋の公子三あり焉天其或は云ふ將に儲を建てんとす。君其れ焉を禮せよ。男女姓を同くすれば其生蕃せず晋公子は姬の出也（姉妹の子を）……云々とあり。以上の記事より見れば周代に於て必ずしも同姓不婚の原則が確立し一般に行はれ居りしと解するを得ず。唯近親婚の結果其生子が往々健康體ならざるを経験によつて曉り之を忌む風のありし事を知る。『禮記』曲禮に……妻を取るに同姓を取らず故に妾を買ふに其姓を知らざれば之をトす……とある記事。同士昏禮に……昏禮は將に……二姓の好みを合せ上は以て宗廟に事へ下は以て後世に繼がんとする也……とある如きは。上流より實行せる人倫禮則の大木を示し之に準據せしむべく範を垂れ示したりと解すべく。同大傳に……百世にして昏姻を通せざるは周道也然らば則ち周法此の如き耳前代は則ち然らずとあるは。少しく誇張の言なるべし。結局同姓不婚の俗確立してより姓氏の詮索嚴重となりしと解するを正しとすべし。

まだ族制の上より古典の記載を検討せんに、『左傳』定公四年に……昔し武王の商に克つや……魯公に分するにの殷の民六族、條氏、徐氏、蕭氏、索氏、長勺氏、尾勺氏を以てし……康叔に分するにの殷の民七族、陶氏、施氏、繁氏、樊氏、鬻氏、終葵氏を以てし……唐叔に分するにの懷姓の九宗を以てし……云々。とあるは、(1)は部族の氏族とも解せられ、『山海經』大荒海内、海外諸經の中、各地の住民に付て記せる中に(2)姚姓、阿姓、於姓、盼姓、姜姓等とあるは氏族名にして、(3)烏氏、辛氏、雍氏、緱氏、皮氏、苗氏等とあるは、部族名と観るべく、『穆天子傳』に周の穆王が西巡したる地方中の(4)荆、閩氏、黔、韓氏、濁、繇氏、重、雍氏、智氏、闕氏、赤、烏氏、壽、余氏等と擧げある氏稱は、其地名の名と一致したる部族或は氏族の名とも解せらる。

以上のよりの迄の記載の姓とあるは全部氏族名、氏とあるは全部部族名と断定するを得ざるべきも、二者の何れかに當り、其双方を包含せることは、各其當時の支那の社會事情並各書の總體的記載の前後より稽へて是を明言し得べく、また支那後代の學者が觀念的に區別したる、姓と氏との差異説には、少しも當てはまらざるものなる事を曉るべし。

また氏の稱の何々氏と云ふべきを略して單に一種の敬稱の如くに用ひしことも

ありしは『左傳』各篇中ある舅、氏母、氏等の例により知らる。

猶姓氏の用字例に付て他の方面を詮索するに、『書經』立政に……帝欽みて之を罰し、乃ち我をして夏を有ち、商の受命に式つて萬姓を奄く、旬せしむ……同義典に……克く峻德を明かにし、以て九族を親む。九族既に睦し、百姓を平章にし、百姓昭明、萬邦を協和す。黎民あ、變り時雍らぐ……『詩經』小雅鹿鳴、天保に……群黎百姓、徧く爾の德を爲さん……毛傳には、百姓、百官は族姓也……とあり。茲に百姓とある熟字は、後代に庶民一般を指稱せるとは異なり、庶姓を總括的に指したる者にして、姓字に意義を置くべきものとすべく、『左傳』隱公十一年に……藤侯、薛侯來朝す。長を爭ふ。薛侯曰く、我は先封なり。藤侯曰く、我は周の卜正也。薛は庶姓也。我以て之に後るべからず……とある此庶姓を周の姫姓外と解するあれど、貴姓に對する庶姓なること明かなり。

また『周禮』冬官考工記に、工人を氏と人とに別ちて記せり。例へば陶人、染人、筐人等々とあるものと、金を攻むる者に築氏、冶氏、聲(器)を爲る者に烏氏、量を爲る者に栗氏、鍤器を爲る者に段氏、刃を爲る者に桃氏等々とある如し、漢の鄭玄の注に……事官の屬六十、此職、其五材、三十工、略ぼ其事を記す耳。其の某人と曰ふ者は

其事を以て官に名くる也。其の某氏と曰ふ者は官に世功あり、族に世業あり、氏名を以て官とする者也……とあるより觀れば、我國古代の齊部、王造部、馬飼部の如く職を世襲にしたる氏族の名と全く同一揆なること明白にして、是亦後代學者の姓氏區別説には、該當せざるものなり矣。

『史記補』劉恕外記の中に……姓は其祖考の自から出る所氏は其子孫の自から分る、所の者也……とあれど、此説は大族が小族に分岐して本據地以外各地に發展し、別箇の族名を以て稱するに至りし事實を認識せるものなれど、必ずしも歴史上の事實は悉く如此なりしに非ず。所謂姓と稱する者も百世にして變せし者もあり、氏に稱する者も數百世不變の者もあり。此説も觀念的演繹より出發せる誤謬に陥りしものと謂ふべし。

『禮記』喪服小記に……復と書終とは天子より士に達し其辭一也。男子には名を稱し、婦人には姓と伯仲とを書す。如し姓を知らざれば則ち氏を書す……また儀禮士昏禮に……婦の姓を祝告し、某氏來歸と曰ふ……とある如きは、氏と姓とを強ひて區別して取扱へる記事にして、周代の一部に行はれし事例と見做すを適當とすべし。

之を要するに、支那の姓と氏との間には、曩に述べたる如く——氏の中には部族名と、氏族名あることを除き——何等實質上の差異あるに非ず。畢竟するに周代に於て王室の支族に姓を與て分封したること、隣近化外の土族に政略上賜姓したること、上代の神話的帝王に各姓ありとしたる思想あり、其神裔なりとする爲めに其姓を用ひしこと等が、姓と氏を二様に別つ原因となりしと推想すべく、此思想は後代に流傳したること『唐書』宰相世系に……李氏は嬴姓より出づ。劉氏は姬姓より出づ……とある如くに殘存せしと解すべきに似たり。

古典の記載を見るも、ある時は同一對照に對し姓とし、また或は氏と稱し歸一する所無きこと前數項に縷述する如し。後代の學者が強ひて、之を區別せし議論に、一も首肯すべき合理的科學的のもの無きは、蓋し元來本質上に於て區別無きものなればなるべし。

第二章 朝鮮の氏族

朝鮮は比較的社會の進展遅く國新らしく、支那の文化を模倣し、支那の文字を受取り、人の名稱も亦支那様式に表現すべく試みられたるは六朝以來の事にして、

最先に百濟に於て扶餘族固有の氏族名を解氏、沙氏、木氏、昔氏、眞氏、燕氏、木劬氏等と云ふ如く羅案したること。第一編姓の部に於て述べたる如し。此等の氏は族稱と解すべし。忽洛、新羅等朝鮮地方の昔の土着人は扶餘族の如く族制甚だ鞏固ならざりし如し。『三國遺事』忽洛國記に……開闢の後此地末だ邦國の號あらず、亦君臣の稱なし。越えて我刀干、汝刀干、彼刀干、五刀干、留水干、留天干、神天干、五天干、神鬼神干等の九干なる者あり。是會長百姓を總領す、凡そ一百戸七萬五千人……云々とあり。本書は僧侶の著佛敎の功德を稱へ強ひて舞筆したりと思はるゝ點ありと雖も。此九干なる者は或は部族名なりとも考へらるゝも確乎たる考據無し。『三國史記』『三國遺事』に新羅前期に於ける會長の名二三現はるゝも、族名とは認め難し。また右二書に出たる六村六部説の如き——賜姓説を除きても——傳説以上に出でず。此を以て部族又は氏族と認むべき根據無し。唯忽洛の王たる金氏は雄族たりしことを推定すべし。新羅に至りては其貴姓金昔、朴三氏は當時の雄族と認め得るも之に準ずべき後代の所謂兩班に相當する者の家門、其稱へ方及それ等氏族と社會の構成との關係は甚だ明瞭ならず。されど『新唐書』にある如く王姓金貴人の姓朴、民に名あつて氏無しとある如く、其上代は甚簡單なるものなりしならんも、其統一後に至りては

領域も擴大せられ政治組織も膨脹し。社會の文化も進展して。後代の兩班に相當する者も其數を増加し。何れも支那様式の姓名を用ひたり。此等の一族は、素より鞏固なる族制を有せしには非ず。時に逢ひ立顯世代と共に門閥を漸々積成せしと觀るべきが如し。而して其新羅文化の母國たる唐に於ては、姓と氏とに實質上の區別無かりしと言へ、猶李は嬴姓、劉は姬姓と云ふ如き思想存在したりしも。新羅に於ては之を其儘に羅案すべき素材が存在せざりが故に姓の外に氏を有する者も、氏の外に別箇の姓を有する者も有る無く。姓と云ふも氏と云ふも畢竟同一の意味に於ての稱號となれり。

此等特權階級の數、及其抽象的名稱は新羅時代に於ては明かならず。其後期の石文には、金氏、朴氏、願氏、華氏、白氏等と氏を附せるは、士族出身の僧の俗姓並其生母の姓を表示せるものゝみなれば、其末期には、士族のみに氏稱を充てたることを知る。高麗に至つては、之を氏族なる名稱を以て呼びたることは、『高麗史』に……文宗九年、內史門下奏す。氏族付せざる者舉に赴かしむる勿れ……とあり。此文の氏族付せざるとあるは、官の簿冊に登録無き者は科舉に應せしむる勿れの意味にして、當時既に支那の制度に倣ひ氏族の系統を記せる簿冊の官に備付ありしを知る。此の

氏族なる熟字は『高麗史』の中に點々散見せり。新羅時代に比し閩族を貴ぶ思想も濃厚となり、其數を増加し。社會の經濟的發展と共に庶民と氏族との二大階級の對立を見るの形勢漸次濃厚に赴けるが如し。それ等特權階級の中に於ても、家系の古く正しき閩族並に權方に預りたる家門を貴しとせられしこと『宋史』に……柳崔、金李、四姓を貴種となす……『高麗古都徵』に……士人望族を以て相高き柳崔、金李、四種を貴種と爲す……『海東韻玉』に……東韓の名閥一に非ず。高麗の時より奕世絶えざる者李、金、朴、沈、尹、韓、鄭、崔、柳、任、許、申、趙、曹、成、安、盧、南、宋を最とす。『陶谷叢說』には著姓十二として李、金、朴、鄭、尹、崔、柳、洪、申、權、趙、韓、之に次ぐ者を吳、姜、沈、安、許、張、閔、任、南、徐、具、成、宋、兪、元、黃の十六姓として擧げあり。此等の特權階級は氏族とも姓氏とも云ふべき執字を以て表はすべき觀念、一名兩班なる名稱を以て他の庶民とは區別して自から高く居り。社會上に於ても此の階級を一段上位のものとして認識せられたり。たゞ其數が李朝に及び漸次増加したると。政治上より來る其家門の盛衰汚隆に依り其勢力の消長を變へたるのみなりしなり。

此の氏族觀念は、李太王甲午の歲^{明治二}七年^四民平等の令を發してより。既に四十年の歲月を経過したる今日に於ても。猶未だ全く此舊思想より蟬脱し得ず家門を云

爲し族譜を尊ぶの風として殘存せり。支那日本の同じ經過に比し、特異なる社會現象と觀ざるべからず。

茲に分り易く朝鮮の氏族の呼び方と姓と氏の區別を例示せば

一、金、李、柳と云ふときは姓也。貴賤士庶區別無し。但兩班に於ては姓にして又氏也。近代に於ては社會の變動により其階級價値の幾分を失ふ。

二、安東金氏、延安李氏、文化柳氏と云ふときは氏族なり、姓氏なり。但兩班のみの事也。

近代に於ては兩班階級に非ざる者も亦自由に氏を稱するが故に。姓氏の區別混同せりと雖も歴史上の事實は全く異なることを説明すべし。

『東國輿地勝覽』は成宗十七年に成り、爾來正宗の時迄數回に修補せられたるものなるが。其各州郡記載事項の中に姓氏の一項目あり。此の用字は姓と氏との二箇を示したるに非ずして姓氏なる一箇の熟字として表はしたるものなり。其記載振を檢するに。漢城府には僅かに十一姓あり。開城六姓、平壤一姓、穩城、利城、富寧、慶興、慶源、鏡城の如きは一姓の記載も無し。總じて各州郡の姓數鮮なし。知るべし所謂兩班階級と認めたる者のみの姓氏を掲げたることを。またそれを以て姓氏とし、庶

民階級奴婢白丁等の中姓を有せし者の姓は姓氏として認めざりしことを。英祖の時に成りし『東國文獻備考』には帝系考の次に氏族を附し、姓系並に賜姓を記せり。此氏族も亦兩班階級を指せること明かなり。

氏の稱が兩班階級の特有物たりしことは、戸籍の記載振に於ても亦之を認むることを得。現代の戸籍には常民の妻にも安氏、李氏の如く氏を付せる者或は金姓、閔姓、又申權等と記せる者と干蘭召史等實名を記せる者と相混せるも、今残存せる萬曆年代より李太王初年の戸籍には兩班の妻のみ悉く金氏、李氏と云ふ如く登録せられ、庶民以下の妻には閔姓、安姓と云ふ如く記し、或は實名を登録し、何氏とせるもの一も有る無し。兩班と雖も幼學(文科の家系の士にして)の妻は皆氏とし、閑良(武科の士にして未だ科に登らざるもの)の妻は氏とせるあり、妻とせるあり、實名を記せるあり。業僮(庶民に相當する者)、業武(庶民に相當する者)の妻は皆何姓又は實名を記し、一も氏と記せる者無し。又古文記に見るも、兩班に非ざる女を何氏と書かれたる例一も無し。知るべし氏の稱を重んじたることを。

此點に於ける文獻の記載は『寒水齋集』に……氏は以て其姓を別つ所以也。庶孽の氏を稱する乃ほ僭ならざる無からん乎。且つ無官者の妻、孺を稱道す。禮を以て

窮むれば下に從ふの義之を觀るに、庶孽と雖も亦孺人を稱せんか。然らば則ち何を以て嫡庶の分を別たん乎。庶孽の氏を稱する疑を禮問解に見る。孺人の稱は未だ其當るを知らざる也……とあり。『白沙集』三醫司官妻戸籍稱氏名議に……此れ古に於て據どころ無し。例に於て考無し。只召史と稱する有り、寸等に着手の事據どころと爲すべきに似たり。又金國祥の妻あり、明白彼の如きは極めて參定し難し。試みに臆意を以て之を揣れば、君所私諱無し。然して本國の舊俗婦人に優假す。凡そ上言に於て闕書(闕印)を用ゆ、己に古法に非ず。況んや降つて庶女に至る何ぞ敢て氏を稱せん。其召史と稱する金石撓め難し矣。版籍公務に至ては、凡民と異なり婦人は夫の爵に從ひ氏を公簿に稱するを得るもの庶民と差別せざらん歟。嘗て我國先賢の書を見る。本色の文字は則忘れて記えず矣。槩論すれば、氏宗禮法に於て別に特異尊隆の義無し。庶女の喪、某封某氏を以て書名す、何の不可あらんや云々……とあり。(全文)

兩班の庶女にしても猶氏を稱するに議論ありしを見る。而して文獻古文書には、問々妾に何氏と書けるものありと雖も、例外又は濫稱の黙認、或は妾の中には士家

出身の者もあり。或は又士人の妾は第二妻とも見做され優假されたりと觀察解釋すべし。また妾の死したる時葬の銘旌には、金召史之柩と云ふ如く召史名を用ひし風もありしと云ふ。

歴代李朝實錄の記載振を見るも、士人の妻には何れも金氏、崔氏、朴氏等の氏號を以て記されあるも、庶民罪人等の妻を記すには、金姓、鄭姓、孫、或は其實名或は單に妻と記し、(鄭人は兩班の妻)一も氏を付したる例外なし。庶民の男にして名の知れざる者は金姓の人、李姓の人と云ふ如くに記載せり。

兩班の妻の氏稱は神主の記載振にも亦現はれたり、其例は、

顯妣妣淑夫人驪興閔氏神位(和父三品)

顯妣孺人淸風金氏神位(官位無き父即
母の例)

以上本章に於ては氏族の階級的存在と、其特權の中より稱呼に關する部分の歴史と實際を記述せり。猶以下各章の記述と相參照すべし。

第三章 本貫

第一節 總說

本貫はまた本籍、貫籍、鄉貫、氏貫、籍貫、姓貫、族本等とも稱し。亦略して本籍、郷とも稱せらる。大體に於て皆意義同一なれど、而も時代に於て多少の差異あり。

郷は漢代行政區劃の名稱にして『漢書』食貨志に……五黨を州と爲し、五州を郷と爲す、是一萬二千戸也……とあり『周禮』にある周代地官郷大夫の制よりの系統を行けるものなるべし。

貫の用字は錢が緡により數十百を貫けるを一族の關聯せしに喩へたるに出づ。

『漢書』食貨志に……京師の錢累百鉅萬貫朽ちて校すべからず……とあり『說文』に貫、錢貝の貫……とあり。『佩文韻府』に……本貫は郷籍也……とあり。

籍は典籍の意味にして、古代文籍は竹片に書かれしに由來す。『左傳』昭公十五年に……高祖晉の典籍を司どる……『史記』蕭何世家に……高祖關に入る、何獨り先づ丞相府に走つて圖籍を收む。是を以て具さに天下戶口の阨塞を知る……とあり。

戸籍の制度の周に始まりしことは『周官』司民の條に……萬民の數を登すること
を掌る、生齒より以上版に畫す……とあり。『鄭氏正義』に……登は上也、男八月女
七月にして齒を生ず、版は今の戸籍也……とあるより見れば、戸籍の名稱は漢代よ
り生まれりとすべし。後に戸籍を略して籍と云ひ、又轉じて戸籍の所在地を籍と稱
し。之を動詞化して籍す、籍せりなど稱するに至りしものなり。

支那に於ては古代より地方に占據せる大族の在る有り。歴代之れに地位に與へ
て地方行政に參與せしめたり。後代の望族と同じく、其郷貫を稱せしことに社會的
意義ありしこと。恰も日本に於ける王朝時代以降の源平藤橘と相同じかりしなり。
朝鮮に於ては政治經濟社會上諸種の因由により、支那の大族、日本の大氏の如く家
の子郎等、數百人を收容し大邸宅を構へて四方に雄視するが如き者の發生を見ざり
しも。細粒の郷族各地方に團居したり。此等の氏族は支那に倣ひて各其郷貫を稱
せり。

其郷貫を稱するに至りし最初の時代は、新羅の末葉と推定すべし。憲康王二年に
建立し其文崔致遠の策に成りし河東雙谿寺眞鑿禪師塔碑文中に……仍つて大皇龍
寺に貫籍す……とあり。此時代に貫籍思想ありしを看るべし。また眞聖王時代に

建立せし。忠州月光寺圓師塔碑文に……母□氏族、本取城郡の人也……とあ
り。

貫の貫籍を記したる例は高麗顯宗時代の尙州若木郡の淨兜寺石塔造形止記中、僧覺由本貫
壽城郡、貞元、本貫、義全郡、と若木郡外出身の僧の本貫を記しあり。

『護國瑣錄』に……估畢齊云、新羅の宗支苗裔の四方に蔓延散處する者勝て記す
べからず。厥の後競ふて豪武を用ひ州郡を羈す。據つて其の土地人民を保ち以て
貢賦を國に輸す、因つて以て所在の戸長と爲る。其の子孫を育し遂に本貫と爲る。
高麗の太祖統合の初め、戸長の能く郷兵を團結し率先歸服及其軍陣に功ある者朝に
登らしむ。至中大匡に至る者あり、其間或は本貫の俗往々強梗にして法度に違はず
遂に薄弛に至るを思ひ、綏治して之を鎮服せんと欲す。則ち大官の事へを朝に謝し
還つて戸長と爲り、守宰を扶輔して以て民治を聽く。其身若し爲すを欲せざれば、則
ち嫡子若くは支子一人をして之を爲さしむ。是の故に吾が東方郷吏の族凡そ貢舉
應試の諸士族を視る。安東權氏、金氏、星州李氏、茂松尹氏、韓山李氏、廣州李氏は奕世衣
冠海東に甲しと云……とあり。

『高麗史』太祖元年王韓榮に謂つて曰く、卿の貫郷青州の土地沃饒云々。同十六年

後唐の明宗が使を遣はし、薨じたる妃を追封せる文に……高麗國王妻河東柳氏……とあり。『金石總覽』中に出たる大邱申崇謙忠烈碑に……申は谷城に出づ麗祖籍を平山に賜ふ……とあり。『高麗史』列傳に……韓彦恭光宗朝は湍州の人也……王耶を巡省して長湍縣に至る。彦恭に謂つて曰く、此れ卿の本貫也、卿の功勞を念ひ陞して湍州と爲すべし……同書仁宗十三年二月に……京居大小人の子弟徭役を避くるを謀り、各々本貫親戚の戸籍に類付し、以て名實混淆を致す。自今京人の外籍に付すを痛禁……とあり。同書列傳に、林衍文宗朝初の名承柱、其父何許の人たるを知らず。鎮州に僑寓し、州吏の女を娶り、衍を生む。遂に鎮州を以て貫と爲す……同書元宗十四年十月に試に赴く諸生に、卷首に姓名、本貫及四祖を寫し、糊封し、試前數日に試院に呈するの記事あり。

以上の記載によれば、高麗朝に於て既に士族が一般に其の本貫を稱する風ありしことを知るべし。

李朝に至つては國初の『經國大典』中に、戸籍の様式を定め、京城は戶、某部某坊、第幾里、地方は某面、某里、住、某職、姓名、年、甲、本貫、四祖、妻、某氏、年、甲、本貫と四祖以下略等を記載すべく規定せしより、士族は無論庶民も亦本貫を記すこと、なれり。

第二節 本貫の本質と種別

本貫は一名郷貫の名の示す如く、始祖が其居を長期に定めたる土地を稱する者にして、門閥が社會上に有効に役立つに於て之を誇稱するに出でたること、深き關係あり。故に主として士人の間に於てのみ稱呼せられたるものたり。是れ姓氏と不可分にして、何々何氏と稱する何々は其本貫の地名と一致する所以にして、之を本貫の第一義とす。

李朝に於ては徭役忌避を防ぐべく、戸籍整頓の上より、本貫の記載を庶民に迄強ひたるに因り。其意義は擴張せられて、上典の戸籍内に編入せる奴婢を除くの外庶民は無論白丁、海尺の如き賤民に至るまで、兎も角戸籍上には本貫を有すること、なれり(但例外として本不明と戸籍に記されし者もあり)。之を第二義の本貫とす。されど第一義のものが本來の本貫なれば、今日に於ても庶民は士族の如く金海金氏、全州李氏、驪興閔氏等と云ふ如くには自稱他稱せず。——兩班の零落して庶民に伍したる者及兩班を僭稱する者は別として——兩班の派系に非ざる者は、縱令金、李たりとも、金海金姓、全州李姓と云ふ如くにも自稱他稱せず。唯本は金海なり本は全州なり

と稱するに過ぎずして、數代の中屢轉々したる労働者の如き者は、其祖先の住地の何れかを隨意に本とする等何等の意義無き者多し。

總て本貫の稱に付ては、何代前の始祖に遡りて稱するかは、別に定まれる社會上の規範なきが故に。各姓氏區々にして、中には傳説を本として歷史上確乎たる根據無き者もあり。門閥を尊重し祖先を崇拜するは美風とする處なれど、凡そ人の世には盛衰汚隆あり、數十代を重ねるに至つては、杳として祖宗を知り得ざる者多きに至るは、人世の常にして何れの國に於けるも同様の状態なりとす。『高麗史』恭讓王二年の都堂の啓にも、近來戶籍の法廢れて唯に兩班世系の尋ね難きのみならず、良を壓して賤と爲し、賤を以て良に従ふ……云々とある如きを普通とすべく。況んや歲に月に生活を逐ふて轉々する労働者階級に、本を記さしめし如きは、全く意義無き者と謂ふべく。特に本籍を詐る者甚多かりしに於ておや、支那に於ては既に唐の劉知幾が『史通』に於て、歴代の革命戰亂に因つて住居の移動行はれしにより、各人其遠祖の住地を知るを得ずして猶本貫を云爲するは、全然意義無きを説けるは、事理に徹底する卓見なりと謂ふべき也。

第三節 本貫の變例

本貫の本來の性質は、第二節に於て説きたる如く、祖先の居住地又は永く居住したる其出身地を指稱すべきものなれど、其變例とすべきものに、實際住居せざりし地の本貫を稱する者と、茫漠として考據し難き數千年前の祖先なりとせる其の支那の本貫を稱する者とあり。

(1) 賜貫(賜籍)並王命による本貫の變更

本貫の稱號は之を重ねたる時代に於ては、家に必要にして之れ無き時は、物足らぬ感情ありしなるべく。茲に於てか、王より榮譽の典例として郷貫を下賜する賜貫、或は賜籍なる形式、支那の例に倣ひて行はるゝに至れり。賜貫は亦其變更を便宜とせし時に於ても行はれたり。其數例を擧ぐれば、

△申は谷城に出づ、麗祖籍を平山に賜ふ、大邱『申崇謙忠烈碑文』。

△忠肅王、王彬に貫を南陽に賜ふ、『高麗史』。

△濟州の、高に麗季に於て貫を長興に賜ふ、『亂中雜錄』。

△元より亂を避けて東來せし僕逋に、太祖(李朝)命じて慶州に本貫を賜ふ、『東國輿地

勝覽『世宗實錄』地理志。

△正宗壬子孔氏に貫曲阜を賜ふ『孔氏家譜』。本件『正宗實錄』には同十八年……諸孔氏に命じ。本貫書するに曲阜を以てせしむ……とあり。曲阜は山東孔子の郷。
△李大王光武六年朱氏に新安に復貫せしむ『朱氏家譜』。(新安は朱熹の本貫。とある類の如し。

采食の地を以て貫としたる者に徳水張氏あり。『谿谷集』に出づ。官地仁川を以て貫としたる者に蔡允浩あり。『本人墓誌』『錦谷集』に出づ。密陽に封せられ之を貫としたる者に孫碩佐あり。『同墓碣銘』『海谷集』に出づ。譚處延安を貫としたる者に金瑩あり。本人墓碣銘並『定齋集』に出づ。(以上五何れも高麗朝以上の類例猶多し、記載を省略す。

其外、兩班を僭稱したる者が併せて其氏の本貫を冒稱せし者も多かりしを推定す。女真人の裔たること明かなる咸北の在家僧の中、慶州李氏の系としての族譜を有せる者の如きは其一例なり。

右の沿革により、隆熙三年三月法律第八號として發布せられたる民籍法にも。始祖の出生地を記載すべしと規定し。民籍に本慶州と云ふが如く記載せられたり。

大正十一年十二月總督府令百五十四號を以て發布せられたる戸籍令にも戸籍に戸主及家族の姓名及本貫従前の戸主の姓名を記すことを規定し。出生届にも父の本貫。婚姻養子縁組の届書にも當事者の本貫を記すことに規定せり。

(附記) 本貫区劃の懸降

高麗朝以來大逆叛逆罪人を出したる時其邑號を降し縣を部曲に(部曲の名は李朝) 郡を縣に府を郡に改むるが如きこと行はれたり。但し李朝に於ては王后の本貫と王の胎峰(エナを指) ある地の本貫は斯る場合に降等せざるの事例もありたり。また上と反對に功臣特殊の善行者王后を出したる本貫名僧を出したる地の本貫(名僧は高麗)は之を強すこと亦行はれたり。斯る處置は支那に於ても其例無く、一人の善悪行爲が行政の區劃に影響を及ぼすは謂れ無き事たるのみならず其處分の結果が地方人民に及ぼす害甚しきより。其不當なる事を論ぜし者に柳穆達(穆達は出づ)あり、南九萬あり(南九萬は出づ)丁若鏞あり(丁若鏞は出づ)しも遂に近代迄行はれたり。

第四章 本貫と姓氏並に族との關係

姓字同じきも必ずしも同族に非ず同族は必ずしも本貫を同じくするものに非ず。其の異同と姓氏との組み合せに於ては左の如き六箇の區別を生ず。故に某一家

を基として他數家と對照すれば其六箇の中の何れかに該當するものなり。以下之を説明すべし。

(1) 同族同本の同姓

同姓同本は百代の親なる諺あり。即ち血脈相繋されるものなり。例へば茲に金姓二家あり其の何れもが慶州金氏なりとせば本項に該當す。

(2) 異族同本の同姓

南陽洪氏は其外に俗に土洪と稱する別箇の南陽洪氏あり。又唐洪と稱する別箇の南陽を本とする洪氏あり。其三者は本項に該當す、また金海を本とする金氏にも所謂金海金氏と土金との別あり、他の氏にも此の如きもの多し。

(3) 同族異本の同姓

江陵金氏と光州金氏は始祖を異にするも、何れも新羅の金閔智より出たるものとして同族とせり。楊州趙氏、豐壤趙氏、漢陽趙氏、亦始祖を一にして同族なりとせり。此等は本異なるも婚姻を通せず。此類猶多し。

(4) 異族異本の同姓

延安李氏、韓山李氏、光州李氏、何れも族を異にし、又本を異にす、此類も甚だ多し。

(5) 同族の同本異姓

同族と雖も賜姓又は都合による姓の變更により、異姓となるも。其血族の關係は解消するものに非ざるが故に、同族の同本異姓を生ず。金海金氏、金海許氏は、姓異なりと雖も、何れも駕洛首路王の裔なりとなし。又安東權氏は元金氏なりしも、高麗太祖の賜姓により權氏となりしものなれば、安東金氏とは同族なりとす。如此類のもの皆婚姻を通せず。其大始祖を祀る時には皆相會同す。

(6) 異族の同本異姓

慶州孫氏と慶州李氏、晋州姜氏と晋州柳氏の如く、唯本のみ同一なるものなり。

第五章 姓氏の數及其名稱別

第一節 世宗實錄地理志竝東國

輿地勝覽の記載

朝鮮の姓に關して割合に詳しく書ける最初の記述は『世宗實錄』附錄地理志なり。其卷頭に……東國の地志は略ぼ三國史に在り、他に稽ふべき無し。我世宗大王は尹

准、申、稽等に命じ州郡の沿革を考へ乃ち此書を撰む、歳は壬子に書成る……云々とあり。今其中より姓に關する記載を檢するに、姓の種別を。

土 姓	加 屬 姓	屬 姓	亡 姓	次 姓
次 吏 姓	續 姓	入 續 姓	入 姓	來 姓
京 來 姓	來 接 姓	投 化 姓	向 國 入 姓	向 國 姓
賜 姓	天 降 姓	百 姓	入 鎮 姓	戎 戍 姓

の二十種に書き分けあり。先づ此等各別の考説を試みん。

(一) 土 姓
土姓に付ては、最初の廣州牧の中に……土姓三、李安、金、加屬性三、朴、虞、張……と記し、其下割註に……此に姓と云は、古籍及今本道開錄に據る。其の加屬と云ふは、古籍書する所也。後皆此れに倣ふ。……次に亡姓五、尹、石、韓、池、秦……割註に……凡そ亡姓と稱するは、古籍有る所にして今之れ無き者を謂ふ。後皆之に倣ふ……とあり。此の註に據れば、茲に土姓と稱するは、地理志編輯の資料として、各道の監司が提出したる當時現在せる其土地ハヘヌキの姓、而も其上流階級の者を揚げたること知る。而して後代に於て土洪、土金等と稱する土姓とは、意味を異にせるものなり。

(二) 加屬姓 屬姓

加屬姓とは前項註にある如く、古き文籍に存在し、且つ其當時文籍にも在り。現任存在したる者にして、前項に比しては、稍社會的地位の劣れる者なるべく、屬姓は其略稱なるべし。此加屬の語は借音か、或は吏讀なるやも知れず。

(三) 亡 姓

亡姓は(一)の註にある如く、古き文籍に存在したるも、地理志編輯の當時存在せざりし者なり。

(四) 次吏姓 次姓

本項は不明なるも、吏階級の姓なるべく、次姓は次吏姓の略なるべきか。『増補文獻備考』に姓氏を列舉せる中の某る氏には、吏姓と頭書せるものあり、之れに該る者なるべし。

(五) 續姓 入續姓

二者畢竟同一なるべく、續姓の項を見れば、何れも他地より入りたる者にして、且つ割註に、郷吏階級を示したる者多きを見れば、ある時代に郷吏として地方へ配付したる者の後なるべきか。また續姓は入續姓の略ならんか。

(六) 入姓、來姓、來接姓、京來姓

四者皆同じく其土地生へぬきの者に非ずして、他地方より移住したる者ならん。其中京來姓は京城より移住したる者ならん。

(七) 投化姓、向國入姓、向國姓

此三者も皆同一にして、國外より投入歸化したる者ならん。而して此項に當る者全國州郡を通じて甚だ少なし。公州の投化姓一、金と梁山の投化姓一、陳と。咸興の向國入姓一、朱の三姓は支那系なるべく想像せられ。三水の向國姓六は野人と推定せらる。未だ後代の如く祖先を支那名族の投化者とする如き風の少なかりしを考へらる。

(八) 賜姓

本項に該當する者も甚少なくして二姓に過ぎず其中に林川に李一、割註に……李玄は本と畏吾國人也、來つて投化通譯に功あり、命じて林川に付籍す……とあり、他は慶州の僕あり、共に回鶻系の人にして賜姓せし者なれば、現住せざりし者をも擧げあるを知る。

(九) 天降姓

天降姓は慶州の下に朴、昔、金の三姓を擧げあり。慶州土姓の中に此三姓無きより考ふれば、『三國史記』記載の神話傳説を承認したるものなるべし。同じく天降の傳説ある金海の金地中より湧出したる濟州の高梁、夫は皆土姓の中に入れあり。

(十) 百姓

百姓は慶山に金、全、白の三を擧げあるに過ぎず其意義不明なり。下民階級の姓に非ざること、僅かに三姓なるにより知らる。或は百の字、土の誤なるべきか。或は又百姓は土姓と同一に見做せし別名なる歟。

(十一) 入鎮姓、或戍姓

此二者は同一なるべく、入鎮性は、祥原、三登、江東、順安、甑山、咸從、安州、成川に。或戍姓は安邊に掲げあり。其文字の示す如く、他州郡の來姓と大抵同じく他より入來せしものにして、鎮營管下なるを以ての稱なるべし。

以上姓と言ひて皆氏を謂はず。唯注意すべき點は、慶州の部に土姓六、李、崔、鄭、孫、裴、薛と、所謂六村賜姓説に該當する六姓を擧げあること、。其次に、謹按、璿源所即慶州李氏と唯一の李氏のみに氏を掲げある點なりとす。また鏡城、富寧、慶源、穩城、慶興、平壤等に一も姓の記載なきより考ふれば、庶民に姓ありし者も、其等の姓は一切本書よ

り除外して取扱はざりしと考へらる。

總て姓の區別稱號が抽象統一せられずして、區々に涉れるは、其資料たる『本道開録』なるものが區々に涉りしを其儘に採り用ひしに因ると認む。

次に『東國輿地勝覽』の記載を検せんに、同書は成宗十年に撰進し、同十七年にも其稿本を修補し、燕山君五年、正宗十三年にも増補したるものにして、各府州郡縣の記載の中に、姓氏の一項目あり、其記載例は左の如し。

漢城の部

〔姓氏〕本府韓、趙、閔、申、艾、朴、咸、洪、夫、崔、鄭。並來。姓氏並依周官六翼尹淮地理志慶尙全羅觀風

開城府の部

〔姓氏〕本府高、金、王、康、田、李。來。凡自他州來居本籍不可考者

只注來。或云續或云屬後倣之。

〔註〕『周官六翼』は麗末辛禑王の時金九容の撰。『觀風案』とは、各地方廳に備付せし一の帳簿にして、其土地の主要なる事項を摘記しあり、新任長官の參考に資し、且つ牧使、郡守等の來任退任の月日、氏名、其官が在任中の業績等を略記するものにして、猶現に昔ながら續いて記載せる地方も稀にあり。觀風の文字は古への州牧任地に入れば、先づ民風を觀るの語より出でたるものなるべし。

『世宗地理志』と本書を比較するに、主要なる相違は、他は姓とせるに本書は姓氏とせる點と。他は主として現實を記載するを以て目的とせるに、本書は必ずしも現實を目標とせず、各其地方に昔より存在せりとせる姓を網羅せる點なりとす。故に前者に亡姓として擧げある者も大抵は收拾し、『周官六翼』の壽城の古の三城の姓賓羅、曹、魯の四姓(大邱の部に出づ)同じく何の地か未詳なる新法なる地の姓、朴、徐、玄の如き(唐津の部に出づ)單に古典上の存在をも採録せり。また唐の投化姓少しく増加し。且新たに日本の投化姓を十數餘(正宗十三年修補の時に加ふ)を擧げある點なりとす。主眼として二書同一なるは、此姓氏なるものが兩班、準兩班とも云ふべきものに限られたることは、第一編姓の部に於て述べたる如し。

第二節 増補文獻備考の記載

『増補文獻備考』は英祖の時に成りし『東國文獻備考』を正祖の時補修し、更に李太王の代に増補したるものにして、姓氏考なる一項は、第一回補修の時に加へられ、更に第二回に増補せられたるものなり。本書の特徴は、氏貫に重きを置きたる點と、各氏李は李、金は金と、別箇に各其本貫を集めて記載したる點にあり。而して現實を目

標とせず昔より其時迄に史上に存在したる姓氏は當時の存否に關せず洩れ無く収録したり。

本書の記載は甚雜駁にして史的價值薄しと雖も、各氏の地方別と古地名を見る上に參考とすべきものあり。索覽の便を計り、道別に編成替へして茲に採録せり。

同書には……廣州李氏、開城李氏、青丘李氏……と云ふ如く記載しあれど。茲には是を省略して左の如く地名のみを掲げたり。

京畿

△李氏之部

廣州 陽城 安城 加平 陰竹 富平
 水原 江華 南陽 振威 龍仁 仁川
 楊州 竹山 砥平 交河 開城 果川
 漣川 河陰 豐壤 青丘 宗德
 臨津 深岳 德水 沙川
 內爾 臨江 僧嶺 秋溪 鎮江
 坡平 爭忽 南川 幸州

△金氏之部

永新 高安 驪興 貞州 漢陽
 雙阜 今昔 守安 處仁
 安山 江華 水原 安城 楊根 長湍
 廣州 開城 南陽 驪州 仁川 通津
 金浦 龍仁 陽川 積城 喬桐 振威
 漣川 交河 砥平 陰竹 朔寧 加平

△鄭氏之部

抱川 陽城 永平 漢陽 五梁 黃
 利 樹州 楊干 桂陽 南川
 鎮江 川寧 臨津 沙梁
 黃魚 漢南 坡平 德水 松林
 公村 臨瀾 河陰 見州
 貞松 貞州 桂石 爭忽 臨江
 幸州 處仁 永新 延昌
 高安

△朴氏之部

竹山 江華 楊州 開城 廣州 驪州
 水原 南陽 楊根 高陽 利川 安山
 交河 龍仁 仁川 安城 抱川 豐德
 朔寧 加平 漣川 雙阜 貞州 河
 陰 漢陽 青丘 爭忽 楊干
 豐壤 驪興 朝宗 陽良
 高安 深岳

△尹氏之部

金浦 江華 南陽 仁川 坡州 通津
 廣州 驪州 水原 利川 開城 富平
 喬桐 楊州 安山 龍仁 砥平 高陽
 陽川 麻田 陽城 交河 漢陽 貞州
 河陰 德水 青丘 臨江
 水原 南陽 加平 衿川 竹山 楊州
 陽川 驪州 積城 廣州 豐德 高陽
 坡平 漢陽 龍城 襄陽 貞松
 沙川 乳石 豐壤 守安

△崔氏之部

朔寧 開城 富平 長湍 麻田 加平
 砥平 陽智 水原 楊州 通津 龍仁
 積城 果川 江華 利川 安山 金浦
 振威 漣川 陽川 驪州 南陽 仁川
 安城 交河 陽城 川寧 漢陽
 陰 坡平 竹州 幸州 貞州

漢山別號州 貞松 漢南別號州 永新
 衿川別號州 廣州 水原 仁川 振威 陽城 富平
 麗州 朔寧 開城 楊州 南陽 竹山
 麻田 陽川 江華 楊根 安城 貞州
 幸州別號州 宗德 德水 松莊
 坡平別號州 甘彌 吞 衿川
 △洪氏之部
 南陽 開城 廣州 坡州 水原 利川
 高陽 安山 陽城 陽川 豐壤 坡平
 別號州 漢陽 衿川
 △申氏之部
 利川 坡州 長湍 永平 朔寧 竹山
 砥平 江華 水原 南陽 高陽 積城
 仁川 陰竹 豐壤 德水 漢陽
 坡平 廣德 見州 幸州
 △權氏之部
 開城 安山 水原 高陽 南陽 陽川
 利川 坡平 川寧 漢陽 衿川
 麗州
 △趙氏之部
 江華 利川 楊根 陽川 漣川 水原
 仁川 安山 積城 陽城 楊州 廣州
 富平 豐德 高陽 果川 安城 開城
 南陽 竹山 交河 豐壤 坡平
 陽城 河陰 麗州 衿川
 △韓氏之部
 廣州 水原 仁川 安城 楊州 麗州
 南陽 楊根 交河 坡州 利川 安山
 陽川 開城 朔寧 積城 漢陽 湍州
 坡平 德水
 △吳氏之部
 江華 長湍 廣州 水原 通津 楊州

南陽 竹山 利川 安城 高陽 陽川
 陽城 坡平 漢陽 僧嶺 永新
 △姜氏之部
 麗州 南陽 安山 抱川 開城 楊州
 利川 交河 江華 竹山 龍仁 廣州
 水原 砥平 漢陽 貞州 衿川
 △沈氏之部
 開城 水原 廣州 通津 麗州 雙阜
 漢陽 僧嶺
 △安氏之部
 廣州 水原 果川 竹山 利川 安山
 開城 龍仁 松都 鎮江 陽良
 麗州 守安 秋溪 坡平
 △許氏之部
 陽川 楊州 南陽 楊根 高陽 水原
 長湍 安山 陽城 廣州 仁川 朔寧
 竹山 安城 漢陽 沙川 漢山
 坡平 別號州
 △張氏之部
 江華 楊州 仁川 通津 朔寧 陽川
 抱川 富平 安城 高陽 振威 積城
 廣州 南陽 長湍 楊根 交河 陽城
 開城 喬桐 利川 安山 加平 砥平
 德水 水城 川寧 豐壤 龍城
 海登 漢陽 麗州 延昌
 河陰
 △閔氏之部
 竹山 麗州 黃龍 漢陽
 △任氏之部
 果川 陽川 麗州 豐德 陽城 楊州
 竹山 漣川 沙川 漢陽 乳石
 △南氏之部
 安山 水原 富平 南陽 陽川 麗州

<p>△徐氏之部</p> <p>利川 開城 豐德 加平 振威 澁川 安山 龍仁 果川 南陽 麗州 富平 安城 楊州 水原 仁川 高陽 陽城 <small>漢陽別州 雙阜水原 漢山別州 坡平別州 宗德水原 峰城別州 處仁別州 唐城別州 乳石地方 平當別州 衿川</small></p> <p>△具氏之部</p> <p>廣州 朔寧 澁川 安山 慶興 延昌 <small>別州</small></p> <p>△成氏之部</p> <p>江華 廣州 水原 楊根 衿川 澁川 <small>坡平別州</small></p> <p>△宋氏之部</p> <p>南陽 水原 朔寧 江華 利川 仁川 安山 登德 長湍 麻田 竹山 永平</p>	<p>陽川 龍仁 振威 澁川 見州 <small>別州 工三水原 臨津 雙阜水原 沙川 龍城水原 高峰別州 河陰江原 豐壤 沙梁水原 坡山別州 柱石水原 德水 松林</small></p> <p>△俞氏之部</p> <p>麗州 砥平 陰竹 開城 喬桐 抱川 江華 竹山 積城 坡州 安城 果川 <small>川寧 隋城 登神地方 漢陽 河陰</small></p> <p>△元氏之部</p> <p>廣州 利川 陽川 通津 喬桐 水原 <small>龍仁 漢陽 坡平</small></p> <p>△黃氏之部</p> <p>江華 楊州 富平 長湍 高陽 陽城 登德 南陽 開城 利川 安山 陽川 廣州 水原 仁川 安城 漢陽 德水 <small>德陽 坡平 永新 衿川</small></p>
---	--

<p>△曹氏之部</p> <p>開城 楊州 富平 江華 楊根 麗州 澁川 南陽 漢陽 南漢 坡平 <small>竹州</small></p> <p>△林氏之部</p> <p>開城 富平 豐德 高陽 楊州 南陽 楊根 振威 果川 廣州 利川 安山 陽川 澁川 水原 仁川 朔寧 抱川 <small>衿川 坡平 河陰 漢陽 慶興</small></p> <p>△呂氏之部</p> <p>南陽 豐德 慶興 五梁 今香村 <small>方地</small></p> <p>△梁氏之部</p> <p>楊州 水原 竹山 龍仁 開城 南陽 通津 陽川 廣州 德水 楊根 陽城 麗州 仁川 麻田</p>	<p>△禹氏之部</p> <p>江華 南陽 楊州 竹山 水原 漢陽 <small>坡平</small></p> <p>△羅氏之部</p> <p>廣州 坡州 楊州 水原 安城 廣州 南陽 豐德 龍仁 澁川 楊州 楊根 永平 水原 富平 安城 陽智 仁川 加平 果川 戴陽 黃魚 <small>地方</small></p> <p>△盧氏之部</p> <p>交河 廣州 開城 江華 水原 通津 陽川 陽城 南陽 喬桐 澁川 長湍 安山 抱川 高陽 積城 鎮江 童城 <small>漢陽 臨江 衿川</small></p> <p>△魚氏之部</p> <p>陽川 交河 衿川</p> <p>△睦氏之部</p>
---	---

水原 桂陽別號
 △蔡氏之部
 江華 南陽 利川 長湍 通津 安山 仁川
 △辛氏之部
 廣州 水原 高陽 朔寧 衿川 載陽別號
 △丁氏之部
 廣州 開城 驪州 南陽 喬桐 漢陽別號
 △裴氏之部
 水原 仁川 朔寧 開城 南陽 加平 竹山 陽川 長湍 利川 安山 果川 慶興別號 川寧別號 漢陽別號 坡平別號 貞州別號
 △孟氏之部
 坡州 楊州 漢陽別號
 △郭氏之部
 南陽 豐德 坡平別號
 △邊氏之部
 廣州 楊州 水原 南陽 利川 豐德 竹山 安山 高陽 陽川 果川
 △下氏之部
 楊州 南陽 安城 安山 陽川 漢陽別號
 △慎氏之部
 果川 雙阜別號
 △白氏之部
 開城 江華 廣州 驪州 水原 南陽 安山 振威 楊州 金浦 砥平 加平 積城 利川 龍仁 陽城 內彌地方 漢陽別號 益村地方 坡平別號 豆也地方
 △全氏之部
 開城 竹山 通津 喬桐 漣川 江華

驪州 仁川 楊根 振威 廣州 水原 南陽 永平 楊州 長湍 豐德 安城 積城 漢陽別號 心岳別號
 △康氏之部
 江華 通津 永平 坡山別號 豐壤別號 幸州別號 高峰別號 處仁別號
 △嚴氏之部
 廣州 安城 龍仁 狗川 河陰別號 漢陽別號 坡平別號 隋城別號
 △高氏之部
 開城 江華 廣州 楊州 驪州 仁川 南陽 喬桐 竹山 利川 高峰別號 坡平別號 鎮江別號 幸州別號
 △田氏之部
 南陽 喬桐 開城 江華 廣州 水原 仁川 長湍 安城 麻田 永平 龍仁 果川 抱川 陰竹 漣川 河陰別號 坡平別號
 △文氏之部
 開城 竹山 漣川 廣州 水原 安山 陽城 驪州 利川 安城 積城 仁川 加平 抱川 坡平別號 川寧別號
 △文氏之部
 南陽 利川 仁川 長湍 楊根 朔寧 陰竹 開城 江華 廣州 驪州 坡州 楊州 水原 臨江別號 高安地方 河陰別號 漢陽別號
 △尙氏之部
 果川
 △河氏之部
 江華 水原 南陽 仁川 豐德 喬桐 楊根 交河 陽城
 △蘇氏之部

鎮江江蘇 廣州 開城 羅州 坡州 楊州 水原
 △池氏之部
 南陽 仁川 陽川 陽城 處仁地方 秋溪
 △奇氏之部
 幸州 開城 登寧固州
 △陳氏之部
 開城 廣州 水原 南陽 富平 豐德
 竹山 楊根 胡寧 陽川 陽城 慶興
 漢陽固州
 △庾氏之部
 廣州 竹山 安城
 △琴氏之部
 桂陽固州
 △吉氏之部
 開城 羅州 通津 河陰江華 漢陽固州 坡
 平城固州
 △延氏之部
 開城 廣州 南陽
 △朱氏之部
 開城 廣州 水原 南陽 利川 仁川
 通津 喬桐 竹山 朔寧 安城 高陽
 交河 振威 陽川 陽智 坡平固州
 △周氏之部
 開城 廣州 楊州 水原 南陽 利川
 豐德 安山 交河 瑞原固州 漢陽固州 豐
 壤固州 石淺地方
 △房氏之部
 南陽 水原 抱川 漣川 川寧固州 梨浦
 地方
 △方氏之部
 開城 江華 廣州 羅州 楊州 水原
 楊根 安山 安城 麻田 高陽 交河

砥平 南陽 坡平固州 樹州固州 花梁地方
 △孔氏之部
 披平 水原 富平 南陽 仁川 長湍
 安山 金浦 陽川 臨瀾固州
 △王氏之部
 開城
 △劉氏之部
 開城 江華 廣州 羅州 楊州 水原
 富平 南陽 利川 仁川 長湍 通津
 喬桐 竹山 楊根 安山 麻田 高陽
 交河 陽川 抱川 果川 積城 漣川
 漢陽固州 德水固州 衿川固州
 △秦氏之部
 廣州 楊州 水原 南陽 長湍 朔寧
 永平 漣川 河陰固州 臨瀾固州 德水固州
 高峰固州
 △卓氏之部
 廣州 南陽 安山 楊根 加平 龍仁
 砥平
 △成氏之部
 楊根 開城 廣州 羅州 楊州 富平
 南陽 豐德 通津 永平 砥平 積城
 陽城 陽川 坡平固州 漢陽固州 臨津固州
 恒陽固州 迷原固州
 △楊氏之部
 楊州 水原 南陽 安城 高陽 陽川
 南漢固州 漢陽固州
 △薛氏之部
 開城 廣州 安山 安城
 △奉氏之部
 江華 廣州 安山 安城 陽川 陰竹
 陽城 河陰固州
 △太氏之部
 龍仁 陽川 坡平固州

△馬氏之部
開城 水原 河陰江華

△表氏之部
楊州 水原 竹山。

△殷氏之部
幸州高陽

△丙氏之部
水原 南陽。

△辛氏之部
仁川 永平。

△魯氏之部
江華 開城 廣州 楊州 仁川 利川

△玉氏之部
交河 嶺江江華 河陰江華 坡平坡州 德水德水

△宣氏之部
開城 廣州 仁川 交河。

△馮氏之部
利川 長湍 陽城 臨湍長湍

△都氏之部
坡平坡州 奢牛地方

△蔣氏之部
金浦 豐德 安山。

△陸氏之部
神川高陽

△車氏之部
開城 江華 廣州 坡州 水原 南陽

利川 仁川 長湍 豐德 富平 安山

安城 麻田 龍仁 漣川 峰城坡州 漢陽

深谷水原 楡梯地方 柱石水原 宗德水原

松林長湍 德水長湍 幸州高陽 石淺交河 龍城

△邢氏之部
富平 漣川 臨津長湍

△韋氏之部

江華 驪州。

△仇氏之部
幸州高陽 仁川近自稱

△明氏之部
漢陽漢州

△莊氏之部
神川高陽

△葉氏之部
公村水原 處仁仁川

△皮氏之部
廣州 坡州 南陽 長湍 安山 見州州

△承氏之部
楊州 陽川。

△公氏之部
金浦 開城 仁川。

△石氏之部

廣州 楊州 水原 南陽 豐德 楊根

龍仁 漢陽漢州 坡平坡州 德陽別號

△馮氏之部
長湍。

△翁氏之部
金浦。

△空氏之部
金浦。

△蓋氏之部
開城 廣州 水原。

△貢氏之部
水原 利川 金浦 仁川近稱 幸州高陽

△宗氏之部
通津。

△鍾氏之部
豐德 河陰江華

△龍氏之部

廣州 仁川 楊根 龍仁。
 △麗氏之部
 開城。
 △邦氏之部
 廣州 坡州。
 △箕氏之部
 幸州 別號。
 △知氏之部
 利川。
 △追氏之部
 開城。
 △史氏之部
 坡平 別號 臨江 地方。
 △起氏之部
 漢陽 別號。
 △智氏之部
 坡州。
 △吳氏之部
 童城 別號。
 △季氏之部
 江華。
 △於氏之部
 麻田。
 △盧氏之部
 廣州。
 △夫氏之部
 漢陽 別號 幸州 別號。
 △杜氏之部
 豐德。
 △厲氏之部
 楊根 石淺 地方。
 △傅氏之部
 楊根。
 △素氏之部

廣州 豐德。
 △附氏之部
 童城 別號。
 △米氏之部
 松林 別號。
 △桂氏之部
 杵川 別號。
 △艾氏之部
 漢陽 別號。
 △雷氏之部
 喬桐。
 △厲氏之部
 南陽。
 △莘氏之部
 豐德。
 △印氏之部
 江華 南陽 仁川 楊根 喬樹 別號 河陰
 △晉氏之部 江華 豐興 別號。
 楊根。
 △震氏之部
 江華。
 △員氏之部
 德水 別號。
 △門氏之部
 仁川 松林 別號。
 △萬氏之部
 開城 江華 廣州 鎮江 別號。
 △千氏之部
 南陽。
 △桓氏之部
 陰竹。
 △段氏之部
 豐德。

△班氏之部
開城。

△簡氏之部
加平 南陽。

△堅氏之部
金浦 川寧^{慶州} 沙梁^{水原}

△千氏之部
開城 江華 廣州 水原 仁川 富平
竹山 喬桐 南陽 安城 麻田 金浦
楊根 永平 陽川 果川 漣川 陽城
砥平 漢陽^{嶺南} 貞州^{別號}

△專氏之部
陽川。

△片氏之部
楊州 南陽 利川 通津 長湍 竹山
龍仁 陽川。

△姚氏之部

水原。

△標氏之部
臨津^{嶺南}。

△邵氏之部
南陽 仁州^{別號} 加良^{地方}

△陶氏之部
南陽 豐壤^{嶺南}。

△何氏之部
乳石^{水原}。

△那氏之部
幸州^{嶺南}。

△麻氏之部
永平。

△夜氏之部
開城 原平^{別號} 石淺^{地方}。

△舍氏之部
富平。

△管氏之部
高陽。

△浪氏之部
楊州。

△平氏之部
富平 仁川。

△庚氏之部
仁川。

△貞氏之部
楊州。

△卿氏之部
臨江^{嶺南}。

△井氏之部
漣川 楊根 鎮江^{江華} 沙川^{嶺南}。

△敬氏之部
楊根 安城 砥平。

△靈氏之部

漢陽^{嶺南}。

△秋氏之部
開城 江華 坡平^{別號} 袴川^{嶺南}。

△祐氏之部
載陽^{嶺南}。

△守氏之部
開城 廣州。

△陰氏之部
竹山 廣州 麗州。

△骨氏之部
江華。

△葛氏之部
楊根 楊州 陽城。

△決氏之部
南陽。

△栢氏之部
抱川。

△席氏之部
江華 通津。
△釋氏之部
水原。
△力氏之部
河陰江華。
△則氏之部
幸州高陽。
△聖氏之部

陰竹。
△合氏之部
喬桐。
△皇甫氏之部
巾子山高陽。
△昔氏之部
龍仁。
△畢氏之部
驪州。

慶尙南道

△李氏之部
固城 陝川 咸陽 咸安 泗川 梁山
蔚山 晉州 昌原 金海 密陽 巨濟
河東 草溪 昆陽 南海 居昌 宜寧
彦陽 漆原 鎮海 靈山 昌寧 熊川

機張 江陽咸陽 梁州梁山 東平東萊 鉢山咸陽
地方 坤義咸陽 有寶鹿鳴 鹿鳴咸陽 積珍咸陽
嘉壽三嘉 丹溪丹陽
△金氏之部
金海 彦陽 蔚山 晉州 南海 密陽

固城 東萊 巨濟 昌原 陝川 草溪
昆陽 三嘉 漆原 鎮海 靈山 昌寧
泗川 熊川 機張 咸陽 梁山咸陽 梁山咸陽 梁山咸陽
別京 京山咸陽 檜山咸陽 班城咸陽 江陽咸陽
別曲 道善咸陽 珍徐咸陽 安陰咸陽 利安咸陽 來鳴
莞浦咸陽。
△朴氏之部
密陽 咸陽 昌原 固城 蔚山 彦陽
晉州 金海 河東 梁山 昆陽 南海
宜寧 熊川 丹城 靈山 昌寧 泗川
義昌咸陽 蘭浦咸陽 岳陽咸陽 隆川咸陽 來進
地方 義安咸陽 冶爐咸陽 海濱咸陽 丘墟咸陽
保安咸陽 魚證咸陽 積珍咸陽 利安咸陽 加乙
山咸陽 三威咸陽 嘉壽咸陽 楮旨咸陽。
△鄭氏之部
東萊 晉州 河東 草溪 昌原 昆陽

金海 密陽 蔚山 梁山 咸陽 南海
咸安 昌寧 機張 義安咸陽 冶爐咸陽 蘭
浦咸陽 莞浦咸陽。
△尹氏之部
咸安 密陽 金海 巨濟 河東 南海
冶爐咸陽 芑山咸陽。
△崔氏之部
晉州 密陽 蔚山 東萊 河東 草溪
梁山 咸陽 固城 三嘉 宜寧
甘城 昌寧 彦陽 漆原 義昌咸陽 靈海
別金 江陽咸陽 安陰咸陽 感陰咸陽 山陰咸陽。
△柳氏之部
晉州 東萊 金海 密陽 咸陽 居昌
宜寧 丹城 昌寧 安陰咸陽。
△洪氏之部
晉州 昌原 金海 密陽 咸陽 居昌
宜寧。

△申氏之部
 晉州 昌原 金海 密陽 蔚山 河東
 梁山 昆陽 咸陽 靈山 昌寧 鎭海
 桂城屬蔚山 山陰屬蔚山

△權氏之部
 晉州 昌原 金海 密陽 東萊 河東
 丹城

△趙氏之部
 南海 河東 密陽 咸安 晉州 昌原
 金海 東萊 陝川 草溪 咸陽 居昌
 靈山 彦陽 鎭海 昌寧 丹城 安陰屬咸安

△韓氏之部
 晉州 昌原 金海 密陽 河東 宜寧
 昌寧 溟珍屬巨濟 山陰屬山淸

△吳氏之部
 咸陽 三嘉 晉州 昌原 金海 陝川

△姜氏之部
 昆陽 固城 南海 泗川 靈山 昌寧
 岳陽屬蔚山 山陰屬蔚山 皆品屬蔚山 新繁屬蔚山

△沈氏之部
 晉州 金海 密陽 河東 梁山 宜寧
 感陰屬咸安

△安氏之部
 宜寧 晉州 昌原 金海 密陽 咸陽
 南海 山陰屬蔚山

△許氏之部
 金海 晉州 密陽 溟珍屬巨濟 梁州屬蔚山
 昌寧 晉州 南海 昌原 金海 密陽
 蔚山 河東 咸陽 陝川 草溪 梁山
 咸安 固城 彦陽 丹城 樓張 熊川

△宋氏之部
 咸陽 宜寧 鎭海 斑城屬蔚山
 金海 晉州 昌原 東萊 密陽 陝川
 咸陽 丹城 漆原 高靈 靈山 昌寧
 熊川 冶燧屬陝川 河清屬巨濟 有實屬地方 芑山屬安
 丹溪屬蔚山 丹城屬中國人

△俞氏之部
 昌原 晉州 金海 密陽 草溪 昆陽
 昌寧 金浦屬蔚山

△元氏之部
 晉州 金海 河東 咸陽

△黃氏之部
 晉州 金海 密陽 陝川 咸陽 淸道
 昆陽 泗川 河東 昌寧 昌原 感陰屬咸安

△曹氏之部
 昌寧 晉州 密陽 蔚山 東萊 巨濟

安陰屬咸安

△閔氏之部
 密陽

△任氏之部
 晉州 金海 密陽 蔚山 草溪 漆原
 永善屬蔚山 岳陽屬蔚山 溟珍屬巨濟 新繁屬蔚山

△南氏之部
 宜寧 固城 晉州 密陽 咸安 南海
 居昌 跪村屬地方 釜谷屬地方 弓叱屬地方

△徐氏之部
 宜寧 晉州 金海 密陽 咸陽 固城
 南海 昌寧 熊川 守山屬蔚山 安陰屬咸安 感
 陰屬咸安 丹溪屬蔚山 新繁屬蔚山 桂城屬蔚山

△具氏之部
 晉州 金海 密陽

△成氏之部
 昌寧 晉州 金海 密陽 昌原 陝川

△宋氏之部
 咸陽 宜寧 鎭海 斑城屬蔚山
 金海 晉州 昌原 東萊 密陽 陝川
 咸陽 丹城 漆原 高靈 靈山 昌寧
 熊川 冶燧屬陝川 河清屬巨濟 有實屬地方 芑山屬安
 丹溪屬蔚山 丹城屬中國人

△俞氏之部
 昌原 晉州 金海 密陽 草溪 昆陽
 昌寧 金浦屬蔚山

△元氏之部
 晉州 金海 河東 咸陽

△黃氏之部
 晉州 金海 密陽 陝川 咸陽 淸道
 昆陽 泗川 河東 昌寧 昌原 感陰屬咸安

△曹氏之部
 昌寧 晉州 密陽 蔚山 東萊 巨濟

河東 咸陽 梁山 陝川 南海 靈山
 鎮海 咸昌 宜寧 丹城 居昌 辰珍
巨濟 錫川 巨濟 古丁 巨濟 竹吐 巨濟 鍊汀 巨濟
巨濟 馬淺 咸陽 平山 南海 利安 咸陽 加津 巨濟 山陰
巨濟 皆品 地方 三岐 地方

△林氏之部
 南海 晉州 金海 密陽 蔚山 陝川
 東萊 河東 梁山 昆陽 宜寧 昌寧
 居昌 利安 咸陽 永善 巨濟 義安 咸陽 山陰
巨濟

△呂氏之部
 咸陽 金海 密陽 昌寧 靈山 宜寧

△梁氏之部
 南海 晉州 昌原 金海 密陽 河東
 宜寧 彥陽 利安 咸陽

△馮氏之部

晉州 昌原 金海 密陽 東萊 丹城
 △羅氏之部
 晉州 金海 昌寧
 △孫氏之部
 密陽 晉州 金海 巨濟 咸陽 昆陽
 南海 宜寧 丹城 昌寧 岳陽 巨濟 松邊
巨濟

△盧氏之部
 晉州 金海 密陽 河東 咸陽 昆陽
 固城 宜寧 漆原 昌寧 豐角 巨濟
巨濟

△魚氏之部
 晉州 金海 咸陽

△睦氏之部
 泗川

△蔡氏之部
 晉州 密陽 草溪 咸安 固城 昌寧

△辛氏之部

靈山 晉州 宜寧 加津 巨濟
 △丁氏之部
 昌原 晉州 金海 東萊 密陽 咸陽
 草溪 宜寧 彥陽 昌寧 居昌 漆原

△喪氏之部
 金海 昆陽 晉州 昌原 密陽 草溪
 咸安 固城 南海 靈山 昌寧 丹城
 安陰 咸陽

△孟氏之部
 密陽 金海 昆陽

△郭氏之部
 晉州 昌原 蔚山 東萊 密陽 河東
 草溪 昌寧

△邊氏之部
 晉州 金海 密陽 河東 草溪 咸陽
 泗川 昌寧

△卞氏之部

草溪 密陽 金海 宜寧
 △慎氏之部
 居昌 晉州 昌原 密陽 巨濟 昌寧

△慶氏之部
 河東

△白氏之部
 南海 晉州 金海 密陽 蔚山 河東
 陝川 咸安 昆陽 固城 昌寧 泗川
 昆明 咸陽 平山 巨濟

△全氏之部
 晉州 昌原 金海 密陽 河東 昆陽
 機張 靈山 宜寧 彥陽 丹城 昌寧

△康氏之部
 晉州 金海 密陽 咸陽 宜寧 彥陽

△高氏之部
 晉州 金海 密陽 河東 宜寧 末谷 巨濟
巨濟 坐伊 地方 蘭浦 地方 加乙山 地方

△田氏之部	晉州 金海 密陽 咸陽 固城 熊川 宜寧 昌寧 豐角 <small>密陽郡</small> 苑浦 <small>密陽郡</small> 三日浦 <small>密陽郡</small> 地方 安陰 <small>密陽郡</small>	△池氏之部	晉州 昌原 金海 密陽 河東 草溪 南海 宜寧 利安 <small>密陽郡</small>
△玄氏之部	昌原 金海 密陽 永川 昆陽 宜寧 河陽 漆原 丹城 昌寧 班城 <small>密陽郡</small> 合浦 別號 安陰 <small>密陽郡</small>	△奇氏之部	晉州 金海 密陽 河東
△文氏之部	靈山 密陽 昆陽 宜寧 丹城	△陳氏之部	南海 晉州 金海 巨濟 草溪 固城 昌寧 宜寧 鎮海 丹城 彦陽 密陽 江陽 <small>密陽郡</small> 新靈 <small>密陽郡</small> 桂城 <small>密陽郡</small>
△尙氏之部	宜寧	△庚氏之部	金海
△河氏之部	晉州 昌原 金海 密陽 河東 昆陽 昌寧 泗川 安陰 <small>密陽郡</small> 海濱 <small>密陽郡</small>	△延氏之部	密陽 咸陽 晉州 金海
△蘇氏之部	金海 密陽 晉州	△朱氏之部	金海 密陽 陝川 草溪 南海 居昌 泗川 晉州 昌原 安陰 <small>密陽郡</small>
△廉氏之部	草溪 咸安 晉州 密陽 森湖 <small>密陽郡</small> 班城	△周氏之部	
△潘氏之部	巨濟 密陽		
△房氏之部	密陽 梁山		
△方氏之部	金海 密陽 東萊 陝川 梁山 昆陽 宜寧 昌寧		
△孔氏之部	晉州 金海 居昌 宜寧 昌寧 感陰 <small>密陽郡</small> 別號 昌原 <small>密陽郡</small>		
△王氏之部	密陽 東萊		
△劉氏之部			

△秦氏之部	密陽 南海	△楊氏之部	晉州 金海 密陽 河東 永善 <small>密陽郡</small>
△卓氏之部	晉州 金海 密陽 東萊 河東 宜寧	△薛氏之部	巨濟 宜寧 昌寧
△成氏之部	昌寧 密陽 河東 咸陽 宜寧 丹陽	△李氏之部	金海 河東 咸安
△太氏之部			



- 密陽 陝川 太山地方
- △馬氏之部
- 晉州 密陽。
- △表氏之部
- 昌原 密陽 昌寧 安陰安義 代如地方
- △余氏之部
- 密陽 宜寧 草溪 丹溪丹城 砥山地方 山
- 陰山地方
- △丙氏之部
- 金海 密陽 草溪。
- △魯氏之部
- 晉州 昌原 密陽 河東 咸陽 昆陽
- 昌寧 豆也浦地方 嘉禧三善
- △玉氏之部
- 東萊 宜寧 草溪 丹城 班城晉州 正骨
- △宜氏之部
- 晉州 固城 河陽
- △都氏之部
- 密陽 陝川 固城。
- △蔣氏之部
- 密陽 梁山。
- △陸氏之部
- 蔚山 陝川 泗川。
- △車氏之部
- 晉州 昌原 金海 密陽 東萊 河東
- 昆陽 靈山 南海。
- △邢氏之部
- 晉州 昌原 班城晉州
- △唐氏之部
- 密陽。
- △仇氏之部
- 昌寧 昌原 宜寧。
- △皮氏之部

- 咸陽。
- △甘氏之部
- 居昌 昌寧 合浦別號
- △鞠氏之部
- 晉州。
- △承氏之部
- 密陽 咸陽 金海。
- △公氏之部
- 金海 三岐三善 川邑地方
- △石氏之部
- 晉州 金海 密陽 草溪 靈山 昌寧
- 新繁宜寧
- △董氏之部
- 晉州 昌原 金海 河東 南海 宜寧。
- △資氏之部
- 昌原 昌寧。
- △龍氏之部
- 宜寧。
- △史氏之部
- 晉州 密陽 居昌 加祚晉州 丹溪別號
- △水氏之部
- 金海。
- △智氏之部
- 密陽。
- △異氏之部
- 密陽。
- △諸氏之部
- 河陽 蔡原 南海 伊香冬地方 今音勿地方
- 力地 江陽別號 龜山嶺原 寺法地方
- △胡氏之部
- 岳陽晉州
- △扈氏之部
- 昌寧 金海 河東 宜寧 靈山。
- △午氏之部

- 密陽。
- △啓氏之部
- 成陽。
- △槐氏之部
- 昌原。
- △昔氏之部
- 豐角豐角
- △荀氏之部
- 昌原。
- △印氏之部
- 昌寧。
- △晉氏之部
- 昌原 巨濟 晉州。
- △溫氏之部
- 晉州。
- △班氏之部
- 固城。
- △板氏之部
- 東萊。
- △千氏之部
- 晉州 昌原 密陽 金海 居昌。
- △遷氏之部
- 金海。
- △片氏之部
- 晉州 密陽 草溪。
- △和氏之部
- 平山平山
- △華氏之部
- 長楊長楊
- △章氏之部
- 居昌。
- △陽氏之部
- 金海。
- △相氏之部

- 密陽。
- △程氏之部
- 東萊。
- △僧氏之部
- 密陽 咸安 靈山。
- △登氏之部
- 固城。
- △秋氏之部
- 晉州 金海 密陽 河東 夏山夏山
- △陰氏之部
- 密陽 蔚山。
- △森氏之部
- 嘉壽嘉壽
- △獨氏之部
- 丹城。
- △燭氏之部
- 金海。
- △葛氏之部
- 鵝洲鵝洲 加祿加祿
- △釋氏之部
- 晉州 金海。
- △南宮氏之部
- 宜寧。
- △西門氏之部
- 安陰安陰
- △牟氏之部
- 晉州。
- △浪氏之部
- 晉州。
- △荆氏之部
- 班城班城
- △段氏之部
- 晉州。
- △景氏之部

密陽。

△門氏之部

慶尙北道

△李氏之部

慶州 星州 眞寶 禮安 永川 咸安
 高靈 安東 大丘 善山 青松 仁同
 順興 清道 醴泉 榮川 興海 金山
 盈德 義城 開寧 寧海 河陽 龍宮
 奉化 清河 新寧 開慶 咸昌 知禮
 玄風 迎日 長登 京山 碧珍 廣
 平 別號 加利 商山 杞溪 比安 谷
 慶州 豐山 隨河 甘泉 海平 迎命
 安東 若木 黃金 安心 迎命
 梨旨 梨旨

△金氏之部

慶州 安東 義城 善山 尙州 高靈
 龍宮 青松 金山 開寧 星州 大丘
 寧海 醴泉 榮川 興海 慶山 順興
 仁同 清河 宜寧 奉化 開慶 玄風
 軍威 延日 長鬘 盈德 眞寶 英陽
 清道 義興 禮安 英陽 春陽
 安東 杞溪 吉安 甘泉
 慶州 中牟 永順 海平 加利
 花園 河濱 安東 若木
 永陽 殷豐 迎命 黃金 衍溪
 安心 虎溪 茂松 陽井
 登壇 河南 平丘 曲溪 德峰

感陰

△朴氏之部

咸昌 利安 豐山 海平
 高靈 尙州 寧海 比安 慶州 軍威
 安東 星州 青松 大丘 順興 善山
 仁同 清道 永川 興海 義城 禮安
 龍宮 開慶 新寧 開寧 知禮 延日
 河陽 奉化 慈仁 義興 京山 豐山
 安東 吉安 青里 中牟 長川
 海上 伊 梨旨 慶豐 安心 海
 平

△鄭氏之部

延日 慶州 奉化 醴泉 長鬘 盈德
 永川 安東 星州 尙州 寧海 善山
 青松 仁同 順興 巨濟 大丘 清道
 比安 禮安 龍宮 慈仁 河陽 義城
 慶山 清河 咸昌 玄風 永定 仇史
 春陽 加利 海平 松生

△尹氏之部

樂海 玄風 永川 新寧 慶州 安東
 星州 順興 善山 盈德 奉化 龍宮
 野城 杞溪 神光 臨河 春陽
 安東 加良 長川 白原 河海
 壤寧 保良 連山 加利 松生
 嶺南 嶺南 連川 龍川 買吐 海平
 勿也 梨旨 加恩 咸寧 海平

△崔氏之部

慶州 興海 尙州 大丘 寧海 善山
 青松 仁同 順興 清道 榮川 金山
 慶山 義城 盈德 河陽 開寧 龍宮
 開慶 咸昌 軍威 延日 禮安 永川
 安東 鷄林 星山 多仁 安心

△柳氏之部

善山 慶州 安東 尙州 星州 大丘
仁同 順興 永川 榮川 興海 盈德
義城 河陽 咸昌 延日 英陽 杞溪
海平 蔚山

△洪氏之部

慶州 義城 安東 青松 仁同 順興
豐基 尙州 善山 興海 咸昌 玄風
義興 開寧 達城別大丘 永陽別水川 達島
豐山 茂依 下活 今勿刀
鳥知 斧溪
申氏之部

△申氏之部

高靈 寧海 慶州 安東 星州 尙州
大邱 青松 仁同 順興 清道 永川
河陽 咸昌 新寧 禮安 延日 長馨
股豐 神光 臨河 化寧 山陽
生物 丹谷 主善 解顔

安心河陽

△權氏之部
安東 醴泉 慶州 星州 善山 仁同
順興 興海 知禮 高靈 禮安 迎日
迎命 金山

△趙氏之部

慶州 安東 登山 尙州 星州 大邱
青松 仁同 順興 清道 永川 盈德
開寧 禮安 聞慶 龍宮 奉化 眞寶
咸昌 高靈 玄風 迎日 新寧 甘川

△韓氏之部

慶州 尙州 星州 善山 仁同 順興
青松 玄風 新寧 慈仁 一直 若木
永善 蔚山

△吳氏之部

延日 長馨 義城 慶州 星州 大邱

順興 寧海 仁同 醴泉 金山 清道
軍威 咸昌 股豐 杞溪 海平
樂侮 春甘 巴比 安貞

△姜氏之部

安東 慶州 尙州 星州 達城 寧海
善山 仁同 順興 豐基 義城 禮安
義興 延日 中牟 迎命
沈氏之部

△沈氏之部

青松 尙州 大丘 仁同 善山 義城
龍宮 玄風 登山 平安 青里
樂侮 金山 金川 伐川

△安氏之部

順興 慶州 安東 尙州 星州 善山
仁同 永川 豐基 盈德 禮安 延日
長馨 安康 梨旨
許氏之部

慶州 安東 仁同 順興 河陽 咸昌

△張氏之部

仁同 慶州 尙州 星州 善山 青松
順興 清道 榮川 豐基 義城 龍宮
聞慶 咸昌 知禮 高靈 玄風 比安
軍威 義興 延日 長馨 安東 興海
杞溪 化寧 登山 功城 青里
連城 壽城 多仁

△閔氏之部

龍宮 延日 玄風 慶州 善山 順興
榮川

△任氏之部

慶州 安東 大丘 善山 仁同 順興
榮川 咸昌 長馨 一直 吉安 豐
山 臨河 化寧 瀧濟 銀鏡
星山 河濱 海平 八莒
助馬 安貞

△南氏之部 英陽 慶州 尙州 星州 仁同 金山 義城 禮安	△徐氏之部 慶州 安東 尙州 善山 仁同 順興 清道 醴泉 玄風 軍威 延日 龍宮 神光 <small>慶州</small> 山陰 <small>清道</small> 達城 <small>大丘</small>	△具氏之部 慶州 安東 尙州 星州 順興	△成氏之部 慶州 安東 星州 青松 仁同 義城 咸昌 延日 商山 <small>尙州</small> 功城 <small>慶州</small>	△宋氏之部 慶州 安東 尙州 星州 大丘 善山 青松 順興 永川 慶山 義城 開慶 河陽 龍宮 咸昌 高靈 玄風 比安谷 地方州 河濱 <small>大丘</small>	△俞氏之部 仁同 高靈 慶州 榮川 河陽 杞溪 <small>慶州</small>	△元氏之部 慶州 興海 玄風	△黃氏之部 尙州 慶州 安東 星州 大丘 善山 仁同 順興 醴泉 義城 開寧 河陽 龍宮 比安 長寧 寧海 安康 <small>慶州</small> 虎溪 <small>慶州</small> 青里 <small>尙州</small> 海平 <small>善山</small> 多仁 <small>慶州</small>	△曹氏之部 安東 清道 慶州 仁同 順興 盈德 壽城 <small>大丘</small> 仍史 <small>地方州</small> 河濱 <small>大丘</small> 花園 <small>星州</small>	△林氏之部 醴泉 開寧 慶州 安東 尙州 星州 寧海 青松 仁同 順興 清道 永川 興海 金山 龍宮 慶山 義城 河陽
-------------------------------------	---	-------------------------	---	---	--	-------------------	--	--	--

盈德 咸昌 高靈 玄風 義興 禮安 延日 善山 臨河 <small>慶州</small> 吉安 <small>安東</small> 海平 <small>善山</small> 甫州 <small>慶州</small>	△呂氏之部 星州 慶州 尙州 咸昌	△梁氏之部 安東 尙州 星州 善山 仁同 清道 永川 玄風 新寧 鷄林 <small>慶州</small>	△禹氏之部 禮安 榮川 慶州 安東 延日 剛州 <small>慶州</small> 號別 杞溪 <small>慶州</small> 達城 <small>大丘</small>	△羅氏之部 比安 軍威 慶州 尙州 安定 <small>比安</small> 壽城 <small>大丘</small> 號別 虎溪 <small>慶州</small> 丹密 <small>尙州</small>	△孫氏之部 慶州 安東 大丘 寧海 順興 清道 永川 義城 高靈 玄風 禮安 一直 <small>東安</small>	△丹密 <small>尙州</small> 功城 <small>慶州</small> 茂林 <small>地方州</small> 海平 <small>善山</small> 安德 <small>齊松</small>	△盧氏之部 尙州 星州 善山 順興 清道 永川 醴泉 開慶 咸昌 慶州 安東 達城 <small>大丘</small> 號別 松生 <small>齊松</small> 安康 <small>慶州</small>	△睦氏之部 慶州 多仁 <small>慶州</small>	△蔡氏之部 慶州 尙州 大丘 仁同 金山 山陽 <small>尙州</small> 號別	△辛氏之部 慶州 尙州 豐基 高靈	△丁氏之部 慶州 安東 星州 善山 仁同 順興 永川 義城 龍宮 新寧 花園 <small>慶州</small> 解頤 <small>大丘</small>
---	----------------------	---	--	--	---	---	---	----------------------------------	--	----------------------	---

△喪氏之部
慶州 星州 大丘 興海 安東 尙州
寧海 善山 順興 開寧 高靈 永川
京山別號 慶州 屬安東 豐山屬安東

△孟氏之部
慶州 善山 盈德 永川 登山屬安東

△郭氏之部
玄風 善山 順興 豐基 長馨 慶州
安東 星州

△邊氏之部
安東 尙州 大丘 仁同 義城 開寧
加恩屬慶州 興州 別號

△卞氏之部
慶州 安東 順興 興海 義城 成昌
高靈 八宮別號 仇知 玄風 地方

△慎氏之部
青松

△慶氏之部
慶州 安東 尙州 慶山

△白氏之部
開慶 清道 慶州 安東 尙州 星州
大丘 寧海 善山 仁同 順興 金山
興海 慶山 義興 高靈 開寧 長馨
解額大丘 一直 屬安東 登山屬安東 河濱大丘 屬安東 迎命金山 屬安東

△全氏之部
龍宮 慶山 安東 尙州 慶州 星州
善山 仁同 順興 清道 金山 醴泉
義城 河陽 義興 開寧 長馨 一直屬安東
甘泉屬安東 豐山屬安東 功城尙州 屬安東 中牟尙州 屬安東
化靈尙州 屬安東 漣濟地方 屬安東 銀鏡地方 屬安東 海平屬安東 青島屬安東
安德屬安東 青松 松生屬安東 樂梅屬安東 殷豐屬安東
安心地方 屬安東 加恩屬安東

△康氏之部

義城 知禮 登山屬安東

△嚴氏之部
尙州 慶州 安東 寧海 善山 仁同
河陽 延日 蘇羅地方

△高氏之部
慶州 尙州 善山 順興 仁同 開寧
開慶 高靈 漣濟地方 屬安東 化寧尙州 屬安東 花園屬安東
忽項地方

△田氏之部
慶州 安東 尙州 善山 義城 開慶
龍宮 延日 長馨 海平屬安東 八宮別號 屬安東 黃金山 屬安東 遼馬地方

△文氏之部
星州 慶州 尙州 善山 仁同 順興
延日 玄風 八宮別號 屬安東

△文氏之部
安東 開寧 善山 清道 河陽 月城屬安東

△達城別號 屬安東 甘泉屬安東

△尙氏之部
慶州

△河氏之部
慶州 安東 尙州 星州 青松 杞溪屬安東
鮮顏屬安東

△蘇氏之部
慶州

△池氏之部
慶州 安東 尙州 寧海 青松 順興
龍宮 高靈 興海 義城 延日

△奇氏之部
慶州 安東 杞溪屬安東

△陳氏之部
慶州 尙州 星州 大丘 善山 仁同
順興 興海 豐基 開寧 河陽 龍宮
成昌 禮安 延日 英陽 玄風 永川

廬州別安東 南調地方 陽寶地方
 △庚氏之部 慶州。
 △琴氏之部 奉化 安東。
 △吉氏之部 善山 高靈 河陽 宜仁地方 加恩地方 海平地方 延日。
 △延氏之部 慶州 寧海 善山 順興 榮川 永川水 加恩地方。
 △朱氏之部 慶州 安東 尙州 大邱 順興 永川 興海 盈德 義城 河陽。
 △周氏之部 尙州 豐基 慶州 順興 延日 慈仁 杞溪慶州 永順尙州。
 △廉氏之部 尙州 慶州 星州 順興 永川 知禮 高靈。
 △房氏之部 盈德 義城。
 △方氏之部 尙州 軍威 善山 興海 慶州 安東 大丘 盈德 義城 成昌 梨梅金州 榮州 柘川 山陽尙州 化寧尙州 中牟尙州 平山地方 柘谷地方 絹川地方 高谷地方 馬梁地方。
 △孔氏之部 慶州 清道 興海 清河。
 △王氏之部 興海。
 △偃氏之部 慶州。
 △劉氏之部

慶州 安東 尙州 星州 善山 青松 仁同 順興 盈德 義城 開奉 河陽 玄風 軍威 義興 延日 英陽 大丘 杞溪慶州 孝靈咸。
 △秦氏之部 豐基 榮川 慶州 安東 永川。
 △卓氏之部 慶州 安東 尙州。
 △成氏之部 慶州 尙州 義城 延日 英陽 開奉。
 △楊氏之部 慶州 安東 青松 興海 杞溪慶州。
 △薛氏之部 慶州 尙州 善山 義城 安德青松。
 △奉氏之部 慶州 河陽。
 △太氏之部
 慶州 尙州 順興 永川 義城 玄風 永順尙州 弓爾地方。
 △馬氏之部 順興 義城 高靈 玄風 安東。
 △表氏之部 慶州 尙州 大丘 仁同 興海 比安。
 △殷氏之部 大丘 楡谷村名。
 △卜氏之部 烏川別延日。
 △芮氏之部 義城 義興 佺溪咸。
 △牟氏之部 清道 鮮顏大丘 海平善山。
 △魯氏之部 慶州 豐基 義城 開奉 安心地方。
 △玉氏之部

- 安東 遼城^{遼大丘}
- △宣氏之部
慶州 義城。
- △都氏之部
慶州 尙州 金山。
- △蔣氏之部
義城 聞慶 青島^{遼東}。
- △陸氏之部
大丘。
- △魏氏之部
慶州 星州。
- △車氏之部
慶州 尙州 星州 善山 永川 豐基
- 龍宮 高靈 延日 杞溪^{慶州}。
- △唐氏之部
慶州。
- △仇氏之部
- 平安^{開州} 利安^{咸昌} 多比^{開寧} 今勿^{開寧} 上烏^{開寧}
- 知^{開寧} 下活^{開寧} 谷^{開寧} 戊依^{開寧} 達烏^{開寧}
- △明氏之部
清河 大丘 寶珍^{遼東} 孝川^{遼東}
- △皮氏之部
慶州 安東 善山 豐基。
- △鞠氏之部
大丘。
- △承氏之部
延日。
- △公氏之部
慶州。
- △石氏之部
慶州 尙州 星州 寧海 順興 清道
- 永川 杞溪^{慶州} 仇史^{遼東} 花園^{遼東}
- △董氏之部
安東 寧海 永川 榮川 清河。

- △貢氏之部
仁同。
- △鳳氏之部
慶州。
- △龍氏之部
安東。
- △邦氏之部
豐基 龍泉。
- △史氏之部
順興 義城 新寧。
- △楚氏之部
星州。
- △蘆氏之部
慶州 尙州。
- △夫氏之部
義城。
- △鳳氏之部
- 慶州。
- △遇氏之部
星州。
- △替氏之部
壽城^{遼東}。
- △桂氏之部
慶州。
- △艾氏之部
榮川。
- △甄氏之部
慶州 善山。
- △賓氏之部
大丘 壽城^{遼東}。
- △彬氏之部
大丘。
- △印氏之部
慶州 禮安。

△晉氏之部
玄風。
△昕氏之部
醴泉。
△溫氏之部
慶州。
△門氏之部
仁同。
△袁氏之部
比屋別號。
△千氏之部
慶州。
△簡氏之部
慶州 仁同。
△錢氏之部
開慶 知禮 佾溪別號。
△千氏之部

慶州 安東 尙州 星州 大丘 善山
青松 順興 滑道 永川 眞寶 咸昌
義興 延日 杞溪慶州。
△片氏之部
慶州 安東 星州 順興。
△要氏之部
大丘。
△邵氏之部
慶州。
△陶氏之部
慶州。
△好氏之部
大丘。
△賈氏之部
禮安。
△夏氏之部
大丘。

△芳氏之部
開慶。
△將氏之部
慶州。
△仰氏之部
延日。
△程氏之部
慶州。
△彭氏之部
榮州 勿失地方 下筆站地方。
△庚氏之部
慶州。
△荆氏之部
安心地方。
△榮氏之部
永川。
△景氏之部

慶州。
△勝氏之部
延日。
△秋氏之部
禮安 開寧 高靈 大丘 慶州 安東 尙州。
△守氏之部
慶州。
△陰氏之部
慶州 豐基。
△尋氏之部
開寧。
△曲氏之部
龍宮。
△葛氏之部
比安谷地方 花園慶州。
△澤氏之部

孝令屬縣
 △昔氏之部
 月城別縣
 △益氏之部
 杞溪屬縣
 △國氏之部
 玄風 英陽
 △皇甫氏之部
 永川
 △司空氏之部
 孝靈屬縣

△僧氏之部
 慶州
 △馮氏之部
 慶州
 △蒙氏之部
 奉化
 △遷氏之部
 慶州
 △釋氏之部
 慶州

全羅南道

△李氏之部
 咸平 興陽 光陽 羅州 綾州 長興
 寶城 靈巖 靈光 珍島 樂安 昌平

南平 同福 谷城 務安 潭陽 光州
 長城 保城一作寶城 水多屬縣 會寧屬縣 富
 有屬縣 原栗屬縣 彌力屬縣 臨瀟屬縣 造紙屬縣

地方 望雲地方 義新地方 海濱屬縣 永登地方
 耽津別縣 南陽屬縣

△金氏之部

光州 靈光 康津 樂安 羅州 珍島
 靈巖 光陽 濟州 綾州 長興 潭陽
 長城 寶城 昌平 玉果 南平 務安
 求禮 谷城 和順 興陽 海南 安老
 通義別縣 潘南屬縣 伏龍屬縣 長山屬縣
 餘隴屬縣 會津屬縣 良瓜地方 慶旨地方 碧津
 地方 富有屬縣 栗村地方 正方地方 貞石地方
 兆陽屬縣 臨瀟地方 深井地方 懷義地方 松旨
 地方 弘農地方 望雲地方 嘉興屬縣 義新地方
 加用地方 長平地方 阿磨地方 咸豐別縣 耽津
 別縣 永可地方 鐵冶屬縣 南陽屬縣 玉泉屬縣
 珍山地方 八馬地方

△朴氏之部

順天 務安 靈巖 麗水 羅州 濟州

光州 長興 潭陽 寶城 靈光 樂安
 昌平 咸平 光陽 同福 谷城 南平
 海南 潘南屬縣 丘珍屬縣 押海屬縣 遂寧屬縣
 伏龍屬縣 從義地方 任城地方 安壤地方
 進禮地方 別良地方 赤良地方 栗村地方 召羅
 地方 豆仍地方 正方地方 三日浦地方 上伊沙
 地方 嘉香地方 原栗屬縣 臨瀟屬縣 陳嶺地方
 臨淮屬縣 永登地方 竹山屬縣 玉泉屬縣 道康
 別縣 平德別縣

△鄭氏之部

光州 羅州 濟州 綾州 長興 潭陽
 突山 長城 靈巖 珍島 靈光 寶城
 康津 南平 務安 同福 興陽 光陽
 海南 赤良地方 咸豐屬縣 牟平地方 永登平
 地方 耽津別縣

△尹氏之部

漆原 海南 突山 靈光 康津 南平

務安 和順 榮山 羅州 極浦 羅州 群山 羅州
 長澤 羅州 陳根 羅州 多慶 羅州 竹山 羅州 紗羅 羅州
 玉泉 羅州

△崔氏之部
 靈巖 順天 光陽 羅州 濟州 綾州
 長興 潭陽 長城 靈光 珍島 咸平
 南平 谷城 海南 昌平 和順 耽津 羅州
 光山 羅州 潭州 羅州 森溪 羅州 臨淮 羅州 仇良 羅州
 本井 羅州 阿磨代 羅州

△柳氏之部
 靈光 羅州 濟州 綾州 長興 光陽
 大靜 高興 羅州 豐山 羅州 陸昌 羅州 居平 羅州
 光山 羅州 昆湖 羅州

△洪氏之部
 羅州 濟州 南平 潘南 羅州

△申氏之部
 谷城 羅州 光州 潭陽 昌平 咸平

與陽 務安 會津 羅州 光山 羅州 馬良 羅州
 丁火 羅州 進禮 羅州 永可 羅州 道陽 羅州 荳原 羅州
 加乙 羅州

△權氏之部
 羅州 靈光 潘南 羅州

△趙氏之部
 康津 羅州 光州 長興 順天 潭陽
 長城 靈光 珍島 樂安 昌平 咸平
 玉果 南平 興陽 濟州 徐禮 羅州 平陽 羅州

△韓氏之部
 綾州 濟州 長興 順天 靈光 珍島
 咸平 康津 泰江 羅州

△吳氏之部
 同福 寶城 羅州 咸平 和順 樂安
 長興 濟州 光州 綾州 順天 靈巖
 鎮南 興陽 谷城 海南 南平 荳原 羅州

珍原 羅州 孫利 羅州 原栗 羅州 沙於 羅州
 豐安 羅州 道化 羅州 福川 羅州 紗羅 羅州 水雲 羅州
 率平 羅州

△姜氏之部
 同福 光州 羅州 綾州 咸平 谷城
 海南

△沈氏之部
 羅州 昌平 南平 富有 羅州

△安氏之部
 光州 濟州 長興 順天 寶城 昌平
 咸平 興陽 海南 耽津 羅州 珍原 羅州 平 羅州
 玉泉 羅州

△許氏之部
 光州 綾州 濟州 昆湖 羅州 道康 羅州 荳 羅州

△張氏之部
 求禮 康津 順天 羅州 光州 長城

長興 潭陽 靈光 珍島 光陽 咸平
 南平 務安 同福 興陽 寶城 綾州 羅州
 長山 羅州

△閔氏之部
 羅州 海南

△任氏之部
 長興 谷城 羅州 光州 長城 昌平
 南平 興陽 求禮 珍島 咸平 長山 羅州
 沙等 羅州 諸山 羅州 嘉興 羅州 上伊 羅州
 黃牙 羅州 義新 羅州 道康 羅州 泰江 羅州
 豐安 羅州

△南氏之部
 羅州 長興 南平 押海 羅州 長山 羅州 潘 羅州

△徐氏之部
 長城 南平 羅州 光州 順天 寶城
 昌平 光陽 同福 務安 求禮 海南



安老羅州 會津羅州 綾城別羅州 造紙羅州 大口
地方 鐵冶羅州

△具氏之部
長城 光陽 興陽 綾城別羅州 耽津別羅州

△成氏之部
光州 長興 昌平 同福 會寧羅州 森溪羅州

△宋氏之部
羅州 綾州 順天 潭陽 靈光 南平
興陽 玉果 海南 潘南羅州 押海羅州 南陽羅州 竹山羅州 紗羅羅州

△俞氏之部
務安 康津 羅州 長城 潭陽 昌平
咸平 南平 和順 群山羅州 任城羅州 水多羅州 弘農羅州 多慶羅州 永豐羅州

△元氏之部
羅州 順天 光山羅州 長平羅州

△黃氏之部
羅州 光州 長興 靈巖 樂安 昌平
南平 玉果 光陽 和順 榮山羅州 別良羅州 臨淄羅州 金山羅州 道康羅州

△曹氏之部
南平 長興 昌平 羅州 南原 靈光
靈巖 務安 綾城別羅州 玉州羅州 嘉興羅州 潘南羅州 會津羅州 伏龍羅州 餘龍羅州 召羅羅州 嘉音羅州 遂寧羅州 陸昌羅州 北平羅州 泰江羅州 耽津羅州 大谷羅州 雲水羅州 黃原羅州 玉山羅州

△林氏之部
羅州 濟州 光州 綾州 順天 寶城
靈巖 珍島 靈光 昌平 務安 康津
谷城 玉果 興陽 會津羅州 兆陽羅州 潘南羅州 居平羅州 松林羅州 下沙伊羅州 長澤羅州 福城羅州 南田羅州

△呂氏之部
順天 昌平 谷城 光山羅州 上伊沙羅州 豆平羅州 嘉興羅州

△梁氏之部
濟州 羅州 靈光 光陽 南平 興陽
會津羅州 光山羅州

△禹氏之部
濟州 光州 昌平

△羅氏之部
羅州 濟州 光州 靈光 義新羅州

△孫氏之部
求禮 羅州 光陽 興陽 森溪羅州

△盧氏之部
光州 靈光 羅州 濟州 綾州 順天
突山 長城 寶城 昌平 海南 務安
南平 咸平 福城羅州 鐵冶羅州 海際羅州

△魚氏之部

長興 咸平

△睦氏之部
南平

△蔡氏之部
綾州 南平 光州 潘南羅州 長山羅州

△辛氏之部
羅州 靈巖 靈光 昌平 光陽 興陽
海南 金溝 召羅羅州 梨坪羅州 嘉音羅州 豆仍羅州 赤良羅州 長平羅州 海際羅州

△丁氏之部
羅州 光州 長興 突山 昌平 南平
務安 興陽 押海羅州 武靈羅州 陸昌羅州 弘農羅州 嘉興羅州 泰江羅州

△裴氏之部
和順 順天 長城 靈巖 康津 求禮
興陽 海南 栗原羅州 昆湄羅州 臨淮羅州

△郭氏之部

- △房氏之部
順天 潭陽
- △方氏之部
羅州 光州 南平 谷城 海南 務安
鐵冶順平
- △孔氏之部
羅州 長城 昌平
- △劉氏之部
羅州 光州 長城 靈光 昌平 咸平
南平 興陽 耽津別號 古今島地方 放光禮求
- △秦氏之部
羅州 光州 海南 濟州
- △卓氏之部
光州 昌平 咸平
- △成氏之部
羅州 濟州 咸平 康津 南平 谷城
- △楊氏之部
遼寧別號
- △羅州 濟州 臨瀋別號 海際咸平 鐵冶咸平
- △薛氏之部
潭陽 順天 寶城
- △太氏之部
羅州
- △馬氏之部
長興 羅州 濟州 光州 南平 求禮
谷城 海南
- △表氏之部
羅州 濟州 興陽 有恥地方 冶村地方 道
康別號
- △余氏之部
谷城
- △丙氏之部
務安

- △牟氏之部
務安 牟平咸平 咸豐別號
- △魯氏之部
羅州 光州 長城 康津 潭陽 咸豐咸平
- △玉氏之部
貢牙地方
- △宣氏之部
寶城 光州 長城 同福 順天
- △蔣氏之部
光州
- △陸氏之部
靈巖 咸平
- △魏氏之部
長興 遼寧別號
- △車氏之部
羅州 光州 潭陽 順天 長城 光陽
- 南平 海南 安老羅州 粟村順天 阿磨代咸平
- △那氏之部
方地 骨若地方 本井地方
- 長興 會寧別號
- △唐氏之部
靈光
- △仇氏之部
伏龍羅州
- △皮氏之部
濟州 綾州 康津
- △鞠氏之部
靈光 福城咸平
- △承氏之部
光州
- △公氏之部
森溪咸平
- △石氏之部

- 長興 珍島 濟州 安山順天
- △宗氏之部 黃原順天
- △鍾氏之部 靈巖 旌義 荳原順天
- △龍氏之部 海南 順天
- △種氏之部 昆湖靈光
- △江氏之部 押海羅州
- △邦氏之部 務安 水多羅州
- △諸氏之部 玉果
- △胡氏之部 羅州
- △夫氏之部 濟州
- △固氏之部 押海羅州
- △魯氏之部 靈巖 長興 鎮南靈光
- △桂氏之部 羅州 海南
- △海氏之部 靈巖
- △賓氏之部 陸昌靈光
- △彬氏之部 潭陽
- △印氏之部 羅州 昇平順天
- △晉氏之部

- 南平
- △雲氏之部 長興
- △溫氏之部 羅州
- △門氏之部 竹山順天
- △千氏之部 羅州
- △簡氏之部 靈光
- △千氏之部 羅州 濟州 光州 綾州 長興 順天
- 咸平 光陽
- △片氏之部 羅州 光州 靈光 康津
- △陶氏之部
- 順天 別良順天 竹青順天
- △何氏之部 道民南平
- △和氏之部 同福 寶城
- △佐氏之部 大靜
- △化氏之部 伏龍羅州 餘隴羅州
- △章氏之部 福城靈光
- △良氏之部 濟州
- △倉氏之部 長城
- △昌氏之部 長城

△程氏之部
光州 永登遼寧

△平氏之部
嘉興遼寧

△齊氏之部
樂安

△秋氏之部
羅州 綾州 樂安 康津 順天 興陽 海南

△裘氏之部
濟州

△陰氏之部
光州

△范氏之部
羅州 光州

△碣氏之部
牟平遼寧

△葛氏之部
海南 黃原遼寧

△釋氏之部
靈光 光山遼寧

△南宮氏之部
康津 光陽

△司空氏之部
居平遼寧

△獨孤氏之部
羅州

△司馬氏之部
居平遼寧

全羅北道

△李氏之部
全州 錦山 龍潭 長水 礪山 古阜
益山 淳昌 龍安 臨岐 扶安 井邑
珍山 沃漣 南原 金溝 泰仁 高敞
任實 居寧南原 大谷地方 樸陽金溝 皮堤礪山
安城礪山 大栗全道 公村礪山 富潤高敞
朱溪別號 赤城礪山 泥波高敞 黑石礪山 柳等
才南全道 鎮安全道 平阜全道 置等地方 利城全道
才南全道 豆毛全道 水金古阜 橫井礪山 馬靈
雨日古阜 長溪長水 陽岳地方 福興地方
茂松別號

△金氏之部
扶安 茂朱 龍潭 錦山 益山 淳昌
臨岐 雲峰 全州 古阜 萬頃 珍山
南原 礪山 金堤 高山 泰仁 沃漣

興德 高敞 鎮安 雨日古阜 黑石礪山 置
等地方 大栗全道 橫川礪山 富安古阜 高堤礪山
泥波高敞 景明全道 水全古阜 金巖地方
保安扶安 荒調古阜 橫程礪山 豐堤礪山 德林
古阜 滄尾沃漣 茂松別號 長溪長水 桃田地方
馬靈礪山 阿要地方

△朴氏之部
雲峰 龍潭 礪山 萬頃 益山 珍山
臨岐 淳昌 南原 金堤 錦山 高敞
茂豐 古阜 沃漣 扶安 咸悅 高山
長水 朱溪別號 荒調古阜 泰山礪山 雨日古阜
完山全道 紆州全道 橫井礪山 綾鄉礪山
大谷地方 大良坪高敞

△鄭氏之部
全州 南昌 淳昌 雲峰 紆州全道 大谷

△尹氏之部
 利城全州 金巖地方
 南原 茂朱 扶安 高敞 龍潭 泰仁
 全州 井邑 兩日地方 馬川地方 德林地方

△崔氏之部
 全州 礪山 錦山 珍山 金堤 泰仁
 咸悅 金溝 南原 龍潭 興德 雲峰
 長水 鎮安 扶安 利城全州 豆毛地方 皮
 場別號 朱溪別號 紆州全州 甘勿土地方 檇陽
 金溝 巨野全州 陶成地方 德岩地方 茂長地方
 陽岳地方

△柳氏之部
 全州 南原 龍安 咸悅 興德 紆州全州
 大谷地方 長溪地方

△洪氏之部
 全州 南原 益山 淳昌 長水 鎮安
 紆州全州

△申氏之部
 南原 茂朱 高山 茂長 完山別號 滄尾
 九阜別號 薛仁地方 泥波地方 丹川別號

△權氏之部
 完山別號

△趙氏之部
 淳昌 金堤 全州 南原 古阜 錦山
 珍山 興德 龍安 咸悅 扶安 沃溝
 長水 富潤別號 伊城全州 閉山別號 福興別號
 豐堤別號 倉山地方 桃田地方 仁義別號
 德興地方

△韓氏之部
 扶安 益山 錦山 古阜 臨岐 鎮安
 泰仁 長水 全州 保安扶安 居寧別號 朱
 溪別號 馬靈別號

△吳氏之部
 高敞 南原 錦山 龍安 長水 全州

扶安 沃溝 閉山別號 礪良別號 平阜別號
 巨野全州 豐堤別號 倉山地方

△姜氏之部
 礪山 古阜 龍潭 高山 長水 完山全州
 朱溪別號

△沈氏之部
 全州 礪山 茂長 茂豐別號

△安氏之部
 全州 南原 大谷地方 保安別號 長溪地方

△許氏之部
 泰仁 全州 南原

△張氏之部
 興德 沃溝 扶安 南原 礪山 淳昌
 古阜 錦山 龍潭 龍安 咸悅 泰仁
 井邑 鎮安 茂長 長水 金溝 尙質別號
 荒潤地方 紆州全州 沃野全州 伊城全州 榆谷別號
 富利別號 富潤別號 滄尾別號 桃田

△閔氏之部
 地方 馬靈別號 檇陽別號

△任氏之部
 全州 南原 龍潭 扶安 任質 泰仁
 沃溝 沃野全州 景明地方 榆谷別號 富利別號
 保安扶安

△南氏之部
 全州 古阜 南原

△徐氏之部
 全州 南原 茂朱 古阜 扶安 泰仁
 任質 長水 礪山 福興別號

△具氏之部
 南原

△成氏之部
 全州

△宋氏之部

礪山 泰仁 沃溝 全州 南原 益山
 錦山 高敞 興德 臨岐 禿邊 古阜 兩日
古阜 安城地方 禿邊 古阜 兩日 地方
 柳等 地方 滄尾 雲梯 仁義 馬盤
柳等 地方 滄尾 雲梯 仁義 馬盤 地方
 保安 別安 福興
 △俞氏之部
 全州 南原 茂朱 龍安 扶安 長水
 長沙 別安 朗山 嘉興 雲梯 豐堤
長沙 別安 朗山 嘉興 雲梯 豐堤 地方
 倉山 地方
 △元氏之部
 全州 南原 益山
 △黃氏之部
 長水 扶安 全州 礪山 南原 益山
 古阜 泰仁 紆州 礪山 居寧
古阜 泰仁 紆州 礪山 居寧 地方
 茂豐 富利 大谷 赤城 泥波
茂豐 富利 大谷 赤城 泥波 地方
 九阜 保安 長溪
九阜 保安 長溪 地方
 △曹氏之部
 全州 南原 礪山 金溝 泰仁 興德
 全州 淳昌 錦山 金溝 泰仁 興德
 富安 坐卯 北調
富安 坐卯 北調 地方
 △林氏之部
 扶安 淳昌 沃溝 全州 南原 礪山
 茂朱 古阜 錦山 龍潭 臨岐 咸悅
 茂長 鎮安 益山 保安 沃野 南
茂長 鎮安 益山 保安 沃野 南 地方
 田南 福興 置等 德林 雨日
田南 福興 置等 德林 雨日 地方
 禿邊 福興 豐堤 九阜
禿邊 福興 豐堤 九阜 地方
 △呂氏之部
 全州 礪山 平阜 武城
全州 礪山 平阜 武城 地方
 △梁氏之部
 南原 全州 錦山 沃野 安城
南原 全州 錦山 沃野 安城 地方
 △禹氏之部
 全州
 △羅氏之部
 全州 扶安 陽良
全州 扶安 陽良 地方
 △孫氏之部

全州 南原 錦山 興德 扶寧 利城
全州 南原 錦山 興德 扶寧 利城 地方
 楡谷 朱溪 猿山 橫川
楡谷 朱溪 猿山 橫川 地方
 豐堤
 △盧氏之部
 萬頃 全州 礪山 臨岐 金溝
 △魚氏之部
 全州 咸悅
 △陸氏之部
 全州 泰仁
 △蔡氏之部
 全州
 △辛氏之部
 全州 南原 雲峰 高山 扶寧
全州 南原 雲峰 高山 扶寧 地方
 △丁氏之部
 全州 礪山 錦山 長沙
全州 礪山 錦山 長沙 地方
 △袁氏之部
 全州 南原 礪山 古阜 淳昌 沃溝
全州 南原 礪山 古阜 淳昌 沃溝 地方
 高山 紆州 伊城 景明 富利
高山 紆州 伊城 景明 富利 地方
 雲梯 長溪
雲梯 長溪 地方
 △孟氏之部
 全州 淳昌
 △郭氏之部
 全州 南原 萬頃 平阜 巨野
全州 南原 萬頃 平阜 巨野 地方
 政金 從
 △邊氏之部
 全州 南原 珍山 扶安 紆州
全州 南原 珍山 扶安 紆州 地方
 △卞氏之部
 全州 泰仁
 △慶氏之部
 扶安 南原 長水
 △白氏之部
 全州 南原 礪山 益山 古阜 錦山



淳昌 任實 沃漣 高山 興德 利城州
陽良地方 居海 公村 德林 雨日 置等 雲梯 長溪 毛助
 △金氏之部
 鎮安 古阜 淳昌 沃漣 高山 任實
 成悅 扶安 完山 榆谷 滄尾
 馬登
 △康氏之部
 龍潭 臨波 光陽 任實 全州 朱溪
 陽良
 △嚴氏之部
 龍潭 扶安 全州 茂長 井邑
 △高氏之部
 龍潭 全州 南原 礪山 高山 長水
 扶安 沃漣 伊城 濠州 禿邊
 橫程 巨野 從政 泥波
 △田氏之部
 全州 南原 茂朱 金漣 龍安 雲峰
 泰山 樸陽 巨野 大谷 九阜
 △玄氏之部
 全州 茂朱 阴山 赤城 長溪
 長沙 倉山
 △文氏之部
 全州 南原 沃漣 鎮安 任實 玉果
 雲峰 泰仁 龍潭 珍山 淳昌 興福
 金山 阿要 平阜
 △河氏之部
 全州 古阜 珍山 扶安 茂豐 朱溪
 富利 大谷
 △蘇氏之部
 益山
 △池氏之部

全州 成悅 高山
 △奇氏之部
 全州 南原
 △陳氏之部
 全州 南原 礪山 益山 珍山 任實
 高敏 興德 臨波 榆谷
 △庚氏之部
 全州 泰仁
 △延氏之部
 全州
 △朱氏之部
 全州 南原 礪山 興德 茂豐 朱溪
 △周氏之部
 全州
 △廉氏之部
 全州 茂朱 金堤 淳昌 龍潭 成悅
 茂長 南原 紆州 伊城 沃野
 福興
 △房氏之部
 南原
 △方氏之部
 全州 茂朱 錦山 萬頃 泰仁 茂長
 鎮安 樸陽
 △孔氏之部
 南原 錦山 井邑 全州
 △王氏之部
 全州
 △劉氏之部
 全州 茂朱 南原 古阜 淳昌 錦山
 龍安 鎮安 任實 沃漣 陽良 放光
 阿要
 △秦氏之部
 南原 任實



- △卓氏之部
全州。
- △成氏之部
全州。
- △楊氏之部
全州 南原。
- △薛氏之部
淳昌 全州。
- △奉氏之部
南原。
- △太氏之部
南原 珍山。
- △馬氏之部
全州。
- △表氏之部
全州 淳昌。
- △殷氏之部

- 泰仁 沃溝 雨日^{古阜}地方。
- △余氏之部
礪山。
- △魯氏之部
全州 南原。
- △宣氏之部
全州。
- △都氏之部
全州。
- △蔣氏之部
全州 珍山。
- △陸氏之部
全州。
- △魏氏之部
全州 長水。
- △車氏之部
全州 南原 龍潭 任實 龍安 德林^古。

- 地方 雨日^{古阜} 茂松^{茂松} 蔚松^{蔚松}。
- △那氏之部
長水。
- △仇氏之部
益山 金堤 伊城^{全州} 沃野^{全州} 黑石^{地方} 鳴良^{金堤} 堤見^{地方}。
- △明氏之部
金岩^{地方}。
- △葉氏之部
滄尾^{蔚松} 仁義^{蔚松}。
- △曷氏之部
淳昌。
- △承氏之部
南原。
- △石氏之部
全州 南原 高山 富利^{蔚松} 大谷^{蔚松} 仁 義^{蔚松} 桃田^{地方}。

- △宮氏之部
咸悅。
- △童氏之部
全州。
- △董氏之部
全州 南原。
- △黃氏之部
全州。
- △宗氏之部
泥波^{蔚松} 仁義^{蔚松}。
- △龍氏之部
雲峰 巨野^{蔚松}。
- △史氏之部
全州 長沙^{蔚松}。
- △水氏之部
雲梯^{蔚松}。
- △異氏之部

- 南原。
 - △杜氏之部
 - 珍山 別號
 - 杜山 別號
 - △厩氏之部
 - 淳昌 成悅 全州 朱溪 別號
 - 保安 別號
 - 鼓 村 地方
 - 九阜 別號
 - 福興 別號
 - △桂氏之部
 - 全州。
 - △柴氏之部
 - 綾鄉 地方
 - △泰氏之部
 - 南原。
 - △艾氏之部
 - 全州。
 - △采氏之部
 - 礪山。
 - △甄氏之部
 - 全州。
- 全州 南原。
 - △印氏之部
 - 臨波 景明 地方
 - △晉氏之部
 - 全州 南原 井邑。
 - △芸氏之部
 - 全州。
 - △溫氏之部
 - 全州 金溝 伊城 全州 巨野 全州 從政 地方
 - 平阜 別號
 - △段氏之部
 - 全州 高山。
 - △千氏之部
 - 全州 南原 礪山 金溝 成悅 高山。
 - △遷氏之部
 - 全州。
 - △連氏之部
 - 全州。

- 全州。
 - △片氏之部
 - 全州 南原 萬頃。
 - △尿氏之部
 - 黃調 地方
 - △邵氏之部
 - 全州。
 - △陶氏之部
 - 楡谷 別號
 - △賈氏之部
 - 韻潭 銅鄉 地方
 - △舍氏之部
 - 泰仁。
 - △價氏之部
 - 高山 馬靈 別號
 - △倉氏之部
 - 礪山。
- △昌氏之部
 - 礪山。
- △程氏之部
 - 富利 別號
 - 赤城 別號
 - 柳等 地方
- △庚氏之部
 - 全州。
- △景氏之部
 - 泰仁 泰山 別號
 - 置等 地方
 - 綾鄉 地方
 - 羅鄉 仁泰 地方
 - 福興 別號
- △井氏之部
 - 井邑 長永 晉聲 地方
 - 沓谷 地方
 - 置等 地方
- △勝氏之部
 - 富潤 別號
- △秋氏之部
 - 全州 古阜 臨破。
- △陰氏之部
 - 高山。



- △瀧氏之部
井邑
- △弼氏之部
全州
- △葛氏之部
陸昌地方
- △冊氏之部
豆毛全州地方
- △釋氏之部
南原 益山
- △國氏之部
潭陽

- △南宮氏之部
咸悅 龍安 富潤高陽
- △皇甫氏之部
南原
- △獨孤氏之部
南原
- △堵羅氏之部
南原
- △廣氏之部
龍潭
- △唐氏之部
南原

忠清南道

- △李氏之部
全義 韓山 洪州 公州 德山 林川

- 牙山 泰安 舒川 天安 沔川 瑞山
- 溫陽 大興 定山 鎮岑 石城 平澤

- 青陽 新昌 保寧 藍浦 稷山 連山
- 結城 唐津 禮山 木川 扶餘 儒城
- 新平洪州 新豐公州 高丘洪州 興陽洪州 政聲洪州
- 雲川 豐歲天安 頓義地方 毛山天安 地谷地方
- 仁政瑞山 居邊大興 德泉地方 羅陽洪州
- △金氏之部
公州 牙山 洪州 林川 泰安 韓山
- 舒川 沔川 天安 瑞山 溫陽 大興
- 鴻山 德山 平澤 稷山 定山 青陽
- 懷德 鎮嶺 連山 藍浦 扶餘 結城
- 保寧 海美 唐津 禮山 木川 全義
- 燕州別號 興陽洪州 驪陽洪州 合德洪州 雲川洪州
- 毛山天安 聖淵地方 德恩別號
- △朴氏之部
公州 天安 瑞山 泰安 溫陽 德山
- 平澤 稷山 定山 連山 扶餘 石城

- 保寧 唐津 藍浦 禮山 牙山 林川
- 沔川 羅陽洪州 新豐公州 毛山天安 地谷地方
- 餘美別號 鹽率地方 炤堂地方 鹽貞地方
- 樺城別號
- △鄭氏之部
溫陽 瑞山 公州 洪州 舒川 大興
- 石城 鴻山 德山 懷德 扶餘 藍浦
- 結城 新昌 禮山 全義 燕岐 保寧
- 牙山 定山
- △尹氏之部
德山 洪州 舒川 溫陽 天安 青陽
- 牙山 德豐洪州 新平洪州 貞海別號
- △崔氏之部
稷山 洪州 林川 韓山 天安 溫陽
- 大興 德山 平澤 定山 青陽 恩津
- 結城 扶餘 鎮岑 連山 保寧 海美
- 唐津 新昌 禮山 木川 牙山 全義

懷德	公山 <small>別公州</small>	興陽 <small>屬洪州</small>	用和 <small>屬洪州</small>	政聲 <small>洪州</small>
方地	安興 <small>地方城</small>	新豐 <small>屬公州</small>		
△柳氏之部	瑞山	公州	沔川	洪州
△洪氏之部	天安	溫陽	稷山	青陽
方地	禾透 <small>地方</small>			
△洪氏之部	洪州	公州	林川	韓山
△申氏之部	大興	青陽	藍浦	居邊 <small>地方</small>
△申氏之部	天安	溫陽	稷山	德山
△申氏之部	結城	保寧	牙山	禮山
△申氏之部	新平 <small>屬洪州</small>	高丘 <small>屬洪州</small>	木川	新豐 <small>屬公州</small>
△權氏之部	公州	德山	懷德	連山
△趙氏之部	林川	稷山	洪州	泰安
△趙氏之部	韓山	天安		
△趙氏之部	扶餘			
△趙氏之部	韓山	天安		
△趙氏之部	瑞山	溫陽	大興	鴻山
△趙氏之部	青陽	結城	海美	唐津
△趙氏之部	麗陽 <small>屬洪州</small>	公山 <small>別公州</small>	興陽 <small>屬洪州</small>	洪陽 <small>別洪州</small>
△趙氏之部	只地 <small>地方</small>	德恩 <small>別洪州</small>	猪井 <small>地方</small>	古多
△韓氏之部	鴻山	沔川	大興	唐津
△韓氏之部	韓山	瑞山	德山	平澤
△韓氏之部	鎮岑	新昌	庇仁	寺谷 <small>地方</small>
△吳氏之部	公州	洪州	韓山	溫陽
△吳氏之部	石城	藍浦	保寧	木川
△吳氏之部	庇仁	牙山		
△姜氏之部	海美	洪州	韓山	天安
△姜氏之部	唐津			
△沈氏之部	溫陽	天安	鎮岑	扶餘
△沈氏之部	禮山	木川		

△安氏之部	泰安	林川	公山 <small>別公州</small>	德泉 <small>地方</small>	地谷 <small>屬洪州</small>
△許氏之部	泰安				
△張氏之部	木川	結城	洪州	天安	溫陽
△張氏之部	泰安	舒川	韓山	瑞山	牙山
△張氏之部	稷山	定山	青陽	懷德	扶餘
△張氏之部	保寧	唐津	禮山	燕岐	石城
△閔氏之部	懷德	青陽			
△任氏之部	公州	唐津	沔川	保寧	鴻山
△任氏之部	連山	定山	藍浦	鎮岑	結城
△任氏之部	高丘 <small>屬洪州</small>	廣畑 <small>地方</small>	市津 <small>別洪州</small>	彩雲 <small>地方</small>	
△南氏之部	洪州				
△徐氏之部	連山	扶餘	公州	沔川	泰安
△徐氏之部	溫陽	大興	禮山	恩津	石城
△徐氏之部	藍浦	結城	木川	燕岐	德津 <small>屬公州</small>
△徐氏之部	天安				豐歲
△具氏之部	瑞山	新昌			
△成氏之部	洪州	沔川	溫陽	藍浦	石城
△成氏之部	牙山				新昌
△宋氏之部	恩津	瑞山	德山	公州	韓山
△宋氏之部	溫陽	大興	定山	連山	青陽
△宋氏之部	懷德	禮山	全義	新平 <small>屬洪州</small>	良化 <small>地方</small>
△宋氏之部	陽 <small>屬洪州</small>	禾透 <small>地方</small>	彩雲 <small>地方</small>		麗
△俞氏之部	沔川	瑞山	大興	稷山	全義
△俞氏之部					保寧

公州 泰安 扶餘 石城 德津公州屬 伊山地方

△田氏之部
公州 洪州 林川 韓山 天安 泰安
溫陽 平澤 庇仁 鎮岑 定山 結城
海美 禮山 全義 牙山 儒城公州屬

△玄氏之部
公州 沔川 天安 溫陽 懷德 結城
保寧 新昌 禮山 燕岐 藍浦 牙山
新登公州屬 德津公州屬 毛山天安地方

△蔡氏之部
公州 藍浦

△文氏之部
保寧 韓山 天安 公州 溫陽 大興
瑞山 懷德 禮山 牙山 德山 合德洪州屬

△尙氏之部
地谷公州屬 伊山地方

林川 木川 德興天安地方

△河氏之部
公州 韓山 天安 懷德 全義 結城
登歲天安屬 聖淵地方

△池氏之部
洪州 公州 天安 木川

△陳氏之部
大興 保寧 青陽 扶餘 藍浦 結城
牙山 公山公州屬 德津公州屬 驪陽洪州屬

△庚氏之部
藍浦

△朱氏之部
公州 德山 懷德 扶餘 唐津 禮山
儒城公州屬 甲村公州地方 福永公州地方 村介公州地方 熊川公州屬

△廉氏之部
公州 泰安 保寧 廣地地方 寺谷地方

△潘氏之部
結城 洪州 天安

△房氏之部
瑞山

△方氏之部
洪州 林川 天安 大興 青陽 懷德
結城 新昌 禮山 定山 牙山 溫陽
新平洪州屬 豐歲天安屬 新宗天安地方 文石地方 化物地方

△孔氏之部
牙山

△王氏之部
韓山 木川

△劉氏之部
公州 泰安 沔川 瑞山 天安 大興
鴻山 鎮岑 德山 懷德

△秦氏之部

公州 天安 青陽 新平洪州屬

△咸氏之部
平澤

△楊氏之部
天安 新昌

△薛氏之部
新昌 公山公州屬

△奉氏之部
溫陽 海美

△馬氏之部
木川 新平洪州屬

△表氏之部
新昌 牙山 公州 扶餘 興陽洪州屬

△殷氏之部
德山

△芮氏之部
沔川 扶餘 新昌 牙山



- △魯氏之部
韓山 天安 沔川 溫陽。
- △宜氏之部
天安 保寧。
- △蔣氏之部
牙山 韓山 新谷地方。
- △陸氏之部
溫陽。
- △魏氏之部
燕岐。
- △車氏之部
公州 沔州 瑞山 大興 稷山 定山
- 扶餘 結城。
- △邢氏之部
扶餘。
- △仇氏之部
海美。
- △明氏之部
海美 泰安 木川 餘美別號 鹽率地方。
- △皮氏之部
唐津 公州 洪州。
- △石氏之部
洪州 韓山 天安 懷德 石城 結城。
- 鍾氏之部
安邑天安別號。
- △龍氏之部
洪州 鴻山 庇安。
- △胡氏之部
牙山。
- △甫氏之部
公州。
- △扈氏之部
洪州 新昌 新平洪州別號。
- △朱氏之部

- 儒城公州別號。
- △甄氏之部
青陽。
- △荀氏之部
鴻山 林川。
- △晉氏之部
天安 稷山。
- △舜氏之部
林川。
- △溫氏之部
溫陽。
- △門氏之部
藍浦。
- △豚氏之部
木川。
- △萬氏之部
洪州。
- △頓氏之部
木川。
- △端氏之部
韓山。
- △簡氏之部
瑞山。
- △千氏之部
公州 天安 沔川 溫陽 德山 定山
- 扶餘 恩津。
- △片氏之部
洪州。
- △邵氏之部
公州。
- △毛氏之部
瑞山 公山公州別號。
- △何氏之部
林述蔚川地方。

△花氏之部
 天安 豐歲天谷

△賈氏之部
 泰安 瑞山。

△倉氏之部
 牙山。

△昌氏之部
 公州 牙山。

△涼氏之部
 鴻山。

△揚氏之部
 木川。

△長氏之部
 燕岐。

△程氏之部
 韓山。

△彭氏之部

新平洪州

△平氏之部
 禮山。

△井氏之部
 沔川 燕岐。

△敬氏之部
 天安 豐歲天谷

△秋氏之部
 泰安 鴻山 稷山 海美 牙山。

△牛氏之部
 木川。

△實氏之部
 泰安。

△畢氏之部
 大興。

△翟氏之部
 林川。

忠清北道

△扶餘氏之部
 百濟。

△余氏之部
 餘美海美 鹽率海美

△卜氏之部
 沔川 洪州。

△李氏之部
 丹陽 延豐 忠州 清風 沃川 文義
 懷仁 清安 青山 陰城 鎮川 永春
 清州 拜音清州 間身清州 調豐清州 陽山沃川

△金氏之部
 清風 永同 沃川 青山 報恩 丹陽
 槐山 文義 堤川 懷仁 延豐 陰城

△季氏之部
 新平洪州

△子氏之部
 木川。

△良氏之部
 彩雲海美

清安 永春 黃洞 忠州 清州 甘勿忠州

△朴氏之部
 楸子清州 常山鎮川

忠州 陰城 文義 清風 丹陽 清安
 鎮川 永同 報恩 青山 清州 拜音清州

△鄭氏之部
 伊次吞忠州 所利沃川 陽山沃川 槐山日本
 化人投 燕山文藝

忠州 清風 丹陽 沃川 延豐 鎮川
 陰城 永春 清州 突山別號
 △尹氏之部
 忠州 鎮川 永春 陰城 伊次吞別號 西原別號 巴川地方 長延別號
 △崔氏之部
 忠州 清州 清風 丹陽 槐山 沃川 延豐 陰城 報恩 鎮川 青山 廣反石
 △柳氏之部
 忠州 丹陽 沃川 鎮川 青山 西原別號
 △洪氏之部
 懷仁 忠州 清風 丹陽 清安 林堰別號
 地方 酒城地方 西原別號
 △申氏之部
 忠州 清州 沃川 丹陽 槐山 清安

永同 報恩 道安別號 德平地方 長延別號
 念谷地方 槐山日本人
 △權氏之部
 忠州 清州
 △趙氏之部
 忠州 清州 清風 丹陽 槐山 沃川 鎮川 永春
 △韓氏之部
 清州 忠州 清風 丹陽 沃川 清安 鎮川 黃澗 楸子地方 常山別號
 △吳氏之部
 忠州 清州 清風 丹陽 沃川 永春 鎮川
 △姜氏之部
 忠州 槐山 文義 堤川 清安 鎮川 永春 西原別號
 △沈氏之部

忠州 清風 丹陽 沃川 鎮川 青山
 黃澗
 △安氏之部
 忠州 堤川 清州 槐山 丹陽 廣反石
 地方 界銀川地方 居爾地方 長登別號 槐山本
 化人
 △許氏之部
 忠州 清州 清風 丹陽 鎮川
 △張氏之部
 鎮川 清州 清風 沃川 懷仁 陰城 太原別號 安邑別號 陽山別號 毛坪地方
 △閔氏之部
 清風
 △任氏之部
 清州 丹陽 永同 鎮川 所利別號
 △南氏之部
 清州 清風

△徐氏之部
 忠州 清州 清風 丹陽 清安 鎮川 報恩
 △具氏之部
 清州 青山 忠州
 △成氏之部
 鎮川
 △宋氏之部
 鎮川 清州 忠州 清風 丹陽 文義 陰城 延豐 懷仁 安邑別號
 △俞氏之部
 忠州 清州 清風 清安 間身地方
 △元氏之部
 忠州 清州
 △黃氏之部
 忠州 清州 丹陽 清安 黃澗 鎮川 報恩 管城別號



△曹氏之部	忠州 清州 清風 丹陽 文義 青山。	△盧氏之部	忠州 清州 清風 丹陽 沃川 鎮川
△林氏之部	鎮川 忠州 清州 清風 丹陽 槐山	△魚氏之部	清州 丹陽 忠州 襄陽 <small>忠州</small>
沃川 文義 堤川 延登 陰城 報恩	常山 <small>別號</small>	△睦氏之部	沃川。
△呂氏之部	忠州。	△蔡氏之部	忠州 丹陽 鎮川 永春 陰城 伊次谷
△梁氏之部	忠州 清州 清風 鎮川。	△辛氏之部	懷仁 清安 燕山 <small>別號</small> 念谷 <small>清安地方</small> 缸谷 <small>清安地方</small>
△禹氏之部	丹陽 鎮川。	△丁氏之部	清州 沃川。
△羅氏之部	忠州 清州 堤川。	△裴氏之部	忠州 清州 清風 丹陽 報恩 鎮川。
△孫氏之部	忠州 清州 報恩 青山 黃澗 堤川	△郭氏之部	
永同 清川 <small>清州</small>			

清州 忠州 清風 延登 黃澗。	△嚴氏之部	忠州 清州 西原 <small>清州</small>	
△孟氏之部	清州 安邑 <small>清州</small>	△高氏之部	忠州 丹陽 槐山 鎮川 堤川 永同
△邊氏之部	沃川 鎮川 大原 <small>忠州</small>	△田氏之部	忠州 清州 清風 丹陽 槐山 沃川
△下氏之部	忠州 文義 西原 <small>清州</small>	△立氏之部	忠州 清州 清風 丹陽 延登 鎮川。
△慶氏之部	清州 清風。	△文氏之部	忠州 清州 清風 沃川 丹陽 鎮川
△白氏之部	忠州 清州 清風 丹陽 鎮川 陽山 <small>忠州</small>	△河氏之部	忠州 清州 丹陽 鎮川 周岸 <small>清州</small>
△全氏之部	忠州 清州 清風 丹陽 鎮川	△蘇氏之部	忠州。
沃川 忠州 清州 清風 丹陽 鎮川	黃澗 間身 <small>清州</small>		
△康氏之部	忠州 清州 安邑 <small>清州</small>		



△池氏之部 忠州 丹陽 清州 清風 青山 翼安州 <small>忠</small> 地方 陽山 <small>忠州</small>	△廉氏之部 忠州 清州 丹陽 沃川 清風 栗谷 <small>同水</small> 地方
△奇氏之部 丹陽 鎮川 西原 <small>別清州</small>	△潘氏之部 陰城。
△陳氏之部 忠州 清州 鎮川 永春。	△方氏之部 忠州 清州 丹陽 酒城 <small>清山</small> 林堰 <small>地方</small>
△庚氏之部 清州 鎮川。	△孔氏之部 忠州 清州。
△吉氏之部 永同 西原 <small>別清州</small> 南界 <small>地方</small>	△劉氏之部 清州 清風 丹陽 沃川 文義 鎮川 忠州 甘勿 <small>地方</small>
△延氏之部 忠州 清安 德山 <small>忠州</small> 西原 <small>別清州</small>	△蔡氏之部 永春 忠州 清州 槐山 長豐 <small>地方</small>
△朱氏之部 忠州 清州 丹陽 清安 鎮川。	△咸氏之部 清州 清風 丹陽 道安 <small>別清安</small>
△周氏之部 清州 安邑 <small>地方</small>	△楊氏之部

清州 青山 忠州 清風。	△陸氏之部 鎮川 管城 <small>別沃川</small>
△薛氏之部 清州 忠州。	△車氏之部 忠州 丹陽 堤川 延豐 鎮川 清安 西原 <small>別清州</small>
△馬氏之部 忠州 清州。	△唐氏之部 清州。
△表氏之部 忠州 沃川。	△仇氏之部 槐山。
△芮氏之部 清風。	△明氏之部 忠州 陽山 <small>沃川</small>
△魯氏之部 忠州 西原 <small>別清州</small>	△皮氏之部 忠州 丹陽 槐山 清安。
△宣氏之部 青山。	△承氏之部 忠州。
△都氏之部 清州。	△石氏之部 忠州 清州 清風 堤川 永春 德山 <small>忠州</small>
△蔣氏之部 清州。	



△董氏之部 忠州 清州。	△宗氏之部 毛押 <small>地方</small> 。	△龍氏之部 忠州 清州。	△邦氏之部 稷山。	△伊氏之部 太原 <small>別號</small> 。	△時氏之部 長豐 <small>別號</small> 。	△史氏之部 清州。	△起氏之部 清州。
△智氏之部 槐州 <small>別號</small> 堤州 <small>別號</small> 。	△盧氏之部 忠州。	△輸氏之部 忠州。	△鳳氏之部 忠州 丹陽。	△路氏之部 太原 <small>別號</small> 。	△固氏之部 永同。	△替氏之部 忠州。	
△艾氏之部 長延 <small>別號</small> 梅氏之部 忠州。	△印氏之部 忠州。	△俊氏之部 清州。	△雲氏之部 清州。	△溫氏之部 西原 <small>別號</small> 。	△敦氏之部 西原 <small>別號</small> 。		
△桂氏之部 忠州。	△艾氏之部 長延 <small>別號</small> 梅氏之部 忠州。	△印氏之部 忠州。	△俊氏之部 清州。	△雲氏之部 清州。	△溫氏之部 西原 <small>別號</small> 。	△敦氏之部 西原 <small>別號</small> 。	

△智氏之部 槐州 <small>別號</small> 堤州 <small>別號</small> 。	△盧氏之部 忠州。	△輸氏之部 忠州。	△鳳氏之部 忠州 丹陽。	△路氏之部 太原 <small>別號</small> 。	△固氏之部 永同。	△替氏之部 忠州。	
△艾氏之部 長延 <small>別號</small> 梅氏之部 忠州。	△印氏之部 忠州。	△俊氏之部 清州。	△雲氏之部 清州。	△溫氏之部 西原 <small>別號</small> 。	△敦氏之部 西原 <small>別號</small> 。		
△桂氏之部 忠州。	△艾氏之部 長延 <small>別號</small> 梅氏之部 忠州。	△印氏之部 忠州。	△俊氏之部 清州。	△雲氏之部 清州。	△溫氏之部 西原 <small>別號</small> 。	△敦氏之部 西原 <small>別號</small> 。	
△桂氏之部 忠州。	△艾氏之部 長延 <small>別號</small> 梅氏之部 忠州。	△印氏之部 忠州。	△俊氏之部 清州。	△雲氏之部 清州。	△溫氏之部 西原 <small>別號</small> 。	△敦氏之部 西原 <small>別號</small> 。	



- △賈氏之部
太原別號
- △強氏之部
忠州 槐山。
- △庄氏之部
清風。
- △平氏之部
忠州。
- △景氏之部
忠州。
- △敬氏之部
陰城 巴川地盤方
- △刑氏之部
槐山。
- △僧氏之部
清州。
- △秋氏之部
- 永春 丹陽 忠原別號 西原別號
- △祐氏之部
長登別號
- △陰氏之部
忠州 槐山 陰城 長延別號
- △古氏之部
槐山。
- △畢氏之部
拜晉地方 楸子地方
- △律氏之部
槐山。
- △物氏之部
槐山。
- △葛氏之部
忠州 清風 青山 清安 西原別號
- △霍氏之部
清州。

江 原 道

- △宅氏之部
槐山。
- △昔氏之部
忠州。
- △直氏之部
槐山。
- △弥氏之部
鎮川。
- △鮮于氏之部
太原別號
- △東方氏之部
- △李氏之部
平昌 原州 三陟 江陵 淮陽 襄陽
春川 鐵原 寧越 伊川 平海 通川
- 清州。
- △公孫氏之部
永同 仰岩地方 楓岩地方
- △甘氏之部
忠州。
- △童氏之部
清州 太原別號
- △卓氏之部
忠州。
- △房氏之部
所利別號
- 旌善 高城 金城 歙谷 麟蹄 橫城
洪川 狼川 平康 金化 羽溪江陵 連谷
江陵 洞山別號 史吞地方 安昌別號 通濟別號

△金氏之部	瑞和 <small>瑞和縣</small> 史丁 <small>史丁地方</small> 益興 <small>益興縣</small>	△尹氏之部	原州 江陵 淮陽 平昌 平海 橫城 安峽 酒泉 <small>酒泉縣</small> 刀谷 <small>刀谷地方</small> 小水伊 <small>小水伊地方</small>
江陵 三陟 春川 襄陽 寧越 伊川	平海 旌善 高城 杆城 平昌 金城	△崔氏之部	江陵 原州 襄陽 春川 三陟 寧越
蔚珍 歙谷 楊口 平康 金化 原州	連城 <small>連城縣</small> 和川 <small>和川縣</small> 洞山 <small>洞山縣</small> 陸昌 <small>陸昌縣</small> 通州	江陵 原州 襄陽 春川 三陟 寧越	伊川 淮陽 旌善 杆城 蔚珍 歙谷
△朴氏之部	春川 江陵 三陟 旌善 原州 襄陽	△柳氏之部	金城 洪川 金化 平康 通川 洞山 <small>洞山縣</small>
寧越 伊川 鐵原 高城 平昌 平海	狼川 平康 金化 麟蹄 洞山 <small>洞山縣</small> 嵐谷	史丁 <small>史丁地方</small> 瑞和 <small>瑞和縣</small> 東州 <small>東州縣</small>	史丁 <small>史丁地方</small> 蔚珍 楊口 平昌
史丁 <small>史丁地方</small> 鄭氏之部	江陵 原州 淮陽 鐵原 寧越 伊川	△洪氏之部	原州 寧越 平海 洪川
襄陽 平昌 通川 旌善 蔚珍 金城	平康 平海	△申氏之部	江陵 原州 寧越 平海 高城 平昌

△權氏之部	金城 平康 洪川 連谷 <small>連谷縣</small> 東州 <small>東州縣</small>	△安氏之部	原州 鐵原 寧越 平海 金海 酒泉 <small>酒泉縣</small>
旌善 平昌	△趙氏之部	江陵 鐵原 金城 楊口 麟蹄 安峽	江陵 原州 金城 楊口 麟蹄 安峽
橫城 江陵 原州 春川 鐵原 伊川	洪川 金化 楊口 金城 三陟 寧越	△張氏之部	江陵 原州 鐵原 三陟 寧越 平海
平昌 平海 杆城 通川 酒泉 <small>酒泉縣</small>	△韓氏之部	旌善 杆城 高城 平昌 金城 楊口	原州 平康 安峽 蔚珍 光海 <small>光海縣</small>
原州 淮陽 鐵原 寧越 平海 金化	洪川 史吞 <small>史吞地方</small>	△閔氏之部	原州
△吳氏之部	江陵 原州 鐵原 三陟 寧越 伊川	△南氏之部	原州 淮陽 寧越 平海 橫城
平海 金城 金化	△姜氏之部	江陵 原州 淮陽 鐵原 寧越 伊川	平海 金城 平康 橫城 史吞 <small>史吞地方</small>
江陵 寧越 平海 高城 平昌 蔚珍	△沈氏之部	江陵 鐵原 狼川 三陟 羽溪 <small>羽溪縣</small>	△具氏之部



江陵 原州 旌善 橫城。	△成氏之部	原州 春川 寧越 伊川 平海 旌善	△林氏之部
江陵 原州 寧越 平昌 伊川 金化。	△宋氏之部	平昌 蔚珍 金城 狼川 洪川 楊口	原州 蔚珍 金城 狼川 洪川 楊口
江陵 原州 鐵原 淮陽 寧越 伊川	△俞氏之部	雲岩 通溝	△梁氏之部
狼川 金化 平康 史吞 <small>地方</small> 史丁 <small>地方</small>	△元氏之部	江陵 原州 鐵原 寧越 平海 杆城	江陵 原州 鐵原 寧越 平海 杆城
通川 方山 <small>山口</small>	△黃氏之部	平康 金化。	△禹氏之部
原州 江陵 寧越 平康 狼川 橫城。	△曹氏之部	原州 旌善 平康。	原州 旌善 平康。
平海 原州 春川 鐵原 三陟 寧越	蔚珍 狼川 橫城。	平海 安峽 江陵 原州 春川 鐵原	△孫氏之部
江陵 鐵原 寧越 伊川 平海 平康	△白氏之部	三陟 襄陽 伊川 寧越 金城 麟蹄	平海 襄陽 伊川 寧越 金城 麟蹄
麟蹄。	江陵 原州 洪川。	蔚珍 狼川 橫城。	△盧氏之部
	文登 <small>淮陽</small>	江陵 原州 淮陽 襄陽 春川 鐵原	江陵 原州 淮陽 襄陽 春川 鐵原
	文登 <small>蔚珍</small>	寧越 伊川 通川 杆城 金城 平康	寧越 伊川 通川 杆城 金城 平康
		金化 洪川 羽溪 <small>江陵</small> 酒泉 <small>原州</small> 嵐谷 <small>淮陽</small>	金化 洪川 羽溪 <small>江陵</small> 酒泉 <small>原州</small> 嵐谷 <small>淮陽</small>

△蔡氏之部	平康 原州 鐵原 平海 旌善 刀谷 <small>州</small>	江陵 原州 洪川。	△慎氏之部
平康 原州 鐵原 平海 旌善 刀谷 <small>州</small>	寧越 春川 鐵原 洪川 文登 <small>淮陽</small>	文登 <small>淮陽</small>	文登 <small>淮陽</small>
△辛氏之部	平海 旌善 平昌 狼川。	△白氏之部	江陵 原州 春川 鐵原 寧越 伊川
平海 旌善 平昌 狼川。	江陵 鐵原 寧越 平海 楊口。	平海 旌善 金城 金化。	平海 旌善 金城 金化。
△丁氏之部	淮陽 平康 長楊 <small>淮陽</small>	旌善 平康 原州 江陵 襄陽 平海	旌善 平康 原州 江陵 襄陽 平海
寧越 春川 鐵原 洪川 文登 <small>淮陽</small>	江陵 原州 平昌。	杆城 金城 蔚珍 歙谷 史吞 <small>地方</small> 新村	杆城 金城 蔚珍 歙谷 史吞 <small>地方</small> 新村
△喪氏之部	△邊氏之部	△康氏之部	江陵 原州 平康。
江陵 鐵原 寧越 平海 楊口。	原州 春川 伊川 寧越 平海 平昌	江陵 原州 平康。	江陵 原州 平康。
△孟氏之部	平康 洪川 羽溪 <small>江陵</small>	寧越 江陵 原州 平海 旌善 高城	寧越 江陵 原州 平海 旌善 高城
淮陽 平康 長楊 <small>淮陽</small>	△卞氏之部	平昌 平康 狼川 洪川。	平昌 平康 狼川 洪川。
△郭氏之部		△高氏之部	橫城 金化 鐵原 伊川 淮陽 旌善
江陵 原州 平昌。		橫城 金化 鐵原 伊川 淮陽 旌善	橫城 金化 鐵原 伊川 淮陽 旌善
△邊氏之部			
原州 春川 伊川 寧越 平海 平昌			
平康 洪川 羽溪 <small>江陵</small>			
△卞氏之部			

洪川 岐城 <small>全縣</small>	金城。
△田氏之部	△池氏之部
江陵 原州 淮陽 鐵原 旌善 杆城	原州 春川 寧越 平海 旌善 高城
平昌 楊口 嵐谷 <small>淮陽</small> 北尺 <small>淮陽</small> 通溝 <small>全縣</small>	平昌 洪川 所吞 <small>地方</small>
△玄氏之部	△奇氏之部
江陵 原州 鐵原 三陟 平海 麟蹄	寧越 蔚珍。
嵐谷 <small>淮陽</small> 瑞和 <small>麟蹄</small>	△陳氏之部
△任氏之部	江陵 淮陽 襄陽 平昌 旌善 高城
江陵 寧越 伊川 平海 旌善。	蔚珍 安峽 金化 橫城 三陟 連谷 <small>麟蹄</small>
△文氏之部	△琴氏之部
江陵 旌善 原州 淮陽 春川 鐵原	平海。
平海 高城 杆城 金城 岐城 <small>全縣</small>	△吉氏之部
△尙氏之部	原州 狼川 史吞 <small>地方</small>
通川。	△延氏之部
△河氏之部	寧越 通川 平康。
三陟 襄陽 平海。	△朱氏之部
△蘇氏之部	

淮陽 襄陽 春川 鐵原 寧越 伊川	△秦氏之部
平海 方山 <small>麟蹄</small>	三陟 鐵原 伊川 平康 橫城 安峽。
△廉氏之部	△卓氏之部
江陵 寧越 旌善 金城 平康。	寧越。
△房氏之部	△咸氏之部
淮陽 平海 熊林 <small>淮陽</small>	江陵 原州 淮陽 襄陽 春川 鐵原
△方氏之部	通川 高城 金城。
原州 淮陽 伊川 平海 旌善 蔚珍	△楊氏之部
平昌 金化。	原州 杆城 金化 文登 <small>淮陽</small>
△孔氏之部	△薛氏之部
原州。	江陵。
△王氏之部	△奉氏之部
江陵。	江陵。
△劉氏之部	△太氏之部
江陵 金城 原州 淮陽 鐵原 三陟	臨道 <small>通川</small>
平昌 蔚珍 平康 洪川 金化 光海 <small>春川</small>	△表氏之部
伊川 平昌。	

- △殷氏之部
和川原州
- △卜氏之部
延州別號
- △魯氏之部
原州 春川 寧越 平海 金城。
- △玉氏之部
江陵 鐵原。
- △丘氏之部
平海。
- △都氏之部
金城。
- △蔣氏之部
連谷江陵
- △魏氏之部
橫城。
- 車氏之部
- 江陵 原州 寧越 高城。
- △邢氏之部
鐵原 文登原州
- △明氏之部
平康 連谷江陵 東州別號
- △葉氏之部
平海。
- △皮氏之部
江陵 寧越 洪川。
- △石氏之部
原州 襄陽 寧越 蔚珍 洪川 平康
- 東州別號
- △董氏之部
原州。
- △董氏之部
原州。
- △龍氏之部

- 江陵 春川 寧越 洪川。
- △智氏之部
原州。
- △於氏之部
江陵。
- △楚氏之部
江陵。
- △米氏之部
方山原州
- △桂氏之部
江陵 原州。
- △柴氏之部
金化。
- △艾氏之部
鐵原。
- △甲氏之部
平海。
- △晉氏之部
安峽。
- △萬氏之部
江陵。
- △竿氏之部
東州別號
- △段氏之部
江陵。
- △班氏之部
平海。
- △簡氏之部
襄陽。
- △千氏之部
江陵 原州 春川 三陟 寧越 旌善
- 杆城 橫城。
- △暹氏之部
原州。

△片氏之部
江陵 原州 鐵原 寧越 伊川 通川。

△邵氏之部
瑞和瑞和縣。

△羅氏之部
烈山烈山縣。

△瓜氏之部
平康。

△陽氏之部
金化。

△昌氏之部
江陵。

△芳氏之部
鐵原 安峽。

△程氏之部
江陵 浪川 史吞史吞地方。

△平氏之部

平原平原州。

△京氏之部
金化。

△井氏之部
安峽。

△永氏之部
平海。

△敬氏之部
長楊長楊縣。

△秋氏之部
原州 平昌 平康 橫城。

△壽氏之部
文登文登縣。

△谷氏之部
瑞和瑞和縣。

△日氏之部
旌善。

黃海道

△別氏之部
平昌。

△國氏之部
金城。

△皇甫氏之部

△李氏之部
延安 載寧 鳳山 安岳 遼安 黃州
海州 平山 瑞興 豐川 谷山 信川
白川 長連 兎山 瓮津 萬珍萬珍地方 江陰
今川人 文城別號 青松別號 牛峰今川人。

△金氏之部
延安 瑞興 遼安 兎山 谷山 長淵
瓮津 鳳山 載寧 白川 安岳 信川
新溪 殷栗 金川 黃州 海州 豐川

△朴氏之部
康翎 牛峰今川人 儒州別文化 平州別號。

△西門氏之部
象洞象洞縣 烈山烈山縣。

△司馬氏之部
東州東州縣。

△伊川。

△鄭氏之部
海州 兎津 黃州 瑞興 延安 載寧
平山 鳳山 遼安 白川 文化 殷栗
兎山 江陰今川人 永康別號。

△尹氏之部	海州 平山 黃州 延安 瑞興 鳳山 遼安 白川 載寧 文化 新溪 兎山 楊山 ^{別號} 俠溪 ^{別號}	△權氏之部	延安 豐川 鳳山 白川 文化 △趙氏之部	白川 黃州 海州 延安 平山 瑞興 豐川 遼津 鳳山 安岳 信川 新溪 文化 銀川 ^{別號}	
△崔氏之部	海州 平山 豐川 黃州 谷山 延安 安岳 白川 遼安 信川 鳳山 大塔 ^{別號}	△韓氏之部	平山 黃州 海州 延安 安岳 信川 兎山 谷山	△吳氏之部	海州 黃州 延安 平山 豐川 安岳 遼安 信川 長連 殷栗 牛峰 ^{今入} 白翎 ^{別號}
△柳氏之部	文化 白川 延安 海州 平山 鳳山 安岳 金川 兎山 西河 ^{別號}	△姜氏之部	白川 海州 瑞興 豐川 谷山 鳳山 載寧 信川 金川 文化 康翎 兎山	△沈氏之部	
△洪氏之部	黃州 海州 延安 鳳山 白川 文化 殷栗 豐川 鹽川 ^{別號} 牛峰 ^{今入}	△申氏之部	平山 信川 黃州 海州 延安 瑞興 豐川 白川 新溪		

平山 豐川 白川	△徐氏之部	海州 延安 平山 瑞興 谷山 鳳山 白川 長淵 兎山	
△安氏之部	黃州 海州 平山 延安 豐川 瑞興 載寧 遼安 白川 兎山	△具氏之部	文化
△許氏之部	海州 平山 白川 兎山	△成氏之部	延安
△張氏之部	海州 延安 谷山 平山 白川 金川 文化 長淵 松禾 長延 ^{別號}	△宋氏之部	延安 海州 平山 豐川 遼安 白川 新溪 江陰 ^{今入} 青松 ^{地方}
△閔氏之部	海州 瑞興 俠溪 ^{別號}	△俞氏之部	安岳 長淵
△任氏之部	豐川 海州 延安 平山 谷山 文化 長淵 永康 ^{別號} 永寧 ^{別號}	△元氏之部	安岳
△南氏之部	海州 延安 平山 長淵 兎山 延陽 ^平	△黃氏之部	黃州 海州 延安 平山 鳳山 遼安 萬珍 ^{地方} 牛峰 ^{今入}

△曹氏之部	平山 豊川 谷山。
△林氏之部	黄州 海州 延安 瑞興 豊川 信川 遂安 白川 新溪 長淵 段栗 兎山。
△呂氏之部	海州 豊川 兎山。
△梁氏之部	白川。
△羅氏之部	兎山。
△孫氏之部	兎山。
△盧氏之部	長淵 豊川 谷山 海州 黄州 平山 瑞興 安岳 載寧 文化 兎山 長延 <small>建長</small>
△郭氏之部	海州 平山 鳳山 豊川 文化 連豊 <small>建長</small>
△遼氏之部	黄州 長淵 海州 平山 豊川 瑞興
△裴氏之部	海州 延安 平山 瑞興 谷山 白川
△丁氏之部	海州 延安 平山。
△蔡氏之部	海州 延安 平山 新溪 豊川。
△辛氏之部	載寧 平山。
△魚氏之部	海州。
△高氏之部	延安 兎山 海州 平山 白川 文化
△田氏之部	延安 黄州 海州 平山 谷山 白川
△文氏之部	黄州 海州 延安 平山 豊川 文化
△文氏之部	長淵 海州 延安 平山 谷山 豊川
△河氏之部	信川 遂安 白川 文化 殷栗。
△蘇氏之部	黄州 海州 延安 平山 兎山。
△池氏之部	平山。

鳳山 文化	江陰 <small>今入</small> 俠溪 <small>新溪</small> 。
△卞氏之部	豊川 安岳 白川 文化。
△慎氏之部	海州 平山。
△白氏之部	黄州 海州 延安 平山 安岳 遂安
△全氏之部	白川 兎山。
△康氏之部	黄州 延安 平山 谷山 安岳 載寧
△康氏之部	白川 鳳山 文化 兎山。
△康氏之部	信川 載寧 谷山 康翎 海州 平山
△康氏之部	瑞興 豊川 延安 安岳 萬珍 <small>地方</small> 永康
△殿氏之部	黄州 海州 延安 平山 白川 信川
文化	長淵。
△高氏之部	延安 兎山 海州 平山 白川 文化
△田氏之部	延安 黄州 海州 平山 谷山 白川
△文氏之部	黄州 海州 延安 平山 豊川 文化
△文氏之部	長淵 海州 延安 平山 谷山 豊川
△河氏之部	信川 遂安 白川 文化 殷栗。
△蘇氏之部	黄州 海州 延安 平山 兎山。
△池氏之部	平山。

黃州 海州 延安 平山 白川 文化	文化 股栗。
牛峰 <small>今入</small>	△周氏之部
△奇氏之部	海州 平山 豐川。
海州 延安。	△廉氏之部
△陳氏之部	黃州 海州 谷山 載寧 信川 文化。
海州 谷山 延安 平山 豐川 文化	△房氏之部
松禾 楊山 <small>別安岳</small> 永寧 <small>松禾</small>	平山。
△度氏之部	△方氏之部
平山 長連。	海州 延安 平山 豐川 載寧 文化
△琴氏之部	白川 股栗 牛峰 <small>今入</small>
鳳山 文化。	△孔氏之部
△吉氏之部	海州 延安 平山 鳳山 豐州 <small>豐川</small>
白川 新溪 兎山。	△王氏之部
△延氏之部	海州 平山 兎山。
谷山 海州 延安 白川 新溪。	△劉氏之部
△朱氏之部	海州 平山 豐川 鳳山 新溪 文化
海州 延安 瑞興 鳳山 安岳 遂安	長淵 長連 股栗 延安 江陰 <small>今入</small>

△秦氏之部	股栗。
海州 白川。	△卜氏之部
△卓氏之部	平山。
平山。	△魯氏之部
△咸氏之部	黃州 海州 平山 延安 豐川 谷山
黃州 海州 平山 長淵。	白川 安岳 鳳山 文化。
△楊氏之部	△玉氏之部
安岳 延安 谷山 新溪。	海州 豐川。
△奉氏之部	△宣氏之部
延安。	海州 豐川 鳳山。
△太氏之部	△都氏之部
白川 平山 牛峰 <small>今入</small>	平山。
△馬氏之部	△蔣氏之部
海州 白川。	平山。
△表氏之部	△車氏之部
海州 延安 安岳 文化。	延安 平山 海州 瑞興 載寧 白川
△余氏之部	遂安 信川 文化 江陰 <small>今入</small>

△那氏之部
兎山。

△明氏之部
海州 延安。

△莊氏之部
長連。

△皮氏之部
平山 遂安。

△承氏之部
延安。

△石氏之部
黃州 海州 延安 平山 瑞興 長淵。

△蓋氏之部
黃州。

△賁氏之部
白川。

△龍氏之部

谷山。

△邦氏之部
海州。

△伊氏之部
銀川白川別號。

△慈氏之部
海州。

△史氏之部
平山 延安。

△諸氏之部
海州。

△胡氏之部
白川 兎山 平山。

△瞿氏之部
瓮津。

△杜氏之部
海州。

△伍氏之部
復興白川別號。

△屈氏之部
白川 海州 延安 平山 鳳山 文化。

△米氏之部
觀寧。

△桂氏之部
遂安 延安。

△來氏之部
豐川。

△乃氏之部
延安。

△印氏之部
延安 海州 兎山。

△晉氏之部
海州。

△吞氏之部

延安。

△牟氏之部
海州。

△段氏之部
延安 黃州 江陰今入。

△炭氏之部
延安。

△判氏之部
海州。

△憚氏之部
延安。

△簡氏之部
海州。

△千氏之部
黃州 海州 延安 平山 鳳山 白川 新溪 文化 殷栗 牛峰今入。

△天氏之部

延安 牛峰今八
 △片氏之部 海州。
 △燕氏之部 谷山 平州平山。
 △鮮氏之部 俠溪新溪。
 △邵氏之部 平山。
 △好氏之部 海州。
 △賀氏之部 兗津。
 △夏氏之部 海州。
 △程氏之部 兗山。
 △彭氏之部 康翎 安岳。
 △景氏之部 海州。
 △井氏之部 白川。
 △永氏之部 康翎。
 △秋氏之部 海州 豐川 遂安。
 △陰氏之部 平山 谷山 兗津 白川。
 △都氏之部 海州。
 △拓氏之部 谷山。
 △國氏之部

平安南道

豐川。
 △皇甫氏之部 兗山 黃州。
 △獨孤氏之部 黃州。
 △令狐氏之部 文化。
 △仇氏之部
 △李氏之部 順川 平壤 祥原 安州 成川 中和
 咸從 永柔 江東 陽德。
 △金氏之部 順川 成川 平壤 安州 德川 寧遠
 龍岡 三登 孟山 江東 順天 江西江本
 殷栗。
 △蒙氏之部 兗山。
 △智氏之部 鳳州鳳山。
 △連氏之部 谷山。
 △朴氏之部 韓人移 稱于此 唐岳中和 北山地方。
 安州 中和 順川 殷山。
 △鄭氏之部 安州 德川 祥原 順安 西京平壤 棠岳
中和別號

△尹氏之部 祥原。	△韓氏之部 平壤 安州 順天 西原 ^{別號} 。
△崔氏之部 祥原 平壤 安州 成川 慈山 順川	△吳氏之部 寧遠 成川 中和 祥原。
价川 龍岡 順安 江西 龍岡 陽德	△姜氏之部 安州 肅川 祥原。
江東 殷山 唐岳 ^{別號} 。	△安氏之部 安州 順川 寧遠 順安。
△柳氏之部 陽德。	△許氏之部 陽德。
△洪氏之部 孟山 朝陽 ^{別號} 。	△張氏之部 平壤 安州 成川 祥原 順川 順安
△申氏之部 安州。	孟山 江東。
△權氏之部 平壤。	△南氏之部 咸從 殷山。
△趙氏之部 平壤 江西 安州 成川 中和 祥原	△成氏之部 三和。
德川 順川。	

△宋氏之部 平壤 德川 江西 陽德。	△盧氏之部 安州。
△俞氏之部 龍岡。	△魚氏之部 安州 咸從。
△黃氏之部 平壤 成川 咸從 德川。	△蔡氏之部 平壤。
△曹氏之部 安州 成川 德川 价川 龍岡 孟山。	△辛氏之部 殷山。
△林氏之部 平壤 安州 成川 中和 祥原 价川	△丁氏之部 安州。
順天。	△裴氏之部 江東 平壤。
△呂氏之部 成川。	△孟氏之部 孟山。
△梁氏之部 安州 順川。	△郭氏之部 咸從。
△孫氏之部 平壤 陽德。	△邊氏之部

祥原。

△慎氏之部

慈山。

△白氏之部

成川 寧遠 三登。

△全氏之部

平壤 成川 慈山 順川。

△嚴氏之部

寧遠。

△田氏之部

安州 平壤 順川。

△玄氏之部

成川 順川。

△任氏之部

牙善^{咸從} 牙善^{別從}。

△文氏之部

平壤 成川 中和 德川 龍岡。

△尙氏之部

順川。

△池氏之部

成川 中和 順川 龍岡。

△奇氏之部

平壤。

△陳氏之部

平壤。

△朱氏之部

平壤。

△方氏之部

安州 孟山。

△劉氏之部

安州。

△秦氏之部

平壤。

△咸氏之部

咸從。

△楊氏之部

中和 三和 陽德。

△太氏之部

順川 成川。

△馬氏之部

順川。

△表氏之部

順安。

△魯氏之部

德川。

△車氏之部

成川 肅川。

△明氏之部

安州。

△皮氏之部

慈山。

△石氏之部

陽德。

△宮氏之部

慈山。

△弓氏之部

土山^{別從}。

△史氏之部

平壤。

△智氏之部

安州 龍岡。

△履氏之部

平壤 三和 价川。

△賓氏之部

安州。

△印氏之部

慈山 价川。

△千氏之部



平壤。
 △片氏之部
 順川 順安 价川。
 △范氏之部
 安州。
 △葛氏之部
 平壤。
 △南宮氏之部

慈山。
 △都氏之部
 肅川。
 △彭氏之部
 龍岡。
 △凡氏之部
 安州。

平安北道

△李氏之部
 龍川 義州 定州 昌城 龜城 嘉山
 熙川 博川 泰川 定戎_{地方} 延州_{別號}。
 △金氏之部
 義州 寧邊 定州 昌城 龜城 朔州
 嘉山 雲山 石州_{別號} 熙川_{一作成城別號}。

△朴氏之部
 定州 江界 昌城 龜城 雲山。
 △鄭氏之部
 定州 昌城 鐵山 宣川 泰川。
 △崔氏之部
 義州 定州 宣川 龍川 昌城 嘉山

熙川 延州_{別號} 龍州_{別號}。
 △柳氏之部
 義州 江界。
 △洪氏之部
 義州 定州。
 △申氏之部
 定州。
 △權氏之部
 定州。
 △趙氏之部
 博川 泰川 昌城 安戎_{別號}。
 △韓氏之部
 義州 昌城 嘉州_{嘉山別號}。
 △吳氏之部
 定州 昌城。
 △姜氏之部
 義州 定州 龜城。

△安氏之部
 定州。
 △張氏之部
 義州 定州 昌城 宣川 龍川 雲山 嘉山。
 △閔氏之部
 昌城。
 △徐氏之部
 義州 定州 昌城 郭山 延川_{別號}。
 △成氏之部
 昌城。
 △宋氏之部
 定州 碧潼。
 △俞氏之部
 定州。
 △黃氏之部
 義州 昌城。

△曹氏之部 昌城 寧邊。	△孟氏之部 昌城。
△林氏之部 定州 朔州 熙川 雲山 泰川 延山	△郭氏之部 定州 郭山。
△羅氏之部 延州 <small>別稱</small>	△邊氏之部 定州 熙川。
△孫氏之部 定州。	△卞氏之部 定州 昌城。
△盧氏之部 定州 昌城。	△慶氏之部 定州。
△辛氏之部 朔州。	△白氏之部 定州 鐵山 龍川。
△丁氏之部 定州。	△全氏之部 龜城。
△襄氏之部 定州 宣川 鐵山 熙川。	△田氏之部 義州 定州 龜城 龍川。
	△玄氏之部

定州 雲山。	△劉氏之部 定州 昌城 楚山。
△文氏之部 定州。	△成氏之部 定州。
△池氏之部 昌城 龍川。	△馬氏之部 楚山。
△奇氏之部 泰川。	△卜氏之部 龜城。
△陳氏之部 寧邊 定州。	△牟氏之部 昌城。
△朱氏之部 定州。	△魯氏之部 泰川。
△周氏之部 定州。	△車氏之部 昌城 龜城 龍川。
△方氏之部 郭山 定州。	△邢氏之部 昌城。
△孔氏之部 泰川。	△明氏之部



定州 義州。
 △石氏之部 定州。
 △賁氏之部 昌城。
 △桂氏之部 楚山。
 △千氏之部 定州 灣州別義州。
 △扁氏之部 熙川。
 △李氏之部 咸興 永興 德源 端川 高原 洪原 安邊 甲山投野人 靜邊永興 登州別安邊 鶴浦安邊。
 △片氏之部 定州 郭山。
 △秋氏之部 鐵山。
 △陰氏之部 定州。
 △乙氏之部 義州。
 △獨孤氏之部 義州。
 △金氏之部 別義州 福靈安邊 襄谷安邊 派州安邊 青海別北青 咸興 永興 德源 定平 三水 文川

咸鏡南道

高原 靜邊永興 登州別安邊 霜陰安邊 瑞谷安邊。
 △朴氏之部 派川安邊 青海北青。
 德源 咸興 三水 文州文川 文山安邊。
 △鄭氏之部 永興 德源 登州別安邊。
 △尹氏之部 咸興 安邊 甲山投野人 靜邊永興 福靈安邊。
 △崔氏之部 永興 德源 咸興 甲山 登州別安邊 福寧安邊 青海北青。
 △柳氏之部 咸興 登州別安邊。
 △洪氏之部 德源 洪原 登州別安邊 派川安邊。
 △申氏之部 襄谷安邊 登州別安邊。
 △權氏之部 登州別安邊。
 △趙氏之部 永興 咸興 端川 德源 登州別安邊。
 △韓氏之部 安邊 咸興 永興 端川 德源 靜邊永興 登州別安邊 襄谷安邊 衛山安邊。
 △吳氏之部 咸興 永興 德源 甲山投野人 霜陰安邊。
 △姜氏之部 永興 登州別安邊。
 △沈氏之部 永興 靜邊永興。
 △安氏之部 永興 德源 襄谷安邊 登州別安邊 槐山日本。
 △許氏之部

- 文山登州
- △張氏之部
- 永興 安邊 長津 甲山 登州別安邊 瑞谷登州
- △閔氏之部
- 永興
- △任氏之部
- 靜邊嶺本 登州別安邊 衛山登州
- △南氏之部
- 成興 登州別安邊
- △元氏之部
- 靜邊嶺本 登州別安邊 瑞谷登州
- △黃氏之部
- 端川 登州別安邊
- △曹氏之部
- 成興 高原 登州別安邊
- △林氏之部
- 成興 永興 登州別安邊
- △呂氏之部
- 成興 登州別安邊
- △梁氏之部
- 端川 登州別安邊
- △禹氏之部
- 成興 永興 登州別安邊
- △羅氏之部
- 衛山登州
- △孫氏之部
- 永興 安邊 瑞谷登州
- △盧氏之部
- 成興 永興 安邊 定平 靜邊嶺本 文山
- △魚氏之部
- 成興
- △蔡氏之部

- 端川 衛山登州
- △裴氏之部
- 成興 德源
- △孟氏之部
- 登州別安邊 鶴浦地方
- △郭氏之部
- 安邊
- △下氏之部
- 成興
- △全氏之部
- 成興 登州別安邊 瑞谷登州 派川登州
- △康氏之部
- 永興 德源
- △高氏之部
- 文川 三水 德源 靜邊嶺本 登州別安邊
- △田氏之部
- 成興
- △玄氏之部
- 成興 瑞谷登州
- △徐氏之部
- 成興 登州別安邊
- △宋氏之部
- 成興 永興 登州別安邊 福靈登州
- △俞氏之部
- 德源
- △白氏之部
- 成興 登州別安邊
- △文氏之部
- 成興 安邊 端川 北青 靜邊嶺本
- △河氏之部
- 成興 登州別安邊
- △池氏之部
- 成興 登州別安邊 青海北青
- △吉氏之部

- 永興 瑞谷別安邊
- △延氏之部
- 成興 靜邊永興
- △朱氏之部
- 成興 安邊 青海別北青
- △周氏之部
- 成興
- △廉氏之部
- 登州別安邊
- △方氏之部
- 永興 高原 青海別北青 文州別文川 登州別安邊
- 衛山屬安邊
- △孔氏之部
- 文川
- △劉氏之部
- 登州別安邊 瑞谷別安邊
- △卓氏之部
- 端川 登州別安邊
- △成氏之部
- 成興 登州別安邊
- △楊氏之部
- 鶴浦屬安邊
- △馬氏之部
- 登州別安邊
- △魏氏之部
- 靜邊屬安邊
- △車氏之部
- 永興
- △邢氏之部
- 安邊
- △仇氏之部
- 成興
- △石氏之部
- 永興 端川

- △董氏之部
- 登州別安邊 青海別北青
- △邦氏之部
- 永興
- △屈氏之部
- 永興
- △路氏之部
- 北青
- △雲氏之部
- 成興
- △千氏之部
- 端川 定平 文川 登州別安邊
- △片氏之部
- 成興
- △燕氏之部
- 德源 定州別安邊
- △陽氏之部
- 霜陰屬安邊
- △桑氏之部
- 安邊
- △敬氏之部
- 翼谷屬安邊
- △秋氏之部
- 登州別安邊
- △拓氏之部
- 永興
- △甲氏之部
- 文川
- △芳氏之部
- 翼谷屬安邊
- △印氏之部
- 鶴浦屬安邊
- △陳氏之部
- 永興

咸鏡北道

- △李氏之部
- 明川 鍾城 吉州投野人 富寧投野人
- △金氏之部
- 鍾城 鏡城 富寧 茂山 富寧投野人 青海別號
- △朴氏之部
- 鍾城
- △鄭氏之部
- 鍾城 穩城
- △崔氏之部
- 吉州 鍾城 富寧投野人 匡城別號
- △韓氏之部
- 鍾城
- △吳氏之部
- 慶源
- △張氏之部
- 鍾城 茂山 吉城吉州別號
- △南氏之部
- 鍾城
- △徐氏之部
- 吉州
- △成氏之部
- 慶興
- △俞氏之部
- 鍾城
- △曹氏之部
- 慶興 明川
- △林氏之部
- 慶源
- △梁氏之部

- 富寧
- △孫氏之部
- 鍾城
- △魚氏之部
- 慶興
- △孟氏之部
- 鍾城
- △全氏之部
- 鏡城 鍾城
- △嚴氏之部
- 明原明川別號
- △田氏之部
- 鏡城
- △玄氏之部
- 明川
- △吉氏之部
- 吉州
- △朱氏之部
- 明原明川別號
- △廉氏之部
- 鏡城
- △方氏之部
- 英州吉州別號
- △王氏之部
- 鏡城
- △奉氏之部
- 鍾城
- △車氏之部
- 鏡城
- △童氏之部
- 富寧
- △龍氏之部
- 鍾城
- △秋氏之部

吉州

△陰氏之部

以上の外に邑。國未考として以下に記す地名の氏を挙げあり。其中には支那の地名たる曲阜金陵瑯琊の如きものあり。同上大地域名たる雲南の如きもの國名たる大元の如きものもあり。また支那日本の歸化人の各其本國の本籍不明の者もあり。大多數は朝鮮の舊地名の中編者が其の地名の稱の何れの地に當るかを考證し得ざるものと。併せて元山釜山碧城青州等の如く地名は判明せるも其氏の由緒不明とせるものなり。以上を一括して掲げられたり。

邑屬未考の氏

△李氏之部

玉山 金巖 荊山 溥城 雪城 梨川
梨城 成任 海登 甘川 啓川 咸原
宜城 益州 朝城 永海 河平 寶安
德順 廣山 永州 廣陵 湖州 花山

日城 仁溪 頤川 弘州 瑞山 豐安
水津 寧山 歙州 完村 屯村 明月
桂林 平章 並州 永宗 潭陽 繞山
新安 日平 延城 守陵 元山 牛溪
渭溪 石井 江州 江興 洪山

等春 泰原 龍城 合州 熙陽 青原
水鏡 箕城 益州 寧城 懷陽 昌州
碧城 岑州 海巖 荊州 翁州 永原
鳳城 遷村 牙城 尙山 河漢 濟州
人化 吉州 投野人 甲山 投野人 富寧 投野人 槐山 日本人投野人

△金氏之部

花開 金郊 利城 咸原 廣山 永宗
金陵 延興 延平 青丹 殷寧 津陵
清善 豐海 甘川 慶城 原川 丘城
宜昌 胥州 昌陽 德津 花川 京州
瀧城 永城 玉城 永登 蠶城 雪城
鶴林 龍淵 龍阜 青都 安樂 保恩
安陵 成寧 香山 白洲 岑州 光原
昌州 溪林 益州 清城 石泉 永山
清渠 河州 鎮峯 淵城 黑城 安興
鶴城 梅城 碧山 桂城 清寧 金峰

△朴氏之部

交江 元州 河平 道原 峴山 光陵
德仁 同州 珍海 花原 保城 海陽
永江 日城 廣城 江原 古城 武高
涼州 宣城 宜城 甲山 投野人 大元 國中
延城 廣陽 花山 洛城 笠山 龍城
連平 公州 投野人 富寧 投野人

△鄭氏之部

金陵 鐵城 海登 山東 錦陵 峯山
昌陵 蓬源 海東 瑯琊 長藩 漢川
安定 永原 京城 長登 奉德 奉城



滿陽 一成 濟州元代人
 △尹氏之部
 茂松 泰原 河平 安興 元州 長平
 甲山抄野人
 △崔氏之部
 金陵 海登 宣城 潼城 脩城 葦城
 瑞化 洞城 莒山 潭津 康陵 築城
 峯城 輪城 青城 寧川 章豐 安陽
 光陵 永城 江津 軍登 驪山 海西
 咸城 保城 龍津 花山 信平 珍城
 咸津 龍山 靑安 越城 銅柱 巴陵
 寶寧 昌興 兎城 東川 銅州 遂城
 東城 汾津 玄州 海岩 水城 川壤
 長陵 徐州 臨洮 洛陽西野人 靑州 礪州
 美山 龍江 甲山抄野人 富寧抄野人
 △柳氏之部
 文海 山東 監州 馬山 城津 熙陽
 △洪氏之部
 洪山 鶴林 順陽 晉坪 豐陵 南城
 金鶴
 △申氏之部
 永山 寧山 鵝州 山倉 慶城 豐安
 高岑 溍源 槐山抄野人
 △權氏之部
 花山 東城
 △趙氏之部
 咸原 箕城 玉川 玉浦 部川 稟川
 稽山 慶城 芝山 臨州 順昌 雲平
 琴山 白洲 豐城 珍寶 寧原 濟州抄野人
 △韓氏之部
 驪山 西山 竹城 溍海 仙源 利城
 △吳氏之部
 樹州 延川 保城 杞川 希陽 慶安

安西 斗原 洛川 樂川 靑安 順化
 碩城 溍城 元州
 △姜氏之部
 光陵 典山 惠山 順原 汾津 晉海
 雲南抄野人 濟州元代人 甲山抄野人
 △沈氏之部
 宜陽
 △安氏之部
 尼城 泰原 雪城 築城 麒麟 順陵
 興峰 安興 廣陵 海山 遼東抄野人 雲南
 槐山抄野人
 △許氏之部
 松山 汾陽
 △張氏之部
 熊州 永海 寧城 永城 高州 大完
 洪城 元州 玉川 文城 安興 端安
 宜山 化山 溍陽 啓陽 沃山 仁平
 寶寧 寶城 廣永 大明抄野人 丹原 長澤
 濟州抄野人 甲山抄野人
 △閔氏之部
 昌善
 △任氏之部
 泗陽 冠山 豆坪
 △南氏之部
 河平 寧城 坡溪 乙陽 春城 月谷
 △徐氏之部
 花山 連城 梨川 興川 寶安 寶原
 鳳城 普原 佳城 慶山抄野人
 △具氏之部
 德興 昌彦
 △宋氏之部
 鎮原 靑川 月谷 礪山 丹城抄野人 濟州
 △俞氏之部

尼城 箕城 文海 極城 大元^中 寧川
 祖城。
 △元氏之部
 花山 元州 元豐 廣海。
 △黃氏之部
 花山 宣城 濟安 青州 寧州 昌安
 桓城 長州 玉川 清海 尙山 遼東
 長安 遼川 山東 日新 杭州。
 △曹氏之部
 永宗 仁山 釜山 昌燕 豐安 守川
 昌慶 江安。
 △林氏之部
 雪城 宣城 玉山 石津 保城 任浦
 玉丘 臨泉 湖津 臨川 潮陽 達田
 會鍊 平津。
 △呂氏之部
 龍城 成寧。
 △梁氏之部
 金陵 南安 薊城 雲南^中
 △禹氏之部
 丹川。
 △羅氏之部
 德平 居平。
 △孫氏之部
 成原 永宗 安陽 玉山 山東 咸永
 田山 大元^中。
 △盧氏之部
 元州 文海 陳江 銅州 朝陽 義山
 玄城 大元^中 槐山^{日本人}。
 △辛氏之部
 承州 靈城。
 △丁氏之部
 昌安 南安 白城 開谷 半山。
 △襄氏之部

梨方 西山 石溪 大同 南安 丹溪
 龍山 大東 河巖。
 △郭氏之部
 寧城。
 △邊氏之部
 元州 大元^中 安康^{唐州人替}。
 △慶氏之部
 慶城。
 △白氏之部
 昌州 雪城 銀石 海岑 吉山 安興
 白城 海岸 槐山^{日本人}。
 △全氏之部
 花山 雪城 延平 青城 玉川 迎善
 玉山 慶城。
 △康氏之部
 雲南 康陵 安陵 珍海 坡島。
 △嚴氏之部
 寧城 明月。
 △高氏之部
 頤川 雪城 玉山 龍津 濟海 丹丘。
 △田氏之部
 澤陽 海豐 雪城 寧城 木平 廣平
 華山 端川 大明^中 京城。
 △玄氏之部
 安平 咸原 桓城 延川 保城 順原。
 △文氏之部
 泰原 河平 文海 保城 長潭 文城
 丹川 寶寧 瑞城 多城 江城 鎮山
 福城。
 △河氏之部
 定安。
 △池氏之部
 翁山 長州 丹山。
 △陳氏之部

雪城 成川 箕州 汝陽 龍山 珍海
 梁山中國人
 △庾氏之部
 五湖
 △吉氏之部
 旺登
 △延氏之部
 慶川 遼東
 △朱氏之部
 尙山 蛤海 大明中國人 固城唐代人
 △周氏之部
 濟州元代人
 △廉氏之部
 龍津 龍岡 石泉 龍潭 坡島
 △潘氏之部
 陽節 娥林 遼東唐人
 △房氏之部
 康地
 △方氏之部
 金陵 雪城 河原 茂安
 △孔氏之部
 金陵 石州 昌安 松城
 △王氏之部
 遼東中國人 山東 延山
 △劉氏之部
 花山 玉山 文海 雪城 玉川 成清
 開興 劔州 會原 開永 古縣 義陽
 寧州 慶山唐人
 △秦氏之部
 大元中國人 秦原 濟州元代人
 △卓氏之部
 河平 延平
 △成氏之部
 龍城 柳川

△楊氏之部
 雪城 安興 西蜀
 △薛氏之部
 雪城
 △馬氏之部
 穆川 杜興 茂城 陸川
 △余氏之部
 林京
 △卜氏之部
 築城 篋城 涓川
 △丙氏之部
 武溪 茂溪
 △李氏之部
 河平 箕城
 △魯氏之部
 成清 照海 晉江 長澤 河平 雪城
 大元中國人
 △玉氏之部
 雪城 山東
 △宣氏之部
 成原 成城
 △都氏之部
 荊州
 △陸氏之部
 鎮南 王川
 △車氏之部
 脩城 蘆田 順原 連安 陝山 餘安
 藍州
 △皮氏之部
 丹州 坡島
 △石氏之部
 濟州元代人
 △童氏之部
 富寧野人

- △麻氏之部
温陽 大元^中
- △諸氏之部
江州
- △珠氏之部
慶州^{日本化}
- △董氏之部
雪城 顯川
- △胡氏之部
胡封
- △扈氏之部
津平 河平
- △桂氏之部
幽州
- △對氏之部
雲南^中
- △段氏之部
- 加音 花山
- △簡氏之部
佳平 海州
- △邵氏之部
河南^中 西蜀 安康^{日本化}
- △千氏之部
銀溪 希昌 元山 延川
- △片氏之部
元山
- △舍氏之部
活川
- △邢氏之部
槐山^{日本化}
- △登氏之部
固城^{唐人}
- △程氏之部
河南^中

- △陰氏之部
雪城
- △占氏之部
槐山^{日本化}
- △綠氏之部
慶山^{日本化}
- △葛氏之部
分國 河源 大元^中
- △宅氏之部
槐山^{日本化}
- △國氏之部
大明^中
- △直氏之部
槐山^{日本化}
- △墨氏之部
遼東^{中國化}

以上列擧の姓本總計四百十姓其姓を見るに大體は『東國輿地勝覽』の記載を元とし、是れに數多の書の記載を採りて、補足したるものと考せらる。即ち現實を目的としたる調査資料に據りたるに非ずして、古昔より各地方に存在したりとする姓を不殘網羅し之に氏字を附したるものなり。

其掲載の地名の中現在の地名と異なるもの一千三百八十有餘あり、其中には徳水何氏、完山何氏、熊川何氏等の如き百濟、高句麗、新羅時代の地名を今に世に呼稱するものもあれど、中には昔より今日迄世に呼稱せられざりし氏を擧げある者多し。例

之は比安谷李氏、爭忽朴氏、鐵治金氏、伊次吞尹氏、所仍村崔氏、楸子韓氏、黎侮吳氏、貢牙任氏、鵝州曹氏、阿磨代車氏等とある如きの類は、未だ嘗て他の文獻にも載せあるを見ず。また日に稱呼したることあるを耳にせざる所たり。

要之本書の記載は、歴史上に存在する古昔よりの姓を不殘収録して、悉く之に□氏□氏と氏字を付して、列舉したるに過ぎずと謂ふべし。其納羅したる姓も、昔よりの傳統觀念によりて、兩班を中心とせりと雖も、また一面には、吏姓、並備局臚錄に記されたる、支那に漂流したる庶民の姓迄も拾ひ上げて、悉く氏字を付し、併姓たる釋迄も收めて、慶州釋氏とせる如きは、姓と氏とを混同せる點ありと謂ふべく、編纂者に確乎たる識見も史眼も無く、徒らに氏數の多からんことを欲して、出鱈目に、氏の大増加を試みたりと評する外無し。茲に之を収録したるは、唯參考の一資料とせん趣旨に出で、此記載悉くを史料として承認したるものに非ず。

然而して現在の氏數は幾許あるかと言ふに、元來何々何氏と稱するは皆大抵自稱に出で、何等法制上の根據あるに非ず。また社會的規範あるに非ず。唯公私一般が之を認識する事に據つて社會的に通用するものなり。其認識標準も時代により、地方により亦多少の差異ありて、現在何氏と稱する者も、甲は之を兩班とし乙は

之を吏胥とし他は之を土姓とし、自から之を否らすとする等の類あるものなれば、古昔よりの門閥たる著姓の外は、確然と何百何十氏ありとは定め得べからざるものに屬す。

第六章 外國系の姓氏

外國より來投歸化せし人の姓氏として、朝鮮の文獻に載せられたる者甚多く、其中支那系の者大部分を占む。是を其實質により大別すれば、

- 一 史學上より之を承認し得るもの。
 - 二 史的價値の有無に付ては猶攷究を要すべきもの。
 - 三 單に傳説又は故造譎説として觀るべきもの。
- 其中三に付ては既に第一編第十章に掲録したり本章に於ては、一、二に付て以下に記載せんとす。

第一節 日本系

- (1) 李 盧 申 占 白 律 宅 物 直 刑 朴 安。以上十二氏

忠清道槐山郡姓氏の部に日本投化人として掲載す。『東國輿地勝覽』(以下略して
二上氏十)

(2) 綠 珠

慶尙道慶山郡の部に日本投化人として掲載す『輿覽』右二項は正宗十三年『輿覽』
を修補せし時加へたる者なること。第一編第三章に記せる如し。蓋し此等の姓の
祖先たる者は文祿慶長役に關係あるものなるべし。

(3) 金 氏

壬辰倭將沙阿可劍我朝に歸命し、屢戰功を立つ。本朝姓名を金忠善と賜ふ。『備局
膳錄』

金忠善字は善之、原と日本人、本姓は沙氏、名は也可と曰ふ。萬曆壬辰清正の左先
鋒と爲り、兵三千を領して海を渡り。朝鮮の文物を慕ひ、慶尙兵使朴晋に歸附し、重ね
て奇勳を立つ。兵使啓開し、朝家二資を超へて嘉善を授く。後又都元帥權擧御史韓
浚謙の褒啓により資憲に陞る。……後正憲に進む。……云々。『藝華堂集』此の後裔
今慶尙北道達城郡嘉昌面に繁衍せり。其家譜には金海金氏とせり。
右の外

太祖太宗の時代海賊の降伏歸化人に姓を賜はりしこと。第一編第四章に記せる
如し。足利時代に於ける此類の投入者及文祿慶長の役の殘留者にも亦同一の者多
かりしなるべく。萬曆年代の蔚山戸籍の中にも、降倭僉知世和致、同判事世叱已等の
氏名十數戸あり。此類顯出せず、同化融合せし者多かるべし。

『世宗實錄』には……禮曹啓す、向化の倭馬三甫、老廣州戸長李、開の養子となり。姓
李を冒し、楊州戸長韓原の女を娶り、子李根を生む。根讀書今舉に赴かんとす。其志
尙すべし。請ふ試に赴くを許されんことを。之に従ふとあり。『燕山君日記』には、
惡政を誹謗せし貼紙を爲せし者の嫌疑者千餘人を囚へし中に、高柱尙なる者憤慨し、
我は元日本人なり、何ぞ汝等の手に死せんやと自及せること出づ。

第二節 滿 洲 系

(1) 原州邊氏

『高麗史』列傳……邊安烈は本と滄陽の人。元季亂興に因て、恭愍王に従つて來る。
郷を原州に賜ふ。『嘯阜集』……邊公葵表……公本と中土北地の人、遼濟に生る……
至正辛卯恭愍に隨ひ徂東す。王妻はすに咸里判樞密元顛の女を以てす。元の本籍

は原州。故に公亦因つて原州を賜ふて郷と爲す。

(2) 崔 尹 李 金 張 姜 以上六氏

『輿覽』甲山郡の姓氏の部に投化とあり。『甲山邑誌』同上。

(3) 童 崔 李 金 以上四氏

『輿覽』富寧郡姓氏の部に投化とあり。『富寧邑誌』同上。

以上二項唯投化とのみ記せるも、野人と推定し茲に掲ぐ。

(4) 浪 氏

『叢書記』……近日浪處、清浪世龍なる者あり……浪氏は野人向化者の裔なり。

(5) 遼東潘氏 遼東墨氏

投化人『増補文獻備考』以下増備と略記す。

(6) 李 氏

『典故大方』……宣祖壬辰の時、明の將として來りし李如松の孫應祖。其祖の遺命により東來し、後裔淮陽に居る。同書丁酉の時、總兵として東來せし李如梅の孫成龍、脱身東來。其後裔江華に居す。

高麗以來女真人の投化したる者甚多し。其中には重要な地位を得たる者も鮮

なからず、例へば李朝太祖の胙臣とも幼少よりの友人とも謂ふべき倭豆蘭の如し。此等の後裔の兩班となりし者も多かるべきに。其祖を女真人とする者一人も無し。蓋し高麗李朝を通じて北方支那人を胡夷として賤視するの僻見あるにより、是を名譽とせず。其系統を塗抹せしに由るものなるべし。但だ女眞の姓を今日に傳へたりと思はる、者に左の一姓あり。

(7) 溫 氏

『高麗史』に高宗己丑八月に……東眞四十人、托言追溫、溫罕至和州……とあり。此溫、溫罕は女眞姓氏の一にして、『金史國語解』に溫の一字にて表出され居り。此溫氏は吉林の東方、綏芬河より間島方面に繁榮せし名族にして。右高麗史記事は溫、溫罕が豆滿江の彼方より脱出して高麗に逃入せしものならん……云々と稻葉博士岩波日本歴史中に出づ。

現に咸北慶興郡雄基邑、吉州郡古城面、城津郡城津邑、茂山郡三社面、穩城郡訓戎面、鏡城郡漁郎面及咸州北青三水、長津豐山、利原、甲山、洪原等々の二十九面邑にある溫姓の中には其後裔多かるべし。

第三節 蒙古系

- (1) 延安印氏
『高麗史』……印信本と蒙古の人初の名忽刺才。齊國公主の怯恰口。怯恰口は華言私屬の人也。三哥車古才と與に公主に従つて來る。中郎將に補す、遂に姓名を改めて印信と爲す。
- (2) 羅氏
『同上』……羅世は本と元人也。恭愍の朝諸將と撃つて紅賊を走らす。功を録して二等と爲す。
- (3) 全氏
『同上』……全義は胡人、本名也、列哥。恭愍の末密直を拜す。
- (4) 趙李石肖姜鄭張宋周秦 以上十姓
『輿覽』濟州姓氏の部に、以上の姓、元とあり。『東史綱目』には……按ずるに元の時留鎮及牧馬を以て元人の濟州に來住する者甚多し。忠烈王の時、元罪人四十を此に流す。故に濟州元人の子孫多し。今(頭書)の籍元を以て姓貫と爲す者是也。

- (5) 清州楊氏
『龍洲集』……通政大夫安邊府使蓬萊楊公墓碣……先生諱は士彦、字は應聘、蓬萊と號す、又海容と號す。元の成帝の時、始祖起侍中を以て齊國長公主の蓋降に陪す。高麗忠宣王、上黨伯に封す。故に清州楊氏と爲る。
- (6) 牙山蔣氏
『大東韻府群玉』……元の神慶衛の大將軍蔣愔。麗末に亂を避けて來つて牙山へ寓す。遂に土姓となる。
- (7) 安陰西門氏
『錦谷集』……元の至正年間、公主を高麗に送る。西門其行に記從して出來る。恭愍に仕へ侍中、中郎と爲る。因て郷貫と爲す。
- (8) 原州邊氏
『輿覽』……原州姓氏の部に、邊姓、潘陽とあり。『增補』には、始祖祖順の孫安烈、兵部尙書を以て、高麗恭愍王の初年、魯國公主に陪し、東來す。補祚功臣、領三司事、原州府院君に封す。夫人の姓貫に従ひ、仍つて籍を原州に賜ふ……とあり。
- (9) 黃氏

『典故大方』黃石奇は本と元人を以て恭愍王の時魯國公主に陪し東來佐理平章事
檢山府院君となる。

『陶谷集』高麗檢山府院君恭僖黃公墓表。公諱は石奇中朝の人也。高麗忠肅王の
時公主に従つて東來す、昌原に封せらる。子孫仍つて貫とす。『增備』には恭愍王の
時魯國公主に陪して東來、本と元人なりとあり。

(10) 德水張氏

『谿谷集』平山中氏墓誌銘。德水張君有良申氏と曰ふ……張氏の先舜龍と曰ふ、本
と元朝より東來す。官僉議參理に終る。德水に食采す、因て貫と爲す。

以上各項の中には蒙古人なるや又漢人にして蒙古に仕宦したる者なるや不明の
ものあれど便宜上掲記せり。

第四節 渤海系竝契丹系

(1) 王氏

『高麗史』……太祖十七年渤海は契丹の滅す所となる。世子大光顯數萬を率ゐ來
投す。姓名を王繼と賜ふ、之を宗籍に附す。

(2) 金 隱 大 洪 以上四氏

『同上』……太祖十一年渤海人金神等六十戸來投……同、大儒範民を率ゐて來投。
同隱繼宗等來附す。同十二年洪見等來投。

渤海の滅亡の時高麗に投入せる者甚多く此類『高麗史』に出たる者多し、他は省略
す。其子孫の中其姓を保ちし者も有るべきも。爾來兩班の家に渤海系なりとせる
者無し。蓋し之を名譽とせざるに因るものなるか。唯南鮮某所に渤海大氏の系譜
を藏する者ありと云ふ。

(3) 尉 氏

『高麗史』列傳尉豹は本と契丹の人、明宗の朝散員同正となる。

第五節 回 鶻 系

(1) 張 氏

『高麗史』列傳張舜龍は本と回々の人、初の名三哥。齊國公主の怯怛口を以て來る。
郎將を授く、累遷して將軍となる。今の名に改む。

(2) 慶州僕氏

『同上』僕遜は回鶻の人世々元に仕ふ。遜は順帝の時中進士出でて單州に守たり。父の愛に居り大寧に寓居す、紅賊大寧に迫る。恭愍王七年兵を避け東來す。王の元に在るや遜と舊あり、是に由て待つ甚だ厚し、第を賜ひ高昌伯に封す。

『世宗實錄』地理志……賜姓一僕。元の崇文監丞僕遜は高昌の人、元季兵を避けて東來す。其子判三司長壽鄉貫を賜はらんことを請ふ。太祖命じて鶴林を以て本貫とす。

(3) 林川李氏

『世宗實錄』地理志……林川の李姓一の割注に……李玄は本と畏吾國の人也來つて投化通譯に功あり。命じて林川に付籍す。

第六節 中央支那系

(1) 宣氏

明の太祖洪武十五年奉使東來したる宣允祉は留り居り。寶城を貫とし、後孫若海仁祖の朝奉使潘陽に入り功あり。其後裔長城樂安寧邊、江華、坡州に居す。右『典故大方』に出づ。以下(2)より(23)迄皆同じ。

(2) 麻氏

宣祖丁酉提督として東援せし、麻貴の曾孫舜裳朝鮮に漂到し。其後裔陝川に居す。

(3) 石氏

明の兵部尙書石星の後裔清風に居す。

(4) 史氏

明の禮部尙書史係の後裔、江華坡州に居す。

(5) 萬氏

明の經理使萬世德の後裔、京に居す。

(6) 賈氏

明の兵部尙書賈維翰の後裔、泰安、安東に居す。

(7) 董氏

宣祖戊戌東援の提督董一元の後裔、鎮川に居す。

(8) 片氏

浙江の人、明の摠節使片碣頌の後裔、結城、金山に居す。

(9) 施氏

宣祖壬辰麻貴に隨ひ東援せし施文川星州に卜居。其後裔仍は居す。
 『文獻撮録』には……施文川は壬辰天兵の逃れて我國に在る者也。正宗癸丑の教に曰く。星州曾て聞く明洞と稱する者あり。即ち壬辰東援中軍施文川の洞墟と云ふ。文川の父允濟官は兵部尙書石公東援の策に力贊す。而して文川積勞行間因つて我國人となる。宣廟の朝僉樞の職を授く。英祖の朝亞卿を贈る。且文川の後有り。賤役に簽する勿れの教あり。今思はざるべけんや。後裔を収録して道伯をして召見せしむべし……とあり。

- (10) 陳氏
 明の宗人府の儀賓陳鳳儀の玄孫明末東來。其後孫京に居す。
- (11) 康氏
 宣祖壬辰右協將康世爵の後裔椴島より東來し茂山に居す。
- (12) 胡氏
 明の吏部尙書胡士表丁丑椴島より東來し。其後裔茂山に居す。
- (13) 田氏
 明の兵部尙書田應揚の孫好謙椴島より東來。其後裔通津に居す。

- (14) 楚氏
 明の星山公の後裔明川に居す。
- (15) 干氏
 明の花山君の後裔忠州益山綾州利原海州吉州端川開城明川清安咸陽茂朱長城寧海咸昌北青鐵原水原に居す。
- (16) 潘氏
 明の通政潘騰の後裔金化に居す。
- (17) 鄭氏
 明の吏部左侍郎鄭文謙の後裔京に居る。同琅琊の人進士鄭先甲東來。其後裔京に居す。
- (18) 黃氏 柳氏
 明の池下留守黃功仁祖丁酉瀋陽より鳳林大君に陪し東來。後裔京に居す。此れより柳溪山并に九家同時に東來。
- (19) 王氏
 明の庠生胥州の人王文祥の後裔京又江陵に居す。同濟南の人庠生王以文の後裔

- (20) 京楊州豐德に居す。
馮氏
- (21) 明の臨朐の人庠生馮三仕東來。後裔加平丹陽永春陽智豐基楊州に居す。
襄氏
- (22) 明の大同の人庠生襄三生東來。後孫京に居す。
秋氏
- (23) 明の完山君の後裔林川清安舒川陽德茂朱安岳金化忠州文義に居す。
祈氏
- (24) 大明戸部郎中祈順の後。
密陽唐氏
- (25) 『輿覽』密陽人物の部に……唐誠浙江明州の人元末亂を避けて東來。本朝の初より専ら事大吏文を掌る。命じて本府を以て其籍貫と爲す。『增備』には唐有誠とあり。
明氏
- (26) 『典故大方』元末蜀に據り帝と稱す。國號大夏明の太祖既に蜀を定め其子昇及其

- (27) 家族を我國に遷す。之をして官と做さず民と做さざらしむ。後孫光啓宣祖の時文科に登る。『文獻撮錄』明昇九歲擒にせられ我國に至る。昇の母曾て皇太后の爲めに毎夜天に向つて祝して曰く。天なる哉天なる哉我をして播遷せしめしは専ら蜀大臣の罪也。大臣大明と相通ず……云々。太宗の朝王妃の冠服大明より來る。宮中翟衣被荷の法を知らず昇の母を招いて宮に入り指教せしむ。今明氏の苗裔開城に居る者陳理あり理子無し。只外孫に成倪あり。
- (28) 『增備』本と中朝紹興府玆溪縣の人。公主に陪して東來籍を豐川に賜ふ。
豐川任氏
- (29) 『同上』元末陳友諒武昌に據つて帝と稱し國號を漢と爲す。敗死するに及び子理明に降る太祖平漢公に封じ之を高麗に遷す。我太宗の朝順德侯に封す一派を爲す。
奧德陳氏
- (30) 『同上』本と中國弘農の人公主に陪して東來谷山に居る。因つて以て貫と爲す。
谷山延氏
- (31) 『同上』本と中國中牟縣の人東來。後元帝命じて河南侯を贈る。
尙州方氏

- (30) 豐徳張氏
『栗谷集』豐徳の張中朝より出づ。浙江の人張伯昌、宋の貴臣を以て子舜龍と黃巢の亂を避けて來り貞州に接す、遂に郡人となる。『典故大方』には徳水張氏とあり、徳水は古豐徳の屬縣。
- (31) 瑞山鄭氏
『增備』……本と中朝の人始祖、臣保宋朝の員外郎となる。宋亡んで海に浮んで來す。終身仕へず郷祠を享く。
- (32) 葉氏
『高麗史』顯宗三年宋人葉居臚來投。
- (33) 富寧余氏
『增備』宋の諫官余善才東來、富寧に食邑す。仍て以て籍と爲す。
- (34) 咸從魚氏
『同上』始祖化仁本と中朝馮翊府の人。南宋の時亂を避けて東來す。初め江陵に接す、後咸從に徙る。後又晉州に遷る。
- (35) 黃州邊氏

- 『同上』平公の子御戎字は子邊。子孫仍て邊を以て氏と爲す。隴西に居る。汴宋の亡ぶや海に浮んで東來し取城に居る、取城は今の黃州。子孫仍て黃州を以て貫と爲す。
- (36) 居昌慎氏
『同上』宋の開封府の人修なる者あり。高麗文宗の時東來す……。此一族今現に慶尙南道居昌郡に二百餘戸居住す。
- (37) 雙氏
『高麗史』列傳……雙翼は後周の人周に仕へて武勝軍節度巡官將仕郎となる。光宗七年冊封使に従ひ來る、病を以て留て仕ふ。
- (38) 大邱夏氏
『增備』始祖欽、宋朝の都督を以て來る。東國に居る、始め大邱に籍す。
- (39) 居昌章氏
六百餘年前、高麗文宗の時、宋の開封府より東來す、現在慶尙北道居昌郡に一族二百餘戸居住す。『同而回答書』

(40) 林川趙氏

『增備』本と宋の太祖の第二子、岐王德芳の後、中朝進士に登る。亂を避けて東來高麗、嘉林君に封ず。仍て籍と爲す。

(41) 海州吳氏

『典故大方』始祖仁裕高麗成宗三年甲申、宋朝學士を以て東渡。海州に籍し國朝に仕ふ。

(42) 南陽洪氏

『蒼石集』……通訓大夫司憲府持平洪公慕弼……唐才子八人を遣はし來つて高句麗に教ゆ。洪其一也、至つて南陽に居る、遂に以て貫と爲す……南陽の洪に二派あり、世に此洪を唐洪と稱し、他を土洪と稱す。

(43) 岳林洪氏

『木齋集』岳林洪氏族譜序……吾始祖學士大唐の初楚より遼東に至る、而して遂に東來す。牧隱李先生の唐城引に詳しく其事を載す。麗の中葉に追ひ諱驚なる者あり宰相に位す。南陽より嶺の岳林に徙る。其後遂に岳林の洪と爲る。猶古の大夫の如し、王父の字を以て氏と爲す。而して姓を別にする也。今岳林の譜を作つて南

陽と別つ。

(44) 丁氏

『典故大方』唐宣宗大中七年、衍邦なる者あり東來す。

(45) 呂氏

『增備』本と中國萊州の人、唐の僖宗乾符四年、新羅眞聖王の時、黃巢の亂を避けて東來す。咸陽星州、密陽、金海に分籍す。金海、密陽は則ち聞ゆる無し。咸陽星州は則ち東方の著姓となる。

(46) 盧氏

『增備』唐末盧氏兄弟四人、中國より東來し新羅に仕ふ。垓は光州伯となる、垓は交河伯と爲る、垓は長淵伯となる、址は豐川伯となる。各封邑を以て貫と爲す。

(47) 高靈司空氏

『同上』唐の僖宗の時の人、其子孫亂を避けて東來す。

(48) 延安李氏

『東國文獻備考』延安李氏の始祖茂唐の高宗の時、中郎將を以て蘇定方に従つて東に來る。百濟を平ぐ、仍ほ留つて新羅に仕ふ。籍を延安君と賜ふ、『退溪集』に大體上

項と同一の記事あり『象村集』には本項世傳として出づ。
(49) 寧越嚴氏

『增備』始祖光郡守嚴泓族譜に云ふ。唐の天寶年間嚴氏上价となり坡樂使を以て奉命東來仍つて寧越に居て返らず。

以下投化の時代不明のもの。其中唐とあるは、李朝公文文獻の記載の用字例として。唐とは唐朝の唐に限らず。宋、元、明、清等の時代の漢族の人を指稱す。

(50) 商山李氏

『增備』始祖之煥中朝河間府より出来る。籍を尙州に賜ふ。

(51) 池氏

『同上』始祖宗海本と中國人海に浮んで東來す。

(52) 忠州梅氏

『興覽』忠州姓氏の部に賜(姓)中原濟南とあり『大東韵府群玉』其先中原の濟南縣に出づ。姓を梅氏と賜ふ、忠州に籍す。

(53) 南陽房氏

『退溪集』南陽の房即玄齡の後、中朝より東來す。

(54) 昌原孔氏 清州楊氏 豐川任氏 豐川唐氏

『同上』皆中國より出来る。『芝峰類說』

(55) 羅州羅氏

『增備』羅州羅氏族譜重刊後序……羅氏本と中國豫章の人東來して羅州に籍す。

(56) 龍宮曲氏

『興覽』其郡姓氏の部に唐投化とあり。『增備』には、唐の投化人、高麗太祖元年曲翁會評察となる。

(57) 玄風郭氏

『增備』其先關西弘農の人中國より東來す。

(58) 固城登氏 固城采氏 安康邵氏 咸興朱氏 通川太氏 梁山陳氏 公州金氏

慶山全氏 慶山白氏 慶山劉氏 慶山徐氏 以上十一氏

右『興覽』其府郡の部に單に唐の投化として出づ。

(59) 安康邊氏慶州 梁山陳氏 管城陸氏 丹城宋氏

右『增補』に單に唐の投化人又は、中原より東來として出づ。

第七節 南方西方支那系

(1) 王

『高麗史』王三錫は本と南蠻の人性粗疎輕躁才術無し。嘗て商船に隨つて燕に至り人に糊口す。忠肅王元在り三錫幸臣に因て見を求む。王之を悦ぶ遂に王に従ふて東還醫術を以て王に媚ぶ。近幸を得寵譽比無し稱して師傅となる。

(2) 對 姜 梁 安 以上四氏

『輿覽』濟州姓氏の部に右四姓雲南。大明の初め雲南を平定し梁王の家屬を徙し州に安置すとあり

(3) 楊 邵 以上二氏

『增補』邑屬未致の項に西蜀と出づ。其原據とする所詳かならず。

以上外国系姓氏を文獻より抜記せる大略也。猶詮索せば此類多かるべきも。唯大要を摘するに止む。

第七章 系譜の書

第一節 譜書の起原

系譜の記録と之が保存は血統を尊び其承くる所を明かにして是を名譽とするこ
とに由来せりと雖も。姓氏門閥が社會の根底に勢力を養ひ一族を一單位として其
生存要件と爲し。それ等名門の所出が政治的にも社會的にも互に威福を張り特權
榮譽を就ふことの情勢を見るの世とならば。更に系譜の使命に重要性を加へて是
を以て一族の團結力凝成に資し。併せて他の冒稱者を防ぎ。他族との對競に用ひ
且はまた身分證照の具となすべく。門閥相競ひて之が編成刊行に力を注ぎ其尊榮
的使用價值を大ならしむるに至るに必然の歸趨にして支那日本朝鮮共に以上の徑
路を同くせるは歴史の證明する所なり。是れ縦系圖が後に横系圖に擴がり筆寫が
版行に進みし所以なるべし。故に家譜の發達は單に祖宗崇拜の信念のみにより起
るものに非ざることとを曉らざるべからず。

支那に於ける譜書の沿革に付ては『該餘叢考』に南史に王僧孺(梁の人齊に仕ふ十八州譜百家譜の著あり)

か誤譜を命せられ譜の自から起る所を知らず。以て劉杳に問ひ、劉杳の答に、桓譚新論に云ふ。太史公三代の世表旁行邪上並に周譜に效ふと……此を以て推せば周代に起るに當る。周の小史を按ずるに繫世を定め昭穆を辨ず是れ譜學の周に起る疑無し。唐の柳芳の論に曰く三代多く官を世々にす。其後或は國に氏す則ち齊魯秦吳。諡に氏す則ち文武宣成。官に氏す司徒司馬。爵に氏す王孫公孫。字に氏す孟孫叔孫。居に氏す東門北郭。物に氏す三鳥五鹿。事に氏す巫乙匠陶。漢の高祖は布衣に起る故に氏族を重んぜず然して漢の鄧氏已に官譜あり。應劭に氏族一篇あり王符の潜夫論亦姓氏一篇あり。魏に至つては九品中正の法行はる是に干る權右姓に歸す。州の大中正主簿郡中正功曹皆著姓の士族に取る。之の爲に有司選舉必ず譜牒を稽ふ故に世曹の譜あり世官あり……云々と其歴史の概要を略説せり。

『隋書』經籍志、『唐書』藝文志、『宋書』藝文志中にも系譜の書多く出づ。隋唐以來官に上るには簿狀あり家に系譜あり。官の選舉必ず簿狀により家の婚姻は必ず譜系によれり。『唐書』に……晋の遷播に遭ひ胡醜華を亂し百宗蕩折士は墳墓を去り子孫猶系録を挾んで以て承る所を示す……とあり。譜書が士類に於て祖先崇拜の精神的價值と共に生存上の唯物的價值ありしを察すべし。

朝鮮に於ける譜書の作成は李朝明宗十七年に成りし文化柳氏の族譜を始とす。『燃藜室記述別集』に……我東の族譜は嘉靖年間に文化柳譜最先に規む。而して織悉外裔を詳載す故に後來譜を修するの家は輒ち就きて考訂す……とあり。茲に文化柳譜を最先なりとするは宋明に行はれし形式に倣へる家譜の編纂發刊を指すものにして其前に於て高麗時代より各門閥簡略乍らも縦を主とせる系譜の文書筆寫せられて保持傳來せし者ありしことは四圍の社會的事情より想察して誤り無かるべく。それ等の文書は各家族譜の資料ともなり。族譜刊行後不用に歸し遂に散逸して傳はらざるものなるべし。

朝鮮に於ける譜書の刊行が他の支那文化模倣に比しては甚だ遅れたるは。中古に於て閥族が門地相競ふの弊割合に盛ならざりしと。又一は私家出版が容易ならざる難事業なりしにも因るものなるべし。文化柳譜の出來上りし時代は黨爭士禍漸く熾ならんとし其明宗時代の士禍には多數の柳氏——文化柳氏と他の柳氏——が渦中に在りしこと等を考ふれば其發生は決して偶然ならず。切實なる要求が之を生み出したるものなるべし。

王室に於ては顯宗の時『列聖王妃世譜』の刊行あり。肅宗の時『璿源譜紀略』の刊行あり。英祖の時『國朝譜牒』成る。士家に於ても、柳譜以降續々族譜の作成刊行を見るに至れり。蓋し生存上其必要ありしと共に家に族譜無きは榮譽に非ずとする如き名聞慾にも由来せるものなるべし。近代其刊行割合に經費を要せず容易く行はるゝに及び重修増新刊の行はれしもの亦多く。舊刊と併せて有名無名の士家殆んど族譜の一卷を藏せざるもの無きに至れり。

第二節 族譜の作成

朝鮮の族譜の形式は明代のものに據れる如し。族譜には大同譜と派譜との別あり。大同譜とは一族の始祖以下其子孫幾代に及ぶもその幹枝を悉く録するものなり。即ち血族を同ふせる一姓氏全部の系統録なり。派譜は一族氏が其年處を経るや幾多の分派を生たる其分派の族譜なり。

族譜の作製には左の手續及び方法を採るを普通とす。

(1) 宗會 族譜を刊行せむとする時には、先づ宗會を開催し、作譜を議決し、然る

後通文(通知書)を發して、一族各派に通知し、各派より各家に通知し各家より單子を聚收す。

(甲) 單子 とは各派子孫の族系及び族員の生卒年月日、官職、女壻、外孫等を詳記せし書票を云ふ。

(乙) 事務 作譜事務を取扱ふ所は、宗派(始祖よりの直系子孫)の家に、又は別に之を定むることあり。而して作譜事務を執る者は、子孫中履歴ある者にして、その役員の名稱及び事務は次の如し。

收單有司 單子を收むる者一人若くは數人。

校正有司 單子編輯の際正誤をなす者一人若くは數人。

收錢有司 一族の子孫より經費を收むる者一人若くは數人。

掌財有司 會計事務を掌どる者一人若くは二人。

(二) 經費 作譜に要する經費は一族中現在生存する子孫悉く之を負擔するものなり。之を名下錢(名義錢即ち割當金)と云ふ。その出金額は成人と童子とに依り若干の差ありて冠一兩童五錢の古謠あり。經費に不足を生ずる時は子孫中より義捐に依り、又は宗中財産ある場合には之に依りて充當することあり。之

を名下錢に對して別賜錢と稱す。

(ホ) 刊行頒布 刊行せる族譜は各派に其若干部を配付し經費不充分なる時は各派の宗孫にのみ配付す。又各派にて多數を得んとせば別に實費を出して配付を受けざるべからず。

(ヘ) 體裁及記載 族譜の體裁は一般の書冊と異ならず。但し數字を以て頁數を表はす以外毎葉下字文の一字宛を記し對照の必要する個所には其符字を記し以て索引に便にす。

記載する者は、始祖より其子孫幾代に至るも皆其名字、號、諡號、

生卒、何王朝干支幾月幾日(生)

官職、封號、科、榜、刊譜時生存する者は今何官とし。現職なき者は前任何官と記す。

勳業、道德、忠節、孝烈、旌表。

文章、著述。

配 其貫姓、父、祖、曾祖以上の顯祖。

外祖。

子女。

出嫁の女の夫、外孫、外曾孫の氏名等。

墳墓の有無、失傳、其所在地、坐向、其圖形、碑石、碑文、家狀、行狀、墓誌銘、墓表、陰記等並其撰書の人名。

后、無后者あつぎあるや否や。

代、始祖を一代と稱し、其以下順序を以て代數となす。

族譜には始祖の姓名は之を具書すれど、其始祖以下は姓を書せず。子何某と書するのみ。而して實生子は子某と、養子は繼某と書す。

譜中の女が王后たりしものは女○○と書し、其行最上位に某王后と記す。譜中の男が駙馬(王女の婿)たりし時は、其官職を書き並に、○尙某公主(翁主)と書す。

右は族譜記載の概要にして大體の様式は次の如し。(猶巻頭寫眞版清風(金氏)の族譜を参照せらるべし)

一世	始祖 姓名	二世	子 何某	三世	子 何某	四世	子 何某
	字某 號某		註上同隨記		同上隨記		同上隨記
	某朝干支幾月幾日						
	生于支司馬干支文						

科歷某官何勵止某 官某朝干支幾月幾 日卒特贈某官 諡 某命旌闕有文集幾 卷	○配某封夫人某貫 某氏父某官某祖 某官某曾祖某官 某官某之后干支 幾月幾日卒	○墓某郡某而某里 某坐合耐 墓表 某官某撰某官某 書神道碑某官某 撰某官某書某官 某墓	某王后
女 ○○○○	女婿姓名 某貫人某官 父某官某		

第三節 族譜記載の價值並作譜の弊害

各姓氏の族譜には其記載の正確なる者と否らざるものあり。千年二千年の始祖に遡り記載したるものに、附托等の記載あるは蓋し當然なるべく。却て派譜の年數短かき程正確とすべし。

『紀年見覽』に……新刊奇氏の族譜箕子以後の世序四十一代を列録す。蓋し周の武王己卯箕子始めて國を建つ。漢の惠帝の丁未箕準の馬韓と爲る、合して九百二十九年と爲す。而して今此四十一代を則一千三十六年と爲せり、疑ふ可きの一也。四十一代の中東史は只箕準あり、而して此れには則ち箕否無し、疑ふ可きの二也。且つ三國の中葉以後始めて諡法あり、而して今此列録皆諡號に似たり、疑ふ可きの三也。必ず是れ好事の者、杜撰世を護して刊行の譜牒に載す異むべき也……とあれど此考證も亦前半は史學の上より正しとすべからず。

『燃藜室記述別集』に……孔氏は孔紹を以て始祖と爲す。紹の子は希、希の三子は中郎將孔伯漁、村孔俯、署令孔俶、而して孔伯は即ち李藝の女婿。李藝は即中郎使文化柳仁脩の女婿。文化柳氏嘉靖譜に仁脩の下に孔伯の子孫を載録す、甚だ詳し、以て考

據とすべし。孔頤兄弟は即孔伯の子成吉の子、余今孔譜刊本一冊を見るを得たり。猥雑荒亂擬議するに足る無し、而して孔俯の兄弟に孔伯と孔俶兩人無くして只孔俯と孔億有り。他本孔俯は子孫無し、孔瑞麟は即ち孔俶の曾孫、而して今の譜は孔頤孔順を以て孔俯の曾孫と爲し、俯の下成吉の上に孔達の一世あり。又孔瑞麟を以て孔順の弟、賁の五代の孫と爲す、俶字淑を以て書す。科榜を按するに、頤は世宗丁卯の科、瑞麟は中宗丁卯の科、其間に豈に五代有るの理あらんや。瑞麟は即ち漁村の從曾孫、而して今以て漁村八代の孫と爲す、尤も萬是れ理無し。且つ孔頤是の若く漁村の曾孫ならば、則ち甚だ早達と雖も世宗丁卯已に登科の理あらんや。且つ孔宗周を以て億の曾孫と爲す、宗周は太宗甲午の科、而して其漁村の從曾孫と謂ふ者、尤も説を成さず。是の若き者に急に釐改を爲さざるべからず。而して一に嘉靖柳譜に従ふを正しと爲す……。

とあれど、元來譜書は一家の私記にして、史書に非ず。其編纂は學者史家の手に成りしに非ず。其資料に於て家記、世傳、諺傳等をも採り用ゆるは亦當然なり。一々之を史的地見地より検討批判せば、何れの家譜にも亦云議すべき箇條あるべく。嘗に朝鮮のみならず、支那、日本の古系譜亦皆然りとすべし。

朝鮮の家譜は遠き祖先に多少の附托あり。又爾後の竄入變改ありとするも、一體に其記載正確なりと稱するを得べし。『晝永篇』に……朝鮮の俗至つて稀なる者天下萬世に無き所のものとして、二箇條を擧げある中の一として。士夫の系、明白其内外十世五百十二(此れは已を一として、遡つて十代迄計算也)、而して遡考、皆知れり……とあるは、多少の誇張はあるも、大體は承認し得べし。

其竄入冒稱に付ては、徭役忌避の爲にせしあり。或は兩班の家系たらんとする名聞虛榮心よりせし者もあり。各氏族の族譜中に入らんとし、種々の手段を弄せし者ありしは、左の記述が之を證するものと謂ふべし。

肅宗乙丑持平崔奎瑞の疏に。奸人族譜を冒印し、宗派を移易するの罪を論じ、允を蒙りて法に置く。時に無賴の輩多く、人家の族譜を聚め、若し先世に功蔭あらば、則ち其の名を下端に冒録し、活字を以て印出し、以て軍役を免るゝの地を謀る。禁吏をして搜索せしめて以來は、則ち譜凡そ若干家を聚む。而海州崔氏の譜亦入る。其中奎瑞諸宗の名丁亦六七代を懸録す……と『良齊漫錄』に出づ。

『燃藜室記述補』に……近ごろ奸人あり、錦城林某を冒稱して、偽譜を嶺南に刊出す。錦城の林、平澤の林を以て譜を合し、本と同祖と謂ひ、兄弟分封し、遂に貫を異にすと云

ひ。京中の顯族若干を撮入して派宗を移易し、世代を換改し其祖系を訛して其倫序を亂る者。多くは諸道を遍行し愚氓の姓林なる者を誑誘し賣つて以て生に資す。京中の諸林氏之を覺り、官に呈して査して其人を得、因治分配。列邑に行關して偽譜を收聚して毀ち去つて火に燒く。蓋し近世族譜の弊甚大なり。人皆譜無きを以て慊らずと爲す。郷中に至つて賤人軍役を免かれんとする者必ず賂を行ひて買入す。譜牒の淆亂愈往つて愈甚し。近ごろ閭巷間に人有り、萬姓の譜を聚め家に秘藏す。郷人の祖系を識らずして某族に托せんと欲する者は、來つて重賂を致さば則ち必ず考問せしむ。其中に后無く或は子孫の名稱無き者、名字を換改し世代を按排して之を與ふ。諸家譜中所謂后無くして子孫某地に居る者、修單し以來云々する者皆此類也。是れ姓貫の僻にある者を以て漸く皆顯閥華貫に移托す。此れ豈世道の一大變に非ざらんや。亂倫世を欺く王法の必ず誅する所。而して人以て恠と爲ざるは何ぞ哉……とあり。

近代に於ても微賤より身を起して大官となりし後閥族に假托せし者あり。族譜の刊行に付ても、初めより營利を目的として計劃せられ、發起者先づ宗約所を設け役員を選任し。一族に通文を發して登載希望者を募集し、大人一圓小兒五十錢、未既婚

により分つと云ふ如く、料金を定め申込料を納めし。資料を蒐集して編纂する等、出版業に等しき者あり。其間種々の弊害あり。常民の其同じき姓の者に加入を勸誘し。常民が一躍して兩班の群に入るが如き虚榮心を利用して、若干の出金を徴收し。或は困窮せる末族の者には、割充の金圓を出さ、れば除譜處分を爲すべしと威嚇する等の悪手段を弄し。中には警察事件となりし者も亦少なからず。近代社會の變遷と共に、族譜の書も、其社會的價值を減じて。唯クラシカル的價值を増加するのみとなれり。

第八章 同族部落竝地名と姓氏

朝鮮に於ては祖先を同ふし氏稱を同ふせる同族が、相集團して所謂同族部落を形成せる者甚多し。昭和四年中、本府文書課調査係善生氏の手にて調査したる者左の如し。

△百戸以上集團的同族部落一百三十一

簡所	氏名	同族戸數	同族外戸數
京畿廣州郡 <small>中部面上山谷里 東部山下山谷里</small>	祀溪俞氏	一一三	一四九

京畿安城郡元谷面七谷里元堂里	慶州李氏	一一〇	三〇
忠北報恩郡報恩面鐘谷里	慶州金氏	一八一	一二七
同 沃川郡東二面坪山里坪山	星州李氏	一一七	二六
同 陰城郡陰城面三生里琴三里	丹陽張氏	一〇八	七
同 同 遼南面甫川里	光州潘氏	一〇二	一〇
同 永同郡陽山面柯谷里	仁川李氏	一二〇	二〇
同 鎭川郡文白面九谷里外九里	常山林氏	一〇〇	三五
忠南燕岐郡南面陽化里	扶安林氏	一九三	一五
同 公州郡儀堂面墓城上龍下龍陰谷香村	全州李氏	一四七	一六一
同 扶餘郡扶餘面楮石里柳村里	安東金氏	一二〇	二三
同 同 草村面楸陽里楸洞	全州李氏	一一〇	九
全北全州郡鳳東面新城里九萬里	全州李氏	三一八	五一
同 淳昌郡東溪面鷄尾里	南原楊氏	一七〇	一〇
同 井邑郡古阜面古阜南富長文里	幸州殷氏	二一〇	二〇
同 金堤郡金溝面上新里	仁同張氏	一二九	二五
同 沃溝郡米面新觀里新村	豐壤趙氏	一三八	二〇

全南光州郡林谷面博湖里	濟州梁氏	一〇二	一四
同 高興郡高興面虎東里	高興柳氏	一六二	五〇
同 同 道陽面鳳岩里	慶州金氏	一二〇	二〇
同 同 東江面大江里	礪山宋氏	二四〇	五七
同 靈岩郡靈岩面望湖里望湖亭	慶州李氏	一〇二	二五
同 同 新北面茅山里	文化柳氏	一一九	三〇
同 同 郡西面東鳩林里	朔州崔氏	一三三	一三五
同 同	海州崔氏	一二〇	四〇
同 羅州郡細枝面松堤里松竹	錦城羅氏	一三〇	二〇
同 同 多待面新楓里會津	羅州林氏	一二四	三一
同 同 茶道面楓山里	豐山洪氏	三一四	六九
同 咸平郡月也面月也里	晉州鄭氏	一四〇	四〇
同 同 平陵面草浦里	咸平李氏	一一一	一七
同 同 海保面上谷里波平里	坡平尹氏	一五〇	七
同 珍島郡義新面七田里	密陽朴氏	一三三	一五
同 同 古郡面五山里	昌寧曹氏	一三三	一五

全南濟州島西中面新裕里	濟州梁氏	一四五	一一三
慶北達城郡城北面山格洞一區	達城徐氏	一七〇	一六四
同 城北面西邊洞一區	仁川李氏	一一五	一〇五
同 月背面上仁洞月村	丹陽禹氏	一二〇	六四
同 軍威郡岳溪面大栗洞	岳林洪氏	一一五	九六
同 義興面水北洞	龜山朴氏	一〇二	三二
同 義城郡點谷面沙村洞沙村	安東全氏	一三〇	一二五
同 迎日郡杞溪面縣內洞	月城李氏	一八〇	六九
同 慶州郡江東面良洞里	羅州李氏	一四六	七五
同 慶山郡河陽面釜湖洞	河陽許氏	一〇〇	一九
同 星州郡碧珍面海平洞下樹村	星山呂氏	一〇四	六七
同 志士面甫月洞法山洞	永川崔氏	一五〇	四〇
同 志士面修倫洞倫洞	義城金氏	一二〇	三〇
同 漆谷郡枝川面新洞	廣州李氏	一二〇	四〇
同 開慶郡永順面栗谷里	岳林洪氏	二〇〇	三〇

同 開慶郡山陽面薪田里	開城高氏	一二五	四〇
同 同 山北面書中里	安東權氏	一二〇	四八
同 同 同	安東金氏		
同 同 同	全州李氏	二三六	一三三
同 同 同 大上里, 大下里	長水黃氏	二一九	八七
同 同 同 內化里	潘南朴氏	二一九	八七
同 同 同	宣城金氏	一一三	四一
同 同 同	東萊鄭氏	一〇〇	一八九
同 同 同 醴泉郡豐壤面憂忘里	安東金氏	一一〇	八一
同 同 同 安東郡豐西面素山洞	順天金氏	一〇〇	八一
同 同 同 九潭洞九潭	光山金氏	六〇	
同 同 同	豐山柳氏	一五八	一三二
同 同 同 登南面河回洞河回	義城金氏	一一〇	二五
同 同 同 吉安面禮洞知禮	密陽朴氏	一五六	一六六
同 同 同 清道郡錦川面薪旨洞	同	一二〇	五〇
同 同 同 伊西面水也洞水也	義興丙氏	一一〇	二〇
同 同 同 大田洞			

平南中和郡唐井面廣村里唐村	丹陽李氏	一〇二	一四
同 龍岡郡龍岡面卯山里金村	義城金氏	一一〇	五〇
同 同 吾新面九龍里龍岡	同	一三六	四一
同 平原郡東松面 <small>取子里月峰里</small>	延安車氏	二三〇	六〇
同 安州郡新安州面東七里雲松里	順興安氏	一六六	二一
同 价川郡中南面 <small>松城安村</small>	廣州李氏	一〇二	一
平北龜城郡方規面辨山洞張村	仁同張氏	一〇三	一二
同 同 西山面 <small>立石洞麻梨</small>	光山金氏	一〇〇	一〇
同 泰川郡南面松隅洞松隅	水原白氏	一一三	二〇
同 奉邊郡寧透面龍浦洞金村	慶州金氏	一一〇	五二
同 同 古城面南山洞金村	同	一五〇	一八
同 同 鳳山面龜山洞金村	同	一〇〇	一〇
同 同 獨山面龍興洞車村	延安車氏	一七八	五一
同 博川郡嘉山面龍灘洞龍灘	順天金氏	一三二	一八
同 定州郡葛山面瑞南金村	延安金氏	一二三	一
同 同 德達面德達洞趙村	白川趙氏	一〇〇	四〇

同 同 古邑面新里李村	全州李氏	一九二	五一
同 宜川郡南面 <small>三峰洞連山洞</small>	竹山朴氏	二六〇	三五
同 同 深川面古軍營洞杜茂谷	逸安桂氏	一六〇	一五
同 鐵山郡站面新谷洞新谷	江陵金氏	一〇〇	三四
同 龍川郡府羅面松峴洞背陽申	安東金氏	二六〇	一三〇
同 同 北中面長山	仁同張氏	四五〇	一八〇
同 楚山郡江面龍星洞江谷	平昌李氏	一五〇	三九〇
江原金化郡近南面上沙谷里	奉海朴氏	一〇一	七六
同 伊川郡方丈面龜塘里	蔚山金氏	一二八	九八
同 同 佳麗州里	平山申氏	一〇二	二〇一
咸南定平郡春柳面禾洞里	陽城李氏	一〇七	三
同 永興郡順寧面葛田里	延日鄭氏	一二五	四〇
同 同 億岐面兩灘里	星州裴氏	一四〇	一五
同 高原郡都内面上泗昌里徐村	利川徐氏	一一二	八
同 北青郡揚川面上里昌洞	旌善全氏	一一九	二
同 同 北青面棠浦里金村	慶州金氏	一七〇	三〇



咸北明川郡上零南内浦洞内浦 全州金氏 一〇一 四五
 同 吉州郡東海面石城洞石城村 全州李氏 一三〇 六〇
 同 咸津郡鶴東面荷川洞馬村 長興馬氏 一七二 一〇
 △計一百三十一部落
 △右の外三十戸以上の者一千三百六十三部落
 計一千四百九十四部落
 其數甚だ多しと謂ふべく。是れ他には見られざる社會形態にして、大に攷究を要すべきものなれども。本篇に於ては、單に氏族との關係に於てのみ之を考察するに止むべし。

唯單純なる眼光を以て斯る事象を一瞥すれば、氏族制——廣き意味に於ては——崩壞したる遺跡の殘留なりと觀らるゝ如きも、必ずしも然らざるは、彼人等の當該地に居住したるは、大抵は四五百年より二、三百年の者にして

一 何れも鮮内の他地より來住したる者なること。
 一 其年數に於て二、三百年來の者多く、其大部分は李朝以來の者なること。
 一 皆悉く兩班の一氏族にして庶民のものは一部落も無きこと。

一 其居住せる地名が、氏族の地名とは別なる者多きこと。例之慶州李氏が全南の靈巖に居り、安東金氏が平北の龍川郡内に居るが如し。

一 何れも農業と主とせること。

由是觀之ば國の富力の依然として増加せざるに反比例して、兩班の子孫は繁衍し、其中の僅數が政權の分け前に與かる外は、生存上歸農するより外に撰むべき方途無く。またこれが政争の禍殃より免かるゝ最も安全なる方法なりしにより、其社會的勢力を利用し、團結力を利用し、資本を利用し、合理的に不合理的に、地方の土地を占有せし現象なりと觀られざるにあらず。猶根本的に考ふれば、地理的政治的、社會的、經濟的の種々の原因が、遂に封建制度を發生せしめざりしにより、政治が分科發達せず、古代其俗の姿——占據居住の氏族は交替せしと雖も——を持續せりとも觀察せらる。

また右同族部落の中に僅少の庶孽部落あるは、庶子が嫡子と甚しく劣れる差別待遇を受けしに、平かならずして、別天地を開拓せしものと考へらる。

以上に擧げたる一百三十有一の族村は、平安南道龍岡郡内の金村、平安北道定州郡内の趙村、全羅南道咸平郡内の坡平里(坡平尹氏)等の如き其地名と、集團居住者の氏族名と

一致する者は鮮なくして、一致せざる者大多數なり。眼を轉じて他方現在に残り地名として通用せる氏族の名あるものを觀れば、左の如く多數のものあり。

姓氏的地名一覽總督府文書課調査係の調査に依る

- △朴 朴哥洞。朴洞里。朴丁里。朴浦里。大朴里。朴氏堡里。朴洞。小朴里。朴金里。南朴里。朴井洞。朴哥堡。朴氏堡。
- △孫 孫可洞。孫可亭。
- △張 張村洞。張哥洞。
- △洪 洪村。洪海村。洪姓坪。洪洞。
- △盧 盧村。
- △崔 崔哥嶺。崔哥洞。崔村。
- △安 安村。安洞。安哥洞。
- △韓 韓村。韓哥洞。
- △車 車村。車哥里。車洞里。車村洞。車哥坪。
- △康 康村。

- △鄭 鄭村。
- △徐 徐村。
- △郭 郭村。
- △金 金氏洞。金村。
- △羅 羅村。
- △趙 趙哥洞。趙村洞。趙氏洞。趙村。
- △李 李村洞。李村。李氏洞。
- △全 全村。
- △梁 梁村里。梁村。
- △閔 閔村。閔哥洞。
- △嚴 嚴氏洞。
- △王 王哥洞。
- △禹 禹哥洞。
- △黃 黃哥洞。黃村。
- △魚 魚哥洞。魚村。



- △卞 卞哥洞。
- △宋 大宋哥谷。小宋哥谷。宋哥洞。宋村。宋洞。
- △姜 姜哥洞。姜子洞。姜村。
- △許 許村。許哥洞。
- △劉 劉村。劉氏洞。
- △楊 楊哥洞。
- △裴 裴洞。
- △申 申村。
- △吳 吳村。吳哥洞。
- △白 白哥洞。白洞里。
- △沈 沈哥洞。
- △高 高哥洞。
- △蔡 蔡村。
- △任 任村。
- △俞 俞村洞。

- △朱 朱村洞。
- △陳 陳村。

(註) 哥は唐代に於て父の代名詞にも用ひられ。又兄にも用ひられ。後には親友の間にも用ひらる。朝鮮に於て李哥金哥等稱するは李氏金氏と同一の意味にして。哥は氏よりは一段低き俗味を帯べる語又親しみの語として使用さる。

右に掲げたる者は、現在に於て其名の姓氏が集團的に居住せざる者多し。右の名の起りを悉く集團居住に基くものとは斷ずるを得ず、或は勢力ありし一二の者の名を取りたるものあるべく、或は滿洲の鄭家屯、劉家屯の如く其地の草分則最初の移住者の名を取りたるものもあるべきも。大部分は舊の集團氏族の名残なるべし。猶右に掲げたる外に、昔前項同一様式の地名ありて、今改名せられたる地も鮮なからず。是を内地と比較するに、昔の藤原、安倍、紀、菅原等の類皆地名に姓を取り。現在の氏も大部分地名に取れる者多きとは。全く反對の現象にして。氏族が地理的名称を壓倒せりとも謂ふべく。如何に氏族の力強かりし一證左と觀るを得べし。

編外餘説

第一章 姓名氏族に關する 觀念の近代的趨向

近代の朝鮮に於ける政治的、社會的、經濟的の一大變動は、漸次舊慣因襲を打破して更生の途をたどりつゝあり。本項の如きも亦是が例外たる能はずして、其風習次第に變せんとするの動向あり。是を具體的に示せば左に列擧する如きものあるを觀る。

(一) 氏族觀念甚しく稀薄となれり。其原因は政治上の特權消失、庶民の擡頭並近代思想の瀾蕩に因るものにして。現在に於ける氏族の社會的價值とも觀るべきものは、因襲的評價の惰力としての殘存觀念、由緒に因る家門の主觀的自尊心、唯單に上流社會としての現實の存在、及傳統の練磨による高尚なる風格の社會的承認等を擧げ得べし。

其結果は本貫たる何々何氏を云爲する風の衰退となれり。族譜が古書肆の店頭

に現はれ、また其刊行の止絶等は、その趨勢の現はれなるべし。

(二) 姓名に關する風習も亦一變して、下に列記する如き者あるを觀る。

- 一 冠體の廢止と戶籍法による出生届出の規定により、冠名兒名の別を無くし、字を作るの風廢りたること。
 - 二 人名に拘はること昔日の如くならず、縦系、横系の族系的人名を命ずるの風甚しく減少し、漸く廢れんとせること。女子名の如きは、内地流に何子と稱するが如く、京城に於ては一般の風とならんとせること。
 - 三 各家皆門標を掲ぐるの風を成し、亦昔日の如く隣人の名を知らざるが如き事無く、總て人の姓名の社會的進出と使用價値の増大、普遍を見るに至り、諱名思想廢れて、父祖の名を口にすることを避くる事無く、小學の兒童なら公然父名を言ふに至りしこと。
 - 四 教育の普及により、庶民が在來式土名とも謂ふべき第六章一節より六節迄に掲げたる如き命名廢れんとせること。
- 等を擧げ得べく、兩班階級の中には父の命じたる舊式の名に慊らずして、之を個性あるものに改めんとする希望を有する者もあり、一層思想の進歩せる者には舊姓に

嫌惡の感情を懷き、隨意に新姓を造らんとせる考慮を抱懷せる者もあり。其思想の基く所は嶄新を好むが如き輕薄に非ずして、新人として更生すべく、渾て因襲より脱却せんとする感情に妨げありとするもの也。一面には名門が其姓氏に執着せる者あり、他面また如上の如き者もある事を知るべく、若し法令の規定の沮止無くば、舊來の因襲定型を脱したる新姓、續々として出現するに至るべし。

第二章 社會性より見たる朝鮮の姓名

人の姓名の必要は、聲音による稱呼と、其稱呼を文字に表現したる記載に依り。之を他と識別することの有効價値に存す。故に姓名は専ら自己の爲め、一族の爲め、又は家庭の爲のみの存在に非ずして、社會上の存在を以て其生命とせざるべからず。昔時に於て、兩班は一族を單位として、國家の中に別に各一小天地を造り、以て其社會性を甚しく薄からしめ。庶民は自己を社會の一員として主張する人格を認められず。加之總て人の社會的活動範圍の甚だ狭少なりし時代は、措て問はず。苟くも今日の如く階級を論せず、人各々社會の一員として立ち。其社會面に於ける活動範圍著しく擴張し。随つて人の姓名の社會的必要價値増大せる時代に於ては、舊様式

の姓名は今日の時勢と適合せざるもの少なからず。其中最も不便不都合なるは同姓同名の甚多きこと是なり。

朝鮮の姓の現在數僅かに約三百二十六之れを現在の人口二千七十九萬人にて除せば、一姓平均約六萬三千餘人となる。而して其三百二十六姓の中、金、李、崔等の如き最も多き姓は、一姓三四十萬人に超ゆるものあるべく。又一方名に於ても、兩班式冠名と土俗式の名とを論せず、一種の型に限定せられて、同名甚多き結果は、姓と名の組み合せによる數學上より見て、同姓同名の多數を生ずるは必然の理なり。故に如何なる地方に於ても、一箇面内に必ず同姓同名者の何十幾組かを存せざる無く。人口の多き都會地に至つては一層甚し。一昨年京城府財務課中村氏の京城府現在戸主に付て調べたるものを見るに、左記の如く多數に上れり。戸主に限らず、全人口の二人以上の同姓同名を調査すれば、更に驚くべき多數に上るや必せり。

同姓同名の戸主二十戸以上に達せるもの。(京城府)

△金召史	八八	△金姓女	八六	△金貞淑	六九
△李召史	六九	△金春植	五二	△金元植	五一
△金恩植	五〇	△金永植	四一	△李春植	三七

△李貞淑	三七	△李元植	三三	△李元根	三〇
△朴貞淑	二七	△金相俊	二六	△金弘植	二六
△金相玉	二六	△金明洙	二六	△朴春植	二六
△李鍾元	二六	△金鍾植	二五	△金德順	二四
△金英培	二四	△金龍雲	二三	△金泰植	二三
△金興植	二三	△李永根	二三	△金仁植	二三
△李壽福	二三	△李思根	二三	△金俊植	二三
△金東煥	二二	△金東洙	二二	△李鍾泰	二二
△金恩根	二二	△李恩植	二一	△李淑子	二一
△李鍾國	二一	△金淑子	二一	△金聖培	二一
△金德根	二〇	△金東植	二〇	△金英淑	二〇
△李春三	二〇	△金明植	二〇	△金仁煥	二〇
△金明煥	二〇	△朴永植	二〇	△金明玉	二〇

右の如く同姓同名の者甚しく多きは、他人との識別稱呼たる姓名の本質を失へるものと謂ふべく。郵便の配達納税告知裁判警察其他官公署の呼出等の公事は無論

私交上に於ても種々の不便を來し。姓名本來の使命に障礙を生ずること甚多きは、常に當該者の困却より聞知する所なり。濟州島に於ては大正年代、右の不便を除くべく、戸主の同姓同名の者は其里内を限りて悉く諱して改名せしめし事ありたり。

次にまた口稱の場合に於ても、同姓同名のみならず、同音の姓名甚多く、或場合には姓の□は何の字、名の□は何の字と云ふ如くに、説明を要する場合少なからずして、記憶に不便なることも、亦一の缺點なりとせざるべからず。

將來に於ては名門を除き餘りに姓に執着せざる士人庶民に於て、因襲の殻皮を脱して社會の情勢に應ずべく、新様の姓名を以てするの事、假定せず。其原因は上に述べたる如き、實用不便の點より出發するものなるを豫言するを得べし。

併合の直後内地式氏名に改名せし者ありしを、行政の苦心により之を禁じたること、昔し奈良朝の年代、甲斐信濃に住せし歸化朝鮮の人々、其姓名を日本式に改めんことを申請し——之を許さぬ賜姓ありし事等は、姓名の様式變更の歴史上大に參考となる事項なるべし。

(終)



昭和九年十一月十五日 印刷
昭和九年十二月二十日 發行

朝鮮總督府中樞院

京城府蓬萊町三丁目六十二番地

印刷所 朝鮮印刷株式會社

琅邪代辭編 洪景胤曰く。姓氏の書謬誤多し。
唐の貞觀氏族志の如き今已に其本を亡くす。元
和姓纂譌妄最も多し。國朝姓源圖譜又笑ふべし
となす……

夏山雜談 姓氏を失したる人は藤原を稱すべし。
民間凡草に至りても。辨別處別譜書の三姓にも
るゝ人はあらざる也。世におちぶれて先祖の氏
を知らざるは多し。かゝる人もし氏を稱せずし
て叶はぬ事あらば藤原氏をおして稱しては難な
かるべきにや。